

2017 年度博士学位論文

学校運動部活動における体罰の発生要因に関する研究

指導教員 松尾哲矢 教授

副指導教員 濁川孝志 教授

副指導教員 大石和男 教授

立教大学大学院

コミュニティ福祉学研究科

コミュニティ福祉学専攻博士課程 後期課程

14WD002E 村本宗太郎

博士論文目次

序 本研究の動機および背景と全体構成	…4
第1章 学校運動部活動における体罰問題の所在と先行研究の検討	
第1節 運動部における体罰問題の捉え方	…8
第2節 体罰問題に関する先行研究の検討	…11
第3節 本研究の目的と研究の位置づけ	…20
第2章 分析枠組の提示—学校運動部における体罰とその発生要因—	
第1節 スポーツと暴力との親和性	…22
第2節 学校教育における懲戒と体罰の関係	…24
第3節 司法界と教育界における懲戒と体罰の判断基準の揺らぎ	…25
第4節 運動部における体罰を受容する指導者の神格化と運動部集団の特性	…27
第5節 本研究における分析枠組の提示	…30
第3章 司法界判断からみる体罰判断基準の揺らぎ	
第1節 1955年大阪高等裁判所判決とその影響	…33
第2節 1981年東京高等裁判所判決とその影響	…35
第3節 1990年浦和地方裁判所判決とその影響	…36
第4節 2009年最高裁判所判決とその影響	…38
第5節 戦後以降の裁判例からみた体罰問題に対する司法の態度	…39
第4章 運動部における体罰に関する裁判例研究	
第1節 本章の研究目的	…42
第2節 運動部における体罰に関する裁判例の調査概要および結果	…42
第3節 裁判例からみられる運動部における体罰の特徴	…46
第4節 運動部における体罰の特徴と発生要因	…48
第5節 裁判例からみられた運動部における体罰の特徴と発生要因	…52
第5章 省庁からの通知・通達の検討から見た体罰問題に対する教育判断	
第1節 体罰問題に対する教育判断の概要	…55
第2節 体罰に関する法令および通知・通達の歴史の変遷	…55
第3節 体罰問題に関する司法判断と教育判断の関係性	…58
第4節 体罰の判断基準の揺らぎに関する教育判断	…64

第6章	高校時に運動部に所属経験を有する大学運動部所属学生における高校時の被体罰経験と指導者および運動部空間に対する意識	
第1節	分析視点	…67
第2節	調査概要	…68
第3節	運動部における体罰状況および意識	…71
第4節	運動部空間認識	…77
第5節	指導者に対する意識および行動	…79
第6節	被体罰経験の有無と項目間の検討	…83
第7節	大学体育会に所属している運動部員を対象とした調査結果からみた運動部空間の特徴と指導者の立場の強化に関する考察	…92
第7章	高校時にバレーボール部に所属経験を有する大学バレーボール部員における高校時の被体罰経験と体罰の捉え方、指導および指導者に対する意識	
第1節	分析視点	…96
第2節	調査概要	…96
第3節	性別と競技レベルからみた体罰に関する意識	…99
第4節	運動部満足度およびスポーツ観	…102
第5節	指導者および指導に関する項目	…104
第6節	部員による体罰の捉え方と項目間の関係	…109
第7節	運動部員の体罰の捉え方と部員の集団特性	…118
第8章	高校バレーボール部指導者における体罰経験、指導および体罰に関する意識	
第1節	分析視点	…121
第2節	調査概要	…122
第3節	調査結果および内容の考察	…123
第4節	体罰に関する意識・行動	…132
第5節	指導者の神格化と体罰	…141
第9章	運動部における体罰発生の要因検討	
第1節	運動部外部における懲戒と体罰の判断基準の揺らぎによる影響	…146
第2節	運動部内における体罰の指導の一環化	…147
第3節	指導者の神格化と身内化の成立	…155
第4節	運動部内における体罰を指導の一環として捉える背景	…160
第5節	運動部における体罰発生の要因	…166

結語	スポーツ界の課題と今後の研究課題	
第1節	本研究の概要と結論	…170
第2節	運動部での体罰をこえて—スポーツ界の課題	…173
第3節	本研究の限界と今後の研究課題	…175
引用参考文献一覧		…178
参考資料1	「学校運動部活動における活動状況及び体罰に関する調査」調査用紙	…201
参考資料2	「過去の運動部活動における体罰及び指導に関する調査」調査用紙	…208
参考資料3	「学校運動部活動における指導意識及び指導活動に関する調査」調査用紙	…217
謝辞		…226

序 本研究の動機および背景と全体構成

我が国の中学校や高等学校（以下「高校」とする）における学校運動部活動（以下「運動部」とする）は、多くの生徒が日常的にスポーツに親しむことができる、我が国における青少年スポーツの中心的な存在であるといえる。しかし、運動部は有益な面を持つ一方で、多くの問題を抱えており、その問題の一つとして体罰問題を挙げることができる。

運動部における体罰問題は毎年発生しており、2012年12月には指導者からの体罰が原因となり、バスケットボール部に所属していた高校生が自殺するという非常に痛ましい事件が発生し社会的な注目を集めた。当該事件においても、これまでの運動部における体罰問題発生後と同様の反応がみられた。すなわち、体罰問題の当事者である指導者や部員、問題を起こした部活動に対して処分を下すことによって問題の解決とすることである。このことを換言すれば、これまでの運動部における体罰問題では、部員や指導者ら問題当事者ばかりに問題の所在を求め、運動部において体罰が繰り返される背景や構造に着目してきたとは言い難いといえるのでなかろうか。

そこで本論では、運動部における体罰問題に対して、運動部の部員および指導者ら運動部当事者に対する視点ばかりではなく、体罰問題を取り巻く様相や、体罰発生に影響を与える要因、体罰発生に係る運動部の構造に着目し、内容の考察を行うことで、運動部における体罰問題発生の要因を検討することを目的として論を進めることとする。運動部における体罰問題の根本的な解決を目指すことは、日本の青少年の健全な人格形成や教育のため、引いては日本スポーツ発展のためにも重要な課題であるといえよう。そのためには、体罰発生の要因を運動部当事者だけに求めるのではなく、運動部で何故体罰が発生してしまうのかという、問題発生の背景と構造の解明が求められる。

体罰問題以外にも多くの問題が存在している運動部において、本論で特に体罰問題に着目した理由としては、これまでに指摘したように、体罰の発生が続く現状に対して、当事者だけに問題の所在を求めてしまう状況に変化があまりみられないこと、および筆者自身が中学校および高校時代に所属していた運動部や、練習試合や大会などで参加したスポーツの現場において、指導者による非常に激しい体罰を目撃した経験があることに関係する。幸いにも筆者は中学校期、高校期の運動部において体罰を受けたことはなかった。しかし、「スポーツにおいてミスをする可能性が高いのにも拘わらず、なぜプレーが指導者の思い通りにいかないという理由だけで、部員が激しい暴力を加えられなければならないのか」という強い疑問を筆者が抱いていたことに関しては鮮明に記憶している。このような自身の経験も今回、運動部における体罰問題に着目することになった動機の1つである。

次に、本論における各章の概要を示し、本論文全体の構成について論じる。

第1章では、「学校運動部活動における体罰問題の所在と先行研究の検討」として、我が国における運動部の意義と、運動部における体罰問題の現状と課題、体罰問題に関する先行研究について検討する。先行研究の検討では、体育学的な視点から、文献の検討や指導

経験に基づいた研究、主に大学生を対象として実施した体罰に関する調査の結果に基づいた研究、学校教育内における体罰に関して法学的な視点からの先行研究についてそれぞれ検討を行う。これらの内容を踏まえ、運動部内における体罰問題に対する本論の目的と社会的意義について論じる。

第2章では、「分析枠組の提示—学校運動部における体罰とその発生要因—」として、本研究全体における分析枠組の提示とそれに係る内容について論じる。まず、スポーツと暴力という点について、ノルベルト・エリアスの「スポーツと暴力の関係」における、スポーツと暴力の間にある親和性について論じ、それでもスポーツと暴力の親和性だけでは説明できない、運動部における体罰について論じる限界について指摘する。次に、学校教育法との関連で、法令上における懲戒と体罰の関係について論じたうえで、司法界における体罰の扱われ方と、本研究における視点として「懲戒と体罰の揺らぎ」に着目し、この現象が運動部における体罰発生の一要因となる可能性について論じる。懲戒と体罰の教育界における扱われ方について、関連する各省庁の体罰禁止の態度に着目しながら、教育界が司法界から影響を一部受けている可能性について言及する。そのうえで運動部内部に着目し、運動部当時者である部員も指導者も、実は体罰という行為を意識していない状況になっている可能性について言及する。ここでは、研究の視点として、学校運動部内で成立していると考えられる「指導者の神格化」という状況とそのプロセスについて、マックス・ウェーバーの支配の諸類型に基づいて指導者による支配という点から説明する。これらの内容をすべて含めた内容を、本研究における分析枠組として提示する。

第3章では、「司法界判断からみる体罰判断基準の揺らぎ」として、学校教育における体罰が問題となった裁判に関する概要について論じる。本章では、学校教育法における懲戒と体罰の関係および、懲戒と体罰の判断に関して司法判断が異なる裁判例に着目して検討を行う。具体的な裁判例を検討することを通じて示唆された、「懲戒と体罰の判断基準の揺らぎ」という状況に着目し、これまでの裁判における体罰と懲戒という視点での司法判断の特徴について論じる。

第4章では、「運動部における体罰に関する裁判例研究」として、学校教育の中でも、特に運動部において発生した体罰が問題となった裁判に着目し、運動部で特徴的にみられた体罰発生に係る要因について論じる。まず、運動部における体罰の裁判に関する概要として、運動部での体罰が関連し、判例としてデータベース化された重要な裁判に着目し、裁判例調査に基づいた運動部における体罰の特徴について検討を行う。複数の判例データベース調査から得られた運動部における裁判例での、裁判の中で明らかにされた内容や証言等を基に、運動部においてみられる体罰の特徴と発生要因について検討を行う。

第5章では、「省庁からの通知・通達の検討から見た体罰問題に対する教育判断」として、体罰問題に対する教育界判断として提示された、関連省庁からの通知・通達に着目し、教育界判断としての体罰に対する状況に関して検討を行う。まず、戦後に出された体罰に関する通知・通達の歴史的変遷および、その内容について検討する。次に、第3章および第4

章において検討した裁判に基づく司法界の動向と、通知・通達に基づく教育界との関連性について検討する。

第6章では、「高校時に運動部に所属経験を有する大学運動部所属学生における高校時の被体罰経験と指導者および運動部空間に対する意識」として、大学体育会に所属する大学生に対して実施したアンケート調査の結果に基づき、主に「学校教育空間からの運動部空間の乖離」と「運動部における指導者の立場の強化」という視点から、運動部とは、学校部活動の中でもスポーツが持つ暴力性が誘発されやすい場所であり、通常の授業のような正課教育から乖離した場所に位置する存在になっていることも相まって、指導者の自由な裁量と権限および立場が、学校教育の中で相対的に拡大、強化されていることについて検討する。

第7章では、「高校時にバレーボール部に所属経験を有する大学バレーボール部員における高校時の被体罰経験と体罰の捉え方、指導および指導者に対する意識」として、大学バレーボール部に所属する大学生に対するアンケート調査の結果について、高校時の被体罰経験と体罰の捉え方、指導および指導者に対する意識に着目して体罰の発生要因について検討する。なかでも、体罰を受容する運動部内部の様相について、部員が指導者による体罰を「指導の一環として捉えているのか」、「文字通り罰として捉えているのか」という視点から検討する。

第8章では、「高校バレーボール部指導者における体罰経験、指導および体罰に関する意識」として、高校バレーボール部の指導者に対するアンケート調査の結果について、運動部内において、指導者の権限が強化され、指導者の指導が絶対的すべてを受け入れることを当然とする認識や行動である状況の成立に関して、指導者の部員に対する体罰実施経験の有無による指導者群の違いに着目し、運動部における体罰の実態と指導者の指導経験、スポーツ及び指導意識、部員との関係性を中心にその規定要因を明らかにする。

第9章では、「運動部における体罰発生の要因検討」として、これまでの研究結果をまとめながら、研究目的として提示した、体罰が受容される運動部の構造、および運動部における体罰の発生要因について考察する。まず、分析枠組で提示したマクロな視点から、運動部外部から影響を与える司法界と教育界における懲戒と体罰の判断基準の揺らぎに着目し、体罰問題に対する判断基準の揺らぎの影響に着目する。次に、分析枠組で提示したミクロな視点から、体罰発生に係る運動部内部での部員と指導者の関係に関し、運動部における指導者による体罰が指導の一環として捉えられる様相を体罰の指導の一環化として検討する。さらに、運動部における指導者の指導が絶対的で、すべてを受け入れることを当然とする認識や行動を指導者の神格化として検討する。以上の内容を踏まえ、研究全体の結論としての、体罰が受容される運動部の構造および、運動部における体罰発生の諸要因を明らかにする。

結語では、「スポーツ界の課題と今後の研究課題」として、本論で論じてきた研究の概要と結論および、運動部における体罰問題に対するスポーツ界の課題と今後の研究課題につ

いて論じる。スポーツ界の課題では、運動部における体罰問題と関連した、我が国におけるスポーツと暴力の問題への取り組みとその課題、および運動部における体罰の根絶に向けた具体的方策について論じる。

第1章 学校運動部活動における体罰問題の所在と先行研究の検討

第1節 運動部における体罰問題の捉え方

我が国の中学校や高校における運動部活動は、多くの生徒が日常的にスポーツに親しむことができる、我が国の青少年スポーツの中心的な役割を担っており、中学校では6割以上、高校では約4割の生徒が運動部に所属しながら日常的にスポーツ活動を行っている（スポーツ庁、2017）。

運動部について、文部科学省は、「我が国の文教施策」（文部科学省、1998）の中で、「運動部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心を持つ同好の児童・生徒が、教員等の指導の下に、自発的・自主的にスポーツを行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している」（下線は筆者による加筆。以下、断りが無い限り同じ）と論じ、児童・生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わい、また学校生活を豊かにする場であると提示している。また同省は、「運動部活動は生徒のスポーツ活動と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼感をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながるものである」とも指摘しており、運動部の活動への参加が、児童・生徒の人間形成や学校生活に対する好影響、あるいは学校の一体感の醸成といった、学校生活に対する高い有用性について論じている。

以上の内容に加え、運動部の有用性について、内海（1998）は、部活動が果たしている役割として、「人間形成・学校生活・スポーツ普及・地域家庭の活性化」を挙げ、人間形成やスポーツに親しむ内容等について論じており、岡（2014）は、新学習指導要領に触れながら、「部活動は『スポーツや文化及び化学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること』と明記されている。特に、運動部活動は学校教育の中でもその意義が十分に認められており、これまでわが国のスポーツを支える基盤として機能してきたといっても過言ではない」（岡、2014、p.223）と論じている。

しかし、運動部という存在は、以上の指摘にみられるように、学校生活への有益な側面があるとされる一方で、様々な問題点も指摘されている。これまでに指摘されている運動部の問題点として多々納（1992）は、「部活の問題点としては、過度の勝利主義、過剰な練習、専制的人間関係とそれに伴う体罰・シゴキ、完結的な選手養成、また生涯スポーツとの非連続性等々が一般にあげられ」（多々納、1992、p.25）ることを指摘している。また近年では、以上にみられる問題以外にも部員のバーンアウト現象や、運動部指導に関わる教員の過剰労働問題も指摘されている。そのような運動部における問題の中でも代表的な問題の1つとして運動部指導者から部員に対する体罰問題を挙げるができる。

運動部における体罰問題は、運動部の練習中や試合中に、運動部指導者から部員に対して行われる、運動部における暴力問題である。体罰問題は毎年発生しているが、すべての問題が表面化し問題視されないほど、運動部において蔓延している問題である。これまで実際に体罰問題が表面化することで、その度に競技団体やマスメディアによって取り上げられ問題視されてきた。しかし、これまでの体罰問題発生後の対応としては、競技団体は、体罰行為を行った指導者や、体罰問題が発生した運動部に対して期限を設けた活動停止処分を下す対応が多くの場合でみられた。換言すると、これまでは体罰問題が発生すると、直接的な問題当事者である指導者や部に対して処分を下すことで問題を終結させるのが一般的な対応であったといえる。

また、運動部における体罰問題発生後のマスメディアの対応としては、体罰問題に対して、直接的な当事者である部員と指導者ら、運動部当事者の関係に焦点を当てたうえで、当事者間の信頼関係や、学校教育における体罰行為の善悪に着目して議論が進められることが多く、問題発生後は大きく注目されるものの、問題解決に向けた継続的な議論が行われることはほとんどなかったといえる。

運動部における体罰について、以上のような対応が一般的であった中で、2012（平成 24）年 12 月に、大阪府の大阪市立桜宮高校男子バスケットボール部において、運動部指導者による運動部の活動中における執拗な体罰を理由として、主将であった男子生徒が自殺するという事件が発生した。この事件は、これまでに発生していた運動部における体罰問題とは異なる対応および、社会的に非常に強い影響を与えた事件であったといえる。具体的には、これまでに体罰問題発生後の議論でみられた体罰の善悪についてはほとんど議論の対象とならず、学校教育において体罰を行うことは許されないとする論調がほとんどであった。また、指導者による非常に苛烈な体罰が注目され、運動部における体罰の実態把握を行うマスメディアが多くみられた。さらに、学校教育の監督省庁である文部科学省は、体罰問題に対する対応として通知を出し、学校教育において体罰を行うことが許されないことを改めて提示した。

この事件と同時期に、柔道の女子日本代表でも、監督による日常的な暴力やセクシュアル・ハラスメントが行われていたことが明らかになり、日本のスポーツ界における暴力問題に対する厳しい対応を求める機運が高まった。

桜宮高校での事件翌年である 2013（平成 25）年には、公益財団法人日本体育協会を中心として、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」（2013）が発表され、スポーツ界からの暴力の根絶が宣言された。同宣言の中では、「我が国のスポーツ界においては、スポーツの価値を著しく冒涇（ぼうとく）し、スポーツの使命を破壊する暴力行為が顕在化している現実がある。暴力行為がスポーツを行う者の人権を侵害し、スポーツ愛好者を減少させ、さらにはスポーツの透明性、公正さや公平をむしろむしむことは自明である。スポーツにおける暴力行為は、人間の尊厳を否定し、指導者とスポーツを行う者、スポーツを行う者相互の信頼関係を根こそぎ崩壊させ、スポーツそのものの存立を否定する、誠に恥ずべき行為

である」(日本体育協会他、2013)として、我が国のスポーツ界における暴力の存在について改めて言及した。そのうえで、「これまで、我が国のスポーツ界において、暴力行為を根絶しようとする取組が行われなかったわけではない。しかし、それらの取組が十分であったとは言い難い。本宣言は、これまでの強い反省に立ち、我が国のスポーツ界が抱えてきた暴力行為の事実を直視し、強固な意志を持って、いかなる暴力行為とも決別する決意を示すものである」(2013)として、スポーツ界の暴力について、「暴力行為の事実を直視し、強固な意志を持って、いかなる暴力行為とも決別する決意を示す」ことが宣言された。

しかし、このような宣言が出されたのにも拘わらず、2013年以降も運動部における体罰問題は一向に後を絶たない(読売新聞、2015、朝日新聞、2017等)。運動部への参加に関し、現行の高等学校学習指導要領では、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」(文部科学省、2009)と位置づけられており、それは本来生徒の自主性、自発性による活動であるとされ、指導者による暴力が発生する余地はないように考えられる。加えて、学校教育内における体罰は、学校教育法第11条で禁止が明文化されており、「校長および教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒および学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」(学校教育法第11条)とされている。

このような法の定めがあるにもかかわらず、学校教育、および学校内での活動である運動部における体罰の発生は後を絶たない。運動部における体罰が後を絶たない一因として、まず体罰問題の責任や所在を運動部の当事者ばかりに求め、運動部における体罰の発生機序や、体罰発生の変因に関する検討の不十分さが考えられる。これに加えて、運動部における体罰の根絶を目指すうえでは、問題当事者の性格のような個人的な資質ばかりに問題の所在を求めるのではなく、運動部内における体罰が批判されながらも根絶することなく、発生し続ける構造的な変因を求める必要性があると考えられる。この点について、多々納(1992)は、「上記の問題の多くは、体育教師自身の個人的資質や考え方に起因するものとみなされがちであるが、それ以前にこのような問題は、従来の教育・スポーツ体制のあり方に由来する構造的な理由によるものであるということである」(多々納、1992、p.25)とし、運動部における問題発生について、構造的な理由があることについて指摘している。この体罰発生と構造的な理由について菊(2017)は、スポーツ界における暴力、体罰を克服していくためには、「当事者への注意喚起や意識の改善だけに注目するだけでは不十分」(菊、2017、p.120)であり、「当事者が問題を引き起こす環境やしぐみを十分に理解し、スポーツの歴史社会的な性格と、それが社会的に存在し受け入れられる理由や背景を知っておく必要がある」(菊、2017、p.120)とし、体罰問題を引き起こす構造を理解する重要性を指摘している。加えて、アーロン・ミラー(2013)は体罰の研究に関して、「体罰の研究は、普遍的で世界的な定義に基づくよりも、個人的、社会文化的な文脈をもつ事象を基礎に据えて進めなければならない」(ミラー、2013、p.157)とし、体罰問題について、個々の社会文化的単位で検討する必要性を指摘している。

以上の指摘にみられるように、日本の学校教育の中でも特に運動部における体罰問題について、体罰発生の要因を部員や指導者らの当事者ばかりに求めるのではなく、「運動部でなぜ体罰が発生するか」という背景と構造に着目し、「スポーツ体制のあり方に由来する構造的な理由」に対する検討を行い、体罰の発生要因について明らかにすることは重要な課題であるといえよう。

第2節 体罰問題に関する先行研究の検討

次に、体育やスポーツにおける体罰問題に関してこれまでに行われてきた先行研究について概観する。これまでの体罰問題に関する先行研究について大別すると、1) 体育学的な視点から、文献的な検討および学校教育現場における指導経験等から論じられた理論的アプローチによる研究、2) 運動部の部員や、教員を志望する大学生を主な調査対象として実施された社会調査の結果に基づく実証的アプローチによる研究、3) 体罰に関連する裁判結果の検討や、教員の権利に関する検討を主に行った法学的研究に分けることができよう。

1) 体育学的視点に基づく理論的アプローチに対する検討

そこでまず体育学的な視点から、理論的にアプローチされた研究について概観する。

運動部における体罰問題に対して理論的にアプローチした研究を大別すると、①運動部の集団特性に着目して検討された研究、②学校教育における体罰行為という視点から検討された研究、③スポーツと暴力という視点から検討された研究、④運動部の教育的・スポーツ的構造と体罰という視点から検討された研究、等を挙げることができる。そこで、それぞれの研究について概観する。

①運動部の集団特性に着目して検討された研究

まず、運動部における体罰問題に関して、運動部の集団特性に着目した先行研究として、例えば城丸（1980）は運動部と体罰との関係で、運動部内における主将とその他部員、先輩と後輩等の部員同士の関係性、運動部の運営等に着目し、軍隊における隷属ともいえる人間関係の模倣として運動部内の封建的な集団特性と上下関係的集団特性を挙げている。運動部内における封建的な上下関係に関連して山本（1986）は、運動部内の先輩・後輩という年齢基盤の関係に着目し、運動部の集団について、絶対的服従の態度を要求している点に言及しており、江森（2013）は、「運動部の体罰は、反抗や反発が許されない上下関係の中で、『安心して』行われる特徴がある」（江森、2013、p.11）と指摘している。運動部内の集団主義と関連して友添（2013）は、運動部にみられる集団主義や排他的集団特性に体罰発生 of 要因を見出している。また高橋（2013）は、運動部集団の凝集性に着目し、運動部内における指導者から部員への体罰は、運動部集団の凝集性を高めるとともに、集団内の秩序維持を図る手段であると指摘している。さらに梅澤（2014）は、体罰の発生に関

して、部の勝利と体罰の容認という点に着目し、部活動の名門校とされる運動部集団では、体罰の報酬として部の勝利が存在し、体罰の結果得られた勝利が、部員と保護者の運動部への帰属意識を強化することにつながるとしている。この体罰から勝利、勝利から帰属意識の強化へと至る過程においては、指導者から選手への一方的な体罰が行われるわけではなく、選手自身もその過程に積極的に関与し、指導者が選手や保護者を支配する集団の関係性構築に寄与していることを論じている。

②学校教育における体罰行為という視点から検討された研究

学校教育における体罰行為という視点から検討された研究として、体罰と教員の担当する教科との特性に着目した坂本（1996）は、運動部顧問を務めることが多いとされる体育科の教員は、教科の特性上、生徒とのスキンシップの機会や関係性が強くなることで体罰行為におよびやすいことに言及している。また体罰と学校教育内における教員の権威性に着目した田中（1996）は、学校内における体罰の発生に関し、「権威という鎧を身につけない権力者（教師）によって体罰は引き起こされるのであり、権威は人格や感情の問題として現れてくる。権威の確立が曖昧な限り、体罰はモグラたたきの連続である」（田中、1996、p.26）とし、生徒が教師についていきたいとする権威が確立しない場合、体罰を惹起しやすいことを指摘している。また、神谷（2014、2015）は、体罰の発生に関して、学校制度の歴史的経緯に着目し、運動部が学校教育の中における生徒指導の場として成立し、教員に生徒指導の役割が付与されること、運動部における生徒指導が教員評価に関与していることが、運動部での体罰を惹起しやすくすることについて指摘している。

③スポーツと暴力という視点から検討された研究

スポーツと暴力という視点から検討された研究として、渡辺（2014）は、スポーツと暴力の関係について、スポーツが近代化により非暴力化してゆくのに反して、日本ではスポーツの名の下に暴力化していったこと、運動部における体罰に関し、「学校のチームが勝利という目先の利得のために体罰を合理化した」（渡辺、2014、p.2）として、運動部における勝利を求める意識と体罰の発生について指摘している。また奥村（2017）は、ノルベルト・エリアスが論じた「スポーツする身体」がスポーツ指導場面におけるダブル・バインドの中に位置づき、それが暴力と関連しているのではないかという論を展開している。奥村によれば、このダブル・バインドについて、第一に、競争的であり攻撃的である、感情と興奮を抑制から解放しなければならない身体と、感情と興奮を抑制し、規則によって競争性・攻撃性・暴力性を制限される身体とを指摘し、第二に、スポーツで勝利を求め、真剣であり、勝利のためなら場合によっては規則を破ることを許す身体と、規則を守り、フェアである身体とを論じている。そして、スポーツ指導者が、『「スポーツする身体」が構造的に位置づけられるこのふたつのダブル・バインドを前にして暴力を行使することがあるのだろう』（奥村、2017、p.307）とスポーツ指導者が暴力行為におよぶ様相について指

摘している。

④運動部の教育的・スポーツ的構造と体罰という視点から検討された研究

ここまで運動部における体罰問題に対して理論的にアプローチした研究として、運動部の集団特性に着目して検討された研究、学校教育における体罰行為という視点から検討された研究、スポーツと暴力という視点から検討された研究の内容について概観してきた。いずれの先行研究も運動部での体罰発生に関し示唆に富む研究であるといえる。これらの研究に加えて、運動部の教育的・スポーツ的な構造に着目し、体罰の発生要因について検討した研究として、菊（2013、2017）の研究を挙げることができる。

菊（2017）は、まず運動部における体罰に関する教育的な構造に着目し、デュルケム（2010）の「学校が出現してはじめて常規となり、訓練法の基礎となったのであって、数世紀にわたって体罰は学校とともに発展していった」という指摘を踏まえ、学校を成立させる教育制度の発展が、学校内での暴力（＝体罰）を助長させ、学校教育によって体罰という暴力が独占されてきたと指摘する。そのうえで教育的成果という点から、運動部活動で求められる教育的成果は、他の教科や教育活動よりもすぐに可視化され、評価されやすい特徴を有しており、熱心なスポーツ指導者ほど、自分の意にそぐわない動作やパフォーマンスを瞬時に評価し、矯正する強制性を強く働かせようとするとして、体育や運動部活動の構造の中で体罰が発生しやすいことを指摘している。

次に、スポーツ的な構造という点から、日本の青少年期におけるスポーツを行う場のほとんどが、学校運動部活動を土台とし、「全員部活」の奨励にみられる活動への参加の強制、および全国大会が複数開催され、生徒が勝利を目指す構造が成立しており、その背景には大会成績を残すことが生徒の進学や、学校および指導者の社会的評判や名声等の面で利益があることを指摘する。そして、運動部の成績が現実的な利益をもたらすことが、指導者の体罰について「一時的な感情による短期的な『感情的暴力』から、あらかじめ計算された長期的な『理性的暴力』といった傾向をもつ」（菊、2017、p.119）ことにつながると指摘する。さらに、この指導者の理性的暴力や体罰の正当化は、被害者である生徒や選手に、体罰の過剰性と継続性から、圧力を内部で軽減し昇華しようとする異常な「愛情」と「信頼」を生じさせると論じている。

この研究は、運動部の構造を学校教育の場としての運動部、さらにスポーツ指導における場としての運動部の両側面からとらえ、運動部における体罰発生の要因を的確にとらえた研究として特筆すべきものといえよう。しかしながら、理性的暴力がどのような過程で承認されていくのか、体罰の過剰性と継続性が異常な「愛情」と「信頼」を生じさせるのか等について、その詳細な発生機序は検討されていない。

ここまで体罰の発生要因に関する理論的アプローチについて概観してきたが、封建的・上下関係の集団特性、集団主義や排他的集団特性、過度な勝利主義、指導者と選手、保護

者との密な関係性については、これまでの研究において共通にみられる体罰を惹起させる運動部の集団的特性と整理できよう。また、学校教育そしてスポーツの指導の場として運動部での体罰の検討のなかでも、学校教育内の教員の権威性と評価、指導者の理性的暴力や体罰の正当化、そして、異常な愛情と信頼の生起の可能性の議論は、体罰の再生産を支える構造的な議論として極めて重要な議論といえる。

しかしながら、これらの議論において、運動部の集団特性を踏まえて、それぞれの要因がどのように連動しながら体罰が生起しているのかについては、詳細に議論されているわけではなく、それぞれの要因がどのような関係になっているのかを詳細に検討する必要がある。なかでも体罰の正当化について部員の側からの異常な愛情と信頼を生む、体罰の生起において選手が関与する側面については、それがどのような連動性を有しているのか等については詳細に検討する余地がある。また、運動部の活動空間が学校運動部のなかでどのような空間として位置づいているのかについて生徒指導の場としての指摘はなされてきたものの、部員の側からそれがどのような空間として把握されているのかに関する検討はこれまで行われておらず、この点についても詳細に検討する必要がある。

2) 体育学的視点に基づく実証的アプローチに対する検討

次に、体育学的な視点から、実証的にアプローチされた研究について概観する。運動部における体罰問題に対して実証的にアプローチした研究を大別すると、①被体罰経験および体罰に対する評価に着目して検討された研究、②体罰を行う指導者の特性および部員との関係性に着目して検討された研究、③体罰の発生要因に着目して検討された研究、④指導者を対象とした体罰経験と体罰に対する方策に着目して検討された研究、等を挙げることができる。そこで、それぞれの研究について概観する。

①被体罰経験および体罰に対する評価に着目して検討された研究

被体罰経験および体罰に対する評価に着目して検討された研究として、大学生が過去に受けた被体罰経験が多くの研究で調査されており、被体罰経験を有していたとした大学生の割合は、概ね 2 割から 6 割程度という結果がみられ、被体罰経験の割合に関してばらつきがみられるものの、一定程度の学生が大学入学までに被体罰経験を有している実態を確認することができる。指導者から受けた体罰に対して、部員がどのように評価していたかという内容については、前島（1985）、安藤・小菅ら（1994）、宮田（1994）、楠本・立谷ら（1998）、安田（1999）、高橋・久米田（2008）、島（2013）、兄井・永里ら（2014）、有元（2014）、清水（2014）らの研究で言及されており、運動部における被体罰経験を有する部員は、指導者による体罰行為を肯定しやすい傾向にあることが示唆されていた。

②体罰を行う指導者の特性および部員との関係性に着目して検討された研究

体罰を行う指導者の特性および部員との関係性に着目して検討された研究として、阿江

(1990、1996、1997、2014) は、生徒に体罰を行う指導者は若く、礼儀、規則に厳しい教員であることを明らかにし、野地・吉田 (1996、1998) は、体罰を行う指導者の指導するスポーツ活動の経験者であり、勝利への執着が強いことを明らかにしている。

指導者からの体罰がもたらす部員への効果に関して、小林・松川ら (1986) は否定的な効果を指摘しており、体罰を受けた部員は、体罰行為を行った教員に対して反発心をもちやすく、体罰を受けることで反省よりも反発を強く感じていたため、体罰による効果を期待できないと指摘している。阿江 (2014) も、指導者による長期の暴力経験によって部員にトラウマの発生がみられたと指摘し、体罰の否定的な結果について言及している。一方、野地・吉田 (1996) は、体罰を受けた生徒が、「(体罰を行うような指導者は) 生徒の身になって考えてくれる」(野地・吉田、1996) と評価していることを指摘しており、体罰を行っている教員が生徒からの一定程度の評価を得ている肯定的な効果について明らかにしている。

③体罰の発生要因に着目して検討された研究

③体罰の発生要因に着目して検討された研究として、阿江 (2000)、平井 (2013) は、指導者自身に体罰発生要因があることを指摘している。阿江 (2000) は、人格的、感情的、生理的、認知的、状況的という点から、指導者に体罰行為におよぶ責任の所在を求めており、平井 (2013) は、教員が感情的になること、教員が軽い程度の体罰ならば許されると思いついでいること、および運動部で体罰を指導として正当化する認識を有していること等が、体罰発生要因であると指摘している。松岡 (2013) は、体罰行為におよんだ指導者が、体罰後に部員に対して行う説諭が体罰発生要因に関連していることを指摘しており、体罰を行うことに関して、部員だけではなく、指導者自身も痛いということをアピールする「共感演出」と、不祥事の発覚によって部の活動停止というリスクを部員に明示することで体罰の甘受を強要する「多重拘束」を提示している。高峰 (2014) は、体罰の発生要因に関して、被暴力経験と体罰への賛成意見の間には直線的な関係があると指摘し、被体罰経験を有する者が体罰を肯定するという意識に、体罰発生要因の一端があると指摘している。

④指導者を対象とした体罰経験と体罰に対する方策に着目して検討された研究

指導者を対象とした体罰経験と体罰に対する方策に着目して検討された研究の中でも、現役の指導者に対する体罰実施に関する調査研究は、調査実施の困難さが影響しており多くはみられなかった。その中でも鈴木 (1986) は指導者に対して実施した調査結果から、運動部指導者の 4 割が体罰を行った経験を有しており、体罰を行った経験を有する指導者の 7 割が選手時代に被体罰経験を有していること、体罰が日常的に行なわれていること、さらに被体罰経験が指導者になった際の体罰を誘発しやすいことを指摘している。藤田・市川ら (2016) は、教員免許の更新講習会に参加した保健体育教員を対象として調査を実

施しており、教員の体罰経験の割合が3割程度であること、体罰後の処置として教員が、「他の教師や指導者に相談して解決を図った」、「原因となったことを明らかにしようとした」といった体罰行為後の行動について明らかにしている。

調査結果に基づいた体罰をなくすための方策を提示している研究としては、阿江(2014)は、競技スポーツと教育を明確に区別すること、暴力を用いることなく競技力を向上させるトレーニングに関する知識を指導者が学習する必要があること、部活動が有している効果を再認識することを挙げ、作野・石井ら(2015)は、体罰根絶に向けて、部員と指導者が相互依存の関係にあると指摘しており、体罰撲滅に向けた組織的対応、生徒の部活動に対する自主性・自発性を育む指導法、体罰容認文化の変革の必要性を指摘している。

ここまでに見られた、運動部における体罰問題に関する実証的研究から、体罰行為におよびやすい指導者の特性や、体罰の発生と勝利への執着の関係という視点が示唆される一方で、礼儀や規則に対する厳しさ、生徒からの評価の高さなどから日常的な暴力的な立ち居振る舞いをする指導者像とは裏腹に、教育熱心であり、生徒から評価されている指導者像が浮かび上がる。また部員は、体罰をする指導者をかならずしも否定していないこと、さらに体罰を受けた生徒は必ずしも体罰を否定的にとらえているわけではないことは注目すべき点と言えよう。

3) 法学的視点に基づく先行研究に対する検討

次に、これまでの学校教育における体罰問題に対する法学的視点からの先行研究を概観する。法学的視点からの先行研究では文献的な研究として、①スポーツと暴力に関する研究、②学校教育内における体罰のあり方に関する研究、③体罰が取り上げられた裁判について個別に着目した研究、④教員の行為と体罰の判断基準に関する研究、等が確認された。

①スポーツと暴力に関する研究

スポーツと暴力に関する研究としては、望月(2013)は、日本オリンピック委員会や文部科学省の調査から、スポーツ界全体における暴力行為の存在を法的な観点から問題視しており、指導者からの暴力行為と体罰との違いや、指導者の暴力行為のパターンについて論じている。望月は、指導者の暴力行為のパターンとして、確信犯型、指導方法わからず型、感情爆発型、暴力好き型を挙げ、部活動における体罰も同様の傾向が考えられることを論じている。また、スポーツ界における暴力行為を支持する存在として、アスリート、指導者、保護者と市民を挙げており、彼等への啓発活動を行う必要があることに言及している。望月による、指導者の暴力行為のパターンに基づいて、入澤(2015)は、体罰根絶への課題として、スポーツ競技団体は倫理規定の策定を行うことが求められ、部活動指導についてはスポーツ推進委員に委託することが望ましいと指摘している。

②学校教育内における体罰のあり方に関する研究

学校教育内における体罰のあり方に関する研究として、飯野・小熊（1999）は、戦後からの体罰問題に関する法令や判例について検討し、学校教育における懲戒権の性質と行使の実態について検討した。その中では懲戒権の解釈の流れについて、法務庁からの通達や法務府発表によって行政解釈がなされてきたことに言及している。同様に森（2014）は、体罰行為と教員の懲戒権について着目し、民法における定めによる懲戒権（民法 820、822 条）への言及と、スポーツ界における暴力問題への取り組みが求められる団体として、文部科学省、教育委員会、スポーツ団体を挙げ、以上の団体によるガバナンスの強化が求められることを指摘している。早崎（2009）は、体罰の実態と懲戒処分等のあり方に関して、2001 年度から 2005 年度までの大阪府教員懲戒処分の行政文書に着目し、内容の分析を行い、学校教育内における児童・生徒と教員の法的な手続保証について論じている。梅野・采女（2002）は、まず教員による体罰行為は暴行罪であり、生徒の尊厳を傷つける行為であると指摘し、体罰を行うことは、生徒と教員ら相互の信頼と尊敬を基調とする教育の根本理念と背馳しており、教育の自己否定につながるおそれがあると指摘している。小笠原（2014）は、指導者による体罰について、スポーツ事故の視点から、教員がスポーツ指導者として負う法的責任および、指導者である教員の所属先によって適用される法が異なること、体罰の問題性について論じている。

③体罰が取り上げられた裁判について個別に着目した研究

体罰が取り上げられた裁判について個別に着目した研究として、今橋・安藤ら（1983）は、教員による中学校生徒への有形力の行使が体罰ではなく、懲戒行為であると裁判所が判断した、いわゆる水戸五中事件の刑事裁判について着目し、この事件の裁判に関して、体罰事件の発生から、公判記録、判決に至るまでの原告側と被告側双方の発言を詳細に記録し、判決に向かうまでの動向について法的解釈と解説を行っている。加えて安藤（1986）は、同事件の裁判における判決は、例外的判決であるため一般化できず、生徒への有形力の行使は体罰と判断されることについて指摘している。梅野（2007、2013）は、体罰が争点となった複数の裁判について、事件に関して認定された事実、判決内容、研修のポイントの各点から事件を検討し、体罰問題に関する校長や管理職の教師指導、体罰発生後の対応が不十分なケースがあることを指摘している。長尾（2010）は、小学校児童への教員による有形力の行使が体罰に該当しないと判断された、2009 年に提示された最高裁判所判決に着目した。教員による行為が体罰ではないと判断された判決の内容検討を行いながら、学校教育における体罰の意味の多様さや、有形力の行使と体罰行為との関係、教員による実際に行われた行為について論じ、体罰問題に関して、子どもの人権保障、教育を受ける権利の確保という、教育現場における「法」感覚の浸透をめざす必要性について言及している。

④教員の行為と体罰の判断基準に関する研究

教員の行為と体罰の判断基準に関する研究として、薬師丸（2009）は、懲戒や体罰の法的性質や責任、両者の関係について分析し、懲戒処分の適正な運用についての検討を行った。さらに、懲戒と体罰の行為としての違いや、教員が体罰行為におよぶことで、行政、刑事、民事、国家賠償法上の各責任を負う可能性があること、児童・生徒に懲戒処分を科す際に注意すべき点を列挙して言及したうえで、現場の教育関係者が、体罰と懲戒とを区別するための判断基準を提示している。岡本・桂（2013）は、体罰問題について、体罰禁止の規定を知るはずの教員が学校教育の場面において、「そもそも『何をすると体罰になるのかがよく知られていない』ことと、体罰をすると具体的にどうなるのかといったことのイメージが湧きにくいということが、根底にある」（岡本・桂 2013、p.34）と指摘しており、体罰行為について、教員の行為により生徒が怪我をしたのか否か、という基準を提示しながら判例分析を行っている。この判断基準では、生徒に怪我を負わせれば原則として体罰であると判断されること、生徒が明確な怪我を負わなくても、相当な精神的苦痛を与える行為は体罰だと判断されること、悪ふざけをするような生徒を制止させる程度が指導行為としての限界であることが示されている。また岡本（2013）は、指導と体罰の判断基準という点について、「スポーツ指導において難しいのは、この肉体的苦痛を与える体罰と、正当な指導との違いです。というのも、スポーツ指導では、生徒にある程度の肉体的負荷をかけることが当然の前提になっている」（岡本、2013、p.5）とし、スポーツ指導における体罰という基準について、その判断が困難になることについて指摘している。安藤（2009）は、小学校の児童に対する体罰が争点となった裁判に着目し、「①事実行為としての懲戒、②法律上の懲戒、③事実行為としての体罰、④法律上限定許容の体罰」という視点から行為の基準に準じながら、教員の行為である懲戒と体罰について論じた。

以上にみられる先行研究は、いずれも法的な視点から体罰問題に関する検討がなされた研究であり、学校教育における体罰に関する司法の判断が注目されている。この点について半田（2015）は、体罰問題と教育法の展開と課題について論じており、「体罰に関する意識が、時代や自分の置かれた環境、獲得した知識や経験によって、どのように変化していくのか、法社会学的な調査および分析が期待されている」（半田、2015、p.177）と指摘している。この指摘にみられるように、体罰問題に対する法的な扱われ方が時代や環境によって変化していることについて、その内容に関し継続的な検討を行う必要があると考えられる。しかし、これまでの先行研究では、学校教育における体罰問題の検討は行われているが、学校教育と体罰という視点だけではなく、スポーツと暴力という視点も含む運動部における体罰問題の問題点を把握するためには、運動部における体罰に関する裁判に特に着目し、その様相について検討する必要があるといえるだろう。

4) 運動部における体罰問題に関する先行研究の総括的検討

ここまで運動部における体罰問題に関する先行研究について、体育学的な視点から、文献や指導経験に基づく理論的アプローチによる研究、体罰に関する調査の結果に基づいた実証的アプローチによる研究、体罰問題に関する法学的なアプローチによる研究、それぞれについて概観してきた。

先行研究を概観した結果、運動部における体罰問題に関し、以下にみられる課題を提示することができる。

まず体育学的視点からの検討と、法学的視点からの検討の双方を総合した形での検討がなされていないことが挙げられる。法学的なアプローチによる先行研究の結果にみられるように、司法界と教育界にみられる運動部の外部組織は、運動部での体罰は認められないとする態度を示していた。一方で、体育学的なアプローチによる先行研究の結果から、実際の運動部の現場では日常的に体罰が行われており、部員と指導者ら運動部内部の当事者は、運動部中の体罰に対して容認的な態度を示し、必ずしも否定的な態度をもって受け止めているわけではない様相がみられた。このように、運動部における体罰に対する態度について、運動部の外部と内部である、司法・教育界と運動部において捉え方に差異がみられたことから、体罰問題をそれぞれの視点から個別的に検討するだけでは、運動部における体罰問題に関して十分な検討を行うことは難しいと考えられる。そこで、運動部における体罰問題を把握するうえで、運動部外部と内部にそれぞれ着目し、法学的視点と体育学的視点を総合した形でアプローチをする必要があるといえる。

次に、体育学的視点での実証的アプローチによる研究では、多くの研究が部員を対象に行った調査結果に基づく研究であり、運動部において体罰が生起する様相に関し、部員と指導者の双方を対象とした調査結果に基づいた検討がされていないこと、および理論的な体罰発生の要因を把握して検討された研究が多くはみられないことを挙げるができる。これは、実証的アプローチによる先行研究が、運動部における体罰の実態を明らかにすること、運動部で発生する体罰の当事者である生徒の体罰への考え方を捉える意味で非常に重要な検討であるといえる。しかし、体罰発生の要因について把握するためには、部員だけではなく、部員と同様に体罰の当事者である指導者を調査の対象として、運動部内において体罰が発生してしまう様相を捉えることが求められるといえる。また、調査に関して体罰の実態と部員の考え方や指導者の態度は明らかにされているが、調査結果から運動部における体罰発生について、どのような要因が導出されるかという点において十分な検討がなされていない点も検討を行う必要があると考えられる。

最後に体罰の発生要因について、多々納による「従来の教育・スポーツ体制のあり方に由来する構造的な理由によるものであるということである」(多々納, 1992, p.25) という指摘を踏まえれば、部員と指導者の関係性や運動部が有する集団特性等の構造的問題として十分には捉えられていないことが挙げられる。

この点について、先行研究における体罰を惹起させる運動部の集団的特性、学校教育内の教員の権威性と評価、指導者の理性的暴力や体罰の正当化、異常な愛情と信頼の生起の

可能性の議論は、体罰の再生産を支える構造的な議論として重要といえる。しかし、これらの議論において、運動部の集団特性を踏まえて、それぞれの要因がどのように連動しながら体罰が生起しているのかという点、なかでも体罰の正当化について部員の側からの異常な愛情と信頼を生む、体罰の生起において選手が関与する側面については、それがどのような連動性を有しているのか等については詳細に検討する必要がある。なかでも菊(2013、2017)の指摘にみられた、運動部内における部員と指導者の相互依存関係の成立と、部員と指導者の関係に関連した、部員は暴力を受容するという共軛関係を成立させている点については、詳細な検討がなされておらず、この点について明らかにする必要があると考えられる。また、運動部の活動空間が学校運動部のなかでどのような空間として位置づいているのかについて、生徒指導の場としての指摘はなされてきたものの、部員の側からどのような空間として把握されているのかに関する検討はこれまで行われておらず、この点についても詳細に検討する必要があるといえる。

第3節 本研究の目的と研究の位置づけ

そこで本研究では、運動部における体罰問題を取り巻く状況について、1) 運動部外部からは、体罰をめぐる社会的影響の大きい司法判断である裁判結果および裁判例、教育判断である学校教育の関連省庁による通知・通達に関する分析、ならびに2) 運動部内部における部員と指導者に対して実施した調査の結果から、学校運動部の集団特性、指導者の指導態度・意識・行動、指導者と部員との関係性等の分析を通して、3) 体罰が受容される運動部の構造、および運動部における体罰の発生要因について明らかにすることを研究の目的とする。

なお、体罰問題が扱われる範囲に関して、加野(2014)は「体罰は、大きく三つの領域に分けて考えることができる。一つは家庭であり、二つは学校の授業や生徒指導の場面であり、三つは部活動(特に運動部活動)の領域である。」(加野、2014、p.9)とし、体罰問題は様々な状況下において発生している問題であることを論じている。これらの状況の中でも、本研究は、近年スポーツ界をあげて暴力を根絶しようとする現状および、長年体罰が常態化している現状に鑑みて運動部の体罰を対象として扱うものとする。

先行研究の結果と本研究の目的との関係をみると、法学的視点からの先行研究にみられるように、運動部外における懲戒と体罰に関する検討では、個別の裁判について詳細な検討がされてきたものの、それが運動部指導における体罰について与える影響については検討されておらず、裁判結果が体罰の発生要因への関連という点についても詳細な検討はされていない。この点について、本研究は運動部での体罰が争点となった裁判を詳細に検討することで発生要因を考察する。次に、運動部内部に着目した検討について、これまでの先行研究では体育学的視点の理論的アプローチでは、体罰発生の要因について、部員と指導者の封建的な関係性、運動部内の秩序維持、運動部の閉鎖性等が要因として指摘されて

きた。また実証的アプローチでは、体罰の実態や部員の体罰への考え方が多く検討されてきた。これに対して、本研究では理論と実証をあわせながら検討することで、これまでの研究で挙げられた体罰発生の要因についてその内容を踏まえながら再度検討を行い、体罰発生の要因を明らかにする。

本研究の意義として、学校運動部の集団特性や、指導者の指導態度・意識・行動、指導者と部員との関係性等の側面から、体罰を受容する運動部の構造、体罰の発生要因を明らかにすることで、運動部ひいてはスポーツ界からの体罰根絶に向けた、望ましい学校運動部のあり方および指導体制の再構築に寄与するものと考えられる。ただし、本研究において言及する運動部の構造として着目する範囲は、すべての運動部に対して一般化して論じることができるものではなく、非常に限定的な範囲での指摘となる。この点は本研究の限界であるもので、今後継続的な研究が必要であることを先に言及しておく。

また、「体罰」という語に関し、行為の内容や範囲について様々な指摘が存在するが、本研究における「体罰」という語の定義については、文部科学省が2013年に提示した「体罰の禁止および児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（文部科学省、2013）の中で、指導者による部員への体罰行為であると提示された、「指導者から部員（学校生徒）に対しての行為の中で、（1）身体に対する侵害を内容とする行為（殴る、蹴る、ペンを投げつける等）（2）肉体的苦痛を与えるような行為（正座・直立不動等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる、トイレに行かせない、食事をとらせない等）の（1）（2）のいずれか、もしくは両方に該当する行為」（文部科学省、2013）として検討を進める。

第2章 分析枠組の提示—学校運動部における体罰とその発生要因—

本章では本研究全体の分析枠組について論じる。運動部における体罰発生の要因に関し、分析枠組を論じる前の段階として、まずスポーツと暴力の関係について着目し、そのうえで本研究における分析枠組を提示する。本研究における分析枠組は、運動部における体罰に関して、運動部の外部からみたマクロな視点と、運動部の内部からみたミクロな視点の、それぞれの視点から検討を行うものとした。

マクロな視点からは、学校教育における体罰に関する懲戒や体罰の判断基準と運動部における体罰に対するそれぞれの司法判断、懲戒と体罰に関する文部科学省を中心とした教育判断、および両者の関連について、主に懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという点から論じる。

ミクロな視点からは、運動部内部の部員と指導者ら運動部当事者に対する調査結果に着目する。これまでの研究での調査では、指導者からの体罰に対する考え方やその実態等が明らかにされてきたが、本研究ではそのような内容に加えて、運動部空間や指導者の捉え方、指導と体罰との関係等に着目しながら、運動部において体罰を受容してしまう、もしくは体罰と考えないままに実施してしまう点について、これらを運動部内部の指導者の立場と運動部集団の特性として論じる。

第1節 スポーツと暴力との親和性

まず、スポーツと暴力との関係について論じている、ノルベルト・エリアスの論をもとに、スポーツと暴力との間にある親和性について論じる。エリアス（1995）は、「ますます規則化される社会において、どのようにすれば人間のために、社会的に耐えがたい無秩序や人間同士の傷害行為の危険を避けながら、十分な楽しい興奮を共有体験として確保できたのだろうか。イギリスにおけるこの問題の解決策のひとつは、われわれが理解したように、『スポーツ』として知られるようになる形態で現れる娯楽であった」（エリアス、1995、p.252）と指摘している。これは、「ますます規則化される社会」と表現されるように、人間社会が文明化していく過程において、「社会的に耐えがたい無秩序や人間同士の傷害行為の危険を避けながら」と表現されているように、人々が社会の中で規則に関した暴力を回避する、もしくは起こさないよう自分自身を抑制していたことが論じられている。このように、暴力が忌避され、人同士が抑制されている社会における、「楽しい興奮を共有体験として確保」する場、いわゆる「抑制の中の脱抑制の場」を確保するために、スポーツはその役割を担っているものであったとエリアスは論じている。

この「抑制の中の脱抑制の場」に関する背景として、人々は文明化された社会の中において、日常生活を営むうえで相互に自己を抑制していることがあげられる。例えば、人々が社会の中で自己に抑制をかけることなく、衝動的に他者に対して暴力を行使することは、

社会規範や社会常識、そして法の制約からも通常では行うことが許されない行為である。このことから、社会の中において人々は、暴力を行使しようとする衝動に駆られたとしても、それを自身の中で抑制し、外部に表現することは行わないのである。以上にみられる状況は、エリアスによれば、文明化の過程の中で「抑制された身体」であると指摘され、この「抑制された身体」を脱抑制させる場としてスポーツが求められたことになるという。このことに関しエリアスは、スポーツが社会に必要とされていたことについて、「娯楽のスポーツ的形態が即座に受け入れられたのは、より規則的で、より高度に統制され、しかも肉体的暴力があまりない娯楽活動が社会一般でますます必要になっていたことの表れであったのかもしれない」（エリアス、1995、p.219）と論じている。

スポーツという場が人間社会における脱抑制の場であることについて、エリアスは「文明化の過程を経ている社会が直面していた重要な問題のひとつは快楽と抑制の新しいバランスを発見するという問題であったし—今でも相変わらずそうである。人々の行動を規則的に統制する手段の漸進的強化、それに対応する良心の形成、生活のあらゆる領域をさらに細かく規制する規則の習得は相互関係にある人々により多くの安全と安定性を確保してくれるが、それはまた、より素朴で、自発的な行動様式に結びついている楽しい満足の喪失をとまなう。スポーツはこの問題の解決策のひとつである」（エリアス、1995、p.239）と論じており、文明化され、抑制された社会の中における脱抑制的な行為が許される場としてのスポーツを、解決策のひとつであると指摘している。

それではなぜスポーツという場が「抑制の中の脱抑制」の場として適切であったのか。その理由として、スポーツと暴力との間にみられる親和性を挙げることができる。スポーツには古代から競技特性として、競技者同士の身体的接触が避けられない場面が数多く存在しており、非常に暴力が発現しやすい、換言すると抑制された身体を脱しやすい行為であったといえる。

しかし、スポーツが人々にとっての脱抑制の場であり、身体的接触が生起しやすいとしても、暴力が多発するようであればそれはスポーツではなく、単なる暴力行為となり怪我人が多発してしまう。そのようにならないために、それぞれのスポーツの中で様々なルールを設定すること、フェアプレー、スポーツマンシップといった倫理観が存在することで、暴力の発現を防ぎ、選手の身体を抑制しているのである。

このスポーツと暴力との関係について菊（2001）は、「エリアスによれば一八世紀から一九世紀にかけて生じたスポーツの近代化の基本的性格の一つは、それが身体を駆使する直接的な闘争であるにもかかわらず、そこから暴力的要素を極力抑制ないしは排除し、身体の所作に対してある規則を課したことであるという。彼は、このような現象を前近代の野蛮で暴力的な身体を駆使するゲーム（例えば、フットボールの前身であるモブ・ゲーム）から文明化されたスポーツへの変化ととらえ、あえて『スポーツ化（sportization）』という用語で表現している。」（菊、2001、p.111）と論じている。この記述にみられるように、スポーツ場面における選手による諸行為は直接的な身体闘争である、きわめて暴力的な営

みにみえる行為であるが、それがスポーツ化されることで暴力が排除され、スポーツとして成立しているのである。しかし、スポーツの中から暴力的要素を排除したとしても、スポーツの中における暴力的な行為にみえる身体的接触はやむを得ず発現することがある。スポーツという場においては、暴力的な行為が抑制された環境において脱抑制行為として、暴力的な営みがしばしば誘発されるのである。このように、スポーツの場とは暴力性が誘発されやすい場所であり、この関係性は、運動部において体罰が誘発されやすい一要因となっているものと考えられることができよう。

しかし、これまでにみてきたようにスポーツと暴力との間に親和性が存在するとしても、それはスポーツと暴力との関係であり、そのことだけが運動部における体罰発生の唯一の要因となっているわけではないといえる。それは、学校教育の内部に位置する運動部において、当事者である指導者や部員による暴力の発現は当然許されているわけではなく、指導者については法による制限も存在しているからである。それにも拘わらず運動部において体罰の発生が続く理由、体罰の発生要因については、他にも存在していると考えられる。特に現代社会は、暴力に対する社会的反応はきわめてセンシティブになっており、暴力が許容されにくい社会である。このような暴力に対して緊張する感覚が高まっていながらも、運動部における体罰がなくならないのであるから、運動部での体罰発生の要因について多角的な視点から検討を行う必要があるといえるだろう。

そこで以降では、運動部における体罰問題に関して、運動部外部と運動部内部のそれぞれ異なる次元の視点に着目し、本研究における分析視点を提示する。

第2節 学校教育における懲戒と体罰の関係

本節では、運動部における体罰問題に関して、運動部外部から影響を与えるマクロな視点からの要因について検討する。運動部外部から体罰問題に対して影響を与えるものとして、体罰行為に関して、違法性に関する司法判断を行い、社会的に強い影響力をおよぼす裁判所と、法に基づきながら教育現場の教員の行動に対して実質的な影響を与える教育判断を行う行政省庁を挙げることができる。

体罰行為について教員による行為という点から見たときに、関連する法の中で、体罰に関して言及されているのは学校教育法であり、その中でも体罰と併記されている行為として、教員による懲戒行為が挙げられている。そこでまず、教育権の中で教員に認められている懲戒と禁止されている体罰との関係について、両行為について明文化されている学校教育法第11条の内容を中心にみていくこととする。

学校教育法第11条において、懲戒と体罰は以下の通り明文化されている。

学校教育法第11条

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところに

より、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

以上の条文にみられる通り、体罰は学校教育法では禁止されている行為であり、教員が児童生徒に対して体罰を行うことは許されていないのが法の定めである。しかし、同条文内にあるように、教員には児童生徒に対する懲戒権が認められていることも条文内からも明らかである。この懲戒と体罰の内容について次に着目する。

学校教育における懲戒に関する説明として、薬師丸（2009）は「学校組織体において、学校の秩序維持を図るために、教育的観点から児童生徒に対して制裁として課される不利益な処分を学校教育法上の『懲戒』という」（薬師丸、2009、p.157）としており、懲戒について論じた研究においても概ねこの内容を示している。一方、「直接的な暴力の他、身体的・精神的苦痛を加えることも含まれると考える。日本では学校教育法第11条により、教師による児童生徒への体罰は禁止されている」（大澤ら、2004、p.263）とされている。

ここで、学校教育法で禁じられているにもかかわらず体罰が起きる理由の一つとして、懲戒と体罰の関係に着目すると、学校教育の現場の教員が、懲戒について述べた学校教育法11条の「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる」という部分を拡大解釈、もしくは無意識のうちに懲戒としての有形力の行使を是認していることが考えられる。このような考え方に関して、星野（2008）が、「体罰は教員が問題のある児童生徒に対してのみ正当な教育上の目的を持って行使するものだ、という前提がある」、「必要があれば『愛のムチ』として体罰を容認する風潮が社会全体に広く浸透していたためとも考えられる。」（星野、2008、p.99）と指摘しているように、体罰を許容する感覚が社会一般に浸透しているからとも考えることができる。

このように学校教育の現場において、教員に認められている懲戒と、禁止されている体罰が混同して捉えられていることが、体罰が発生する一つの要因であると考えられよう。

第3節 司法界と教育界における懲戒と体罰の判断基準の揺らぎ

次に、前節で論じた学校教育における懲戒と体罰の関係に関し、司法界と教育界の体罰に対するそれぞれのアプローチについて、懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという視点から検討する。懲戒と体罰の判断基準の揺らぎとは、教員の児童生徒に対する有形力の行使が、ある時期においては体罰として禁じられ、別の時期においては懲戒の一部として許容される、といった判断基準が揺らいでいる現象のことである。この懲戒と体罰の判断基準に揺らぎが生じているという点に関し、これまでに司法界と教育界が、それぞれの立場から行ってきた対応をみながら検討する。

上述したように、懲戒と体罰について学校教育法では判断基準の具体的な提示はなされ

ていない。しかし、この懲戒と体罰の判断に関して、実際の学校教育現場に立つ教員に判断を一任するのは、教員の考え方により、判断基準が大幅に異なり、児童生徒にとって不利益を生じる可能性があという点で非常に危ういことである。児童生徒ばかりでなく、教員にとっても、教員自身の判断で懲戒を行うことは、教員が懲戒行為であると判断したとしても、それが受容されるかは、状況や対象とした児童生徒により異なり、結果として問題を生じさせる可能性を含むことになるからである。そのため、学校教育における懲戒と体罰の判断基準については、学校教育現場の外部で、教員の具体的な行為が懲戒であるか、体罰であるかという判断がなされ、その判断基準が教育現場へと示されることで、教員が実際の現場で実践することが期待されている。この学校教育の外部から判断基準を示す存在として、裁判における司法判断と、行政省庁による教育判断を挙げることができる。

懲戒と体罰の判断基準に揺らぎが発生する理由としては、教員と児童生徒に関し、児童生徒の年齢や行為の受け取り方といった相手方による判断基準、どのような状況においての有形力の行使であったのかという状況判断基準、児童生徒と行為に及んだ教員との人間関係性という判断基準といった要因がそれぞれ影響を及ぼし、懲戒と体罰との判断基準になっていることがあげられる。常に変化している学校教育の現場で、懲戒と体罰の判断基準を画一的に設けるのは非常に困難であるために、懲戒と体罰との間においてその判断基準の揺らぎが起きてしまうのである。

ここまで懲戒と体罰の関係について検討してきたが、懲戒と体罰の学校教育および運動部外部からの判断基準を分析するにあたっては、司法界と教育界の双方の判断を組み込む必要がある。

まず、司法界における懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという点に着目したときに、司法判断として提示される裁判における判決は、社会的に強い影響力を有しているという意味で、判断基準に対しても最も強い影響を与えるものといえる。我が国における司法は、判例主義を取り、判例を重視する立場であるため、懲戒と体罰に関しても裁判所が提示した判決が、司法界からの提示であると考えることができる。しかし、懲戒と体罰の判断基準については、これまでに司法界の判断で数度大きな揺らぎがみられた。先例に則ることを重視する司法界が、懲戒と体罰の判断基準の揺らぎを生じさせたことは、懲戒と体罰という視点からの学校教育現場への大きな影響を与えたものと考えられる。

次に、教育界における懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという点に着目したときに、社会的に与える影響力が強い司法界の判断ほどではなくとも、学校教育を管轄している行政省庁による、教育界判断として提示される通知通達も、懲戒と体罰の判断基準という視点から重要な視点であるといえる。教育界判断は学校教育、および教員にとっては直接的に無視できない影響を与えるものであり、懲戒と体罰の判断基準についても揺らぎが存するとすれば、現場への多大な影響は避けられないことが考えられる。

ここまで検討してきたように、司法界と教育界は、学校教育における懲戒と体罰の判断基準という視点について、それぞれが立場を明確にしながらか判断基準を示しているが、

互いに完全に独立して懲戒と体罰の揺らぎに影響を与えているのではなく、互いに一定程度の連動した形をとりながら運動部の外部から、体罰に関する判断を示しているものと推測される。

第4節 運動部における体罰を受容する指導者の神格化と運動部集団の特性

ここまで運動部における体罰に関し、運動部の外部から影響を与えると考えられる司法界判断と教育界判断について、主に懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという視点から検討してきた。次に、運動部内部に着目し、運動部で体罰を受容される様相について、部員と指導者らの関係性および、体罰を受容してしまう運動部空間という視点から検討する。先行研究で確認した通り、これまでの部員や指導者ら運動部当事者に対して実施された調査では、指導者に対する調査は調査自体の数が少なく、主に部員に対する回顧的調査から、運動部における体罰の実態や、体罰に対する考え方等、体罰に対して直接的な内容に着眼点を置いた調査が行われてきた。本研究ではこれまでの研究でも行われたような体罰に対する直接的な内容の質問によって体罰の実態を明らかにしつつも、当事者のスポーツ観や、両者の関係性の評価といった点の調査を行い、その結果を通して、部員と指導者の関係性、および指導における体罰の捉え方という視点から、体罰を受容される運動部空間の成立について検討を行うものとする。

そこで本研究では、体罰を受容する運動部の様相について、運動部指導者が自身の指導は絶対的ですから受け入れることを当然とする認識や行動をしまい、その結果部員に対して容易に体罰実施をしてしまう、「指導者の神格化」ともいうべき様相が成立しているのではないかという視点を仮説として提示しながら検討を行う。この点については、主にマックス・ウェーバーが論じた支配の諸類型に関して、各類型間の関係や、その変容について検討を行った、野村（1998）、中野（1986）、芝（1992）、菅野（1958、1991）、川村（2009）らの見解を踏まえ、分析視点を導出した。以下に、運動部内部における指導と支配の関係について検討する。

まず、ウェーバーの支配の諸類型と学校教育との関係性に関し、ライフヒストリー法を用いて学校内における教師と生徒の「荒れ」との関係について調査を行った川村（2009）は、教師の権威に関する検討を行ううえで、ウェーバーの支配の理論を用いている。その点について川村は、「教師集団は学校を規律正しい空間にし、生徒の意思とは無関係に彼らに学習させるため、学校における支配集団として位置づけられ、彼らの権威は学校を支配するための道具となっている」（川村、2009、p.6）とし、教師の権威について支配の諸類型と関連させ、「公権力によって保障された正当性による『制度的権威』、学問的真理・専門的知識とそれらに対する社会的承認によって支持された『学問的権威』、人間的魅力・道徳性に基づいた『人格的権威』に分けられる」（川村、2009、p.7）と、学校教育内における支配の諸類型について論じている。

ウェーバーは支配について、「共同社会行為の最も重要な要素の一つである」、「われわれがすぐそれと気づかないような場合においても、支配は、共同社会行為の大部分の種類において、極めて顕著な役割を果しているのである」（ウェーバー、1960、p.3）と論じ、支配における「力（マハト）」について、「自己の意思を他人の行動に対して押しつける可能性」であるとしている。そして、ウェーバーは正統的支配の三つの純粋型として、合法的支配、伝統的支配、カリスマ的支配の三分類を提示している。この三分類について、合法的支配とは、制定された合理的規則による支配であり、伝統的支配とは、昔から存在する伝統の持つ神聖性とその権威による支配を受け入れる支配であり、カリスマ的支配とは、被支配者の支配者に対する情緒的帰依による支配である。

この支配に関する視点から、運動部の指導を考えると、部員と指導者の間における支配関係の成立、およびカリスマ的支配、伝統的支配の成立のしやすさが考えられる。

運動部におけるカリスマ的支配に関して例示すると、ある学校の運動部が全国的に知られる高い競技成績を残すことで、特定の学校もしくは特定の指導者の下で部活動をやりたい、という生徒が生まれやすくなる。このような、部活動の大会成績に基づいて特定の学校や指導者の下で部活動を行うことを強く望む生徒が現れることは、運動部での支配関係が成立しやすい一因となると考えられる。それは生徒が、運動部に所属した時からきわめて自発的に指導者に対して服従するという意識を有しているためである。野村はこの点に関して、「支配（Herrschaft）とは、一定の内容をもつ命令に一定の人々が服従するチャンスのことをいうべきである」（野村、1998、p.420）と論じ、支配関係では、服従者がより自発的に服従する、いわば自発的服従が支配関係をよりスムーズに成立させる条件となるとしている。また、「カリスマ的支配が支配の原型であるとウェーバーは考えた。というのは、そこではなんの強制力もなく人びとはみずからの意志で自発的に服従しているからだ。これが支配の原型である。」（野村、1998、p.421）としている。

次に伝統的支配について考えると、運動部においては一般的に部の伝統を重要視する傾向があることが関連していると考えられる。この点について支配という点から考えると、単に伝統を重要視するだけでは支配関係は成立するわけではないが、運動部という集団の内部では、指導者が運動部における正当性を確保することで、指導者の権威が増大し、上下関係を越えた支配関係が成立しやすくなる側面があるといえる。そこで、次に指導者の正当性の確保という点から運動部支配について検討する。運動部内における指導者の伝統的支配という点から考えたときに、注目すべき運動部の特徴として、運動部は生徒の入学と卒業によって定期的に生徒が入れ替わることを挙げることができる。つまり、生徒は入れ替わるが、指導者である教員は生徒よりも長くその部活動の指導者であることが多いことである。このことは、運動部において新入部員が入ってくるたびに、指導者は自らの正当性を補強することができる機会を与えられていると言えよう。それは、新入部員に対して部の伝統を提示することで、自然とそれを受け入れるように仕向けることになる。なぜならば、学校の教員と生徒という立場に加えて、生徒よりも長く部に所属している指導

者が、新入部員に対して伝統の受容を仕向けるのは容易なためである。その過程の中で部の伝統をまとった指導者から与えられる指導を合法的なるもの、正当なる指導とすることで自然と指導者と生徒との間に支配関係が成立していくのである。ただし、これらの指導から支配へという流れの中で、指導者は支配体制を確立させるつもりでこれらのことを行っているのではない。指導者は、自身の行為についてあくまで運動部における指導であり練習であるという認識を変えずに指導を行うのである。それが、大会での成績や部の伝統のようなものを年々まとめていくことで、運動部での支配へと向かってしまうのである。さらにウェーバーは支配の正当性に関して「単なる『習俗』によって、習い性となった行為に対する無反省な慣れによって、生み出されていることもある」(ウェーバー、1960、p.32)とも指摘している。生徒が運動部の指導や伝統に対して疑問をもつことなく参加していることも指導者の正当性を高める一因であると言える。また運動部の指導に関して、学校教育は教員が生徒に教育行為を行う営みであり、社会的に合法的な関係であるとみなされる。この点について野村は、「この支配という関係は、なにも国家にかぎるわけではない。集団や村落、政党や宗教団体そして学校など、あらゆる社会関係にみられる。現代国家は当然『合法的支配』であり、人びとは手続き上の正しさに対して服従し、納税などの義務を果たすのだ。これは現代の企業や学校にもいえることである」(野村、1998、p.421)と論じていることから考えることができる。教育とは一見、理にかなっているもので正しいことであると捉えられやすいため、学校教育では合法的な支配のように見られる状態を、落ち着きのある良い学校であるという誤認も成立してしまうのである。

ここまでウェーバーの支配の諸類型について運動部に置き換えながら考えてきた。そこで次に、分析視点の一つとして、運動部におけるカリスマ的指導が、伝統的・合法的指導体制へ移行し、運動部において運動部当事者らが気づかぬまま、体罰を受容する構造が成立する様相について検討する。まず森田(2015)が「スポーツ場面では、カリスマ的な指導者に対して、教えられる側が強烈な憧れをもって活動を展開されている場合が多い」(森田、2015、p.118)と指摘しているように、運動部指導者が率いた運動部が、大会で優秀な成績を残した場合、その指導者は運動部指導によって結果を残すことができた優秀な指導者であると評価され、その指導者による指導は、ある種カリスマ性を帯びた指導として部員に受け取られる。なぜなら、運動部指導における指導で最も分かりやすい実績が、大会での成績だからである。しかし、支配の諸類型でも同様に論じられているように、カリスマ的支配は、支配者本人のカリスマ性に依拠しており、永続的な性格は持っていない。この様な特性から、指導者による指導が、カリスマ的指導として部員から支持され続けるためには、常に大会成績や優秀な選手を輩出し続ける必要があり、非常に不安定な性格を持っているといえる。この不安定な位置づけから脱却し、部員が自らに安定的に従う運動部を目指すために、指導者は指導に関し、カリスマ性を保ったまま、カリスマ支配よりも安定的な支配体制である、伝統的・合法的にみえる指導体制へ移行し、指導体制を安定化させることを目指すことが考えられる。そして部内の指導体制の安定が確立することで、そ

の運動部では、日常的に指導者による指導は絶対的ですからすべてを受け入れるのが当然とする認識や行動が常態化してしまうことが考えられる。この一連のプロセスを「指導者の神格化」として本研究での分析視点と提示する。運動部が「指導者の神格化」の状態となることで、指導の一環であるという認識で容易に体罰実施へとつながることが考えられる。これに加えて運動部内部における、部員と指導者との間で成立している相互承認の関係性の内側に、部員の保護者や学校の教員組織が入り込むことで、指導者がどのような指導行動をとっても、それをすべて運動部指導であるとして承認してしまうネットワークが拡大していくことも関連していると考えられる。

第5節 本研究における分析枠組の提示

ここまで、本研究における分析枠組に関する様々な分析視点に関して提示してきた。そこで以上の内容を踏まえて本研究では、研究全体の分析枠組を以下のように設定した。図2-5-1に示しているのが、本研究全体における分析枠組図である。

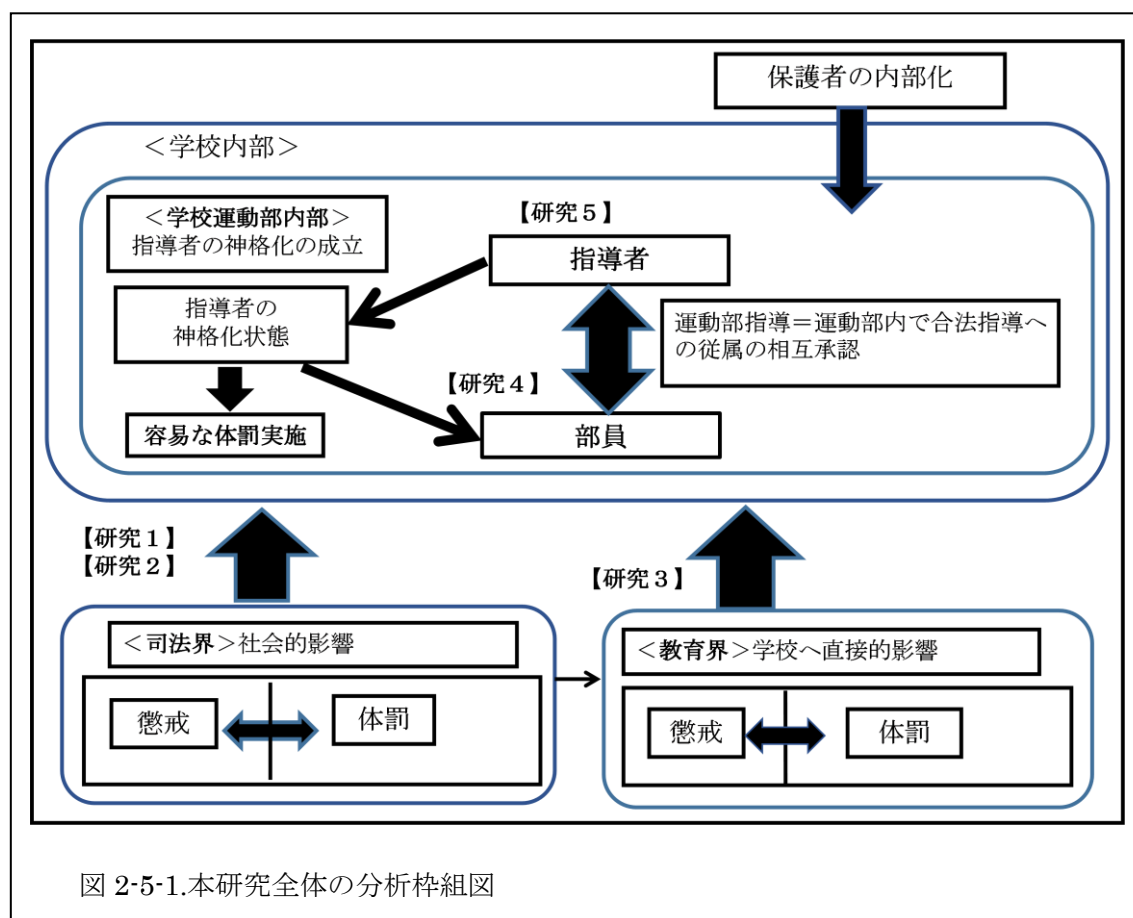


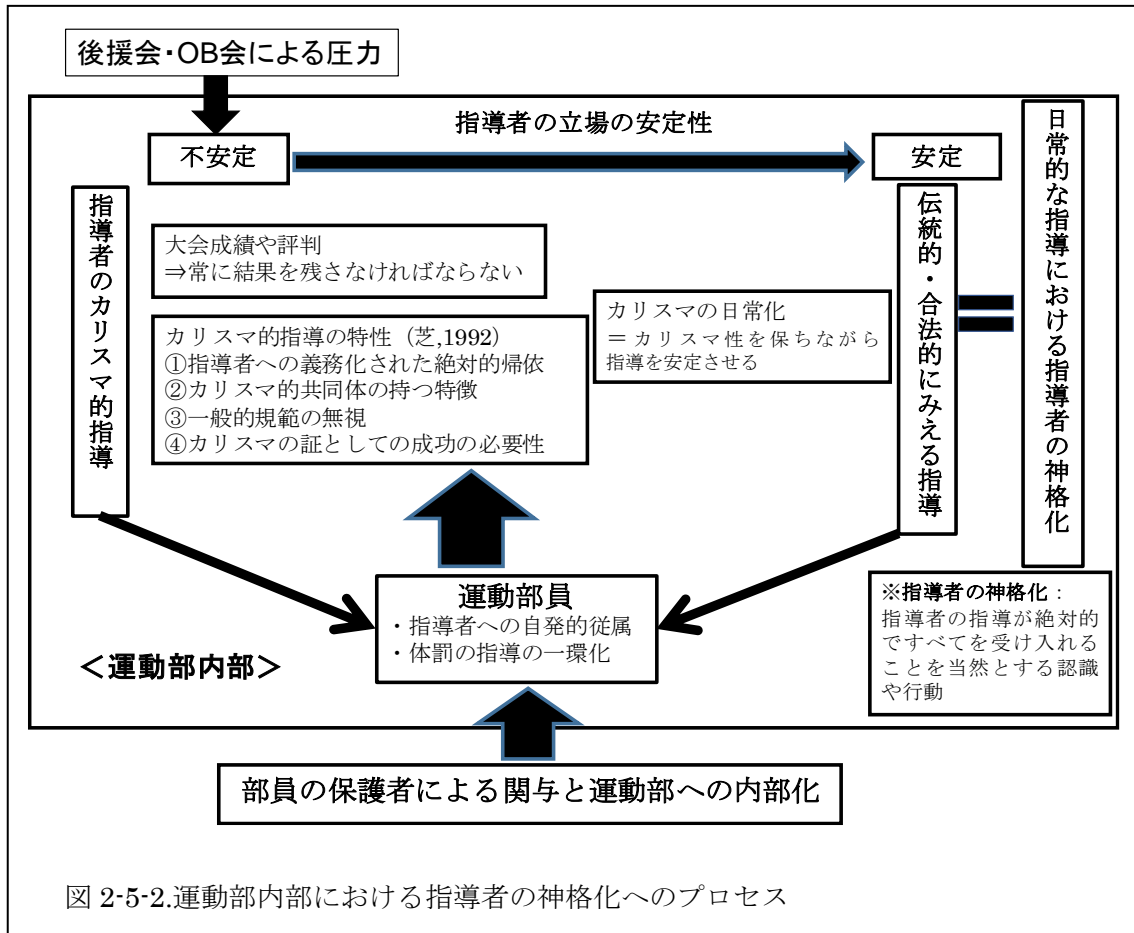
図 2-5-1.本研究全体の分析枠組図

学校内部に位置する学校運動部空間における体罰問題に対して、運動部の外部から影響を与える存在として、その判断が社会的に高い影響力を持つマクロな視点としての司法界判断、および学校教育に対して直接影響を与える教育界判断のそれぞれが考えられる。司法界と教育界については、教員の行為に関する懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという視点から検討を行う。司法界に対する視点としては、戦後から現在にかけて学校教育の中での懲戒と体罰の判断基準の揺らぎの検討と、運動部における体罰が争点となった裁判内容の検討から、運動部における体罰の発生要因の検討を行う。これらをそれぞれ研究1(第3章)、研究2(第4章)とする。

教育界に対する視点としては、戦後から現在までに関連省庁から提示された、学校教育における体罰に関する通知・通達の内容に関する歴史的変遷とその内容の検討から、教育界における懲戒と体罰の判断基準の揺らぎ、および司法界判断との関連について研究3(第5章)として検討する。

次に分析枠組におけるミクロな視点として、体罰実施に関する運動部内部に着目する。運動部内部における運動部当事者である部員と指導者に関して、まず研究4-1(第6章)では体育会に所属している運動部員に対して実施した調査結果から、部員が有している、運動部空間に対する意識、および指導者との関係性について、部員の被体罰経験の有無に着目しながら明らかにする。加えて研究4-2(第7章)として、大学体育会バレーボール部に所属している運動部員を対象として実施した調査結果から、主に運動部指導における指導と体罰の捉え方に着目して、部員が運動部内で体罰を受容する様相について明らかにする。

次に研究5(第8章)として、現在実際に指導を行っている高校バレーボール部の指導者に対して実施した調査結果から、指導者の体罰経験の実態、部員を叱責する状況やスポーツ観を検討することで、運動部内において指導者の権限が強化される様相、および仮説的に提示した「指導者の神格化」状態となってしまう指導者の様相について検討する。以下の図2-5-2で示しているのが、運動部内部における視点として提示した、「指導者の神格化」に関するプロセスを仮説的に提示した分析枠組である。



以上に提示した内容を本研究における分析枠組とし、次章以降でそれぞれの研究内容について検討する。

第3章 司法界判断からみる体罰判断基準の揺らぎ

本章では、分析枠組で提示した運動部における体罰問題に対するマクロな視点としての司法界判断に着目する。具体的には、戦後の学校教育における教員による体罰が争点となった裁判例の中から、懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという視点を踏まえながら、判決が出された意義がきわめて大きいと考えられる4件の裁判例について着目し、それぞれの裁判の内容および判決が出された意義について検討する。

これまでに論じてきたように、学校教育における教員の児童・生徒に対する体罰行為は、学校教育法第11条に基づくと禁止された行為である。この点に関し、同条文内において、体罰が禁止される一方で、教員が児童・生徒に対して懲戒行為を行うことは認められている。懲戒行為として児童・生徒に対して有形力の行使を行ことは認められているわけではないが、教員の行為の判断基準に関して過去の裁判例をみると、先例と異なる判断が示された裁判がみられた。そこで、懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという視点から、教員による有形力の行使に対する司法の判断を中心に検討していく。

第1節 1955年大阪高等裁判所判決とその影響

学校教育における懲戒と体罰の判断基準に関する裁判例の中でも、まず1955年大阪高等裁判所判決（以下「1955年判決」とする）について検討する。本判決は、戦後の学校教育における体罰に対する司法の立場を明確に示した裁判例として重要な意義が認められる裁判であるといえる。1955年判決の具体的な概要については以下の通りである。

【裁判例1概要】

1955年（昭和30年）大阪高等裁判所判決（通称「奈良・池原中事件」）

【判決年月日】

1955（昭和30）年5月16日

【判決裁判所】

大阪高等裁判所第1刑事部

【事件番号】

昭和29年（う）1255号

【事件名】

暴行傷害被告事件

【事件の概要】

被害者である生徒に対して繰り返し行われた教員の体罰をめぐり、生徒の母親が2つの事件を合わせて告訴した。以下は該当する事件の概要である。

- ① 当時中学校教員であった被告人が、当時小学 6 年生であった被害者に対して、「中学校に入って来たらこんな味や」と言いながら被害者の頭部を右手拳で一回殴打暴行した。被告人が同行為に及んだ理由は、被害者ほか数名の児童が受け持ちの教諭を偽ったためである。
- ② 前事件とは異なる被告人（中学校助教諭）が、当時中学校 2 年生であった被害者ほか数名が喧噪であったのを再三制止したが、これを肯かなかったことに立腹し、被害者の頭部を右平手で一回殴打暴行した。

第一審判決では被告人両名に対していずれも罰金が科された。両被告人は控訴した。

【判決】

両被告人による当該行為を暴行行為として認めた。

【意義】

学校教育内の体罰禁止の趣旨について初めて鮮明に示した判決（体罰の否定の明示）

1955 年判決の内容に関して大阪高等裁判所は、「学校教育法第 11 条について触れ、『基本的人権尊重を基調とし暴力を否定する日本国憲法の趣旨（中略）に鑑みるときは、殴打のような暴力行為は、たとえ教育上必要があるとする懲戒行為としてでも、その理由によって犯罪の成立上違法性を阻却せしめるというような注意であるとは、とうてい解されない』と述べ、日本国憲法の趣旨に適合的な解釈を求めた。」（飯野・小熊 1999、105）として、教員が児童・生徒に対し、懲戒行為として暴力行為（体罰）は行うことは許されないと判示した。この判決内容は、戦前からの学校教育における体罰禁止の立場を踏襲したものであるが、戦後に改めて学校教育の現場での体罰を禁止することを示したという点で非常に意義のある判決内容といえよう。

本判決は、戦後の学校教育における体罰に関する司法界判断の根拠判例となった。なお、この裁判が起きた時期には、学校の中において、児童・生徒にとって教員が親の代わりに務めるものであるから、親が有するとされる懲戒権を親に代わり、子に対して行使する「親代わり論」のような指摘もみられていた。親による子への懲戒という点について、子の親が有するとされる懲戒権は民法で成文化されており、森（2014）はこの点について、「懲戒権については民法が、子どもの親権者に『子の利益のために子の監護及び教育を有すし、義務を負う』（820 条）とし、そして『親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる』（822 条）と、懲戒権を認めている。ただし、懲戒の方法については、特に規定していない。」（森、2014、93）と論じている。

このような背景がありながらも、本判決では「親代わり論」に関してその適用は否定されている。この点について飯野・小熊（1999）は判決の内容にふれ、「『親という血縁に基づいて教育のほか監護の権利と義務がある親権の場合と教育の場ではつながるにすぎない本件の場合には本質的に差異』があると述べ、戦前の『親代わり論』を明確に否定した。そ

の意味で『戦前の判例と決別する戦後におけるリーディングス』と評された。」(飯野・小熊 1999、105)と指摘している。

以上の内容にみられる通り、戦前から指摘されてきた体罰行為の禁止や、教員が親の有する懲戒権を行使する「親代わり論」が認められないことに関して、本判決では法判断に基づいて、その内容を改めて鮮明に社会に対して示した。

本判決について懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという視点から検討すると、本判決が出されるまでは懲戒行為としての有形力の行使は、親の代わりである教員の立場からは許されるものであり、体罰ではないと考えてきた教員にとって、本判決で示された内容は、懲戒権の行使に関する教員の裁量の範囲を限定的にするものであったといえ、一般社会的に対しても学校教育における体罰は許されないことを司法が明らかにしたといえる。

第2節 1981年東京高等裁判所判決とその影響

1955年判決は、戦後の学校教育における体罰に関して、司法が明確な禁止を示し、それ以降の体罰に関する裁判の判断基準となった。そこで次に1955年判決で示された体罰禁止の趣旨と対照的な判決が出された裁判である、1981年東京高等裁判所判決(以下、「1981年判決」とする)における内容の検討を行う。

【裁判例2概要】

1981年(昭和56年)東京高等裁判所判決(通称「水戸五中事件」)

【判決年月日】

昭和56年4月1日

【裁判所】

東京高等裁判所刑事第3部

【事件番号】

昭和55年(う)292号

【事件名】

暴行被告事件

【事件の概要】

中学校教員であった被告人が、当時勤務先であった中学校体育館において、体力診断テストの補助要員として参加していた生徒が「何だ、(教員名)と一緒に」といいながらずっこけの動作をしたのを見て、叱責し、平手及び手拳で生徒の頭部を数回殴打し、その8日後、生徒が脳内出血で死亡した。

一審判決では教員が「手拳で頭頂部付近を強く叩いた」という事実認定をし、教員の当該行為が暴行罪に該当するとして、被告人である教員に対するに罰金が科された。被告人は一審判決を不服として控訴した。

【判決】

教員の行為を正当行為として一審を破棄し被告人に無罪判決が出された。

【意義】

教員による懲戒行為としての有形力の行使を認めた判決といえる（体罰の肯定）。

1981年判決では1955年判決とは対照的な判決が出された。1955年判決において懲戒行為としての有形力の行使が明確に否定されたのに対して、本判決では「有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育上の懲戒行為として一切許されないものとするのは、本来学校教育法の予想することではない」と判示され、教員による懲戒行為としての有形力の行使を肯定的に捉え、教員による体罰を実質認めたのである。判決に関して、「本件行為はこの限度内での軽微なもの。どのような懲罰を加えるべきかは教師の裁量に任せるのが相当であり、本件は体罰に当たらず、教師としての正当な行為」と示し、有形力の行使の範囲に関して教員による広い裁量が認められた。マスメディアはこの判決について「愛のムチ容認」として報道し、判決が出された背景には、全国的に学校で蔓延していた生徒の非行化があると指摘していた。本判決については、安藤（1986）が指摘しているように、法曹関係者からも批判的意見が多くみられものであり、教員による体罰行為に関する例外的判決であり一般化はできないとされている。

学校教育における体罰問題を考えるうえで本判決が出された意義は非常に大きいといえる。それは、1955年判決が出て以降、教育権で認められた懲戒行為としてでも有形力の行使はほぼ体罰行為としてみなされていた。しかし、本判決が示されたことで、懲戒行為としての有形力の行使は教師の裁量の範囲内によるものであるとされたのである。本判決が出されたことの影響として「この判決は（中略）、全国各地の学校ぐるみの体罰状況を引き起こした大きな要因のひとつとなった。」（飯野・小熊 1999、107）という指摘もみられる。すなわち本判決によって、教育現場における教員による体罰行為を助長する危険性が高まったともいえよう。

本判決について懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという視点から検討すると、本判決は教員の懲戒行為に関する裁量の範囲を大幅に広げるものであり、教員の懲戒と体罰という行為について、その判断基準を大きく揺らがせた判決であるといえる。判例主義をとる我が国の司法においてきわめて珍しい事例であるといえる。

第3節 1990年浦和地方裁判所判決とその影響

学校教育における体罰に関して、1955年判決において体罰の明確な禁止が示され、1981年判決においては対照的に、体罰の実質的な肯定が提示された。1981年判決が提示されたことは、1980年代にみられた「荒れる学校」という教育現場における教員の行為に関する裁量の範囲の広がりを示すものといえる。次に、教員の行為に関する裁量の範囲が再度縮

小し、体罰禁止の原則へと回帰したとみることができる 1990 年浦和地方裁判所判決（以下、「1990 年判決」とする）の内容について検討する。

【裁判例 3 概要】

1990 年（平成 2 年）浦和地方裁判所判決

【判決年月日】

平成 2 年 3 月 26 日

【裁判所】

浦和地方裁判所刑事第 3 部

【事件番号】

昭和 60 年（ワ）第 314 号

【事件名】

損害賠償請求事件

【事件の概要】

中学校の体育教員であった被告人が、中学 2 年の男子生徒に対して、教員へあいさつをしなかったなどと咎め、男子生徒の顔面を平手で数回殴打および、腹を膝で蹴り、全治 10 日ないし 15 日の傷害を負わせた。生徒側は、体育教員、学校を管轄する市および県に対して損害賠償を請求した。

【判決】

教員の行為を体罰であると認定し、生徒に対する損害賠償を認めた。

【意義】

教員による懲戒行為としての有形力の行使を再度否定した判決（体罰の否定）

本判決では、1981 年判決で認められた懲戒行為としての有形力の行使が否定され、学校教育における体罰を再度否定する内容がみられた。判旨の中で、教員の生徒に対する懲戒行為としての有形力の行使が、殴打や蹴る等の行為である生徒の身体に障害を与えるような場合は、生徒の側に懲戒と認められるようなことがあった場合でも、教員の行為の違法性は阻却されるわけではなく、学校教育法 11 条が禁止する違法な体罰であると指摘された。この点について裁判所は、「当該有形力の行使が殴打・足蹴り等生徒の身体に傷害の結果を生じさせるようなものである場合には、それ自体学校教育法 11 条のただし書きが禁止する違法な体罰である」と論じており、学校教育法の条文に基づいて教員の行為の違法性を指摘している。本判決は、批判の声が大きかった 1981 年判決の懲戒としての有形力の行使を明確に否定したものであり、1955 年判決にみられた、学校教育における体罰に対する司法による厳格な否定の立場へと回帰した内容が認められた。

この点について、懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという視点から検討すると、教員による有形力の行使が再度体罰へと大きく振れ、教員の行為の裁量範囲という視点から考える

と、1981年判決で拡大したとみることのできる教員による裁量の範囲が再度縮小したと考
えることができる。

第4節 2009年最高裁判所判決とその影響

1955年判決では体罰の明確な禁止が確認され、1981年判決では懲戒行為としての有形力
の行使を認める判決が出され、1990年判決では再度体罰の禁止が示された。ここまでの内
容にもみられるように、司法による懲戒と体罰の判断基準に関して揺らぎがみられた。そ
こで次に、学校教育における教員の行為について最高裁判所で争われた判決について検討
する。2009年に出された本判決は、懲戒と体罰の判断に対して影響を与える直近の裁判例
であり、かつ最上位の司法判断が行われる最高裁判所が内容を提示したことについて非常
に意義があるといえる判例であるといえる。

【裁判例4概要】

2009（平成21）年最高裁判決

【判例年月日】

平成21年4月28日

最高裁判所第三小法廷

平成20年（受）981号

【事件名】

損害賠償請求事件

【事件の概要】

公立小学校の教員が、他の生徒や教員の足などを蹴って逃げた当時小学校2年生の男子
生徒をつかまえ、胸元をつかんで壁に押しつけて、男子生徒が当該行為を行ったことを「も
う、すんなよ」と叱った。男子生徒は帰宅後に自宅で泣き始め、母親に対して「先生から
暴力をされた」と訴えた。その後、男子生徒は夜中に泣き叫び、食欲が低下する等して通
学に支障を来し、病院に通院して治療を受け、その後症状は回復し学校生活に戻った。

男子生徒の母親が抗議活動を行い、同教員の本件行為は体罰であるとして市に対して国
家賠償請求訴訟を提起し、約350万円の賠償を求めた。

一審では教員の行為を学校教育法11条但書で禁止されている体罰であると認定し、生徒
側の請求を65万円の限度で認容した。二審でも、教員による行為は教育的指導の範囲を逸
脱するものであり体罰であると認定され、生徒側の請求に対して21万円の限度で認容した。
教員の所属する小学校を抱える市は、教員の行為は教育的指導として正当なもので、違法
ではないと反論し上告した。

【判決】

原審判断を覆し、男子生徒側の賠償請求を斥けた。

【意義】

教員の有形力の行使を状況判断という尺度で測り認めた判決（体罰の一部肯定）。

本判決では、基本的に体罰は認められないと、学校教育法の条文に基づく理解を示しながらも、教員の行為に対して「その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法 11 条ただし書きにいう体罰に該当するものではないというべきである」と判示している。本判決では、教員による有形力の行使を「目的、態様、継続時間」という判断基準に沿って体罰か否かということの判断を司法が行った点について、本判決の特徴があるといえる。

1981 年判決を例外的な判決として、これまでの司法判断では教員の有形力の行使に対しては、ほぼ体罰行為であるとする傾向が強くみられた。そのため本判決は、状況によっては有形力の行使が体罰に当たらない可能性を認めたという意味で体罰問題に関する判決の中でも重要判決といえる。

また判決について「確かに、本件行為が『有形力の行使』であることは否定できないが、しかし C（教員）が X（男子生徒）に対して行ったのは、あくまでも悪ふざけに対する叱責であり、今後はしないように、という指導である。いたずらや悪ふざけをした児童・生徒が教員から叱責（注意）・指導を受けるのは、きわめて当り前のことである」（長尾 2010、p.199）とする指摘もある。判決文の中でも「C（教員）の本件行為は、児童の身体に対する有形力の行使であるが、他人を蹴るという悪ふざけの罰として X（男子生徒）に肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである」としている。これらの指摘は、児童・生徒に対する有形力の行使があったとしても、児童・生徒自身の行為への罰としてその場限りで行われるのは学校教育の中で自然なことであるということを含意するものといえよう。

しかし判決文の中で「目的、態様、継続時間からして教育的指導の範囲を逸脱しない」としながらも「本件行為にはやや穏当を欠くところがなかったとはいえない」とも述べているため、同様の行為を別の場合で行ったとしても状況次第では体罰と判断（＝違法）される可能性は高いと考えられるので、一概に有形力の行使が許されるとも言い難い判決ともいえる。

第 5 節 戦後以降の裁判例からみた体罰問題に対する司法の態度

本章では、懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという視点から、体罰問題に対する司法界の判断として、その判断の方向性が明確に示されたとみられる 4 件の裁判例の内容及び判決の出された意義等についてそれぞれ検討してきた。

それぞれの裁判例の内容について簡単に整理すると、まず 1955 年判決は教員の懲戒行為としての暴力行為は許されないことを述べた、体罰を厳しく否定する判断が提示された。

次に 1981 年判決では、懲戒行為として有形力の行使を一切認めないことに関して学校教育法は想定していないとして、実質的に教員による体罰を認容する判決が提示された。次に、1990 年判決では懲戒としての有形力の行使は許されないものとする判断が提示され、1955 年判決の内容および体罰に対する厳しい判断への回帰がみられた。最後に、2009 年判決では、「目的、態様、継続時間」という基準に沿って体罰か否かということの判断を行っていることが 1981 年判決とは異なるものの、体罰の一部が肯定されたという点では 1981 年判決と同様に、体罰の認容が認められるといえる。これらの判例から懲戒と体罰との関係の揺らぎの状況を教員の行為に関する裁量の範囲に着目して整理すると以下のようなだろう。

1) 1955 年判決を契機として

1955 年判決は教員による体罰を否定した判決である。本判決が出たことで、教員からの有形力の行使はほぼ体罰であると認定され、懲戒であると判断される件については少数であった。それは有形力の行使について、教員による行為は体罰と認定される可能性が非常に高かったことが示される。そのため教員自らによる行為についての裁量の範囲は狭かったと考えられる。

2) 1981 年判決を契機として

1981 年判決では、教員による懲戒行為としての有形力の行使を認める判決が出された。そのため、教員による行為も 1955 年判決の際の状況とは異なり、一概に体罰であると認定せずに懲戒行為であると判断されることもあることが示された。つまりこの時期で教員による有形力の行使が懲戒行為と解釈されることの拡大がなされたといえる。そのため、この時期では教員自らによる児童生徒への裁量の範囲も広がったと考えられる。

3) 1990 年判決を契機として

1981 年判決は 1980 年代前半の少年の非行化や、校内暴力の増加が社会問題となっていた時代背景に配慮するように出された判決である。このため教員による懲戒行為としての有形力の行使が学校教育の現場で多くみられていた。しかし学校教育の現場での体罰を禁止する立場をとる文部省（現文部科学省）や、体罰による死者が出ることなどによって学校教育での体罰を許さないとする世論から徐々に懲戒としての有形力の行使を認めない方向へと移っていった。それが 1990 年判決にみられた 1955 年判決の状況へと回帰することとなり、教員たちの裁量の範囲は再び狭くなっていったと考えられる。

4) 2009 年判決を契機として

1955 年判決に基づき、教員たちの行為に関する裁量の範囲が狭くなっていった時期に 2009 年判決が出された。有形力の行使におよぶことは、体罰と判断されてしまうようになっていた状況に対して、1981 年判決の様に教員による裁量の範囲を再度拡大させることを

想起させる判決である。それは再び教員による行為が懲戒であると認定される可能性が高まっていることを示している。しかし、本判決は一審、二審ではいずれも体罰であると認定されているため、教員にとっては裁量の広がりを感じられるものの、1981年判決が出た時ほどの裁量の広がりを感じられずに、有形力の行使には慎重にならざるを得ないであろう状況が続いているであろう。

このように司法の体罰問題に対する方向性は懲戒と体罰の判断基準について揺らぎが見られる。例えば1981年判決や2009年判決のような体罰を肯定する判決が出る一方、朝日新聞（1996、15）では教師の体罰を認めた裁判において裁判長が以下のコメントをしたことについて書かれている。

「体罰が学校教育の場で一切禁止されていることを改めて確認する」

「戦後五十年を経過したのに、体罰が根絶されていないばかりか、体罰擁護論が国民の本音として聞かれることは憂うべきことだ」

「教師による体罰は、生徒・児童に恐怖心を与えて問題を潜在化させて解決を困難にするとともに、生徒らの暴力によって問題解決を図ろうとする気質を植え付ける」

（以上、朝日新聞、1996、15）

と体罰行為に対する厳しい批判を行っている。判例主義を取っている我が国において体罰事件における内容の程度や、裁判官の考え方によってその判断の変動がみられることはきわめて珍しいことであり、体罰問題に対する懲戒と体罰の判断基準の揺らぎが今なお発生していることを示唆しているといえよう。この点では、一貫して体罰禁止の立場を堅持している教育界とは判断が異なっているともいえる。

第4章 運動部における体罰に関する裁判例研究

第1節 本章の研究目的

第3章では学校教育における懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという視点から、判決が出された意義がきわめて重要であると考えられる裁判例について、その内容や判決の出された意義等に関する検討を行った。その結果、一貫して禁止されているはずの体罰行為について、一部教員の行為が懲戒行為の範囲内にあるとする判決がみられ、体罰をめぐる、懲戒と体罰の判断基準が揺らいでいる様相がみられた。

そこで本章では体罰に関連する裁判の中でも、特に運動部における体罰が裁判の中で問題視された裁判およびその内容に着目し、裁判の中で明らかにされた運動部における体罰の特徴や、指導者が体罰におよんだ理由について検討する。具体的には運動部における体罰行為の概要について整理したのちに、裁判例の内容について詳細に検討し、運動部における体罰の発生要因について、指導者が体罰に及んだ理由を参考にしながら導出する。

第2節 運動部における体罰に関する裁判例の調査概要および結果

1) 調査内容

本研究では、運動部において発生した体罰問題で、判例としてデータベース上に掲載されているものに関してその内容の検討を行った。

(1) 調査方法

インターネット上の裁判判例データベース（以下「判例DB」とする）へのキーワード入力による検索結果に基づき判例の整理を行った。判例DBについては、使用頻度の高さや、掲載判例数の多さ等の観点から、以下の3つの判例DBを分析対象とした。今回の調査で着目する、運動部での体罰に関して、「体罰」とともに対象を広げるため、「部活」（運動部活動を含む）をキーワードとする、「体罰 and 部活」のキーワードを3つの判例DBに入力し、検索を行った。

1.LLI 統合型法律情報システム

URL <http://www.lli-hanrei.com/indexjp.html>

2.TKC 法律情報データベース（TKC ローライブラリー内）

URL <http://lex.lawlibrary.jp/index.html>

3.D1-Law.com

URL <http://www.d1-law.com/>

(2) 分析対象とした期間

1947（昭和 22）年 4 月 1 日～2015（平成 27）年 3 月 31 日

(3) 調査結果

調査方法で挙げた内容で調査を行った。その結果としては、

LLI 統合型法律情報システム	45 件
TKC 法律情報データベース	43 件
D1-Law.com	52 件

の判例が検索結果に該当した。この検索結果から、本研究における分析対象とする判例の選定を行った。本研究での裁判の選定に関し、調査対象は、定時制を含む小学校から大学までの学校運動部の中で、指導者から生徒に対して行われた体罰であり、かつ体罰の内容が裁判の中で言及された判例に限定した。このため、福祉施設やフリースクール、学校外部のクラブなどで発生した体罰に関する判例等については対象外とした。その結果、18 件の判例が得られた。（表 4-2-1 参照）

18 件の判例について、表 4-2-1「学校運動部における体罰に関する判例」において、①事件番号、②体罰発生年月、③判決年月、④担当裁判所、⑤民事刑事区分、⑥学校設置区分、⑦学校区分、⑧児童生徒性別学年、⑨教員性別年齢、⑩競技、⑪行為内容、⑫事案概要、⑬体罰への問題視、⑭備考、という視点で整理を行った。

なお事案概要については、3 つの判例 DB で共通にみられる判例について、より簡潔にまとめられていた D1-Law.com の内容を、それ以外のデータについては、その判例が掲載されている DB の事案概要を引用した。表に示した内容は、3 つの判例 DB に提示された判例であり、運動部における体罰に関する裁判結果として主だった事例は把握できているものと思われるが、この 3 つの DB に提示されていない事例についてはすべて網羅できているとはいえないことに留意する必要がある。

表4-2-1.学校運動部における体罰に関する判例

①番号	②体罰発生年月	③判決年月	④担当裁判所	⑤民事事区分	⑥学校設置区分	⑦学区区分	⑧児童生徒性別学年	⑨教員性別年齢	⑩競技	⑪行為内容	⑫事案概要	⑬体罰への問題視	⑭備考
1	1984(昭59)年から1985(昭60)年3月22日まで	1993(平5)年9月6日	岐阜地方裁判所	民事	公立	高校	女・2年生	男	陸上	体罰が悪いときや負傷中でも練習を強制 教員の乗用車で登下校するなど、自由を束縛された生活を強制 「プス」などといった生徒を侮辱 「お前はわが、なんでもやらわかんや」「陸上部をやめろ」などと暴言 練習のときに肘が痛いのを顔に出したのがいけなから退部せよと発言 生徒を土下座させて謝罪させる 「のらんでくず」「心の中が腐っている」「猿の物まねしかできない」などと罵倒 頭部などをやりで頻りに叩く 病院には生徒の足のことなどわからないなどと非科学的なことをいって練習を強制 二名の女子生徒を正座 頭部を竹やりで数回、竹やりが割れて飛び散るほど殴打 生徒に無理やり五杯も食事を強制 二日間体育教室において土下座の強要 頭部を試合用のやりで殴打 翌日も同じ部位をやりで叩く 頭部を手拳や平手で繰り返し殴打 生徒の右大腿部を身体が90度左右に回転してしまいうるくらい強く蹴る 「追試験の成績が悪い」「お前は家の人に、『しかられた』と告げ口しているのではないかなどと大声で罵声を浴びせ竹やりで叩く 合計4時間30分にもわたって起立させられるなど自由を束縛されたうえ、食事の禁止を強制	高校陸上部顧問教諭による体罰や侮辱的発言を繰り返し受けた女子生徒が自殺した事件について、体罰等の違法を認め、自殺の予見可能性および体罰等と自殺との相当因果関係を否定した事例	○	
2	1991(平3)年ただし体罰は日常的と考えられる。	1993(平5)年11月24日	仙台地方裁判所	民事	公立	高校	男	男	柔道	部活動のルールを守らない者は誰でも先生や先輩に竹刀で尻を叩かれるのが通例となっていた。 武道館には、そのために各学年用の竹刀が置いてあった。 柔道部の顧問の教諭も「はたなら竹刀で気合いを入れる。」と常々言っており、竹刀で気合いを入れることが行われた。 ただし、部活動中の体罰は竹刀によるものだけであり、部員を殴る蹴るといふことは一切なかった。	集団によるいじめの理由とした県立高校長によってなされた4件の退学処分のうち、処分の基礎となった事実について一部しか認定しないとし、裁量権の行使に違法があったとして3件の処分を取り消した事例	×	裁判で問題視されたのは、部員によるいじめ行為。
3	1984(昭59)年10月19日	1993(平5)年11月24日	浦和地方裁判所	民事	公立	中学校	男・2年生	男	バレーボール	「お前らの今の試合は何だ、だからやっているからこんなことになるんだ、反省の言葉を言え」と怒鳴る いきなり理由もなく左側の選手から順次その右腕部を利腕である左手の手のひらで激しく殴打 右腕に並んでいた生徒に対して右腕部を激しく殴打 その結果、生徒はよろけ、左側頭部付近を数センチ後方にあった鉄筋コンクリート角柱の壁面に衝突	中学バレーボール部顧問教諭の体罰により負傷した生徒が長期欠席を余儀なくされた事件について、体罰の違法を認めた事例	○	
4	1994(平成6)年6月13日及び同年その他	1996(平成8)年12月25日	大阪地方裁判所	民事	私立	高校	男	男	水泳	(学校) 課の放課で見学を申し出た水泳部員である生徒に対し、足が痛いくらいで見学するなと言い、教員が所持していたスタート用ピストルで生徒の頭を数回殴りつけて、プールに入って泳ぐよう指示 全裸のまま、生徒一人だけをプールを往復して泳がせた (部活) 別生徒である水泳部員に対する竹刀を用いた体罰	生徒に体罰を加えた教諭に対する懲戒解雇につき、程度・手段として重きに失するとして無効と判断された事例	×	授業中の部員に対する体罰。ただし、部活場面で体罰も存在。
5	1996(平成7)年5月12日	2000(平成12)年9月13日	大阪地方裁判所	民事	私立	高校	男	男	野球	指導者は練習中息巻なプレーや消極的なプレーをした野球部員を口頭で注意したにもかかわらず同部員が同様のプレーを繰り返し続けた際、しばしば、平手で部員の頬を叩いたり、脚をキックチャージャーの上から軽く蹴ったり、バットのヘッドグリップで頭部を叩いた。また、時として、通称「ケツパット」と呼ばれるバットの背骨を叩く懲戒行為(以下「ケツパット」という。)を加減して行ったこともある。 エーを打った部員に対して強く力を込めたケツパットを行う。	私立高校野球部で上級生から暴行等のいやがらせを受け、精神疾患に陥り、退学を余儀なくされた元部員が、上級生及び野球部監督に対して求めた損害賠償請求につき、高校及び監督には安全配慮義務違反がなかったとされた事例。	×	裁判で問題視されたのは、部員によるいじめ行為。
6	2000(平成12)年9月27日	2004(平成16)年12月24日(一審) 2005(平成17)年12月22日(控訴審)	東京高等裁判所	民事	公立	中学校	男・女	男	剣道	生徒の背後から生徒が痛みを感じる程度の強さで、稽古着、垂れを着用した上からその左腕を1回蹴る	中学校のクラブ活動中に顧問教諭が女子生徒を痛みを感じる程度の強さで1回蹴ったことが、注意や体罰を与えるのではなく、親み込みを込める気持ちでされたとしても国家賠償法上違法な行為に当たるとされた事例。	○	
7	2005(平17)年6月上旬同年8月13日	2007(平19)年3月23日	岡山地方裁判所倉敷支部	刑事	私立	高校	野球部員12名	男	野球	投げ飛ばした上、顔面、腹部等を数回踏み付け、生徒を立てさせてその顔面を手拳で数回殴打 怒号して、顔面を多数回にわたり手拳あるいは平手で殴打 指示に従わなければ殴られかねない旨を脅して、全裸の状態のままランニング 顔面を手拳で数回殴打 顔面を手拳で1回殴打 顔面を手拳で数回殴打	私立高校の野球部監督であった被告人が、野球部員間の暴行事件の懲戒等のため体罰に該当する暴行を野球部員に加えた事案。及び野球部員に全裸の状態でのランニングを強要した事案において、暴行は体罰であるとは明らかであり、被害生徒には不当に罰せられた感覚を植え付けるのみならず、体罰のかわりに退部、退学等、学校の公式処分を押しにさせることで体罰の原因となる暴行等の被害を受けた生徒が保護される利益や顧問等に依り他の生徒の利益を不当に軽んじることとなり、教育従事者を信頼して指導を委ねた父母らの賛同を決して得られないなどとして、被告人が懲役1年6月・執行猶予3年に処された事例。	×	・被害は学校職員で事実上の野球部指導者・甲子園出場実績あり
8	1996(平成8)年7月から1998(平成10)年6月頃および、1997(平成9)年3月頃から1998(平成10)年6月頃まで。	2008(平成20)年5月20日	大阪地方裁判所	民事	公立	中学校	男女複数名	男	剣道	・稽古の合図に使う太鼓のバチで頭がくらくらするくらい強く叩く。 ・太鼓のバチを防具の面の下から入れて喉を圧迫する。 ・竹刀で頭、顔、足などを叩く。 ・竹刀を喉元に突きつける。 ・防具の肩を押し上げ喉を圧迫する。 ・強、投げ飛ばす。 ・体育館の舞台から突き落とす。 ・指導者の面前で、犬のように三回まわってワンと言わせる。童謡を取わせる。 ・プロレスのように羽交い差しにする。 ・指導者の急に差し出す人差し指を一瞬咥えさせる。 ・床を踏みさせる。 ・生徒らに服を脱ぐよう求め、生徒らが服を脱いで下着姿になると、生徒らを抱きめたり、「如女をくれるかなどと言う。 「じゃあ、死ぬ。」など生徒らに対し言い、生徒が飛び降りようとし、意の方に向かっていったところで指導者によって止められる。	市立中学校の部活である剣道部指導者から体罰及びセクハラ行為を受けた精神的苦痛につき、市に対して、同教員を懲行補助者とする教育環境配慮義務違反による債務不履行に基づき、慰謝料請求を認めた事例。	○	体罰とセクハラ問題。
9	2004(平成16)年	2008(平成20)年6月30日	長崎地方裁判所	民事	公立	中学校	男・2年生	男2名	サッカー	<教員の日常的な体罰> <他の生徒の見えない場所に生徒を連れて行き、生徒に弁解を許さず体罰を加えるといった手法を取っていた。教員から呼び出しを受けることは必ず体罰を受けるということで、クラスの生徒にわたって共通認識となっていた。> <問題となった部活動の関連> ・「部活動停止制度」と呼ばれる制度が採用されていた。 ・「部活動停止制度」とは、生徒が買いいや喫煙といった行動をとると、その行動が部活動と関係しているから聞いたら、連帯罰として、部活動を停止する制度である。連帯罰は停止期間中の部活動の禁止や、早期の体育館の雑巾がけといった作業罰、大会への出場辞退が挙げられる。 ・本制度は、部活と関係のなく不必要な連帯責任を部員に取らせるもので、問題を生じた生徒に対して、罪悪感を持たせたまま他の生徒への裏切りの意識を植え付けさせ、必要以上の精神的圧迫を加えるものである。	市立中学の学級担任の教諭の喫煙指導と中学生の自殺との間には事象的因果関係がある点に認められるが、中学生が自殺に至ること、あるいは自殺を決定していたことを予見することは困難であったといわざるを得ず、同教諭及び学年主任教諭による喫煙指導は、不適切な面が見られるが、法律上の義務としての配慮義務又は防止義務に違反した点では認められないとして、自殺した中学生の両親の、市に対する損害賠償等の請求を棄却した事例。	×	部活動中の体罰ではないが、当事者である教員が体罰をしている旨は認められた。部活動の罰則に関する事例

10	2005(平成17)年	2009(平成21)年3月6日	長野地方裁判所	民事	公立	高校	男・2年生	男2名	バレーボール	<ul style="list-style-type: none"> ・パイプ椅子で部員を殴りつける。血を流すような怪我をさせる。 ・部員によるいじめの事実を知ってないが、いじめ被害にあった生徒だけを練習させないようにする。 ・いじめを学校に訴えた生徒の両親を脅迫する。 ・暴力を肯定する発言をする。 	原告の子Aが自殺したことに関し、Aが被告Y1からいじめや暴力を受けたと主張し、被告Y1及び両親に対し、Aの慰謝料等の支払を求め、県教育委員会などの職員によるいじめ等の放置等がAを自殺に追い込んだなどと主張して、被告長野県に対し、慰謝料等を求め、被告Y2の発言がA及び原告の名誉を棄損したと主張して、同被告に対し慰謝料等を請求し(甲事件)、甲事件被告Y1を含む同高校A・Y1部員及び監督が甲事件被告から、不当な抗議を受けるなどにより、名誉権等を侵害されたと主張して慰謝料を請求し(乙事件)、原告が乙事件の訴えは差押であるとして慰謝料を請求した(丙事件)事案について、被告Y1による殴打行為の違法性を認め、認定した金額の限度で請求を認容し、乙事件原告らの請求につき、認定した金額の限度で請求を認容し、丙事件につき、請求は理由がないとして、請求を棄却した事例。	△	裁判で問題視されたのは、部員によるいじめの行為。
11	2005(平成17)年9月下旬	2009(平成23)年10月27日	神戸地方裁判所	民事	公立	中学校	男	男2名	柔道	部員全員を集めて全員の目の前で生徒を激しく叱責し、拳骨で頭部を叩く	市立中学校に在籍する生徒(19歳)が、柔道の練習後の更衣室中に同級生に激しく殴りつけられ、馬乗りになって殴打し負傷させたことについて、加害生徒の両親が親権者としての指導監督義務を怠った結果、本件加害生徒が同級生に傷害を負わせたと認められるとして、その両親に民法709条に基づく損害賠償責任が認められた事例。	×	体罰を受けた生徒は、特定の生徒に対し、練習用マットの上で、マット越しに激しく殴る・蹴るなどの暴力を加えるいじめ行為を行っていた。
12	2003(平成15)年5月5日	2010(平成22)年4月28日	東京地方裁判所	民事	公立	中学校	男2名	男	ソフトテニス	部員である生徒に対し、左頬を右手の拳で三回ほど殴り、足払いをし床に倒し、靴(内履き)のまま、生徒の顔の右側を一分程度踏みつける	校内に多量の私物を保管し生徒に体罰を繰り返すなどの行為をした市立中学校教員に対する分限免職処分について、地方公務員法29条第1項第3号にいう「その職に必要な適性を欠く場合」に該当する事がある認められるとして、違法がないとされた事例。	○	体罰及び暴力を受けていないという内容の書面を渡し、生徒とその保護者に署名するよう求めた。保護者から抗議を受けた際、「教育委員会から問合い合わせがあるかもしれないが、そのときには、体罰ではなく強い指導だと言ってほしい。」と迫った。
13	2005(平成17)年8月2日	2010(平成22)年5月19日	神戸地方裁判所	民事	公立	中学校	男・1年生	男2名	柔道	高温多湿の環境下での練習中、頭部を訴え、薬や休憩を何度も求めた生徒に対して休憩をとることを許さない。生徒の言動について、生徒が仮病を使って練習を怠けようとしているものと決めつけ、1時間程度生徒を正座させ、頬を叩いたり足で押し倒すなどしながら怒鳴りつける。	市立中学校の1年に在学中に柔道部に所属する生徒が、夏期合宿に参加中に熱中症を発症して死亡したのは、顧問教師らの過失によるものであるとして、国家賠償法1条1項による損害賠償金の支払を命じた事例。	△	部活動の活動計画における注意義務違反
14	2004(平成16)年12月24日	2011(平成23)年12月27日	横浜地方裁判所	民事	公立	中学校	男・3年生	男	柔道	無抵抗の生徒に対し、一方的に、①「次々と薄手の力をため、背負い投げ一本背負い及び体落とし等の技をかけ、繰り返し生徒の頭部を含む身体を床に強く叩きつけた。」 生徒の柔道着の襟首をつかみ、強く絞め上げ、生徒を「落ちた」状態とし、意識を失わせる。 「落ちた」状態の生徒に対して、①の行為を繰り返す。 生徒に対して、床の上に転倒させた状態のまま手や腕で頭部を床に強く押しつけたり、柔道着の襟首をつかんでその身体を持ち上げ、激しく回転させ振り回す。 休憩を入れることなく、約10分間こわたり、生徒に対して、上記の行為を加え続ける。 日頃から、「サマーバケーション」と称して、気に入らない生徒に対し、身体に苦痛を与える目的で、猛烈な勢いで投げ飛ばしたり、寝技を絞って首を絞め続ける等の暴行を加えていた。	市立中学校3年生の生徒(原告)が柔道部の指導教諭と柔道の乱取りの練習中に受傷し、高次の脳機能障害を負った場合において、原告が柔、市及び教諭に損害賠償を請求した訴えにつき、教諭には過失があるとして、市及び市に対する請求は認容されたが、教諭個人は責任を負わないとして教諭に対する請求は棄却された事例。	○	
15	2009(平21)年1月以降日常的	2012(平24)年2月17日	前橋地方裁判所	民事	公立	高校	女・1年生	男	バレーボール	他の部員や保護者らの面前で生徒を平手で叩く バレー部部員全員を竹刀で叩き、部活動中に、生徒の頭、尻、太もも、みぞおちを竹刀で叩いた バットを持ちながら、「こんな蹴くいてやる、メタメタにしてやる、だめにしてやる、膝のせいにしてしーっ平手はないのか」などと生徒に侮辱的発言	バレーボール部顧問である県立高校の教員が、部員である生徒を竹刀で叩いたり侮辱的発言をしたことに対する、生徒からの国家賠償請求が認容された事例。	○	暴行・侮辱的発言・加害練習の強制について争点あり
16	2010(平成22)年10、12月	2012(平24)年11月19日	山口地方裁判所支部	民事	私立	高校	男・4名	男	テニス	些細な理由(部活動への無断欠席、忘れ物)によって生徒の頭髪を髪主にすることの強要 部員に問題があった場合、何かあると「特待(部活特待生)を切る」旨のハラスメントを継続的に行う	生徒に対し家庭事情に立ち入った質問をしたり、丸坊主を強要するなどの指導を行っていたことを理由に勤務する高校から解雇された教員が、解雇無効を主張して雇用契約上の地位確認と未払賃金の支払を請求するとともに、不法行為を理由として慰謝料の支払を請求した事案につき、前記解雇には就業規則の定める解雇事由が認められ、解雇権の濫用に該当すると認められるに足りる事情はうかがえないことから前記解雇は有効とされて、請求がいずれも棄却された事例。	△	プライバシー権等に明らかに配慮に欠ける言動
17	2009(平21)年7月29日及び日常的	2013(平25)年5月14日(一審) 2014(平26)年1月31日(控訴審) 2015(平27)年2月5日(上告審)	大津地方裁判所	民事	公立	中学校	男・1年生	男	柔道	部員に対し、日頃から練習に疲れた様子を見せると平手打ちをするという暴力を振るっていた。 生徒が声を出していないことで、練習を怠けていると決めつけて乱取り終了の許可を与えず、二回本目で生徒一人を倒した。二回本目には、生徒は絞め技をかけられ、仰向けに寝かせる状態となり、練習の継続が明らかに困難な状況となった。それにもかかわらず、指導者は、二回本目からは自らが生徒の乱取りの相手となり、いわば瀕死の状態に近い生徒が力なく大外刈りを掛けてきたのに対し、力の加減をせず、激しい返し技を掛けて、勢いよく生徒を倒した。	町立中学校の柔道部に所属していた生徒が、同柔道部の練習中に頭部を負傷し、急性硬膜下血腫により死亡した事案で、柔道部顧問が同生徒の異変を認識した時点において直ちに練習を中止し、専門の脳外科を受診するなどしていれば、救命可能性はあったと認められた事例。	○	初心者と経験者を日常的に練習を行い、頭を打つ経験あり
18	2012(平24)年12月18日および12月22日	2013(平25)年9月26日	大阪地方裁判所	刑事	公立	高校	男・2年生	男	バスケットボール	両頬を平手で数回殴打 顔面又は頭部を平手で数回殴打 球練習をさせた際、失敗する度に1回ずつ、合計で数回、その顔面及び頭部を平手で殴打 顔面及び頭部を平手で立て続けに十数回殴打 顔面を平手で数回殴打	大阪市立桜宮高校のバスケットボール部のキャプテンだった男子生徒(当時17歳)が体罰を容認して自殺した事件で、男子生徒への傷害と暴行の罪で起訴された当時の顧問教師に対する裁判において、被害者は、肉体的な苦痛に加え、相当な精神的苦痛を被っており、これは被害者の自殺及び被害者作成の書面からも明らかであるとし、被害者は、罰を要するほどの行為を犯してはならないと主張し、被害者が書き残したように理不尽というほかないとして、被告人を懲役1年(執行猶予3年)に処した事例。	○	

第3節 裁判例からみられる運動部における体罰の特徴

ここでは本調査結果からみられた、運動部での体罰における、全体の概要、体罰行為の内容、体罰におよぶ理由と生徒の関係から検討する。

1) 全体の概要

体罰が発生した年代を見ると、1980年代2件、1990年代4件、2000年代10件、2010年代2件であり、判決が出された年代では、1980年代0件、1990年代4件、2000年代7件、2010年代7件であった。体罰発生年代、判決年代、ともに、2000年以降に多くの判例が提示されていたことがわかる。

事件区分では、刑事事件2件、民事事件16件であった。指導者の体罰行為そのものは、暴行罪（刑法第208条）、傷害罪（刑法第204条）等に問われる可能性がある。しかし、多くの場合において、体罰行為に及んだ指導者が、公立学校の教員であることから、指導者個人の責任が追及されることよりも、国家賠償法に基づく学校設置者である地方公共団体に対する民事事件として裁判へと発展することが多く看取された。学校設置区分では、公立学校14件、私立学校4件であり、学校区分では、中学校9件、高校9件であり、運動部の活動が盛んに行われている中学校、高校において多くみられた。

体罰行為に及んだ指導者の性別については、すべての事案で男性であった。指導者の立場としては、学校教員ではなく学校職員であったのは1件で、運動部専任監督であった（事件番号7）。体罰を加えられた生徒の性別は、女子生徒よりも男子生徒の方が多くみられた。生徒の学年は、中・高校を含め、確認することができた範囲では、1年生3件、2年生5件、3年生1件であった。

体罰の発生した運動部について競技別でみると、個人競技11件（柔道5件、剣道2件、テニス・ソフトテニス2件、陸上競技1件、水泳1件）で、団体競技7件（バレーボール3件、野球2件、サッカー1件、バスケットボール1件）であった。これらの競技について、屋内競技と屋外競技に区別すると、屋内競技11件、屋外競技7件であった。これらの競技のうち武道競技である柔道部と剣道部における事案が7件（全体の割合では38.9%である）であった。

2) 体罰行為の内容

体罰行為の内容について、体罰時の道具使用の有無をみると、道具が用いられた事案はのべ12件であった（「のべ」としたのは、1件の判例の中でも複数の体罰が見られ、それらを1件ずつ検討したためである）。体罰に用いられた道具は、竹刀、バット、パイプ椅子が利用されていた。特に竹刀が用いられることが多かったが、この点について、競技で竹刀を用いる剣道部に限らなかった。例えば事件番号2では、柔道部の練習場に、各学年別に

罰を与えるための竹刀が準備されている、といった状況が見られ、他にも陸上競技部、水泳部、バレーボール部において、教員が竹刀を用いた体罰が行われている事案が見られた（事件番号 1、4、15）。一方、競技で利用している道具が、体罰の道具として利用されている事案としては、事件番号 5 では野球部においてバットが、事件番号 8 では剣道部において竹刀が使用されていることを挙げるができる。

道具を用いずに、生徒に体罰を加えるといった行為はのべ 25 件であった。その体罰の内容としては、平手もしくは手拳で殴打する、または蹴るといった行為がみられた。それ以外には、柔道部でおきた体罰（事件番号 14、17）において、指導者が、無抵抗の生徒を投げ続ける行為を行ったことで、生徒が頭部を強打するといった、練習の一部として危険な行為が行われていることが見られた。他には、長時間の正座の強制が 3 件、体育館の舞台から突き落とすといった行為が見られた。生徒が体罰を加えられた身体の箇所については、頭部がのべ 21 件と最も多く、次いで足 7 件、尻 5 件、みぞおち、肩がそれぞれ 1 件みられた。今回の調査で確認することができた範囲では、「男性教員が、生徒の頭部を、平手もしくは手拳で殴打する」といった体罰が、最も多くみられる行為として挙げるができる。生徒が体罰によって怪我を負っていない事案も見られたが、頭部を強く叩かれたことによって生徒が倒れ、壁に激突し、怪我を負うという事案も見られた。他には、教員からの体罰に精神的苦痛を受け、その後の学校生活に支障が出るといった事案も見られた。

体罰を受けた場面については、教員と生徒が一对一の状況下で行われた体罰は、事件番号 12 のみであり、それ以外では、他の生徒が見ている場面や、保護者が見ている場面で行われていることがみられた。今回の調査で確認することができた範囲では、指導者は必ずしも、生徒と一对一の隠ぺいされた空間で体罰行為におよぶわけではなく、運動部の活動中であれば、場所や人の存在に関係なく、体罰行為におよぶ場合があるということが見られた。体罰が行われた場所について、事件番号 3 と 12 は試合会場であるが、その他では、普段の活動を行っている練習場で行われている場合が多く見られる。また、試合会場における体罰である、事件番号 3 と 12 に関して、事件番号 3 はバレーボール部の試合で、チームとしては試合に勝った状況であり、事件番号 12 はソフトテニス部の試合で、個人出場の選手が負けた状況で指導者による体罰が行われており、試合に負けたからという状況以外でも体罰が発生する場合が見られた。

3) 体罰におよぶ理由と生徒との関係

指導者が体罰におよぶ理由について、「指導者から見て運動部の活動に対して生徒が怠けている様子であった」とする理由が 8 件と多く見られた。その例として、熱中症の症状を訴え休憩を求める生徒に対して、指導者が、生徒は怠けようとしていると決めつけるという事案（事件番号 13）や、生徒の怠慢なプレーが見られた場合に体罰を行っている事案（事件番号 5）が見られた。通常の学校生活における生徒指導では、生徒側に指導を受ける理由が明確である。しかし、運動部での体罰の理由として挙げられた、「指導者から見て生徒が

怠けている様子であった」とするものは、指導者の主観に基づく非常に曖昧な判断基準である。他に指導者の主観的な判断がなされた場合としては、指導者にとって生徒のプレーが納得できるものではなかった、という理由もみられた（事件番号 3、12、18）。この理由も、運動部での体罰に特徴的にみられる内容といえよう。その他の理由では、「気に入らない生徒に対し、身体に苦痛を与える目的で、猛烈な勢いで投げ飛ばしたり、寝技を装って首を絞め続ける等の暴行を加えていた。」（事件番号 14）というものや、「部活動のルールを守らないもの」に対して、「気合を入れること」を目的として（事件番号 2）行われたものが見られた。

指導者と生徒との関係に関して、生徒や保護者との間に信頼関係が構築されていたので体罰ではないと主張する指導者がみられた（事件番号 1、8、9、16、18）。他には、指導者が運動部内での指導歴が長く、指導実績が豊富であるため意見をするのが難しい、指導者の心象を悪くすることによるレギュラー選考への悪影響を恐れる、特待生制度の解消をほめかされる等の様々な理由のために、生徒が指導者に対して意見をすることができなかったという関係も見られた（事件番号 1、3、6、8、9、11、15、16、17、18）。また体罰行為以外に、指導者による生徒に対して、侮蔑の言葉を発していたことが見られた（事件番号 1、8、12、15、16、18）。指導者が、運動部における生徒の態度等に不満を抱えたことを理由として、生徒の人格否定となりかねない発言や、強迫的な発言、セクハラ発言等の侮蔑の言葉を発することも運動部場面にみられる特徴であるといえよう。

以上、体罰におよぶ理由と生徒との関係について整理してきたが、体罰の発生要因との関係でみると、生徒との信頼関係に対する高い自己評価、指導者の立場の絶対的優位性および、その優位性に起因した生徒に対する主観的判断、生徒に対し指導者の意向通り行動を求める態度が示唆された。

第4節 運動部における体罰の特徴と発生要因

ここまで運動部における体罰に関する判例の内容を検討することで、全体の概要、体罰行為の内容、体罰におよぶ理由と生徒の関係を整理し、それぞれの内容について概観した。

そこで次に、運動部での体罰におよぶ理由の検討によってみられた、「指導者・生徒間の関係性」、「運動部における指導者の立場」、「スポーツ指導における暴力か否かの認識」の視点から、詳細に判例を分析することとしたい。なお使用されている判例の引用部分については、判例 DB の書誌および全文部分を引用している。

1) 運動部体罰の指導者および指導の特徴からみた判例と体罰の発生要因

(1) 「指導者・生徒間の関係性」と 2012（平成 24）年前橋地裁判決

2012 年前橋地裁判決は、群馬県の高校バレーボール部（以下、「バレー部」とする）の指導者が、部員である女子生徒に対して、部活中に竹刀で叩くなどの暴行や、侮蔑的な発言

を行っていた事案（事件番号 15）である。この事案では、部員に対して気合を入れる、緊張感をもたせるなどの考えで、部活動の指導の一環として行ったものであっても、指導者が平手や竹刀で頭や、みぞおち等を複数回にわたって叩くことは、違法な有形力の行使である暴力に該当するといふべきであるとして、指導者を雇用する群馬県に対しての生徒側の請求が一部認容されている。

本事案での指導者は、バレー部の指導に関して、「被告 B〔指導者〕は、本件バレー部の部員に対し、長年にわたり部員の保護者の面前においても、平手や竹刀で叩いて指導を行ってきたが、部員やその保護者から苦情はなかった。したがって、被害者である部員およびその保護者の黙示の承諾があり、違法性が阻却される」（〔 〕内は筆者による加筆。以下、断りがない限り同じ）と、自らの指導に対して生徒や保護者は承諾していたことを主張している。

しかし生徒側は、「被告 B〔指導者〕は、本件バレー部において、選手選考や実技指導など様々な場面で非常に強い権限を有する地位にあったことから、部員およびその保護者は、被告 B から、選手選考などで報復的な扱いを受けることを恐れ、非難しなかったため、被告 B の暴行は、表面化しなかった」と主張している。生徒や保護者は、指導者に意見をすることによって、運動部内で報復的な扱いを受けるのを恐れて指導者に意見をすることができなかったのである。しかし指導者は、このことを自らの指導法に対する承諾であると認識し、運動部における指導として体罰を行ってきたということになる。

また、「被告 B〔指導者〕は、昭和五一年に教員になり、平成二二年に退職するまで、各勤務先の学校のバレー部の監督をし、被告 B が率いたバレー部が、春の高校バレー大会等に多数回出場したという実績を有していた」とあるように、指導者は、バレー部の指導実績が十分にあると評価される指導者であった。本事案では、指導者が長年バレー部の指導に携わり、指導実績を十分に残していたことを背景に、生徒および保護者も自らの指導を信用していると過信したことが体罰に及んでいた要因の一つであると考えられる。

換言すれば本事案からは、運動部において指導者が、生徒や生徒の保護者との間に強固な信頼関係を築くことができていると過信し、その結果、指導として体罰におよぶことも生徒が容認していると認識してしまう「指導者有利に歪められた信頼関係」という要因が看取されるといえよう。

（2）「運動部における指導者の立場」と 2013（平成 25）年大阪地裁判決

2013 年大阪地裁判決は、大阪府の高校のバスケットボール部（以下、「バスケ部」とする）の指導者が、部活動中に生徒に行った体罰を苦にして、当時キャプテンであった男子生徒が自殺した事案（事件番号 18）である。指導者であった男性教員が、部の主将であった男子生徒に対して、指導者自身が満足するプレーができなかったことを理由に暴行を加えたことは理不尽というほかないとして、被告人である指導者は懲役に処されている。

本事案での指導者は、事件のあった学校に赴任し、バスケ部の顧問となった 19 年前から、

「生徒に対する暴力を指導の一環と位置づけ、指導方法として効果的だとの考え」を持ち、生徒に体罰を加えていた。また同指導者は、事件のあった学校のバスケット部を複数回にわたり全国大会へと導いた指導実績が高いと評価される指導者であった。指導者は体罰を加えた理由について、生徒に成長してもらいたいとの思いがあったとして、運動部における生徒の成長を願って愛のムチを加えたとしている。

このような指導態度をとる指導者に対して、「本件以前に、同僚の教師が体罰等で懲戒処分を受けたり、自己の体罰ないし暴力的指導について父母から苦情を受けたりするなど、自己の指導方法を顧みる機会があったにもかかわらず」とされるように、指導者に対して体罰に関する意見をする教員や保護者は存在した。しかし、顧問である指導者と副顧問は、体罰を止めることも、校長や教頭らに報告もしなかった。その理由について、副顧問は、「実績があり、素晴らしい技術指導をしている先生には意見は言えなかった」（朝日新聞、2013、37）、「講師という立場上、教諭である顧問に異論を挟みにくかった」（朝日新聞、2013、37）としている。この副顧問は同校バスケット部の卒業生であり、指導者の教え子であることで、意見をするのが難しい立場にあった。結果として指導者は、「効果的で許される指導方法であると妄信して、体罰ないし暴力的指導を続けてきた」と指摘されているように体罰行為を続けていた。

長年におよぶ体罰を指導であると認識し、さらに優れた部の大会成績を残していた指導者が顧問を務め続けたことで、指導者が部内においては絶対的な存在となり、本来は暴力であると考えられる行為が、あたかも指導者からの指導であると誤認させ、体罰も含めた指導が同校バスケット部の伝統となってしまっていたことが考えられる。

換言すれば本事案からは、指導者が、運動部の中で絶対的な立場となってしまうことによって、本来は体罰行為であると考えられる生徒に対する暴力行為を、運動部内における指導の一環であるとしてしまう「運動部における指導者の絶対的立場」という要因が看取されるといえよう。

(3) 「スポーツ指導における暴力か否かの認識」と 2008（平成 20）年大阪地裁判決

2008 年大阪地裁判決は、市立中学校の部活である剣道部の指導教員から、生徒が体罰およびセクハラ行為を受けた精神的苦痛について、学校を設置する市に対して、同教員を履行補助者とする教育環境配慮義務違反による債務不履行に基づき、慰謝料請求を認めた事案（事件番号 8）である。

本事案では、競技上の特性として、スポーツと暴力とがきわめて近い関係にある剣道競技において発生した体罰が問題視された。裁判所はこの点について、体罰該当性の有無に関し、「特に剣道のような格技においては、格技という性質上あるいは運動の激しさ等の理由から、どの程度有形力の行使を伴う指導が許されるかは一義的に定めることは困難である」としている。

本事案での指導者は、運動部において、稽古の合図に使う太鼓のバチで部員の頭を強打

する、バチを防具の面の下から入れて喉を圧迫する、竹刀で頭、腕、足などを叩く、竹刀を喉元に突きつける、防具の胴を押し上げ喉を圧迫する、等の行為を日常的に行っていた。これらの行為について指導者は、「剣道は、竹刀を持って打ち合い、体当たり等もあり得る格闘技の一種であるから、その練習過程において指導者である被告 Y1 の竹刀が原告元生徒らの頭、腕、足などに当たるのが当然あったと思われるが、それらはすべて練習の一環であり、決して体罰と評価されるような行為ではない」と主張し、剣道という競技特性上、多少の行為は当然のように発生するもので、体罰ではないとしている。

剣道は、選手同士の直接的な身体的接触が存在するため、練習と暴力との基準を明確に定めることは難しい。本事案での指導者は、剣道の競技特性を理由として体罰行為を行っていたのである。剣道に限らず、多くのスポーツにおいて、それぞれの競技特性上、選手同士の身体的接触が避けられない場合がみられる。そのことを理由として、指導において暴力行為を行うことは許されない。しかし運動部では、練習中の多少の暴力は仕方ないものとして行われる体罰が実際の指導現場では存在すると考えられる。

換言すれば本事案からは、スポーツ中においては暴力が発生しやすい状態にあること、身体活動であるスポーツの持つ身体的闘争性という特徴から、運動部指導者が、スポーツ場面における多少の暴力は当然であると認識してしまう、「練習の一環としての体罰の容認」という要因が看取されるといえよう。

(4) 「関係性」「立場」「認識」の3視点を内包した1993（平成5）年岐阜地裁判決

1993年岐阜地裁判決は、運動部での体罰に関する「指導者生徒間の関係性」、「運動部における指導者の立場」、「スポーツ指導における暴力か否かの認識」の3つの視点が内容としてすべて含まれている事案（事件番号1）である。

本事案は、岐阜県の公立高校陸上競技部の顧問であった男性教員によって、体罰および侮辱的発言を受けていた女子生徒が自殺した事案である。裁判では、体罰等の違法性については認められたが、生徒の自殺についての予見可能性および体罰等と自殺との相当因果関係は否定されている。

指導者は、女子生徒に対して、体調が悪いときや負傷中でも練習を強制し、生徒の頭部を竹やりが割れて飛び散るほど殴打すること等を行っていた。指導者がこれらの行為を加えていたのは、生徒が、練習や記録会で指導者が納得する記録を出せなかった時や、部の日記をつけなかった時等の、指導者が生徒に不満を感じた状況においてである。

本事案の中で指導者は、生徒との関係について、信頼関係にあったことや、生徒への教育者としての指導を主張している。それは、「被告〔指導者〕が選手らに『ブス』といったとしても、それは被告の選手らを愛する逆の表現であって選手らもそのことをよく理解しており、決して侮辱の言葉ではない」という主張や、「同女〔生徒〕が校則に違反して深夜外出していたことおよび練習をさぼるなど一流選手としての自覚に欠けていたから」という主張から見るることができる。指導者は、生徒が指導者や指導法について理解していると

一方的に認識していたことを窺うことができる。

また指導者は、生徒を自らの自動車で登下校をさせるような、生徒の自由を束縛した生活を強制していた。加えて、生徒が疲労骨折で医師から運動を避けるよう指示されていたにもかかわらず、「病院には春子〔生徒〕の足のことなど分からない」などと非科学的な発言をして練習を強制し、他の生徒が通院で練習を休んだことについて、「痛いかどうか聞くのではなく、厳しくいって一日でも練習を休ませないのが本当の思いやりだ」として、他の生徒の通院を制止しなかった生徒を叱るなど、生徒に対する指導者の方針や方法を、運動部の中で絶対的なものとし、その中では体罰のような行為も指導の一環として考えていたことが看取された。さらに、「スポーツの場において『たたく』『泣く』という言葉は厳しい練習を意味するもの」という主張もしており、指導者が運動部内で自身の一方的ともいえる考えに基づいて指導にあたっていたことが見られた。

また指導者は、学校運動部の活動だとしても、高いレベルにある選手のスポーツ指導には暴力は当然である、とする主張もしている。それは、「春子〔生徒〕のように全国高校三傑に入るような生徒の部活動の練習方法や指導方針は必然的に他の部員とは異なる高度のレベルのものが要求されており」、競技レベルの高い特別な選手には指導法も高度になるとし、「そこでは、当然に厳しい指導や練習が前提とされているので、指導者と選手との関係においては、指導者の選手に対するある程度のしっ責あるいは有形力の行使も選手を鍛えるための一手段として許容されており（このような指導者と選手の出会いがスポーツの社会における条理である。）、本件における被告乙山の春子に対する指導もそのようなものとして社会的に許容される範囲内のものであったというべきであるから、なんら違法ではない。仮に陸上部における被告乙山の春子に対する指導が学校教育活動であるとしても、被告乙山の春子に対する二回の有形力の行使は、必要やむを得ぬ教育、矯正の方法であり、懲戒権の行使として許容される範囲のものであって、学校教育法にいう『体罰』ではない」と主張した。この主張からは、指導者が、高い競技レベルでのスポーツ指導において体罰行為は当然であるといった認識を持っていたことがわかる。

第5節 裁判例からみられた運動部における体罰の特徴と発生要因

本章では、運動部における体罰問題について、裁判で明らかとなった内容の検討を行いながら、運動部における体罰の特徴と発生要因に関して、指導者が体罰におよんだ理由を参考としながら導出することを実施した。そこで調査結果から得られた、裁判によって明らかにされた運動部における体罰の特徴について以下に提示する。

- ・運動部での体罰に関係する裁判は、民事事件として扱われる場合が多く、公立学校で多く提起されており、中学校と高校で同じ件数がみられた。
- ・体罰行為に及んだ運動部指導者はすべて男性で、体罰を受けた生徒は女子生徒よりも、

男子生徒の方が多くみられた。

- ・競技別にみると、柔道 5 件、バレーボール 3 件、野球 2 件、剣道 2 件、テニス・ソフトテニス 2 件、陸上競技 1 件、水泳 1 件、サッカー 1 件、バスケットボール 1 件であった。
- ・体罰の内容に関して、平手もしくは手拳で殴打する・蹴るという行為が多くみられた。道具が用いられた場合では、竹刀・バット・パイプ椅子といったものが用いられていた。
- ・体罰を加えられた生徒の身体の箇所は、頭部が最も多く、次いで足、尻、みぞおち、肩がみられた。
- ・指導者が体罰におよぶ理由では、「指導者から見て生徒が運動部の活動を怠けている様子であった」という理由が多くみられた。

また、裁判内容についてその内容を検討した結果、運動部における体罰の発生要因について、次の 3 点が示唆された。

まず、指導者が生徒との間に十分な信頼関係を結ぶことができているという過信と、自らの指導に生徒が納得しているという誤認をした「指導者有利に歪められた信頼関係」が示唆された。この要因に関して、指導者が、生徒との関係について十分な信頼関係にあることを理由として体罰を行っている様子がみられた。しかし、実際には生徒と指導者の関係は、生徒が指導者の言うことを聞かざるを得ない関係や、指導者からの報復を考えると生徒が意見を述べるができない、指導者有利に歪められた関係であった。そこでは、指導者が認識していたような信頼関係は築くことはみられず、指導者が一方的に生徒との信頼関係を認識している様相が看取された。

次に、運動部の指導実績や指導歴によって、部内で指導者が絶対的な存在となり、体罰であると考えられる暴力行為も、部内では指導の一環であるとしてしまう「運動部内における指導者の絶対的立場」である。この要因に関して、指導者が、自身の運動部内での立場について、高い指導実績や同一の運動部での指導歴の長さ等の理由により、自身の部内での指導方法に自信と正当性を持つことで、運動部内での絶対的な地位を確立している様子がみられた。そこでは、指導の一環とする体罰行為が常態化しても、生徒や他の教員、生徒の保護者は、指導者に対して指導に関する意見をすることが難しくなってしまう、指導者は意見を受けたとしても、絶対的な立場にあることから聞き入れない様相が看取された。

最後に、スポーツ指導を行う上で、暴力を指導の一環として行うことを常識であると認識してしまう「練習の一環としての体罰の容認」である。この要因に関して、指導者が、運動部での指導と暴力との認識について、生徒に対する叱責や有形力の行使は、生徒を鍛えるための手段であり、指導の一環であるとして許容されると認識する様子が見られた。そこでは、スポーツの場面での暴力は自然なものであり、運動部指導の場面で生徒に手を上げたとしても、それが違法な行為であると指導者が認識していない様相が看取された。

運動部における裁判内容について検討を行ったところ、以上の内容を確認することができた。裁判の内容から導出されたこれらの体罰の発生要因については、以後の章で運動部内部を対象として実施した調査結果を踏まえながら検討を行うものとする。

第5章 省庁からの通知・通達の検討から見た体罰問題に対する教育判断

第1節 体罰問題に対する教育判断の概要

第3章および第4章において、運動部における体罰に関し、マクロな立場で運動部外部から影響を与えるものとして、司法界における裁判例について、懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという視点から検討した。

次に本章では、懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという視点に関し、分析枠組で提示した運動部における体罰問題に対するマクロな視点としての、学校教育現場に対して直接的な影響をおよぼす教育界判断に着目して検討を行う。具体的には、学校教育の監督省庁である文部科学省（旧文部省）を中心とした、行政省庁から提示された通知・通達および関連する法令に着目して、前章までに検討した体罰に関連する裁判の結果と関連させながら、体罰問題に対する教育界の動向について検討する。

まず、学校教育の現場に対して出された、体罰に関する法令（通知を含む）についての歴史的変遷について提示する（表5-1-1）。

表5-1-1.学校教育における体罰に関連する法令および通知・通達の歴史的変遷

1879(明治12)年	「教育令」における体罰禁止規定
1890(明治23)年	改正小学校令(第2次小学校令)
1900(明治33)年	改正小学校令(第3次小学校令)
1901(明治34)年	中学校令施行規則
1941(昭和16)年	国民学校令及び外地の在満国民学校規則 関東小学校規則改正
1947(昭和22)年	「学校教育法」施行 「学校教育法施行規則」公布
1948(昭和23)年	「児童懲戒の限界について」(法務庁)
1949(昭和24)年	「生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得」(法務府)
1957(昭和32)年	「学校における暴力事件について」(文部省)
1981(昭和56)年	「東京高裁判決(水戸五中事件)に対する見解」(文部省)
2007(平成19)年	「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(文部科学省) 「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」(文部科学省)
2009(平成21)年	「最高裁判決に対するコメント」(文部科学省児童生徒課)
2013(平成25)年1月	「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」(文部科学省) 「体罰の実態把握にかかる報告要項」(文部科学省)
2013(平成25)年3月	「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」(文部科学省)
2013(平成25)年4月	「体罰に係る実態把握の結果(第1次報告)について」(文部科学省)
2013(平成25)年8月	「体罰根絶に向けた取組の徹底について」(文部科学省) 「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」 「(体罰根絶に向けた取組の徹底について別紙)」(文部科学省) 「体罰に係る実態把握の結果(第2次報告)について」(文部科学省)

第2節 体罰に関する法令および通知・通達の歴史的変遷

これまでの体罰に関連する法令および通知・通達に関して、表5-1-1の内容にみられる、1879年から2013年までの歴史的変遷について整理した。そこで以下では歴史的変遷として提示した法令および通知・通達について、それぞれの内容を検討する。

1879（明治 12）年に提示された、「教育令」における体罰禁止規定が、体罰の禁止に関連する内容を含んだ初期の法令である。

・教育令第 46 条

「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰（殴チ或ハ縛スルノ類）ヲ加フヘカラス」

内容としては条文に示されており、学校内において生徒に対して体罰を加えてはならないと示されている。

学校教育における懲戒権については、飯野・小熊（1999）が第 3 次小学校令第 47 条に関して、「1900（明治 33）年の『改正小学校令（第 3 次小学校令）』において、はじめて法制上懲戒権が決定（体罰禁止規定を含む）された」（飯野・小熊 1999、103）と指摘している。

・第 3 次小学校令第 47 条

「小学校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキニハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但 体罰ヲ加フルコトヲ得ス」

同条では、現行の学校教育法第 11 条の内容と同様に、学校教育内で必要であると判断された際には、生徒に対して懲戒権を行使することを容認しているが、その一方で、体罰を加えることに関しては禁止している。

1901（明治 34）年の中学校令施行規則においては、学校長による退学命令と懲戒権について言及された。そして、1941（昭和 16）年の「国民学校令及び外地の在満国民学校規則、関東小学校規則改正」を経て、1947 年に現行の学校教育法の第 11 条が施行され、現在に至る学校教育での体罰禁止の法源となっている。

・学校教育法第 11 条

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

以上にみられるように、わが国の学校教育に係る体罰に関する規定では、1879 年の教育令以降、体罰禁止の姿勢を保持してきたといえる。ただし、1900（明治 33）年の改正小学校令（第 3 次小学校令）において、教員側に懲戒権を認めて以降、教員に認められた懲戒行為と、認められていない体罰行為との間で「懲戒と体罰の判断基準の揺らぎ」ともいえるべき現象が発生していることが考えられる。この点について、飯野・小熊（1999）は、「現行の教育法体系（学校教育法第 11 条）は、児童生徒の権利保障を基本原理とするのに対し、戦前は、親の懲戒権のアメロジー（親代わり）としての教員の懲戒権であり、同時にそれは公権力としての行使と位置づけられていた」（飯野・小熊 1999、104）との指摘しており、

懲戒権の行使に関する曖昧さがみられる。

学校教育法が施行された翌年の1948（昭和23）年には、法務庁（現法務省）による「児童懲戒の限界について」において、懲戒と体罰の関係に関して以下のように言及されている。

「学校教育法第11条にいう『体罰』とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する。すなわち

- (1) 身体に対する侵害を内容とする懲戒—なぐる・けるの類—がこれに該当することはいうまでもないが、さらに
- (2) 被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当する。たとえば端坐・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるというような懲戒は体罰の一種と解せられなければならない。」

「『肉体的苦痛』を与える場合が『体罰』に当たるかは、機械的に判定することはできず、当該児童の年齢、健康状態、場所的及び時間的環境等種々の条件を考えあわせて肉体的苦痛の有無を判定しなければならない。」

（法務庁、1948、「児童懲戒の限界について」）

直接的な身体に対する侵害行為は懲戒行為として認められないことを示しつつ、肉体的苦痛を与える行為については、「機械的に判定することはできず」とし、様々な条件の下に判断する必要があるとし、懲戒行為の運用に関する曖昧さが、学校教育法制定直後から懸念されていたことが認められる。

1949（昭和24）年に法務庁から出された「生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得」では児童生徒に対する教員の行為について、具体的な行為を挙げ、判断基準に関して具体的な内容が提示されている。続いて、1957（昭和32）年に文部省が出した「学校における暴力事件について」では、学校内における暴力行為の根絶が目的とされ、教職員のとるべき態度や、体罰に関する全面禁止について言及されている。

1981（昭和56）年に文部省が提示した「東京高裁判決（水戸五中事件）に対する見解」では、後に詳細を論じるが、学校教育における体罰に関連した司法判断について、その判断に対する批判的な見解を示している。2007（平成19）年「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（文部科学省）では、児童生徒に対する指導に関して、校内暴力やいじめに着目しているが、その中で懲戒と体罰に関する言及がみられる。2009（平成21）年「最高裁判決に対するコメント」（文部科学省児童生徒課）は、1981年の「東京高裁判決（水戸五中事件）に対する見解」と同様に、体罰に関する司法判断について文部科学省の立場に改めて言及する内容がみられた。なお2007年の通知に対して森（2014）は、「一般社会において、暴力行為は犯罪に該当するおそれがある。刑法は、傷害罪（204条）や暴行罪（208

条)、傷害致死罪(205条)を定めている。体罰の定義・解釈をみると、1948年当時の法務庁の見解では、『身体に対する侵害を内容とする懲戒一なぐる・けるの類』であったが、2007年の文部科学省通知では、『身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(中略)に当たると判断された場合は、体罰』にあたるとし、いわゆるグレーゾーンを拡大させた」(森、2014、93)と指摘し、通知の提示による教員の裁量の範囲について言及している。

2013(平成25)年は、2012(平成24)年12月に発生した、高校バスケットボール部に所属していた部員の自殺事件と事件の社会的反響の大きさから、体罰問題に対する文部科学省の対応が頻繁にみられた。まず、1月には「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について(依頼)」で、全国の学校を対象とした大規模な体罰の実態調査を行い、3月には「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」を、8月には「体罰根絶に向けた取組の徹底について」を提示し、体罰問題に対する教育界を代表する文部科学省の立場を再度確認する内容となっている。

体罰問題をめぐる行政の対応としては以上に挙げた歴史的変遷となっている。そこで次節からは表5-1-1に挙げた法令・通知と判例との関係について触れ、体罰問題をめぐる司法判断と教育判断との関係性について検討していく。

第3節 体罰問題に関する司法判断と教育判断の関係性

ここまで体罰問題に関する法令および通知・通達の歴史的変遷について検討してきた。本節では体罰問題に関する司法判断である裁判例と、教育判断である各種通知・通達との関係性に着目して検討を行う。

1) 1955年判決と文部省の見解

1955年判決は、戦後の裁判例の中で体罰の禁止が鮮明に示された事案である。本判決の中では、本判決が出された同時期の1957(昭和32)年に文部科学省(旧文部省)は、「学校における暴力事件について」という通知を出している。その中では、「『体罰は、法律により厳に禁止されているところである。教職員は児童生徒の指導にあたり、いかなる場合においても体罰を用いてはならない』と全面禁止する解釈をしている。」(飯野・小熊 1999、105)という指摘がみられる。「いかなる場合においても体罰を用いてはならない」という部分で、教育判断を下す立場として、強固に体罰禁止に関する立場を保持していることを明確に表している様相が看取される。裁判所が示した体罰禁止の方向性と同じ方向を示す通知が教育界から出されているのである。

1955年判決が出されたことが直接教育界へと影響を与えて、文部省がこのような通知を出したかということについて直接的な実証をすることはできない。しかし、戦後から懲戒行為について「親代わり論」が主張されていた体罰問題に関して、裁判所が明確に体罰禁

止を提示した。そして学校教育の監督省庁である文部省が同様の通知を出したことは注目される。

2) 1981年判決と文部省の見解

次に1981年判決と文部省の見解について検討する。1981年判決は、1955年判決とは対照的に、教員による体罰行為を容認するような判決を裁判所が示したものである。

それまで体罰の禁止で同じ方向性を示していた司法界と教育界が異なる方向を示すこととなったため、文部省は公式に判決に対して批判的な見解を公表している。それは以下のようなものである。

「本件判決（1981年判決）は、体罰を懲戒権の行使として相当な範囲を超える有形力の行使と解し、その範囲は当該生徒の年齢、性別等のみならず言動、非行の内容や教育的効果までも勘案し、個々具体的に判断するほかないとしており、実際に教員が行う際の判断材料になるか疑問である」（飯野・小熊、1999、p.107）

「本件判決は…」としているように、この見解発表は明らかに司法界に対して教育界から向けられたものであり、司法界と教育界の関係を示唆するものと考えられる。

3) 2009年判決と文部科学省の動向

2009年判決がそれまでの2事例と異なるのは、それらがいずれも、体罰に関する判決が出された後に文部省が通知や見解の発表を行ったのに対して、本判決では文部科学省によって出された通達が判決に影響を与えていることを確認することができることにある。

2009年判決では、教員による有形力の行使を「目的、態様、継続時間」という裁判所が示した尺度に沿って体罰か否かということの判断を行っていた。この判決が出される2年前の2007年に同省が「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」という通知を出している。この通知の中で、体罰問題の具体的内容を示した「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」という資料があり、その中で

「児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。」（文部科学省、2007、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」）

としている。この文中での波線部は2009年判決での「目的、態様、継続時間」という裁判

所が示した尺度に沿って体罰か否かということの判断した事と類似している。同省は判決についても、「個別の裁判所の判断をコメントする立場にない」と直接的な関係については論じることを避けつつも、「体罰は許されないという前提で、問題行動を毅然と指導する基本方針は今後も変わらない」と発表している。これらの点を勘案すると、2007年の同省が示した体罰問題への方向性に司法判断が影響を受けたものではないかと考えることもできよう。

4) 2013年大阪地方裁判所判決（2013年判決）と文部科学省の動向

2013年大阪地方裁判所判決（以下、「2013年判決」とする）は、2012年にバスケットボール部主将であった男子生徒が指導者からの体罰を含む言動を理由に命を絶った事件であり、文部科学省の通知が短い期間に複数出されたという点で、重要な事案であったといえる。まず2013年判決の概要を提示し、そのうえで教育界の動きについて検討する。

【判例】

2013年（平成25年）大阪地方裁判所判決（桜宮高バスケットボール部事件）

【判例年月日】

平成25年9月26日 大阪地方裁判所

【事件の概要】

大阪市立桜宮高校バスケットボール部において、同部顧問であった教員が同部主将の生徒に対して主将就任時である2012年9月から12月までに複数回にわたり「プレーが意に沿わない」「何で相手の動きを意識しないのか」などとして生徒の顔や側頭部周辺に平手打ちを行う体罰を複数回にわたり加えた。そして12月22日には十数回同生徒をたたき、口を切る約3週間のけがを負わせた。同生徒は「なぜ僕だけがシバき回されなければならないのですか」などとする書面を書き残し12月23日に自宅で自殺した。

2013年1月8日に大阪市教育委員会により生徒の自殺が公表され、2月13日に教員は懲戒免職処分された。3月22日に大阪府警により元教員が暴行と傷害の両容疑で書類送検され、7月4日に在宅起訴された。検察側は懲役1年を求刑。

【判決】

教員による体罰が生徒の自殺の一因と認定。暴行と傷害の罪で有罪（懲役1年執行猶予3年）。

【意義】

教育現場、特に部活動という限定的な場における暴力を交えた指導に対して社会的刑事責任があることが確認された。

【要旨および影響】

被害者となったバスケットボール部主将の男子生徒は、（元顧問の暴行で）肉体的な苦痛に加え、相当な精神的な苦痛を被った。これは被害者の自殺および被害者作成の書面から

も明らかだ。被害者は罰を受けるようなことは何らしておらず、要するに元顧問が満足するプレーをしなかったという理由で暴行を加えられた。このような暴行は、被害者が書き残したように理不尽というほかない。

元顧問は本件以前に、同僚教師が体罰などで懲戒処分を受けたり、自己の体罰や暴力的な指導について父母から苦情を受けたりするなど、自己の指導方法を顧みる機会があった。だが効果的で許される指導方法と妄信して、体罰や暴力的指導を続けてきた。これらの事情からすると、刑事責任は軽視できない。

なお、被害者の自殺を量刑上大きく考慮することは実質的に傷害致死の罪責を負わせることになり、相当ではない。

元顧問は懲戒免職処分を受け、実名で報道されるなど社会的制裁を受けた。十分とはいえないが、本件を認めて反省の弁を述べている。懲役刑を言い渡してその責任を明確にした上で、刑の執行を猶予するのが相当と判断した。

(以上、朝日新聞、2013、11)

判決文の中では運動部活動中の体罰行為に対して「効果的で許される指導方法と妄信」と厳しい非難がなされた。さらに「被害者は罰を受けるようなことは何らしておらず、要するに元顧問が満足するプレーをしなかったという理由で暴行を加えられた。このような暴行は、被害者が書き残したように理不尽というほかない」と判決文の中で述べられたことは、「目の前の生徒に成長してもらいたいとの思いがあった」と部活動において生徒の成長を願って「愛のムチ」を加えたと体罰を加えた理由を語った部活動指導者の元教員に対して全く同情の余地なしと裁判所が判断したことを示している。

本判決について、『学校内では体罰と呼ばれても、その暴力は学校の外に出れば暴行・傷害罪なのだ』と司法がきちんと判断したことに大きな意義がある(朝日新聞、2013、11)という学校内での体罰行為が一般社会の中での行為と見たときに刑事罰が適用されることが確認されたことに意義があるとするものと、「学校での教員の暴力が公判廷で裁かれたのは異例で、判決の意味は重い。暴力による指導効果を信奉する人たちは、自らへの警鐘と受け止めるべきだ」(朝日新聞、2013、12)とする刑法における予防効果も期待されることに意義があるとする意見がある。本判決が出されたことで、部活動指導において暗黙のうちに許されるであろうと認識してきた教員にとって、実際に体罰を加えていた教員が裁判で有罪とされることは、今後の部活動指導における体罰行為の予防としても効果があると考えられる。本判決が部活動中の行為に対して直接的な判断を下したことは今後の部活動での体罰問題を考えるうえで重大な意義があると考えられる。

この2013年桜宮高バスケットボール部事件は生徒が自殺したこと及びその体罰の内容の苛烈さから、マスメディアが連日特集を組み、事件の動向が注目された事件となった。事件の経緯を簡単に記述すると以下の通りである。

- 2012年 9月 男子生徒がバスケットボール部主将に就任
- 11月 当時顧問の元教員が「プレーが意に沿わない」として生徒を平手打ち
- 12月 23日 生徒が自宅で自殺
- 2013年 1月 8日 大阪府教育委員会が生徒の自殺を公表
- 2月 13日 大阪府教育委員会が元顧問を懲戒免職処分
- 3月 22日 大阪府警が元顧問を書類送検
- 7月 4日 大阪地検が元顧問を在宅起訴
- 9月 5日 大阪地裁で初公判
- 9月 26日 大阪地裁が有罪判決

この期間の中で文部科学省は、2013年1月に「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」という依頼を出し、同年3月に「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」、同年8月に「体罰根絶に向けた取組の徹底について」と体罰に関する通知を続けて発している。

これらの依頼及び通知はいずれも桜宮高バスケットボール部事件を意識したものとなっており、2013年1月に出された「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」では「昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。」という文章から始まっている。

2013年3月に出された「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」では、体罰に対する教育界判断を下す文部科学省の立場を示す文章に加え、部活動での体罰を強く意識した文言が見られる。以下に通知文章を抜粋して示す。

「また、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒をスポーツや文化等に親しませ、責任感、連帯感の涵養（かんよう）等に資するものであるといった部活動の意義をもう一度確認するとともに、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持ち、部活動の指導に当たる教員等は、生徒の心身の健全な育成に資するよう、生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意し、適切に部活動指導をすることが必要です。」

「5 部活動指導について

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことに固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。
- (2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図るこ

とを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

- (3) 部活動は学校教育の一環であるため、好調、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。」
(文部科学省、2013.a)

学校教育の中の体罰問題において、部活動が今までにこのように特定して言及されたことはなかった。これは文部科学省が桜宮高バスケットボール部事件を重く見て、文部科学省が学校教育の中における体罰問題に対して明確に否定する立場であることを再度強く示したものと推察される。

さらに桜宮高バスケットボール部事件の元顧問が在宅起訴された7月を経過した8月9日に出された「体罰根絶に向けた取組の徹底について」においては文部科学省の体罰に対する否定立場にあることを再度明確に提示し、部活動に対する言及もなされた。以下に該当箇所を提示する。

「平成24年度に発生した体罰の状況について、実態把握の結果を別添のとおり取りまとめたところですが、全国の国公私立学校における体罰の件数が6700件を超え、これまで、体罰の実態把握や報告が不徹底だったのではないかと、重く受け止めています。体罰は、学校教育法に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されません。」(文部科学省、2013.b)

「(3)部活動指導における体罰の防止のための取組

中学校及び高等学校では『部活動』において最も多くの体罰が報告されていること等に鑑み、部活動における体罰の防止について特に留意する必要があること。教育委員会及び学校は、平成25年5月27日に取りまとめられた『運動部活動の在り方に関する調査研究報告書』に掲げる『運動部活動での指導のガイドライン』の趣旨、内容を理解の上、運動部活動の指導者(顧問の教員、外部指導者)による体罰等の根絶及び適切かつ効果的な指導に向けた取組を実施すること。」(文部科学省、2013.b)

以上のように桜宮高バスケットボール部事件では、体罰と懲戒の判断基準について教育界判断を下す文部科学省と、前章で述べたように司法界判断である裁判判例の双方が学校

教育の中における部活動を特に注目しかつ体罰の否定について言及している。そして元顧問の裁判への手続きが進むのと同時期に文部科学省は通知を度々出している。結果、裁判で元顧問は有罪とされ量刑理由の中で体罰が厳しく非難されているのであるが、この時期での司法界と教育界は「部活動での体罰」という限定的な事案に対しほぼ同様の見解を示す動きを見せている。

第4節 体罰の判断基準の揺らぎに関する教育判断

本章では体罰問題に関する懲戒と体罰との関係について、教育界の関連省庁である文部科学省を中心に提示されてきた通知・通達の歴史的変遷、および司法との相互の関連について検討してきた。具体的には、体罰の司法判断の立場に関して重要な意義を持つと考えられる判例を提示して、それぞれの年代において体罰に対する判決の内容が変わっていることについて述べた。それぞれの判例とは、戦後に懲戒行為としての体罰を鮮明に禁じた1955年判決、それとは対照的に懲戒行為としての体罰を認容した1981年判決、そして教員の実際の行動に判断基準を示して体罰か否かを判断した2009年判決である。またこれらに加えて事件の内容から社会的反響が大きく、司法界、教育界が部活動と暴力の関係について積極的な言及を行った2013年判決である。これらの判例に連動するように、ほぼ同時期に文部科学省も判例に対する見解や通知・通達を出していた。その内容と動向の検討を通して司法界と教育界が相互に連動しながら体罰問題での懲戒と体罰との間での揺れ動きに関与しているものと推察された。なおそれぞれの通知・通達の趣旨・内容と裁判の関連については表5-4-1の通りである。

表5-4-1.体罰に関する通知・通達・裁旨・内容と裁判との関連

番号	年代	通知名	発表元	裁旨・内容	裁判との関連
1	1957(昭和32)年	学校における暴力事件の根絶について	文部省	3条記載事項があり、学校内における暴力行為の根絶が目的とされている。懲戒と体罰に関する記載あり。 (1)教職員は、つねに人格の向上に努め、愛情をもって適切な指導を行うとともに、厳正な態度をもって学校秩序の維持を図らなければならない。 (2)児童生徒に対する懲戒は、教育上の必要に基いてなされるものであつて、真に教育的な配慮をもつて慎重適確にすべきである。 (3)体罰は、法律により厳に禁止されているところである。教職員は児童生徒の指導にあたり、いかなる場合においても体罰を用いてはならない。	1955年大阪高裁判決前後に発生した体罰に関する判決を念頭に入れたような発言がみられる。ただし体罰のみに言及してはいない。 「最近、教職員の児童生徒に対する体罰事件、生徒の暴行事件等があつて発生していることは、まことに遺憾であります。」
2	1981(昭和56)年	生徒の校内暴力等の非行の防止について	文部省	学校内における生徒の暴力事件をはじめとする非行事件に対する言及がなされている。目的も生徒の非行の防止が中心である。 1「校内暴力事件等の調査結果の概要」 2「校内暴力事件等の事例」(略) 3「都道府県教育委員会の非行防止に関する対策」 (1)非行防止に関する通知 (2)指導資料の作成配布 (3)研修講座等の開催 (4)生徒指導研究推進校、生徒指導研究推進地域等の指定 (5)連絡協議会等の設置 (6)非行に関する教育相談	1981年東京高裁判決事件を中心に1980年代に数多く発生した校内での教員による体罰事件裁判に関連したものと考えられる。
3	1981(昭和56)年	東京高裁判決(水戸五中事件)に対する見解	文部省	「本件判決(1981年判決)は、体罰を懲戒権の行使として相当な範囲を超える有形力の行使と解し、その範囲は当該生徒の年齢、性別等のみならず言動、非行の内容や教育的効果までも勘案し、個々具体的に判断するほかないとしており、実際に教員が行う際の判断材料になるか疑問である。」	
4	2007(平成19)年	問題行動を起こす児童生徒に対する指導について	文部科学省	いじめについての言及が中心で体罰を想定したものとはいえない。 「いじめ、校内暴力をはじめとした児童生徒の問題行動は、依然として極めて深刻な状況にあります。」 1「生徒指導の充実について」 2「出席停止制度の活用について」 3「懲戒・体罰について」	
5	2007(平成19)年	学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方	文部科学省	1「体罰について」 文部科学省の想定する体罰の内容と懲戒の関係について。教員の具体的な懲戒行為について5例具体例の提示あり。 ○放課後等に教室に残置させる(用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる。 ○授業中、教室内に起立させる。 ○学習課題や清掃活動を課す。 ○学校当番を多く割り当てる。 ○立ち歩きが多い児童生徒を叱って席につかせる。 2「児童生徒を教室外に退去させる等の措置について」 児童生徒の指導措置としての懲戒行為に関する言及。	明確に裁判に言及した記述あり。 「文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今後、『学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方』(別紙)を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この『考え方』によることとする。
6	2009(平成21)年	最高裁判決に対するコメント	文部科学省	「個別の裁判所の判断をコメントする立場にない」と直接的な関係については論じることを避けつつも、「体罰は許されないという前提で、問題行動を毅然と指導する基本方針は今後も変わらない」と発表している。	「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」における「児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。」の文言は判決文でも一部参考とされているように見える。
7	2013(平成25)年1月	体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について	文部科学省	体罰禁止の再度の確認。 部活動の現場における勝利至上主義の否定および体罰の指導における正当化の否定。 「教員等は部活動の指導に当たり、いわゆる勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持たなければなりません。」	2013年大阪地裁における暴行・傷害被告事件への言及あり。 「昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。」
8	2013(平成25)年1月	体罰の実態把握にかかる報告事項	文部科学省	「児童生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るもの。体罰の実態等を把握し、体罰の発生件数等について報告すること。この際、教職員のみならず児童生徒や保護者への調査もあわせて行う。必要に応じて、個人情報取扱に配慮しつつ外部の第三者に参画いただくなど、正確に実態を把握するための手法を工夫すること。」	「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」に付随する。
9	2013(平成25)年3月	体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について	文部科学省	体罰と懲戒の関係についての記述が中心。また教員の正当行為についても言及。 1「体罰の禁止及び懲戒について」 2「懲戒と体罰の区別について」 3「正当防衛及び正当行為について」 4「体罰の防止と組織的な指導体制について」 (1)体罰の防止 (2)体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底 5「部活動指導について」	2013年大阪地裁における暴行・傷害被告事件への言及あり。 「昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。」
10	2013(平成25)年3月	学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例	文部科学省	学校現場の参考に資するよう、具体的事例について、通常、どのように判断されるかを示したものの。 (1)体罰(通常、体罰と判断されると考えられる行為) ○身体に対する侵害を内容とするもの ○被害者に肉体的苦痛を与えるようなもの (2)認められる懲戒(通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為)(ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。) (3)正当な行為(通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為) ○児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使 ○他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使	現時点ではなし。ただし具体的な教員の行為について取り上げているため、今後の体罰に関する裁判では列挙された参考事例が判断基準とされる可能性がある。

11	2013(平成25)年4月	体罰の実態把握について(第1次報告)	文部科学省	児童生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るため、各都道府県・指定都市教育委員会に対して依頼したものを。	「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」に付随する。
12	2013(平成25)年8月	体罰の実態把握について(第2次報告)	文部科学省	同上。 第2次報告では第1次報告で報告された事案も含めた、国公立学校に係る最終的な集計結果、児童生徒や保護者への調査など、正確な実態把握のために各地域で手法を工夫して行った調査の結果、新たに把握された事案についても、この第2次報告で集計している。	「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」に付随する。
13	2013(平成25)年8月	体罰根絶に向けた取組の徹底について	文部科学省	体罰の現状に対するコメント及び体罰禁止の再度の徹底に対する言及。 「これまで、体罰の実態把握や報告が不徹底だったのではないかと、重く受け止めています。体罰は、学校教育法に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場でも決して許されません。」 1「体罰の未然防止」 (1)体罰禁止 (2)組織的な指導体制の確立と指導力の向上 (3)部活動指導における体罰の防止のための取組 2「徹底した実態把握及び早期対応」 (1)体罰の実態把握 (2)報告及び相談の徹底 (3)事案に応じた厳正な処分等 3「再発防止」	

第6章 高校時に運動部に所属経験を有する大学運動部所属学生における高校時の 被体罰経験と指導者および運動部空間に対する意識

ここまで分析枠組で提示した、体罰問題に関し社会的影響が強い、マクロな視点からの司法界判断と教育界判断に着目し、運動部外部から運動部における体罰問題へ与える影響について検討した。特に運動部における体罰に関する裁判について着目した結果、部員と指導者の関係、指導者の運動部内における立場、指導と体罰の認識等の運動部内部に関連した体罰の発生要因が示唆された。そこで本章以降では分析枠組におけるミクロな視点として提示した運動部内部の様相について、部員と指導者に対して実施した調査結果の検討を行い、示唆された体罰の発生要因および体罰が受容される運動部の構造の考察を行う。

本章は分析枠組で提示した、学校運動部内部における部員と指導者の関係に関連した研究4にあたり、体罰が受容される運動部空間の様相について検討する。学校教育内での正課教育から離れた位置にある運動部に関し、運動部内では学校教育内部にありながら、運動部独自のルールが成立する空間性があり、正課の学校教育からの「飛び地」になっているのではないか、という視点から、高校時において運動部に所属経験を有する大学体育会運動部に所属する大学生を対象として調査を実施し、運動部内で体罰の発生要因について検討することを目的とする。

第1節 分析視点

ここでは主に、「学校教育空間からの運動部空間の乖離」と「運動部における指導者の立場の強化」という視点から分析を進めることとした。

1) 学校教育空間からの運動部空間の乖離

運動部という空間と、学校教育空間との関係に着目する。現在の部活動に関して、中学校新学習指導要領第1章総則第4「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」（文部科学省、2010）とされている。この中で、部活動は学校教育の一環として、教育課程との関連が図られることについて指摘されている。しかし実際には、正課教育の活動場所である教室と、体育館やグラウンドといった各運動部の活動場所との間に存在する物理的な距離に加えて、実際の教育現場にいる教員や生徒にとっては、正課教育と運動部とは別物であるという心理的な乖離があると考えられる。

2) 運動部における指導者（教員）の立場の強化

運動部における体罰に関して、まず、運動部指導者の大半を占める教員の権限と立場が運動部内で強化されていることが考えられる。学校教育における教員の裁量範囲という点について、学校教育の中における中心的な活動は、通常の授業やホームルームといった正課教育である。教員は正課教育においては、学習指導要領で示された方針と方法に基づいた指導を行わなければならないため、正課教育の中で教員に与えられた指導に関する自由な裁量の範囲は非常に限られたものとなっている。これに対し、運動部では、指導方針や方法に関して、正課教育のように詳細には示されておらず、正課教育と比較すると教員に与えられた自由な裁量の範囲は相対的に広がっている。また運動部は、生徒の自主的な参加にもとづく活動であるとされている。以上のことから運動部の場面では、指導者である教員が、正課教育よりも広く自由な裁量を与えられ、自由な指導を行うことが可能となっていることが考えられる。この教員の裁量範囲の広がりによって、運動部内では指導者である教員の立場が強化されているものと考えられる。

3) 本章における作業仮説の設定

体罰が発生しやすい空間としての運動部を考えるうえで、「運動部における教員の権限の強化」、「運動部空間における他の学校教育空間からの乖離」という分析視点を提示した。これらの内容にみられる、運動部空間の持つ特徴が、体罰が発生しやすい要因となっているのではないかと考えられる。これらを総合すると、運動部とは、学校部活動の中でもスポーツが持つ暴力性が誘発されやすい場所であり、通常の授業のような正課教育から乖離した場所に位置する存在になっていることも相まって、指導者の自由な裁量と権限および立場が、学校教育の中で相対的に拡大、強化されているものと考えられる。

以上の内容を踏まえて、本章では、「学校の正課教育から離れた場所として、教員の権限と立場が強化された運動部は、体罰が発生しやすい空間となっているのではないか」という作業仮説を設定して分析を進めることとしたい。

第2節 調査概要

1) 調査対象

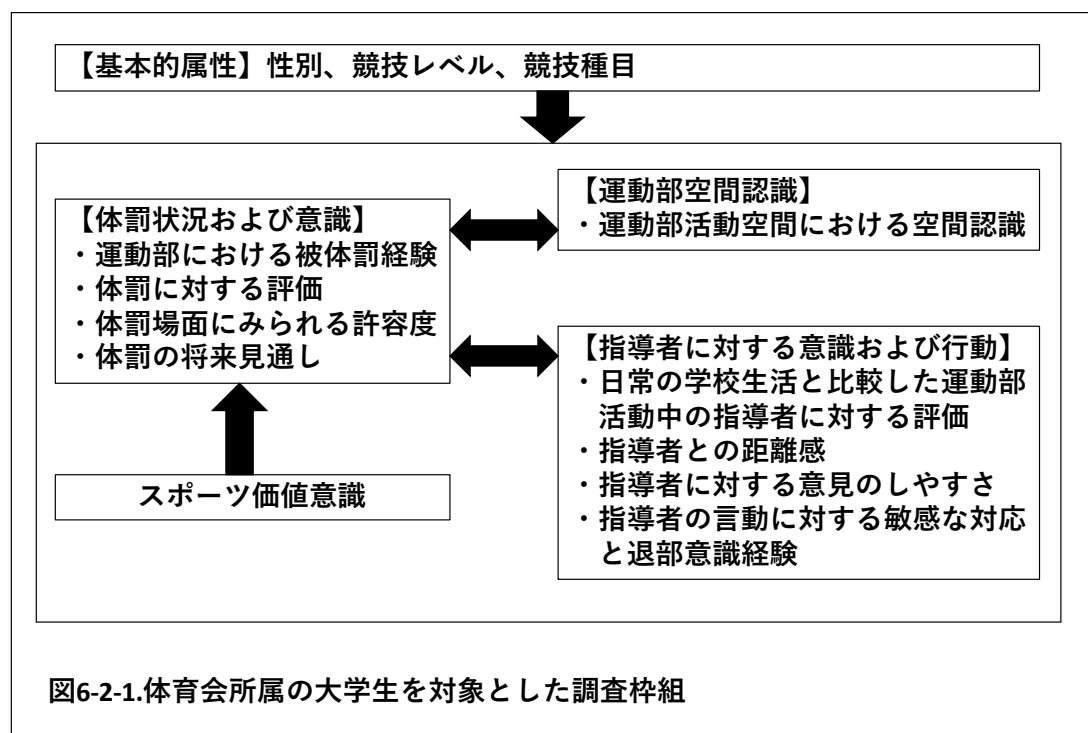
本調査における調査対象は、関東と関西の大学計9校（A大学、B大学、C大学、D大学、E大学、F大学、G大学、H大学、I大学）に在籍し、大学体育会に調査時点で現役部員として所属していた大学生合計512名（A大学308名、B大学48名、C大学37名、D大学30名、E大学29名、F大20名、G大学7名、H大学13名、I大学20名）である。今回行った調査では、運動部の中でも特に高校時代に所属していた運動部に関する経験について着目した。そこで、高校生時にも運動部に所属していたと考えられる、大学体育会に所属している学生を調査対象とした。

2) 調査時期と方法

本調査は2013年6月から7月および10月から11月にかけて行った。調査協力に応じた各体育会運動部の担当者に質問紙を配布し、各部活動で回答してもらったうえで直接回収した。712部質問紙を配布し、512部の有効回答を得た(回収率71.9%)。今回の調査は、高校運動部に関する調査であることから、512部の有効回答の内、高校期に学校運動部に所属していた489名を分析対象とした。

3) 調査項目の構造

本調査における主な調査項目は、作業仮説を踏まえ、性別、競技レベル、競技種目等の調査対象者の基本的属性と、運動部における体罰状況および意識、スポーツ価値意識、運動部活動空間に対する認識、指導者に対する意識および行動によって構成した。体罰状況および意識では、運動部における被体罰経験、体罰に対する評価、体罰場面にみられる許容度、体罰の将来見通し等の点から質問を行った。指導者に対する意識および行動では、日常の学校生活と比較した運動部活動中の指導者に対する評価、指導者との距離感、指導者に対する意見のしやすさ、指導者の言動に対する敏感な対応と退部意識経験等の点から質問を行った。加えてスポーツ価値意識および、運動部の空間と授業やホームルーム等の正課教育空間との認識の比較に関する項目で質問を行った(図6-2-1.参照)。本調査における統計分析にあたってはSPSS Statistics 22を用いた。



調査項目の中でも、「体罰場面にみられる許容度」では、運動部の場面で発生することが想定される場面 13 項目について「許容できる」から「全く許容できない」の 4 件法で質問を行った。「日常の学校生活と比較した運動部活動中の指導者に対する評価」は、指導者の態度を授業やホームルーム等の日常の学校生活と運動部中とを比較したもので、16 項目について「非常にそう思う」から「全くそう思わない」までの 4 件法で行った。「運動部活動空間における空間認識」は、運動部空間（練習場面や練習空間）と、日常の学校生活（授業やホームルーム等の部活動以外の場面）とを比較したときに、運動部空間にどのような感覚を抱いていたかという質問で、20 項目について「非常にそう思う」から「全くそう思わない」までの順序尺度の 4 件法で質問を行った。

スポーツ価値意識については、上杉（1990）および松尾（2000）の尺度を用いた。上杉によれば、スポーツ価値意識をスポーツ行動の諸側面における価値判断の総体とし、「禁欲一即時」志向と、「世俗一遊戯」志向を軸とした「アゴン型（禁欲：遊戯）」、「世俗内禁欲型（禁欲：世俗）」、「レジャー型（即時：遊戯）」、「レクリエーション型（即時：世俗）」としてモデル化しており、その尺度をもとに質問を行った。

4) 倫理的配慮

本研究での質問紙調査を行うにあたり、立教大学個人情報保護規程に即して実施した。調査対象者・団体等の匿名性に十分配慮し、対象者の名誉やプライバシー等の人権を侵害することがないように心がけ、データ管理も十分な管理体制をとった。また、調査対象者である大学生に対しては、質問紙の配布段階において、調査の目的・概要、対象者のプライバシーの保護、調査結果はすべて統計的に処理され、研究目的以外の使用がなされないことを記述した調査依頼文を添付した。

5) サンプル特性

本調査におけるサンプル特性については表 6-2-1 に示すように、部員の性別は、男性 77.5%、女性 22.5% で、男性の割合が高く、所属学部は体育・スポーツ関係学部学科 25.6%、その他の学部学科 74.4% となった。高校および大学の入試形態では、高校入試では、一般入試 43.1%、スポーツ推薦入試 31.7%、その他入試 25.3%、大学入試では、一般入試 34.5%、スポーツ推薦入試 29.3%、その他入試 36.2% という結果となり、スポーツ推薦によって入学した部員の割合は約 3 割程度であった。高校の設置主体は、国公立高校 45.9%、私立高校 53.7%、その他 0.4% となり、今回着目する高校運動部指導者の身分は、学校の教員が 78.2% と最も高く、ついで学校職員が 12.9% となり、外部指導者であったとする回答も 8.8% みられ、指導者は学校の教員が最も多い結果が見られた。所属していた高校運動部の競技レベルは、「全国レベル大会出場以上（「全国レベル大会出場」＋「国際レベル大会出場）」は

29.2%で、「全国レベル大会出場未満（「大会出場なし」＋「市町村レベル大会」＋「都道府県レベル大会」＋「地方ブロックレベル大会）」は70.8%という結果であった。

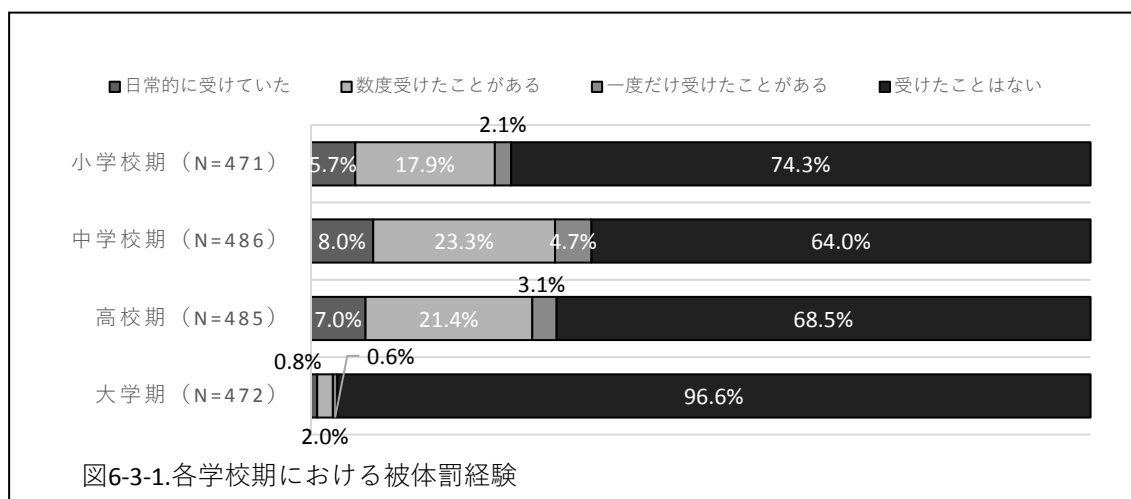
表6-2-1. サンプル特性 (%)		全体 (N = 489)
性別	男性	77.5
	女性	22.5
所属学部	体育・スポーツ関係学部学科	25.6
	その他学部学科	74.4
高校入試形態	一般入試	43.1
	スポーツ推薦入試	31.7
	その他入試	25.3
大学入試形態	一般入試	34.5
	スポーツ推薦入試	29.3
	その他入試	36.2
高校設置主体	国公立高校	45.9
	私立高校	53.7
	その他	0.4
高校運動部指導者身分	学校教員	78.2
	学校職員	12.9
	外部指導者	8.8
高校運動部競技レベル	全国レベル大会出場以上 （「全国レベル」＋「国際レベル」）	29.2
	全国レベル大会出場未満 （「大会出場なし」＋「市町村レベル」＋「都道府県レベル」＋「地方ブロックレベル」）	70.8

第3節 運動部における体罰状況および意識

1) 運動部における被体罰経験

まず運動部での体罰の実態に着目すると、図6-3-1にみられるとおり、小学校から大学までのスポーツ活動拠点で受けた、被体罰経験（「日常的に受けていた」＋「数度受けたことがある」＋「一度だけ受けたことがある」）は、小学校時25.7%、中学校時36.0%、高校時31.5%、大学時3.4%であった。体罰の頻度に関して高校期に着目すると、「日常的に受けていた」7.0%、「数度受けたことがある」21.4%、「一度だけ受けたことがある」3.1%であっ

た。この結果から、高校運動部における体罰経験率 31.0%と 3 割にのぼり、その大半が一度限りではなく、複数回にわたって行われている実態が認められた。



運動部における被体罰経験を性別、競技レベル別、競技種目別にみると、競技レベルおよび競技種目では、0.1%水準の危険率での有意差が認められ、性別では差は認められなかった (表 6-3-1.参照)。競技レベル別にみると、全国レベル大会以上の高い競技レベルで活動を行っていた部員は、被体罰経験が 63.7%と高い結果がみられた。競技種目別にみると、バレーボール部では、日常的に体罰を受けていたとした割合が 14.8%であり、他の競技と比較しても突出して高い結果を示し、また被体罰経験を有するとした回答 (「日常的に」+「数度」+「一度だけ」) が、51.3%と他の競技と比較しても唯一 50%を上回っており、バレーボール部における体罰発生の蔓延が示唆される結果となった。一方、サッカー部および陸上競技部では、被体罰経験が一度もないと回答した割合が 90%を上回っており、競技種目によって活動中における体罰の発生に関して差が認められることが示唆された。

表6-3-1. 高校時における被体罰経験

群分け	被体罰経験			
	日常的に	数度	一度だけ	一度もない
高校期 (N=485)	7.0%	21.4%	3.1%	68.5%
男性 (N=375)	6.7%	21.1%	3.5%	68.8%
女性 (N=110)	8.2%	22.7%	1.8%	67.3%
全国大会未満 (N=343)	5.5%	16.9%	4.1%	73.5%
全国大会以上 (N=142)	10.6%	32.4%	0.7%	56.3%
バレーボール (N=115)	14.8%	31.3%	5.2%	48.7%
野球 (N=182)	4.4%	21.4%	2.7%	71.4%
バスケットボール (N=67)	6.0%	17.9%	1.5%	74.6%
サッカー (N=26)	0.0%	3.8%	0.0%	96.2%
柔道 (N=13)	7.7%	38.5%	0.0%	53.8%
陸上競技 (N=37)	5.4%	0.0%	2.7%	91.9%
ラグビー (N=37)	5.4%	21.6%	5.4%	67.6%
その他 (N=8)	0.0%	37.5%	0.0%	62.5%

性別: $X^2=1.164$, 自由度3, 有意確率N.S.

競技レベル: $X^2=22.855$, 自由度3, 有意確率 $p<.001$

競技種目: $X^2=52.380$, 自由度3, 有意確率 $p<.001$

2) 運動部の体罰に対する評価

高校時における運動部の体罰に対する評価について質問を行ったところ、被体罰経験と同様に、性別では有意差は認められず、競技レベル別および競技種目別で差が認められた(表 6-3-2.参照)。全体の傾向としては、愛のムチとして自分を高めるきっかけを与えてくれたとする、体罰について意味のある行為であったと肯定的に捉えている割合が 43.1%と高い割合を示しており、やはり納得はできないとしながらも愛のムチと捉えている割合の合計は 58.4%であった。ここから、先行研究の結果(宮田 1994、安田 1999)にみられるように、部員らは運動部における体罰について完全に否定する意識を有しているわけではないことが示唆された。

競技レベル別では、0.1%水準の危険率で有意差が認められた。全国レベル大会以上の高い競技レベルで活動していた部員は、運動部における体罰について、愛のムチとして自分を高めるきっかけを与えてくれるものであると、体罰について肯定的な意識を有している結果がみられた。一方、全国レベル大会未満の部員らは、55.5%が体罰を愛のムチと肯定的に捉える傾向にありながらも、19.4%はやはり納得はできないとし、約 2 割は、体罰の意味に理解を示しながらも受容しかねる意識を有していた。競技種目別では、多くの競技で体罰を愛のムチとして肯定的に捉える傾向がみられたが、陸上競技部の部員は、愛のムチであったとした回答は 28.2%と他の競技と比較して低い結果を示しており、体罰を否定する意識を有していることが他の競技よりも相対的に強い傾向がみられた。

表6-3-2. 運動部の体罰に対する評価

群分け	体罰に対する評価					
	愛のムチとして、自分を高めるきっかけを与えてくれたと思う	愛のムチであったとは思いますが、やはり納得できない	今思い返しても許し難いが、自分のためになったと思う	今思い返しても許し難いし、何ら自分のためになったとは思わない	その他	わからない
全体 (N=450)	43.1%	15.3%	19.6%	9.6%	3.3%	9.1%
男性 (N=354)	42.7%	16.1%	17.8%	10.7%	3.4%	9.3%
女性 (N=96)	44.8%	12.5%	26.0%	5.2%	3.1%	8.3%
全国大会未満 (N=319)	36.1%	19.4%	19.4%	11.0%	3.4%	10.7%
全国大会以上 (N=131)	60.3%	5.3%	19.8%	6.1%	3.1%	5.3%
バレーボール (N=111)	58.6%	11.7%	14.4%	4.5%	3.6%	7.2%
野球 (N=173)	41.0%	15.0%	19.7%	11.6%	2.9%	9.8%
バスケットボール (N=57)	47.4%	8.8%	21.1%	7.0%	7.0%	8.8%
サッカー (N=22)	45.5%	18.2%	9.1%	13.6%	4.5%	9.1%
柔道 (N=12)	50.0%	25.0%	16.7%	0.0%	0.0%	8.3%
陸上競技 (N=32)	6.3%	21.9%	25.0%	25.0%	3.1%	18.8%
ラグビー (N=35)	34.3%	25.7%	28.6%	8.6%	0.0%	2.9%
その他 (N=8)	12.5%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	12.5%

性別： $\chi^2=5.855$ ，自由度5，有意確率N. S.

競技レベル： $\chi^2=29.931$ ，自由度5，有意確率 $p<.001$

競技種目： $\chi^2=59.198$ ，自由度5，有意確率 $p<.01$

3) 運動部の体罰場面にみられる許容度

運動部で発生し得る場面を提示し、各場面において指導者から体罰を受けた場合、体罰を許容することができるかについて、体罰の許容度として検討した(表6-3-3.および表6-3-4.参照)。全体の傾向としては、「自分が部活動を怠けていたとき」、「プレーについて自分の技術でできることをやらなかったとき」、「自分の礼儀やマナーが悪かったとき」、「練習に寝坊して遅刻したとき」の場面では70%以上の部員が体罰を許容できる(「許容できる」+「やや許容できる」と回答しており、自分の不注意や怠慢が指導される場面における体罰について、部員は許容する意識が強いことがみられた。一方で、「試合に負けたとき」、「自分は悪くないのに、チームが試合に負けたことで連帯責任としてとがめられたとき」、「プレーについて自分の技術以上のことを求められたとき」、「高い競技成績を残している指導者から指導されていたとき」の場面では体罰を許容できるとした割合は30%台であり、部員自身の努力で結果に影響を及ぼすことが難しい場面における体罰は許容できない、とする意識が強くなっていた。

性別に着目すると、項目間で差はほとんどみられなかったが、「プレーについて自分の技術でできることをやらなかったとき」では5%水準の危険率で有意差が認められた。この項目では、女性は80.9%が体罰を許容できるとしているのに対して男性は67.6%であり、女性の方が体罰を許容する意識が強いことが認められた。

競技レベルに着目すると、「自分の礼儀やマナーが悪かったとき」以外のすべての項目で有意差が認められ、全国レベル大会以上の部員の方が体罰を許容できるとする意識を有している結果がみられた。この結果から高い競技レベルにある運動部の部員は、指導者からの体罰を許容する意識がより強い傾向にあることが看取された。

表6-3-3. 体罰の許容度(性別・競技レベル) (「許容できる」+「やや許容できる」の合計)

質問項目	体罰の許容度						
	全体 (N=482)	男性 (N=372)	女性 (N=110)	有意 確率	全国大会 以上 (N=141)	全国大会 未満 (N=341)	有意 確率
1. 自分が部活動を怠けていたとき	86.0%	85.4%	88.0%		92.0%	83.6%	**
2. 自分が不甲斐ないミスをしたとき	62.0%	59.7%	70.0%		77.4%	55.7%	***
3. プレーについて指導者の指示通りにできなかったとき	49.7%	47.7%	56.4%		63.5%	44.0%	***
4. 試合に負けたとき	32.6%	32.6%	32.7%		46.1%	27.0%	***
5. 自分の責任で試合に負けたとき	58.6%	56.6%	65.4%		70.0%	53.9%	***
6. 自分は悪くないのに、チームが試合に負けたことで連帯責任としてとがめられたとき	37.1%	34.5%	45.8%		47.9%	32.6%	**
7. プレーについて自分の技術以上のことを求められたとき	31.7%	30.7%	35.5%		41.1%	27.8%	**
8. プレーについて自分の技術でできることをやらなかったとき	70.7%	67.6%	80.9%	*	81.6%	66.2%	***
9. チームを代表して責任を追及されたとき	53.8%	52.1%	59.1%		68.8%	47.5%	***
10. 指導者から怠慢であると指摘されたとき	62.5%	64.1%	57.2%		73.0%	58.1%	**
11. 自分の礼儀やマナーが悪かったとき	82.6%	82.2%	83.6%		86.6%	81.0%	
12. 練習に寝坊して遅刻したとき	76.9%	77.9%	73.6%		85.7%	73.3%	**
13. 高い競技成績を残している指導者から指導されていたとき	31.1%	31.5%	30.0%		43.3%	26.1%	**

*:p<.05、**:p<.01、***:p<.001

競技種目別にみると、競技レベル別と同様に、「自分の礼儀やマナーが悪かったとき」以外のすべての項目で有意差が認められた。競技種目の中でもバレーボール部とバスケットボール部の部員は、体罰を許容できるとする意識が他の種目よりも強い傾向がみられた。

表6-3-4. 体罰の許容度（競技種目）（「許容できる」+「やや許容できる」の合計）

質問項目	バレー ボール (N=115)	野球 (N=178)	バスケット ボール (N=67)	サッカー (N=26)	柔道 (N=13)	陸上競技 (N=38)	ラグビー (N=37)	その他 (N=8)	有意確率
1. 自分が部活動を怠けていたとき	90.4%	89.4%	86.4%	80.8%	76.9%	79.0%	70.2%	75.0%	*
2. 自分が不甲斐ないミスをしたとき	74.0%	64.0%	74.6%	30.8%	69.3%	34.2%	37.8%	75.0%	***
3. プレーについて指導者の指示通りにできなかったとき	56.2%	48.9%	64.2%	23.0%	53.9%	26.4%	43.2%	75.0%	**
4. 試合に負けたとき	50.0%	28.6%	26.9%	23.0%	53.9%	21.1%	18.9%	37.5%	**
5. 自分の責任で試合に負けたとき	76.5%	56.2%	70.6%	46.1%	61.6%	42.1%	37.8%	50.0%	***
6. 自分は悪くないのに、チームが試合に負けたことで連帯責任としてとがめられたとき	49.6%	32.5%	50.8%	19.2%	23.1%	26.3%	27.0%	25.0%	*
7. プレーについて自分の技術以上のことを求められたとき	53.9%	23.6%	34.3%	30.7%	23.1%	13.1%	18.9%	37.5%	***
8. プレーについて自分の技術でできることをやらなかったとき	83.5%	65.2%	79.1%	64.0%	77.0%	50.0%	62.1%	77.5%	**
9. チームを代表して責任を追究されたとき	65.8%	53.1%	64.1%	50.0%	61.6%	29.0%	27.0%	50.0%	***
10. 指導者から怠慢であると指摘されたとき	62.2%	69.5%	65.6%	57.7%	53.9%	44.7%	48.6%	62.5%	*
11. 自分の礼儀やマナーが悪かったとき	84.4%	87.0%	82.1%	84.6%	69.2%	73.7%	64.8%	100.0%	
12. 練習に寝坊して遅刻したとき	83.4%	80.3%	72.8%	77.0%	61.5%	65.7%	64.8%	75.0%	*
13. 高い競技成績を残している指導者から指導されていたとき	53.9%	28.1%	20.9%	19.2%	38.5%	18.4%	10.8%	37.5%	***

*: p<.05, **: p<.01, ***: p<.001

4) 運動部の体罰状況に対する将来見通し

運動部における体罰の将来見通しについて、全体の傾向としては、「運動部における体罰は減少はするがなくなる」と回答した者の割合が 68.0%と最も高く、「現状程度は発生する」と回答した割合が 19.6%、「なくなる」と回答した割合は 11.6%にとどまり、部員らは運動部における体罰はなくなるという意識を強く有している結果がみられた（表 6-3-5.参照）。競技種目別では 1%水準の危険率で有意差が認められ、サッカー部員の 23.1%が体罰は「なくなる」と回答しており、体罰問題は解決する方向に向かう見通しをしていたが、それ以外の競技では「なくなる」と回答した割合は 10%程度にとどまり、運動部での体罰問題が根絶に向かうことに対して積極的には考えられない部員が多くみられる結果となった。

表6-3-5. 運動部の体罰の将来の見通し

群分け	体罰の将来の見通し			
	なくなる	減少はする がなくなる ない	現状程度は 発生する	今より増加 する
全体 (N=475)	11.6%	68.0%	19.6%	0.8%
男性 (N=367)	12.3%	66.8%	20.2%	0.8%
女性 (N=108)	9.3%	72.2%	17.6%	0.9%
全国大会未満 (N=337)	10.7%	68.2%	20.2%	0.9%
全国大会以上 (N=138)	13.8%	67.4%	18.1%	0.7%
バレーボール (N=112)	13.4%	67.0%	19.6%	0.0%
野球 (N=176)	9.7%	69.9%	19.3%	1.1%
バスケットボール (N=68)	10.6%	77.3%	12.1%	0.0%
サッカー (N=26)	23.1%	61.5%	15.4%	0.0%
柔道 (N=13)	0.0%	30.8%	61.5%	7.7%
陸上競技 (N=37)	5.4%	70.3%	21.6%	2.7%
ラグビー (N=37)	16.2%	70.3%	13.5%	0.0%
その他 (N=8)	25.0%	25.0%	50.0%	0.0%

性別： $X^2=1.309$, 自由度3, 有意確率N.S.
 競技レベル： $X^2=1.060$, 自由度3, 有意確率N.S.
 競技種目： $X^2=43.944$, 自由度3, 有意確率p<.01

5) スポーツ価値意識

部員のスポーツ価値意識については、スポーツ価値意識とスポーツで最も重要だと思う考え方の二項目で質問した。スポーツ価値意識における尺度については、学校運動部と民間スポーツクラブに着目した松尾（2000）および上杉（1990）の尺度を参考とした。スポーツのやり方について、「自分の力を伸ばすために、厳しい練習をして自分を鍛えようとするやり方（禁欲）」と、「今の自分の力に合わせて、気軽にスポーツをしようとするやり方（即時）」および、「スポーツは、ゲームの楽しさや身体を動かす楽しさ、全力を尽くす充実感、勝利のよろこびなど、スポーツそのものの面白さを味わうことが大切である（遊戯）」と、「スポーツは、単に楽しさ、充実感、よろこびを味わうだけでなく、何かの目的（例えば健康増進、人間形成、仲間づくり）を持って行うことが大切である（世俗）」のそれぞれを質問し、回答の組み合わせでスポーツの志向を導出した。この点に関し、上杉（1990）はスポーツ価値意識をスポーツ行動の諸側面における価値判断の総体とし、「禁欲—即時」志向と、「世俗—遊戯」志向を軸とした「アゴン型（禁欲・遊戯）」、「世俗内禁欲型（禁欲：世俗）」、「レジャー型（即時：遊戯）」、「レクリエーション型（即時：世俗）」としてモデル化しており、このモデルを援用して分析を行った。

今回の調査結果における全体の傾向として、部員らは、アゴン型および世俗内禁欲型のスポーツ価値意識をもち、スポーツに対して厳しい態度で臨む傾向がみられた。また競技種目においては1%水準の危険率で有意差が認められ、野球部、バスケットボール部、サッカー部において、厳しい鍛錬を求める意識が強い傾向がみられた（表 6-3-6.参照）。

群分け	スポーツ価値意識			
	アゴン型	世俗内禁欲型	レジャー型	レクリエーション型
全体 (N=476)	58.8%	28.6%	6.1%	6.5%
男性 (N=367)	60.5%	26.4%	6.8%	6.3%
女性 (N=109)	53.2%	35.8%	3.7%	7.3%
全国大会未満 (N=337)	59.9%	27.3%	5.9%	6.8%
全国大会以上 (N=139)	56.1%	31.7%	6.5%	5.8%
バレーボール (N=114)	55.3%	28.1%	11.4%	5.3%
野球 (N=177)	65.0%	26.0%	5.1%	4.0%
バスケットボール (N=66)	56.1%	37.9%	0.0%	6.1%
サッカー (N=24)	66.7%	29.2%	0.0%	4.2%
柔道 (N=13)	38.5%	38.5%	7.7%	15.4%
陸上競技 (N=37)	59.5%	29.7%	8.1%	2.7%
ラグビー (N=37)	45.9%	21.6%	8.1%	24.3%
その他 (N=8)	62.5%	25.0%	0.0%	12.5%

性別： $X^2=4.839$ ，自由度3，有意確率N.S.
 競技レベル： $X^2=1.118$ ，自由度3，有意確率N.S.
 競技種目： $X^2=42.478$ ，自由度3，有意確率 $p<.01$

スポーツで最も重要だと思う考え方について質問した結果、表 6-3-7 に示している通り、全体の傾向として全力をつくすことを最も重要であるとしている部員の割合が 51.9%と半

数程度であり、次いで活動を楽しむことが 22.8%で、勝利をつかむことが最も重要であるとした回答は 17.7%であった。それぞれの属性でみると、性別において 5%水準の危険率で有意差が認められたが、男女とも「全力をつくすこと」が最も重要であると回答していた。その回答割合は女性が 63.6%であるのに対して、男性が 48.4%であるのに対して、「勝利をつかむこと」の割合が男性 20.1%、女性 10.0%と差がみられ、男性は女性よりも勝利をもとめる意識が強い傾向がみられた。

表6-3-7. スポーツで最も重要だと思うもの

群分け	スポーツ価値意識			
	全力をつくすこと	勝利をつかむこと	フェアにプレーすること	活動を楽しむこと
全体 (N=474)	51.9%	17.7%	7.6%	22.8%
男性 (N=364)	48.4%	20.1%	8.2%	23.4%
女性 (N=110)	63.6%	10.0%	5.5%	20.9%
全国大会未満 (N=334)	53.3%	16.2%	7.8%	22.8%
全国大会以上 (N=140)	48.6%	21.4%	7.1%	22.9%
バレーボール (N=114)	59.6%	14.9%	4.4%	21.1%
野球 (N=174)	48.3%	23.6%	9.8%	18.4%
バスケットボール (N=67)	53.7%	10.4%	10.4%	25.4%
サッカー (N=25)	52.0%	24.0%	8.0%	16.0%
柔道 (N=13)	69.2%	15.4%	7.7%	7.7%
陸上競技 (N=36)	55.6%	13.9%	2.8%	27.8%
ラグビー (N=37)	32.4%	13.5%	5.4%	48.6%
その他 (N=8)	50.0%	12.5%	12.5%	25.0%

性別： $X^2=9.707$ ，自由度3，有意確率 $p<.05$

競技レベル： $X^2=2.018$ ，自由度3，有意確率N. S.

競技種目： $X^2=32.441$ ，自由度3，有意確率N. S.

第4節 運動部空間認識

運動部空間の認識とは、ここでは、日常の学校生活と比較して、部員らが運動部空間をどのような空間として捉えているかという認識を意味している（表 6-4-1.参照）。全体の傾向として、「自分の居場所である」、「仲間意識を強く感じる場所だ」、「皆を身内であると感じる場所だ」の項目は、80%以上の部員が「そう思う（「非常にそう思う」＋「ややそう思う」）」と回答しており、学校教育の中でも運動部という空間が部員らにとってきわめて重要な場所であると同時に、好意的な人間関係の構築を行う場所であると評価している。

性別で比較すると、「何をしても許される」、「理不尽なことがまかり通る」、「常識が通用しない」、「強い者が評価される場所だ」の項目で有意差が認められた。いずれの項目においても男性の方が肯定する意識が強く、運動部空間が学校教育とは異なる独自の価値観やきまりが通用する特殊な空間であるという認識を有している傾向が強い。

競技レベル別にみると、「上下関係を強く感じる場所だ」、「常識が通用しない」、「強い者が評価される場所だ」、「開放的な空間に感じる」、「ありのままの自分になれる」、「気が抜けない場所だ」、「強い緊張を伴う場所だ」、「神聖な空間だ」の項目で有意差が認められた。「上下関係を強く感じる場所だ」、「常識が通用しない」、「強い者が評価される場所だ」、「気

が抜けない場所だ」、「強い緊張を伴う場所だ」、「神聖な空間だ」の項目は、全国レベル大会以上の群が全国大会未満の群と比較してより肯定的に捉えていた。これらの項目の中でも、「常識が通用しない」、「気が抜けない場所だ」、「強い緊張を伴う場所だ」等の項目は、部員が自分たちの居場所であるという一方で、強い緊張と負荷を感じながら活動していることを意味する結果といえよう。

質問項目	運動部空間認識				有意確率	全国大会 以上 (N=140)	全国大会 未満 (N=340)	有意確率
	全体 (N=480)	男性 (N=370)	女性 (N=110)					
1. 自分の居場所である	86.5%	86.5%	86.3%			86.5%	86.5%	
2. ほっとする場所だ	68.8%	69.0%	68.2%			62.9%	71.1%	
3. 仲間意識を強く感じる場所だ	92.9%	92.2%	95.5%			91.4%	93.5%	
4. 皆を身内であると感じる場所だ	87.1%	86.3%	90.0%			89.3%	86.2%	
5. 上下関係を強く感じる場所だ	59.9%	59.2%	62.4%			66.0%	57.5%	**
6. 何をしても許される	14.6%	17.1%	6.3%	*		15.1%	14.4%	
7. 理不尽なことがまかり通る	33.1%	37.3%	19.1%	**		41.5%	29.7%	
8. 常識が通用しない	30.4%	35.4%	13.6%	***		38.2%	27.2%	*
9. 誰もが平等な感覚がある	48.3%	49.9%	43.1%			42.4%	50.7%	
10. 強い者が評価される場所だ	72.6%	76.8%	58.2%	**		72.9%	72.4%	*
11. 閉鎖的な空間に感じる	28.5%	31.1%	20.0%			32.1%	27.0%	
12. 開放的な空間に感じる	54.9%	56.1%	50.9%			46.0%	58.5%	***
13. ありのままの自分になれる	71.3%	72.0%	69.1%			63.6%	74.5%	**
14. 生きていると実感できる空間だ	73.8%	73.8%	73.7%			72.8%	74.1%	
15. 気が抜けない場所だ	73.3%	72.2%	77.3%			83.6%	69.1%	***
16. 強い緊張を伴う場所だ	69.3%	68.7%	71.6%			83.4%	63.6%	***
17. 神聖な空間だ	50.1%	51.8%	44.5%			56.5%	47.4%	*
18. 仲間外れにされたら終わりだと思ふ空間だ	36.0%	35.8%	36.4%			38.9%	34.8%	
19. 隔離された空間だ	26.1%	28.2%	19.1%	*		32.4%	23.5%	
20. 外からの目が入らない空間だ	32.4%	34.6%	24.7%			35.2%	31.2%	

*:p<.05、**:p<.01、***:p<.001

競技種目別にみると、「ほっとする場所だ」、「上下関係を強く感じる場所だ」、「常識が通用しない」、「強い者が評価される場所だ」、「気が抜けない場所だ」、「強い緊張を伴う場所だ」、「仲間外れにされたら終わりだと思ふ空間だ」、「隔離された場所だ」という項目で有意差が認められた。競技種目では、サッカー部員は運動部空間に関し、理不尽さや閉鎖性といった認識をあまり抱いておらず、バレーボール部員、野球部員らがより強い緊張感と負荷を感じながら活動している様相が看取された（表6-4-2.参照）。

表6-4-2.運動部空間認識（競技種目）（「非常にそう思う」＋「ややそう思う」の合計）

質問項目	バレー ボール (N=114)	野球 (N=178)	バスケット ボール (N=67)	サッカー (N=26)	柔道 (N=13)	陸上競技 (N=37)	ラグビー (N=37)	その他 (N=8)	有意 確率
1.自分の居場所である	79.9%	87.2%	89.6%	96.2%	92.3%	91.9%	81.0%	100.0%	
2.ほっとする場所だ	61.4%	62.3%	68.6%	96.1%	92.3%	86.5%	72.9%	87.5%	*
3.仲間意識を強く感じる場所だ	91.3%	91.5%	95.5%	96.1%	100.0%	91.9%	94.6%	100.0%	
4.皆を身内であると感じる場所だ	85.1%	87.1%	88.0%	84.6%	100.0%	86.5%	86.4%	100.0%	
5.上下関係を強く感じる場所だ	64.6%	65.4%	59.8%	30.8%	53.9%	40.5%	61.1%	62.5%	*
6.何をしても許される	16.9%	16.2%	10.5%	7.7%	15.4%	13.9%	13.5%	12.5%	
7.理不尽なことがまかり通る	36.9%	34.9%	20.9%	19.2%	30.8%	24.3%	54.0%	37.5%	
8.常識が通用しない	33.5%	35.2%	18.2%	19.2%	46.2%	13.5%	43.2%	25.0%	*
9.誰もが平等な感覚がある	48.2%	44.9%	43.3%	46.2%	61.6%	62.1%	59.5%	37.5%	
10.強い者が評価される場所だ	65.7%	78.3%	64.1%	73.1%	69.3%	59.4%	91.9%	87.5%	*
11.閉鎖的な空間に感じる	28.3%	27.4%	29.9%	15.4%	46.2%	24.3%	43.2%	12.5%	
12.開放的な空間に感じる	48.7%	53.1%	53.1%	69.3%	46.2%	81.1%	54.0%	50.0%	
13.ありのままの自分になれる	64.0%	70.4%	67.2%	88.5%	100.0%	78.3%	73.0%	87.5%	
14.生きていると実感できる空間だ	69.0%	73.2%	77.6%	73.1%	84.6%	86.4%	64.8%	87.5%	
15.気が抜けない場所だ	76.3%	78.8%	76.1%	50.0%	77.0%	41.7%	78.4%	75.0%	**
16.強い緊張を伴う場所だ	66.9%	76.6%	76.1%	50.0%	84.7%	45.9%	59.4%	75.0%	*
17.神聖な空間だ	48.2%	58.7%	44.8%	32.0%	69.3%	36.1%	45.9%	37.5%	
18.仲間外れにされたら終わりだと思える空間だ	44.8%	34.1%	27.2%	19.2%	41.7%	30.6%	48.6%	37.5%	**
19.隔離された空間だ	26.3%	28.1%	21.2%	23.0%	38.5%	16.2%	35.1%	12.5%	*
20.外からの目が入らない空間だ	36.3%	30.2%	29.9%	23.1%	61.6%	19.6%	45.9%	25.0%	

*:p<.05, **:p<.01, ***:p<.001

第5節 指導者に対する意識および行動

1) 日常の学校生活と比較した運動部の活動中の指導者に対する意識および行動

まず、部員からみた日常の学校生活における指導者の態度と、運動部における指導者の態度の差異について検討した（表6-5-1、表6-5-2参照）。全体の傾向として、日常の学校生活よりも運動部の活動中の指導者は、厳しい言動であること、積極的、感情的な態度を示していること、絶対的な存在、すごい人であるように感じられていることがみられた。この結果は、学校生活よりも運動部での活動で指導者が主体的な態度を示し、積極的に活動に関与している様相を示すものといえる。

性別にみると、「優しい言動であるように感じた」、「理性的に感じた」、「気さくに感じた」の項目で有意差が認められた。それぞれの項目について、男性の方が肯定的に捉えているが、3項目とも指導者を身近に感じていることを示唆する項目といえる。

競技レベル別にみると、「絶対的な存在であるように感じた」、「親のような身近な感覚を受けた」、「有無を言わせない圧力を感じた」、「すごい人であるように感じた」の項目で有意差が認められた。いずれの項目でも全国レベル大会以上の高い競技レベルで活動していた部員の方が高い肯定的な認識を有していた（表6-5-1参照）。

表6-5-1. 日常の学校生活と比較した指導者の態度（性別・競技レベル）
（「非常にそう思う」＋「ややそう思う」の合計）

質問項目	指導者の態度						
	全体 (N=482)	男性 (N=372)	女性 (N=110)	有意 確率	全国大会 以上 (N=141)	全国大会 未満 (N=341)	有意 確率
1. 厳しい言動であるように感じた	72.7%	74.0%	68.2%		76.3%	71.2%	
2. 優しい言動であるように感じた	26.6%	28.8%	19.2%	*	24.6%	27.4%	
3. 積極的に感じた	75.9%	75.7%	76.6%		72.8%	77.1%	
4. 消極的に感じた	18.1%	19.8%	12.1%		17.1%	18.5%	
5. 感情的に感じた	71.3%	72.0%	69.0%		69.7%	71.9%	
6. 理性的に感じた	48.1%	51.8%	35.8%	*	52.5%	46.3%	
7. 気難しく感じた	46.0%	47.6%	40.9%		49.3%	44.7%	
8. 気さくに感じた	33.3%	35.6%	25.7%	*	30.0%	34.7%	
9. 偉そうな態度であるように感じた	43.5%	43.9%	42.2%		41.1%	44.4%	
10. 謙虚な態度であるように感じた	29.8%	31.6%	23.4%		31.4%	29.1%	
11. 絶対的な存在であるように感じた	67.4%	67.5%	67.3%		69.7%	66.4%	**
12. 親のような身近な感覚を受けた	41.3%	41.4%	40.9%		44.4%	40.0%	*
13. 近寄りやすく感じた	41.9%	43.8%	35.5%		35.5%	44.5%	
14. 近寄りがたく感じた	51.4%	52.0%	49.1%		57.0%	48.9%	
15. 有無を言わせない圧力を感じた	53.4%	53.6%	52.8%		63.4%	49.3%	*
16. すごい人であるように感じた	65.4%	66.8%	60.9%		73.3%	62.1%	*

*:p<.05, **:p<.01, ***:p<.001

競技種目別にみると、「厳しい言動であるように感じた」、「絶対的な存在であるように感じた」という項目で有意差が認められた。いずれの項目についても、サッカー部員と陸上部員は肯定的に捉えている割合が他の競技と比較すると低い結果がみられた。他の項目では有意差は認められなかった（表 6-5-2.参照）。

表6-5-2. 日常の学校生活と比較した指導者の態度（競技種目）
（「非常にそう思う」＋「ややそう思う」の合計）

質問項目	指導者の態度								
	バレーボール (N=115)	野球 (N=178)	バスケット ボール (N=67)	サッカー (N=26)	柔道 (N=13)	陸上競技 (N=38)	ラグビー (N=37)	その他 (N=8)	有意 確率
1. 厳しい言動であるように感じた	70.1%	82.2%	67.2%	50.0%	84.6%	44.5%	81.1%	87.5%	***
2. 優しい言動であるように感じた	31.0%	28.1%	19.4%	30.7%	15.4%	22.2%	27.0%	12.5%	
3. 積極的に感じた	72.2%	80.5%	74.2%	73.1%	84.6%	63.9%	75.6%	87.5%	
4. 消極的に感じた	18.1%	24.4%	10.6%	7.7%	7.7%	11.5%	23.9%	12.5%	
5. 感情的に感じた	62.6%	74.5%	77.6%	80.8%	77.0%	48.6%	81.0%	87.5%	
6. 理性的に感じた	43.9%	52.5%	43.2%	26.9%	46.2%	61.1%	56.7%	25.0%	
7. 気難しく感じた	43.4%	53.1%	37.3%	38.5%	69.3%	34.3%	37.8%	75.0%	
8. 気さくに感じた	25.5%	38.0%	31.4%	26.9%	23.1%	41.7%	40.5%	25.0%	
9. 偉そうな態度であるように感じた	46.5%	47.2%	32.8%	34.6%	53.9%	44.4%	37.8%	37.5%	
10. 謙虚な態度であるように感じた	31.0%	33.6%	26.9%	19.2%	15.4%	25.0%	35.1%	12.5%	
11. 絶対的な存在であるように感じた	63.8%	76.0%	68.6%	38.4%	100.0%	52.7%	59.4%	62.5%	*
12. 親のような身近な感覚を受けた	39.6%	41.9%	49.2%	42.3%	46.2%	33.3%	35.1%	37.5%	
13. 近寄りやすく感じた	34.8%	43.3%	40.3%	53.9%	30.8%	47.2%	48.6%	50.0%	
14. 近寄りがたく感じた	52.6%	57.0%	46.3%	28.0%	61.6%	44.4%	51.3%	37.5%	
15. 有無を言わせない圧力を感じた	59.5%	58.4%	49.3%	30.7%	53.9%	36.1%	54.0%	37.5%	
16. すごい人であるように感じた	60.4%	72.2%	68.7%	42.3%	92.3%	55.5%	56.7%	75.0%	

2) 指導者との距離感

指導者に対する意識および行動に関し、指導者に対する近寄りやすさについて質問を行った(表 6-5-3.参照)。その結果、全体の傾向としては「近寄りやすい(「とても近寄りやすい」+「やや近寄りやすい)」とした回答は 51.2%であり、約半数程度であった。その中でも 1%水準の危険率で有意差が認められた競技レベル別にみた結果に着目すると、全国レベル大会未達の部員群は 45.3%が「近寄りがたい(「とても近寄りがたい」+「やや近寄りがたい)」としていたが、全国レベル大会以上の部員群は近寄りがたいとした回答が 57.0%であり、強豪校の運動部員ほど、指導者を近寄りがたい存在として捉えている様相が明らかとなった。

群分け	指導者との距離感			
	とても近寄りやすい存在	やや近寄りやすい存在	やや近寄りがたい存在	とても近寄りがたい存在
全体 (N=489)	21.6%	29.6%	32.7%	16.0%
男性 (N=376)	22.3%	29.5%	32.4%	15.7%
女性 (N=110)	19.1%	30.0%	33.6%	17.3%
全国大会未達 (N=344)	23.5%	31.1%	32.8%	12.5%
全国大会以上 (N=142)	16.9%	26.1%	32.4%	24.6%
バレーボール (N=117)	20.5%	31.6%	28.2%	19.7%
野球 (N=180)	21.1%	30.6%	34.4%	13.9%
バスケットボール (N=67)	23.9%	28.4%	34.3%	13.4%
サッカー (N=26)	23.1%	34.6%	26.9%	15.4%
柔道 (N=13)	15.4%	15.4%	38.5%	30.8%
陸上競技 (N=38)	28.9%	31.6%	28.9%	10.5%
ラグビー (N=37)	13.5%	27.0%	43.2%	16.2%
その他 (N=8)	37.5%	0.0%	25.0%	37.5%

性別： $X^2=0.592$ ，自由度3，有意確率N.S.
 競技レベル： $X^2=12.167$ ，自由度3，有意確率 $p<.01$
 競技種目： $X^2=16.812$ ，自由度3，有意確率N.S.

3) 練習内容・日程等に関する指導者に対する意見のしやすさ

運動部における練習内容や日程等の決定事項に関する、指導者への意見のしやすさについて検討した(表 6-5-4.参照)。その結果、全体の傾向として「はっきりと言うことができた」とした回答の割合は 28.5%で、指導者に対する意見の言いづらさが示唆された。本項目では、競技レベル間と競技種目間で有意差が認められ、競技レベルの高い運動部に所属していた部員ほど、指導者に対する意見はしづらく、バレーボール部、バスケットボール部、柔道部員ほど指導者に対する意見のしづらさを経験していた。なお、陸上競技部員ははっきりと(意見を)言うことができたとする回答の割合が 50.0%と他の競技と比較しても非常に高い割合を示しており、部員と指導者の関係性が他の競技とは異なるものと推察される。

表6-5-4. 指導者に対する意見のしやすさ

群分け	意見のしやすさ			
	はっきり言うことができた	言いづらいが意見を言うことはできた	言うことはできたろうができなかった	言いづらいので意見を言うことはできなかった
全体 (N=481)	28.5%	37.0%	17.5%	17.0%
男性 (N=372)	29.6%	37.9%	16.1%	16.4%
女性 (N=109)	24.8%	33.9%	22.0%	19.3%
全国大会未満 (N=342)	31.6%	38.3%	15.8%	14.3%
全国大会以上 (N=139)	20.9%	33.8%	21.6%	23.7%
バレーボール (N=112)	18.8%	35.7%	21.4%	24.1%
野球 (N=180)	28.9%	41.1%	15.6%	14.4%
バスケットボール (N=67)	28.4%	31.3%	20.9%	19.4%
サッカー (N=26)	34.6%	30.8%	7.7%	26.9%
柔道 (N=13)	7.7%	46.2%	30.8%	15.4%
陸上競技 (N=38)	50.0%	42.1%	0.0%	7.9%
ラグビー (N=37)	35.1%	27.0%	29.7%	8.1%
その他 (N=8)	37.5%	37.5%	12.5%	12.5%

性別：X²=3.120, 自由度3, 有意確率N.S.

競技レベル：X²=11.560, 自由度3, 有意確率p<.01

競技種目：X²=40.240, 自由度3, 有意確率p<.01

4) 指導者の言動に対する敏感な対応と退部意識経験

指導者の言動に対する敏感な対応として、指導者の目を気にしながらプレーした経験の有無と、指導者の言動を理由とした退部意識経験の有無について検討した(表 6-5-5.参照)。まず、指導者の目を気にしながらプレーした経験の有無では、全体の傾向として「指導者の目を気にしていた(「常に気にしていた」+「時々気にしていた)」とした回答の割合が76.1%であり、多くの部員が指導者を気にしながら活動に臨んでいた結果がみられた。本項目では競技レベル別と競技種目別で有意差が認められたが、競技レベルの高い運動部に所属していた部員の82.3%が指導者を気にしながらプレーした経験を有しており、バスケットボール部員の84.9%が、柔道部員の100%が指導者の目を気にしながらプレーしていたと回答していた。

表6-5-5. 指導者に対する敏感な対応

群分け	敏感な対応			
	常に気にしていた	時々気にしていた	気にしたことはほとんどない	気にしたことは全くない
全体 (N=489)	33.5%	42.6%	15.5%	8.5%
男性 (N=375)	30.7%	43.2%	16.5%	9.6%
女性 (N=109)	43.1%	40.4%	11.9%	4.6%
全国大会未満 (N=343)	29.7%	43.7%	18.4%	8.2%
全国大会以上 (N=141)	42.6%	39.7%	8.5%	9.2%
バレーボール (N=115)	38.3%	40.9%	9.6%	11.3%
野球 (N=181)	28.2%	48.1%	14.9%	8.8%
バスケットボール (N=66)	39.4%	45.5%	13.6%	1.5%
サッカー (N=26)	26.9%	34.6%	30.8%	7.7%
柔道 (N=13)	69.2%	30.8%	0.0%	0.0%
陸上競技 (N=38)	21.1%	31.6%	31.6%	15.8%
ラグビー (N=37)	40.5%	35.1%	18.9%	5.4%
その他 (N=8)	25.0%	50.0%	12.5%	12.5%

性別：X²=7.734, 自由度3, 有意確率N.S.

競技レベル：X²=11.678, 自由度3, 有意確率p<.01

競技種目：X²=39.106, 自由度3, 有意確率p<.05

同様に、指導者の言動を理由とした退部意識経験の有無について着目した結果、全体の傾向として「全くなかった」が63.0%と最も高い割合を示していたものの、29.1%の部員が複数回以上の退部意識の喚起を経験しており、6.8%の部員はいつも退部意識を有しているという結果がみられた。本項目では、性別、競技レベル別、競技種目別のすべてで有意差が認められた(表6-5-6.参照)。性別では全くなかったと回答した割合が、男性の67.1%と比較して、女性は49.1%であり、女性部員の半数が指導者を理由として部活動を退部することを考えた経験を有することがみられた。競技レベル間では競技レベルの高い運動部に所属していた部員ほど、退部意識経験を有しており、競技種目間ではバレーボール部員、柔道部員の50%以上が退部意識経験を有していると回答していた。

群分け	退部意識経験			
	いつもあった	数度あった	一度だけあった	全くなかった
全体 (N=484)	6.8%	22.3%	7.9%	63.0%
男性 (N=374)	6.1%	21.4%	5.3%	67.1%
女性 (N=110)	9.1%	25.5%	16.4%	49.1%
全国大会未満 (N=343)	5.5%	20.7%	7.0%	66.8%
全国大会以上 (N=141)	9.9%	26.2%	9.9%	53.9%
バレーボール (N=115)	10.4%	33.0%	11.3%	45.2%
野球 (N=180)	5.6%	19.4%	4.4%	70.6%
バスケットボール (N=67)	6.0%	23.9%	13.4%	56.7%
サッカー (N=26)	3.8%	7.7%	11.5%	76.9%
柔道 (N=13)	15.4%	46.2%	0.0%	38.5%
陸上競技 (N=38)	0.0%	10.5%	5.3%	84.2%
ラグビー (N=37)	8.1%	16.2%	5.4%	70.3%
その他 (N=8)	12.5%	12.5%	12.5%	62.5%

性別：X²=19.266, 自由度3, 有意確率p<.001
 競技レベル：X²=7.917, 自由度3, 有意確率p<.05
 競技種目：X²=45.545, 自由度3, 有意確率p<.01

第6節 被体罰経験の有無と項目間の検討

ここまで図6-2-1の調査枠組に基づき、それぞれの調査項目に関して全体の傾向と、性別、競技レベル別、競技種目別に検討を行った。

本節では各質問項目間に関して、部員の高校運動部における被体罰経験の有無によって、被体罰経験あり群と、被体罰経験なし群とに分け検討を行い、両群の運動部空間の認識の差異と作業仮説で設定した仮説の検討を行う。

1) 被体罰経験からみた運動部の体罰に対する評価

まず運動部の体罰に対する評価では両群間で有意差は認められず、被体罰経験の有無に関係なく、指導者からの体罰を愛のムチとして捉える傾向にあることは、全体の傾向と同様であった（表 6-6-1.参照）。

群分け	体罰に対する評価					
	愛のムチとして、自分を高めるきっかけを与えてくれたと思う	愛のムチであったと思うが、やはり納得できない	今思い返しても許し難いが、自分のためになったと思う	今思い返しても許し難いし、何ら自分のためになったとは思わない	その他	わからない
被体罰経験あり (N=151)	50.3%	13.2%	19.2%	9.9%	3.3%	4.0%
被体罰経験なし (N=296)	39.2%	16.6%	19.9%	9.5%	3.0%	11.8%

被体罰経験： $X^2=10.392$, 自由度5, 有意確率N.S.

2) 被体罰経験からみた運動部における体罰の許容

運動部の体罰場面にみられる許容度について検討した結果、両群間では「自分が部活動を怠けていたとき」以外のすべての項目で有意差が認められ、被体罰経験を有している部員の方が、指導者からの体罰を受容する意識を有していることがみられた（図 6-6-1.参照）。両群の部員が共通して、指導者からの体罰を許容する意識が強い場面では、「自分が部活動を怠けていたとき」、「自分の礼儀マナーが悪かったとき」、「練習に寝坊して遅刻したとき」等の運動部に特有というよりも、部員の態度や礼儀に関する項目であり、部員側にも一定の問題があり、指導者だけではなく教員による教育的指導が想定される場面であるともいえよう。このような部員の態度や礼儀に関する場面では、部員は指導者から体罰を受けたとしてもそれを許容するという傾向がみられた。

両群間で差異がみられた場面について着目すると、被体罰経験を有する部員は、「自分が悪くないのに連帯責任を負ったとき」や、「チームを代表して責任を追及されたとき」にみられる、自身に非はないと考えられる場合でも体罰を受容する意識が、被体罰経験のない部員よりも強いことがみられた。また、これらの場面の中でも、「プレーについて指導者の指示通りにできなかったとき」に体罰を許容することは、本来スポーツ場面においてミスは様々な場面で発生しうるものであるにも拘わらず、指導者の指導に沿ったプレーを行わなかった場合、体罰を受けても許容されるべきという考え方である。部員がこのような指導者の意思を重要視する意識を有していることは、指導者の運動部内における立場の強化が部員の意識に影響しているものと推察される。

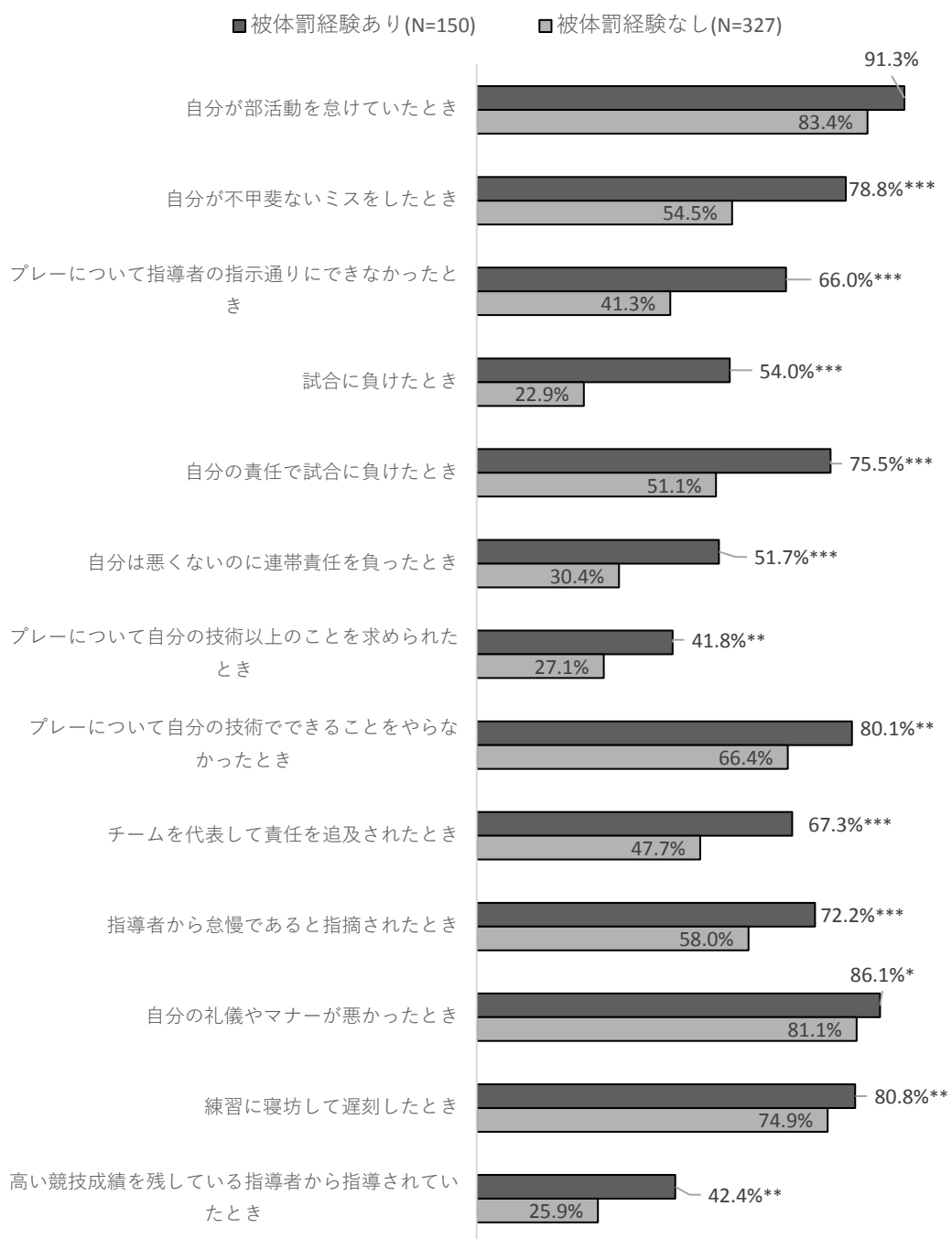


図6-6-1.被体罰経験の有無と体罰の許容（「許容できる」＋「やや許容できる」の合計）

*:p<.05 **:p<.01 ***:p<.001

3) 被体罰経験からみた運動部の体罰の将来の見通し

体罰の将来の見通しでも両群間で有意差は認められず、被体罰経験の有無に関わらず、運動部の体罰は減少するものにならないと考えている部員が多くみられる結果となった（表 6-6-2.参照）。

群分け	体罰の将来の見通し			
	なくなる	減少はするが ならない	現状程度は発生 する	今より増加する
被体罰経験あり (N=148)	14.9%	64.9%	19.6%	0.7%
被体罰経験なし (N=324)	9.6%	70.1%	19.4%	0.9%

被体罰経験：X²=3.016, 自由度3, 有意確率N.S.

4) 被体罰経験からみたスポーツ価値意識

スポーツ価値意識においても両群間で有意差は認められず、被体罰経験の有無に関わらずアゴン型のスポーツ価値意識を有している部員が最も多く、ついで世俗内禁欲型が多い結果となり、部員らが「自分の力を伸ばすために、厳しい練習をして自分を鍛えようとする」禁欲的なスポーツに対する意識を有している結果がみられた（表 6-6-3.参照）。

群分け	スポーツ価値意識			
	アゴン型	世俗内禁 欲型	レジャー型	レクリ エーショ ン型
被体罰経験あり (N=150)	52.7%	30.0%	9.3%	8.0%
被体罰経験なし (N=323)	61.3%	28.2%	4.6%	5.9%

被体罰経験：X²=5.797, 自由度3, 有意確率N.S.

5) 被体罰経験からみたスポーツで最も重要だと思うもの

スポーツで最も重要であると考えているものについても両群間で有意差は認められず、被体罰経験の有無に関わらず、「全力をつくすこと」が最も重要であると考えている部員が多い結果がみられた（表 6-6-4.参照）。被体罰経験を有する部員は、「勝利をつかむこと」が23.1%であり、「活動を楽しむこと」の20.4%を上回っていたが、被体罰経験のない部員は、「勝利をつかむこと」（15.4%）よりも、「活動を楽しむこと」（23.8%）が重要であると考えている結果となった。

群分け	スポーツ価値意識			
	全力をつ くすこと	勝利をつ かむこと	フェアにプ レーするこ と	活動を楽し むこと
被体罰経験あり (N=147)	48.3%	23.1%	8.2%	20.4%
被体罰経験なし (N=324)	53.4%	15.4%	7.4%	23.8%

被体罰経験：X²=4.443, 自由度3, 有意確率N.S.

6) 被体罰経験からみた運動部空間の認識

運動部空間の認識について着目した結果、全体の傾向と同様に、「自分の居場所である」、「仲間意識を強く感じる場所だ」、「皆を身内であると感じる場所だ」、「生きていると実感できる空間だ」等の項目では両群とも 70%以上の部員らが肯定的に捉えており、学校生活の中でも部員らが、運動部を非常に重要な場所であるにとらえている様相が看取された。

その一方で、両群間で差が認められた項目として、「理不尽なことがまかり通る」、「常識が通用しない」、「閉鎖的な空間を感じる」、「気が抜けない場所だ」、「強い緊張を伴う場所だ」、「隔離された空間だ」が挙げられる。これらの項目はすべて、被体罰経験を有する部員の方が「そう思う（「非常に」＋「やや）」と回答する割合が高く、特に「強い緊張を伴う場所だ」、「常識が通用しない」、「外からの目が入らない空間だ」の項目では 0.1%水準の危険率で有意差が認められた。

この結果から、体罰が発生している運動部に所属し、実際に被体罰経験を有する部員は、被体罰経験の無い部員よりも運動部空間について、閉鎖的で常識が通用しないような空間であると認識していたことがみられた。これらの認識は、彼らの所属する運動部空間が他の学校教育空間からの乖離し、独自のルールが成立する環境となっていることが示唆されたといえる（図 6-6-2.参照）。

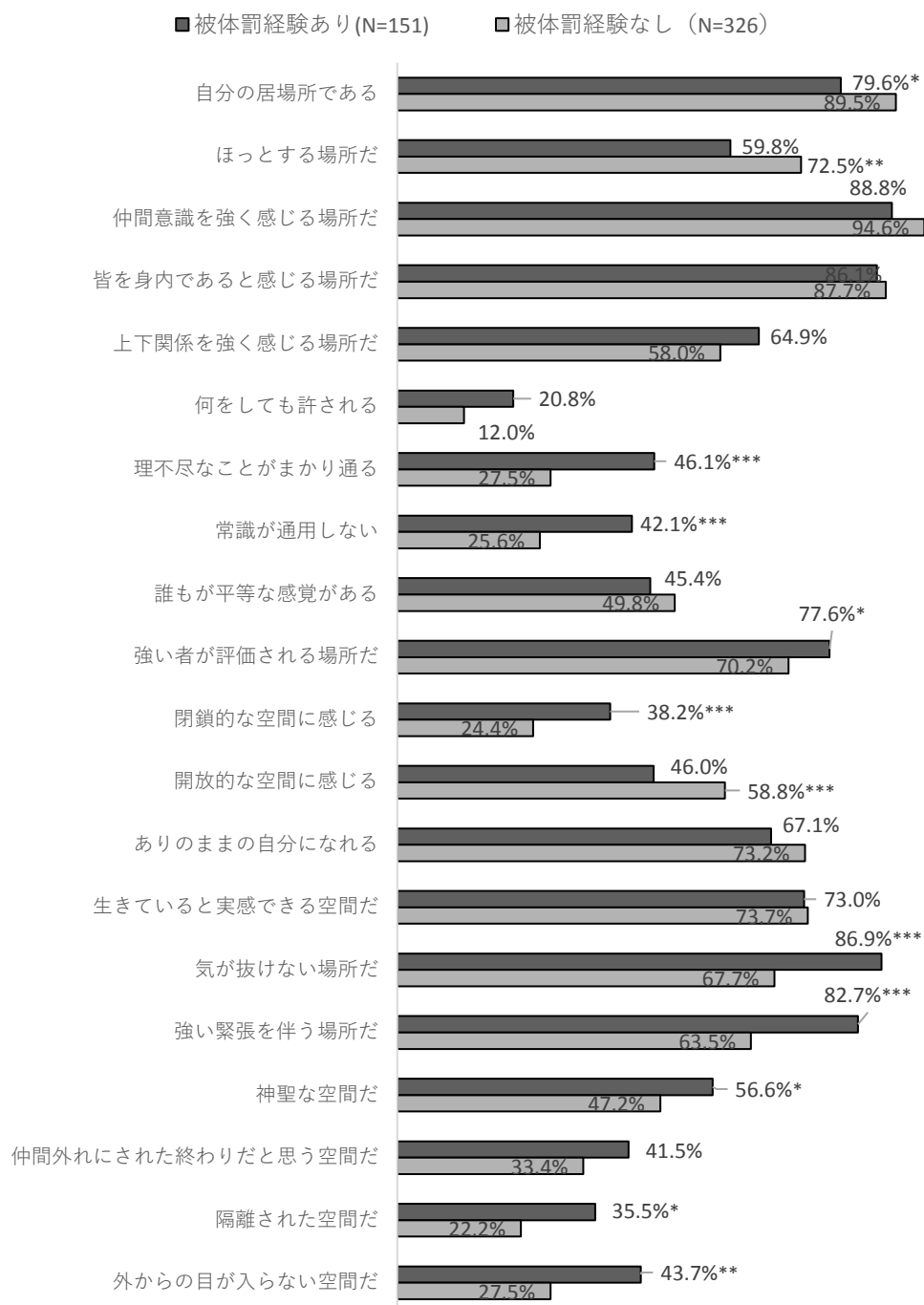


図6-6-2.被体罰経験の有無と運動部空間の認識

(「非常にそう思う」「ややそう思う」の合計) *:p<.05 **:p<.01 ***:p<.001

7) 被体罰経験からみた指導者の日常の学校生活と運動部活動時の態度

被体罰経験の有無別に指導者の日常の学校生活と運動部活動時の態度について比較検討した結果、図 6-6-3 で示すように 7 項目で有意差が認められた。有意差が認められた項目の中でも、日常の学校生活よりも運動部活動時における指導者の態度に関し、「厳しい言動である」、「偉そうな態度である」、「絶対的な存在である」、「近寄り難い」、「有無を言わせない圧力を感じる」、「すごい人であるように感じた」等の項目について、「そう思う（「非常に」＋「やや）」と回答する割合が被体罰経験で有意に高い様相がみられた。

このことは、体罰が生起する運動部空間においては、被体罰経験者の方に指導者がより厳しく、絶対的なものとして感じられている傾向があることを示す結果であり、体罰の許容が指導者の立場をより強化している傾向を表しているものともいえよう。

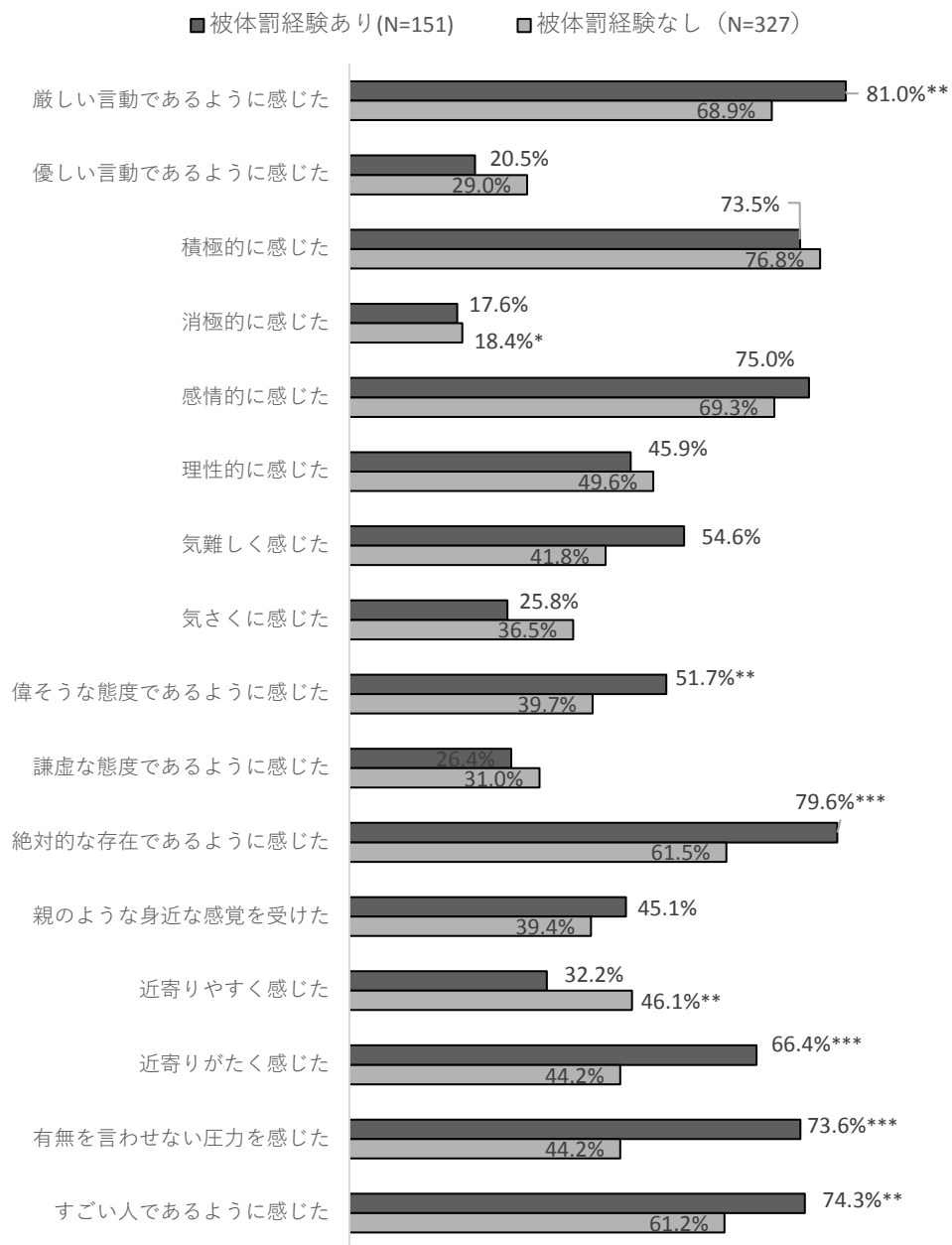


図6-6-3.被体罰経験の有無と指導者の態度

(「許容できる」 + 「やや許容できる」の合計) *:p<.05 **:p<.01 ***:p<.001

8) 被体罰経験からみた指導者との距離感

指導者との距離感では、両群間において1%水準の危険率で有意差が認められた(表6-6-5.参照)。被体罰経験を有する部員の方が指導者について近寄りやすい存在と認識していることから、指導者の態度でみられた結果と同様に、運動部空間内における指導者の立場の強化が生起していることによって、部員にとっての指導者が、容易には近寄りやすい存在となることに寄与しているものと考えられる。

群分け	指導者との距離感			
	とても近寄りやすい存在	やや近寄りやすい存在	やや近寄りやすい存在	とても近寄りやすい存在
被体罰経験あり (N=152)	16.4%	25.7%	32.9%	25.0%
被体罰経験なし (N=331)	24.2%	31.4%	32.6%	11.8%
被体罰経験：X ² =15.443, 自由度3, 有意確率p<.01				

9) 被体罰経験からみた指導者に対する意見のしやすさ

練習内容・日程等に関する指導者に対する意見のしやすさに着目すると、両群間において1%水準の危険率で有意差が認められた(表6-6-6.参照)。「はっきり言うことができた」が被体罰経験あり群では20.0%、被体罰経験なし群では32.6%であり、「言いづらいので意見を言うことはできなかつた」は被体罰経験あり群では25.3%、被体罰経験なし群では13.4%という結果にみられるように、被体罰経験を有する部員の方が指導者に対して意見をすることが難しい関係にあることが示唆された。これも指導者との距離感と同様に、指導者の立場の強化と絶対化との関連が強いものと推察される。

群分け	意見のしやすさ			
	はっきり言うことができた	言いづらいが意見を言うことはできた	言うことはできただろうができなかつた	言いづらいので意見を言うことはできなかつた
被体罰経験あり (N=150)	20.0%	37.3%	17.3%	25.3%
被体罰経験なし (N=328)	32.6%	36.3%	17.7%	13.4%
被体罰経験：X ² =14.283, 自由度3, 有意確率p<.01				

10) 被体罰経験からみた指導者の言動に対する敏感な対応

被体罰経験の有無別に、指導者の言動に対する敏感な対応を比較検討した。その結果、両群間で有意差は認められなかつたものの、指導者の目を、「気にしていた(「常に気にしていた」+「時々気にしていた」)」と回答した割合は、被体罰経験あり群では82.8%、被

体罰経験なし群では 73.0%と被体罰経験ありの部員が 10%程度上回る結果となった（表 6-6-7.参照）。

表6-6-7. 指導者の言動に対する敏感な対応

群分け	常に気にしていた	時々気にしていた	気にしたことはほとんどない	気にしたことは全くない
被体罰経験あり (N=151)	37.1%	45.7%	10.6%	6.6%
被体罰経験なし (N=330)	31.5%	41.5%	17.6%	9.4%

被体罰経験：X²=5.603, 自由度3, 有意確率N.S.

11) 被体罰経験からみた指導者の言動を理由とした退部意識経験

被体罰経験有無別に指導者の言動を理由とした退部意識経験の有無を比較したところ、0.1%水準の危険率で有意差が認められた（表 6-6-8.参照）。指導者の言動を理由とした退部意識の経験が「全くなかった」と回答した割合は、被体罰経験あり群では 45.7%、被体罰経験なし群 70.6%となり、被体罰経験あり群の部員ほど、指導者の言動を理由として退部しようとした経験を有している傾向が強くなっていた。

表6-6-8. 指導者の言動を理由とした退部意識経験の有無

群分け	いつもあった	退部意識経験		
		数度あった	一度だけあった	全くなかった
被体罰経験あり (N=151)	11.9%	31.8%	10.6%	45.7%
被体罰経験なし (N=330)	4.5%	18.2%	6.7%	70.6%

被体罰経験：X²=29.018, 自由度3, 有意確率p<.001

第7節 大学体育会に所属している運動部員を対象とした調査結果からみた運動部空間の特徴と指導者の立場の強化に関する考察

本章では、大学体育会所属の部員を対象に質問紙調査を行い、運動部における体罰問題に関する「学校教育空間からの運動部空間の乖離」と「運動部における指導者の立場の強化」の二点の分析視点から、「学校の正課教育から離れた場所として、教員の権限と立場が強化された運動部は、体罰を発生しやすい空間となっているのではないか」という作業仮説を設定し、その検証を行った。

調査結果の主な内容は、以下の通りである。

- 1) 高校時の運動部における全体的傾向および、性別、競技レベル別、競技種目別比較結果
- ① 部員のスポーツ活動場所での被体罰経験は、小学校時 25.7%、中学校時 36.0%、高校時 31.5%であった。高校時の被体罰経験に焦点をあててみると、全国大会以上の競技レベルの部員の被体罰経験率は全国大会未満の競技レベルの部員よりも有意に高く、競技種目別では、バレーボール部員の日常的な被体罰経験率が高くみられた。体罰に対する評価については、全体の傾向として体罰を許し難い行為というよりも愛のムチと捉えており、全国大会以上の競技レベルの部員ほどを愛のムチとして肯定的に捉えていた。
 - ② 体罰場面にみられる許容度に関して、全体の傾向としては、「自分が部活動を怠けていたとき」、「プレーについて自分の技術でできることをやらなかったとき」、「自分の礼儀やマナーが悪かったとき」、「練習に寝坊して遅刻したとき」等の場面における体罰については許容できると回答した割合が高くみられた。競技レベル別でみると、全国大会以上の競技レベルの部員の方が体罰を許容できるとする意識が強くみられた。
 - ③ スポーツ価値意識について、全体の傾向としては、「自分の力を伸ばすために、厳しい態練習をして自分を鍛えようとするやり方（禁欲）」と回答した割合が高くみられた。モデルでは、「アゴン型（禁欲：遊戯）」が最も多くみられた。
 - ④ 運動部空間について、全体の傾向として部員は「自分の居場所である」、「仲間意識を強く感じる場所だ」、「皆を身内であると感じる場所だ」という意識を強く有しており、運動部空間がきわめて重要な場所、および好意的な人間関係の構築を行う場所であると評価していた。競技レベル別で比較検討すると、全国大会以上の競技レベルの部員の方が、「上下関係を強く感じる」、「理不尽なことがまかり通る」、「気が抜けない」、「強い緊張を伴う」という認識をしていた。
 - ⑤ 日常の学校生活と比較した運動部の活動中の指導者の態度について、全体としては、部員は日常の学校生活よりも「厳しい言動であること」、「積極的」、「感情的」な態度を示していること、「絶対的な存在」、「すごい人」であるように感じられる傾向がみられた。指導者との距離感では、競技レベル別にみると、全国大会出場以上の競技レベルの部員の方が、指導者を近寄りがたい存在として認識していた。
 - ⑥ 指導者に対する意見のしやすさについて、全体として指導者へ「意見をすることができた（「はっきりと言うことができた」＋「言いづらいが意見を言うことはできた）」と回答した割合が 65.5%と高くみられた。競技レベル別、競技種目別でみると、全国大会出場以上の競技レベルの部員とバレーボールおよびバスケットボール部員は、意見を言うことはできなかつたと回答した割合が高くなっていた。
 - ⑦ 指導者の言動に対する敏感な対応と退部意識経験として、全体の傾向として部員は指導者の視線を気にしながら活動に臨んでおり競技レベルの高い部員ほどその傾向が強い。退部意識経験について、約 3 割の部員が、指導者の言動を理由として複数回以上

の退部意識を経験しており、性別でみたときに女性の方が、競技レベル別では、全国大会以上の部員の方が退部意識の経験を有する割合が高くなっていた。

2) 被体罰経験の有無別にみた指導者、運動部空間に対する意識

部員の被体罰経験の有無に着目し、その検討を行った主な結果は、以下の通りである。

- ① 被体罰経験の有無と体罰の許容度に関し、被体罰経験を有する部員は、部員自身の礼儀やマナーが悪かった場面や、部活への遅刻といった場面に加え、「自分が悪くないのに連帯責任を負ったとき」や、「チームを代表して責任を迫られたとき」にみられる、自身に非はないと考えられる場合でも体罰を受容する意識が被体罰経験のない部員よりも強くみられた。
- ② 被体罰経験の有無と運動部空間の認識に関し、「理不尽なことがまかり通る」、「常識が通用しない」、「閉鎖的な空間に感じる」、「気が抜けない場所だ」、「強い緊張を伴う場所だ」、「隔離された空間だ」の項目では有意差が認められ、被体罰経験を有する部員の方がこれらの認識を強く有していた。
- ③ 被体罰経験の有無と日常の学校生活と比較したときの部活動時の指導者の態度に関し、被体罰経験を有する部員の方が、「厳しい言動である」、「偉そうな態度である」、「絶対的な存在である」、「近寄り難い」、「有無を言わせない圧力を感じる」、「すごい人であるように感じた」と認識する傾向が強くなっていた。
- ④ 被体罰経験の有無と指導者との距離感、意見のしやすさに関し、被体罰経験を有する部員の方が、被体罰経験のない部員よりも有意に指導者を近寄りやすい存在として認識しており、同様に被体罰経験を有する部員の方が、指導者に対する意見を言うことができなかつたと回答した割合が高くなっていた。
- ⑤ 被体罰経験の有無と指導者の言動を理由とした退部意識経験に関し、被体罰経験を有する部員の方が、被体罰経験のない部員よりも有意に退部意識を経験していた。

3) 運動部空間の特徴と指導者の立場の強化に関する考察

以上の結果から、高校時の被体罰経験は、31.5%にのぼり、運動部空間について自分の居場所、仲間意識を強く感じる場所、皆を身内だと感じる場所等、部員にとっての居場所や好意的な人間関係を構築できる場所と評価する一方で、上下関係を強く感じる（59.9%）、閉鎖的な空間（54.9%）、気が抜けない（73.3%）、強い緊張を伴う場所である（69.3%）等の項目についても5割以上の部員が「そう感じる（「非常に」＋「やや）」と回答していること、被体罰経験者においてその傾向が強くなっていたことを勘案すると、高校時の運動部が他の学校教育空間から乖離した空間意識を有しており、被体罰経験者ほど、閉鎖性や緊張を伴う場所として捉える傾向が強い空間となっているものと推察される。

また、部活動時の指導者の態度については、日常の学校生活と比較して（%は「そう思う（「非常に」＋「やや」の合計）」、「厳しい言動」（72.7%）—「優しい言動」（26.4%）、「感

情的」(71.3%) — 「理性的」(48.1%)、「偉そうな態度」(43.5%) — 「謙虚な態度」(29.8%)、
「絶対的な存在」(67.4%) — 「親のような身近な感覚」(41.3%)、「近寄りがたい」(51.4%)
— 「近寄りやすい」(41.9%)、「積極的」(75.9%) — 「消極的」(18.1%)、「気難しい」(46.0%)
— 「気さく」(33.3%) の他に、「有無を言わせない圧力」(53.4%)、「すごい人」(65.4%)
という結果であった。なかでも部活動時の方が、「厳しい」、「感情的」、「絶対的な存在」、「近
寄りがたい」、「積極的」、「有無を言わせない圧力」、「すごい人」と感じている割合がそれ
ぞれ 50%をこえていた。これらの結果は、部活動空間における指導者の態度の変容を示す
結果であるとともに、絶対的な存在、近寄りがたさ、有無を言わせない圧力など部活動時
における指導者の立場の強化とそれに伴う指導者の絶対性、圧力等を部員の側が感じてい
ることを示す結果として注目される。

第7章 高校時にバレーボール部に所属経験を有する大学バレーボール部員における 高校時の被体罰経験と体罰の捉え方、指導および指導者に対する意識

第1節 分析視点

第6章では運動部内部の様相に関して、運動部空間に着目し、「運動部における教員の権限の強化」と「運動部空間における他の学校教育空間からの乖離」という分析視点から、正課教育から離れた場所として、運動部は教員の権限と立場が強化された、体罰の発生要因について検討を行った。

そこで本章では、大学バレーボール部に所属する大学生に対して調査を実施し、高校時の被体罰経験と体罰の捉え方、指導および指導者に対する意識に着目して体罰の発生要因について検討する。なかでも、体罰を受容する運動部内部の様相について、部員が指導者による体罰を「指導の一環として捉えているのか」、「文字通り罰として捉えているのか」という視点から、体罰が指導の一環として受容されているのではないかという作業仮説を設定して検討を行う。

なお競技種目の選定に関しては、体罰の発生は集団競技内における発生が多いこと（阿江、1990；富江、2008）、体罰は指導者にとって、集団をコントロールする手段として即効性があり、安易に実行できる手段であること（富江、2008）等を明らかにした先行研究、および体育会運動部所属の大学生を対象とした調査研究（村本、2013）によってバレーボールにおいて被体罰経験が高い割合を示していた。本来ならばすべての種目を網羅的に検討する必要があるが、種目別に発生率が異なることから、ここでは1964年東京オリンピックでの女子バレーボール優勝以来、日本の代表的なスポーツの一つに位置づき、集団競技で体罰の発生率が高くみられたバレーボールに焦点を絞り、検討を進めることとした。具体的には、被体罰経験と関連要因の分析に加え、部員が指導者からの体罰を、「指導の一環」と捉えていたのか、「文字通り罰」として捉えていたのかという体罰の捉え方に着目し、その捉え方と指導および指導者に対する意識、指導者との関係、スポーツ観等の関係について分析を行う。

第2節 調査概要

1) 調査対象

本調査における調査対象は、全国各地の大学体育会バレーボールリーグ1部（2015-2016年）に所属していた男子12大学（A大学、B大学、C大学、D大学、E大学、F大学、G大学、H大学、I大学、J大学、K大学、L大学）、女子5大学（M大学、N大学、O大学、P大学、Q大学）に所属していたバレーボール部員398名（A大学25名、B大学24名、C大学16名、D大学25名、E大学20名、F大学22名、G大学40名、H大学28名、

I 大学 10 名、J 大学 28 名、K 大学 26 名、L 大学 26 名、M 大学 10 名、N 大学 25 名、O 大学 21 名、P 大学 37 名、Q 大学 15 名) である。

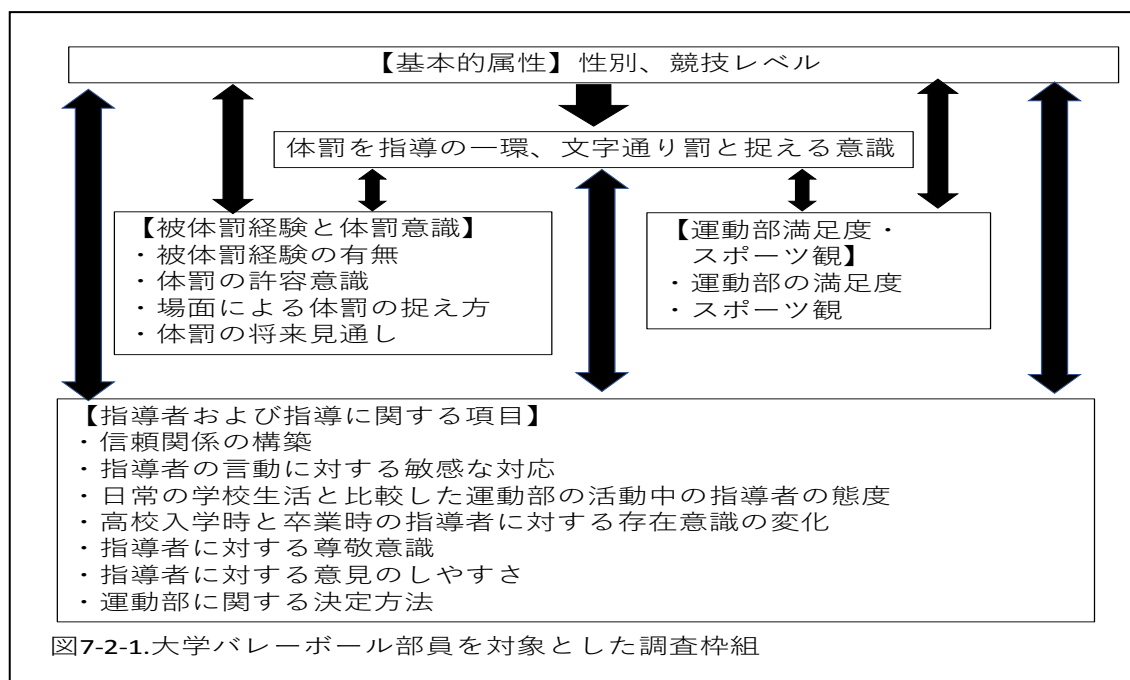
2) 調査時期と方法

本調査は、2016 年 3 から 6 月にかけて、郵送法による質問紙調査によって実施した。具体的には、調査協力に応じた各大学の体育会バレーボール部の監督に調査用紙を郵送し、各大学で回答してもらったうえで郵送により回収した。質問紙の郵送枚数については、各大学から連絡を受けた枚数を送付した。その結果 475 部を郵送し、398 部の有効回答が得られた。回収率は 83.8%であった。なお、398 部の有効回答の内、すべて高校時にバレーボール部に所属していたことから 398 部を分析対象とした。

3) 調査項目の構造

本調査における主な調査項目は、性別、競技レベルといった調査対象者の基本的属性、運動部における体罰を指導の一環、もしくは文字通り罰と捉える体罰の捉え方、被体罰経験と体罰意識、運動部満足度・スポーツ観、指導者および指導に関する項目である。

被体罰経験と体罰意識では、部員の被体罰経験の有無、体罰の許容意識、運動部の場面による体罰の捉え方、体罰の将来見通しで質問した。指導者に関する項目では、指導者との間の信頼関係の構築、指導者の言動に対する敏感な対応、日常の学校生活と比較した運動部の活動中の指導者の態度、高校入学時と卒業時の指導者に対する存在意識の変化、指導者に対する尊敬意識、指導者に対する意見のしやすさ、運動部に関する決定方法について質問を行った(図 7-2-1.参照)。本調査における統計分析にあたっては SPSS Statistics 22 を用いた。



調査項目の中でも、「場面による体罰の捉え方」は、運動部における体罰の発生が想起される14項目について「指導の一環だと思う」から「体罰だと思う」までの4件法で質問した。「運動部の満足度」は、運動部の活動に関する9項目を「非常に満足」から「非常に不満」まで5件法で質問した。スポーツ観に関する項目では、高校生サッカー競技者を対象として調査を行った松尾（2001）の尺度を援用した21項目から構成されており、それぞれのスポーツ観について、「非常に賛成」から「非常に反対」の4件法で質問した。なお、被体罰経験、体罰意識、指導者および指導に関する項目については、高校時の運動部について質問を行った（被体罰経験については、中学時、大学時含む）。

4) 倫理的配慮

本研究における質問紙調査を実施するにあたって、立教大学個人情報保護規程に即して実施をし、調査対象者および団体等の匿名性に十分配慮し、調査対象者の名誉やプライバシー等の人権を侵害することがないように心がけ、データ管理にあっても十分な管理体制をとっている。本研究における調査対象者である大学体育会バレーボール部に所属する大学生および、バレーボール部監督に対しては質問紙を郵送する段階で、質問紙調査の目的・概要、対象者のプライバシーの保護、調査結果はすべて統計的に処理され、研究・論文作成目的以外の使用はなされないことを記述した調査依頼文を添付した。

5) サンプル特性

本調査における回答者の性別は、男性 73.4%、女性 26.6%であり、所属している大学の学部は、体育・スポーツ関係学部・学科が 52.8%、それ以外の学部・学科が 47.2%で、それぞれ約半数程度であった。高校と大学の入試形態は、ともにスポーツ推薦入試による入学者が最も多く、高校入試では 68.4%であり、大学入試では 75.3%となっており、在籍していた高校の設置区分は、国公立高校 49.0%、私立高校 51.0%とそれぞれ半数程度であった。高校運動部の指導者の所属では、学校の教員が最も多く 87.3%で、ついで学校の職員 9.4%であり、外部指導者は 2.8%という結果となり、指導者の大半が学校の教員であった。高校運動部の競技レベルでは、全国レベル大会出場以上（「全国レベル大会出場」＋「国際レベル大会出場」）が 56.5%、国内ブロックレベル大会出場以下（「大会出場経験なし」＋「市町村レベル大会出場」＋「都道府県レベル大会出場」＋「国内ブロックレベル大会出場」）が 43.5%であり、回答者の半数以上が全国レベル大会に出場経験を有している（表 7-2-1. 参照）。

		全体 (N = 398)
性別	男性	73.4
	女性	26.6
所属学部	体育・スポーツ関係学部学科	52.8
	その他学部学科	47.2
高校入試形態	一般入試	24.1
	スポーツ推薦入試	68.4
	その他入試	7.5
大学入試形態	一般入試	11.8
	スポーツ推薦入試	75.3
	その他入試	12.9
高校設置主体	国公立高校	49.0
	私立高校	51.0
高校運動部指導者身分	学校教員	87.4
	学校職員	9.3
	外部指導者	2.8
	その他	0.5
高校運動部競技レベル	全国レベル大会出場以上 (「全国レベル」 + 「国際レベル」)	56.5
	全国レベル大会出場未満 (「大会出場なし」 + 「市町村レベル」 + 「都道府県レベル」 + 「地方ブロックレベル」)	43.5

第3節 性別と競技レベルからみた体罰に関する意識

1) 中学校期活動拠点における被体罰経験

本章では、主に高校時の運動部での体罰に焦点をあてているが、高校時につながる中学校時の体罰についても見ておきたい(表 7-3-1.参照)。全体の傾向として、中学校での被体罰経験を有するとした回答は、40.5%であり、数度受けたことがあるとした回答が 27.1%と最も多くみられた。その結果につて、性別にみると有意差は認められなかったが、男性で被体罰経験を有すると回答したのは 41.9%で、女性は 36.8%であった。被体罰経験の有無の割合では男性の方が被体罰経験者は多いという結果がみられたが、指導者からの体罰を「日常的に受けていた」とした回答は男性 9.7%、女性 15.1%という結果となり、女子が上回るという結果がみられた。

表7-3-1. 中学校期活動拠点における被体罰経験

群分け	被体罰経験			
	日常的に	数度	一度だけ	一度もない
全体 (N=395)	11.1%	27.1%	2.3%	59.5%
男性 (N=289)	9.7%	29.8%	2.4%	58.1%
女性 (N=106)	15.1%	19.8%	1.9%	63.2%
全国大会未満 (N=171)	5.5%	16.9%	4.1%	73.5%
全国大会以上 (N=224)	10.6%	32.4%	0.7%	56.3%

性別： $\chi^2=5.300$ ，自由度3，有意確率N.S.

競技レベル： $\chi^2=0.785$ ，自由度3，有意確率N.S.

2) 高校期における被体罰経験

高校期での指導者からの被体罰経験をみると、被体罰経験あり（「日常的に受けていた」＋「数度受けたことがある」＋「一度だけ受けたことがある」の合計）と回答した部員の割合は47.9%であった、(表7-3-2参照)。このうち、被体罰経験が一度だけではなく、複数回体罰を受けたことがあるとした回答は42.1%であり、高校バレーボール部における被体罰経験の割合が高い状況が認められた。性別と競技レベル別にみると、性別では1%水準の危険率で有意差が認められ、男性で被体罰経験を有するとした回答の割合が42.3%であったのに対し、女性では63.2%という結果となり、女性の方が被体罰経験を有する割合が高いという結果がみられた。中学校運動部時の被体罰経験と比較すると、男性の割合については大きな変化はみられない。しかし、女性では中学校時と比較すると、被体罰経験を有すると回答した割合が大幅に増加している点は特筆される。また競技レベルに関して、競技レベルの高さによって、被体罰経験との間に有意差は認められず、高い競技レベルにある運動部において体罰が発生しやすいというわけではない結果がみられた。

表7-3-2. 高校時における被体罰経験

群分け	被体罰経験			
	日常的に	数度	一度だけ	一度もない
全体 (N=397)	11.6%	30.5%	5.8%	52.1%
男性 (N=291)	10.7%	26.8%	4.8%	57.7%
女性 (N=106)	14.2%	40.6%	8.5%	36.8%
全国大会未満 (N=343)	11.0%	25.0%	5.8%	58.1%
全国大会以上 (N=142)	12.0%	34.7%	5.8%	47.6%

性別： $\chi^2=13.998$ ，自由度3，有意確率 $p<.01$

競技レベル： $\chi^2=5.160$ ，自由度3，有意確率N.S.

3) 高校時における体罰の許容意識

運動部における体罰の許容意識として、高校時（卒業時）での体罰に対する考え方について着目した（表 7-3-3.参照）。その結果、全体の傾向として体罰はすべて受け入れるべきとした、積極的な体罰の受容意識を示している割合が 30.9%、許されるべきではないが仕方ないとした消極的な受容意識が 41.3%となり、体罰をいかなる時も許されないとした否定的な意識は 18.1%にとどまった。本項目について、性別と競技レベル間では有意差は認められず、類似した体罰に対する意識を有している様相が看取された。

群分け	体罰の許容意識			
	すべて受け入れるべき	許されるべきではないが仕方ない	いかなる時も許されない	全く考えたことはない
全体 (N=392)	30.9%	41.3%	18.1%	9.7%
男性 (N=286)	31.8%	41.3%	16.4%	10.5%
女性 (N=106)	28.3%	41.5%	22.6%	7.5%
全国大会未満 (N=169)	28.4%	42.0%	21.3%	8.3%
全国大会以上 (N=223)	32.7%	40.8%	15.7%	10.8%

性別： $X^2=2.647$ ，自由度3，有意確率N. S.
 競技レベル： $X^2=2.896$ ，自由度3，有意確率N. S.

4) 運動部場面における体罰の捉え方

運動部場面における体罰の捉え方について着目した。この項目では、運動部で発生しうる場面を提示し、それぞれの場面で指導者から体罰を受けた場合、それを指導の一環として捉えるか、文字通り罰として捉えるかという点について質問した。その結果について、「指導の一環である」（1点）、「どちらかといえば指導の一環である」（2点）、「どちらかといえば体罰である」（3点）、「体罰である」（4点）として項目毎に平均値を算出した（表 7-3-4.参照）。全体の傾向として平均値が 2.5 を超える項目はなく、すべての場面で部員は指導者からの体罰を罰として捉えるのではなく、指導の一環として受容する意識を有している様相が看取された。結果の中でも、「自分が部活動を怠けていたとき」、「プレーについて自分の技術でできることをやらなかったとき」、「自分の礼儀やマナーが悪かったとき」は、平均値は 1 点台を示しており、部員が特に指導の一環として受容する意識が強いことがみられた。次に性別と競技レベル別のそれぞれの間における有意差に着目したところ、競技レベル間における「不甲斐ないミスをしたとき」で 5%水準の危険率で有意差が認められた。

表7-3-4.運動部場面における体罰の捉え方（平均値）

質問項目 (1)指導の一環だと思う (4)体罰だと思う	全体		性別		有意 確率	全国大会以上 (N=221)	全国大会未満 (N=169)	競技レベ ル t(df)	有意 確率
	(N=390)	男性 (N=285)	女性 (N=105)	t(df)					
1.部活動を怠けていたとき	1.71	1.72(.812)	1.67(.840)	.600(388)		1.69(.813)	1.73(.827)	0.549(388)	
2.不甲斐ないミスをしたとき	2.08	2.11(.887)	2.03(.882)	.762(387)		1.99(.878)	2.21(.881)	2.520(388)	*
3.指導者の指示通りにできなかったとき	2.33	2.32(.963)	2.36(.923)	-.366(387)		2.29(.948)	2.38(.957)	0.948(388)	
4.勝てる試合に負けたとき	2.16	2.16(.949)	2.15(.998)	.050(388)		2.13(1.003)	2.19(.906)	0.591(388)	
5.ポジション上の役割を果たせなかったとき	2.07	2.07(.904)	2.05(.870)	.257(387)		1.99(.896)	2.17(.884)	1.917(387)	
6.自分は悪くないが連帯責任として咎められたとき	2.42	2.45(1.027)	2.33(1.016)	.974(388)		2.34(1.01)	2.51(1.036)	1.665(387)	
7.自分の技術以上のことを求められたとき	2.45	2.44(1.001)	2.47(.981)	-.216(388)		2.43(.987)	2.47(1.006)	0.325(388)	
8.自分の技術でできることをやらなかったとき	1.98	1.99(.890)	1.94(.864)	.462(388)		1.97(.904)	1.98(.855)	0.104(388)	
9.代表して責任を追及されたとき	2.12	2.11(.955)	2.17(1.014)	-.597(388)		2.10(.961)	2.16(.984)	0.653(388)	
10.指導者から怠慢と指摘されたとき	2.14	2.12(.915)	2.21(.927)	-.860(388)		2.11(.935)	2.18(.897)	0.749(388)	
11.礼儀やマナーが悪かったとき	1.77	1.75(.851)	1.82(.896)	-.727(388)		1.81(.886)	1.72(.832)	-1.014(388)	
12.練習に寝坊して遅刻したとき	1.90	1.89(.938)	1.94(.912)	-.479(387)		1.93(.939)	1.87(.919)	-0.662(387)	
13.高い競技成績を残した指導者から指導されたとき	2.41	2.38(.991)	2.49(1.024)	-1.004(387)		2.38(.991)	2.44(1.013)	0.590(387)	
14.自らを追い込もうとしないとき	2.10	2.11(.907)	2.07(.917)	.368(386)		2.09(.895)	2.10(.929)	0.121(386)	

*:p<.05. **:p<.01. ***:p<.001

5) 運動部における体罰の将来見通し

運動部における体罰の将来見通しについて着目した（表 7-3-5.参照）。この項目では、運動部における体罰が将来どのようなようになっていくのかという見通しについて質問した。その結果、全体の傾向として、「減少はするがなくなる」と回答した割合が 64.3%で最も高く、運動部における体罰が「なくなる」と回答した割合は 23.0%にとどまり、70%以上の部員が運動部における体罰は将来的にもなくなるとする意識を有している結果がみられた。また性別および競技レベル別で有意差は認められなかった。

表7-3-5. 運動部における体罰の将来見通し

群分け	体罰の将来見通し			
	なくなる	減少はするが なくなる	現状程度は 発生する	今より増 加する
全体 (N=395)	23.0%	64.3%	12.3%	0.3%
男性 (N=289)	24.2%	60.9%	14.5%	0.3%
女性 (N=106)	19.8%	73.6%	6.6%	0.0%
全国大会未満 (N=173)	18.5%	69.4%	12.1%	0.0%
全国大会以上 (N=222)	26.6%	60.4%	12.6%	0.5%

性別： $X^2=6.893$ ，自由度3，有意確率N.S.

競技レベル： $X^2=4.778$ ，自由度3，有意確率N.S.

第4節 運動部満足度およびスポーツ観

1) 高校運動部の満足度

運動部満足度とスポーツ観について着目した。まず現在、高校運動部を振り返ったときに、提示した項目に関する満足、不満足について質問した（表 7-4-1.参照）。「非常に満足」（1点）、「やや満足」（2点）、「やや不満足」（3点）、「非常に不満足」（4点）として平均値を算出した。その結果、全体の傾向として、いずれの項目についても平均値は1点台、も

しくは3点未満であり、高校運動部について満足していると回答した部員が多くみられた。性別と競技レベル別に着目すると、性別では有意差は認められなかったが、競技レベル別では、競技成績 ($t(387)=3.539, p<.001$) および、指導方法 ($t(385)=2.085, p<.05$) において有意差が認められた。結果について、全国レベル大会未満の競技レベルの運動部に所属していた部員は、競技成績および指導方法について、不満であるとは回答していなものの、満足度は全国レベル大会以上の競技レベルの部員と比較すると低い結果がみられた。

質問項目 (1)非常に満足 (5)非常に不満足	運動部満足度				有意 確率	全国大会以上 (N=141)	全国大会未満 (N=341)	競技レベル t(df)	有意 確率
	全体 (N=482)	男性 (N=372)	女性 (N=110)	性別 t(df)					
1. バレー部の活動全体	1.71	1.73(.892)	1.67(.927)	0.613(388)		1.73(.942)	1.69(.846)	-0.506(388)	
2. 競技成績	2.57	2.54(1.225)	2.65(1.143)	-0.818(387)		2.38(1.180)	2.81(1.194)	3.539(387)	***
3. 指導者との関係	2.07	2.10(1.060)	1.99(1.089)	0.879(386)		2.04(1.110)	2.11(1.011)	0.701(386)	
4. 指導方法	2.14	2.18(1.145)	2.04(1.082)	1.134(385)		2.04(1.136)	2.28(1.108)	2.085(385)	*
5. 同級生との関係	1.76	1.76(.999)	1.75(1.045)	0.04(387)		1.8(1.058)	1.7(.944)	-0.985(387)	
6. 先輩後輩との関係	1.79	1.79(.970)	1.80(.945)	-0.096(388)		1.80(1.000)	1.79(.914)	-.095(388)	
7. 体力精神力の向上	1.79	1.81(.937)	1.74(.920)	0.669(388)		1.73(.893)	1.88(.977)	1.502(388)	
8. バレーボール技能向上	1.91	1.94(1.033)	1.82(.992)	1.08(387)		1.94(.966)	2(1.052)	1.523(387)	
9. バレーボールを楽しむこと	1.98	2.03(1.138)	1.84(1.110)	1.472(388)		2.03(1.185)	1.91(1.059)	-1.092(388)	

*:p<.05, **:p<.01, ***:p<.001

2) 部員のスポーツ観

部員のスポーツ観については、全体の傾向として、多くの項目で賛成とする意識がみられたが、「11.いつでもやめられる気楽さをもつべき」、「14.倒れるほど練習することが大切」、「21.感情を表に出すのは慎むべき」の項目では反対とするスポーツ観を有していることがみられた(表7-4-2.参照)。性別と競技レベル別に着目すると、競技レベル別で有意差は認められなかったが、性別では「1.伝統やしきたりは大切に受け継ぐべき」($t(387)=-2.111, p<.05$)、「4.技術の優れている者が重視されるべき」($t(387)=-2.613, p<.01$)、「8.結果よりもそれまでの努力が大切」($t(224.799)=5.013, p<.001$)、「9.礼儀・作法を大切にすべき」($t(278.019)=4.319, p<.05$)、「11.いつでもやめられる気楽さをもつべき」($t(205.776)=-2.216, p<.05$)、「21.感情を表に出すのは慎むべき」($t(388)=-0.364, p<.05$)の項目で有意差が認められ、1.伝統やしきたり、4.技術重視、11.気楽さ、21.感情表出の抑制については男性で、8.努力重視、9.礼儀・作法については女性で肯定する傾向が強くなっていった。

表7-4-2. スポーツ観 (平均値)

質問項目	スポーツ観				有意 確率	全国大会以上 (N=141)	全国大会未満 (N=341)	競技レベル t(df)	有意 確率
	全体 (N=482)	男性 (N=372)	女性 (N=110)	性別 t(df)					
1. 伝統やしきたりは大切に受け継ぐべき	1.72	1.67(.734)	1.85(.704)	-2.111(387)	*	1.71(.709)	1.74(.756)	0.408(387)	
2. スポーツの本質はゲームを楽しむこと	2.09	2.08(.837)	2.11(.788)	-0.391(387)		2.04(.836)	2.15(.805)	1.373(387)	
3. スポーツは「道」をきわめる手段	1.62	1.64(.693)	1.57(.618)	0.886(386)		1.59(.660)	1.66(.689)	0.974(386)	
4. 技術の優れている者が重視されるべき	2.11	2.04(.916)	2.31(.984)	-2.613(387)	**	2.10(.943)	2.13(.943)	0.336(387)	
5. 自己を犠牲にしてもチームのために貢献すべき	1.67	1.70(.746)	1.58(.690)	1.433(387)		1.66(.735)	1.68(.731)	0.377(387)	
6. 勝負には勝たねばならない	1.61	1.63(.724)	1.58(.647)	0.569(387)		1.63(.753)	1.60(.638)	-0.444(387)	
7. 技術や体力よりも精神力が大切	1.78	1.78(.740)	1.80(.562)	-0.311(243.548)		1.81(.705)	1.75(.685)	-0.745(387)	
8. 結果よりもそれまでの努力が大切	1.88	1.99(.822)	1.58(.676)	5.013(224.799)	***	1.89(.818)	1.86(.792)	-0.355(385)	
9. 礼儀・作法を大切にすべき	1.35	1.42(.591)	1.19(.395)	4.319(278.019)	*	1.39(.575)	1.31(.523)	-1.431(378.575)	
10. 技能向上のためにきびしく鍛錬すべき	1.60	1.63(.703)	1.52(.573)	1.576(226.112)		1.61(.651)	1.6(.699)	-0.046(387)	
11. いつでもやめられる気楽さをもつべき	2.70	2.63(1.043)	2.88(.937)	-2.216(205.776)	*	2.69(1.038)	2.70(999)	0.07(385)	
12. 相手を科学的に分析すべき	1.80	1.84(.734)	1.70(.681)	1.725(386)		1.78(.774)	1.84(.741)	0.74(386)	
13. スポーツは、続けることに意義がある	1.54	1.56(.703)	1.49(.606)	1.002(387)		1.54(.666)	1.54(.696)	0.037(386)	
14. 倒れるほど練習することが大切	2.60	2.54(.935)	2.77(.891)	-2.188(386)		2.64(.938)	2.56(.914)	-0.786(386)	
15. 勝敗よりも全力をつくすことが大切	1.83	1.91(.854)	1.63(.697)	3.003(386)		1.86(.851)	1.8(.787)	-0.665(386)	
16. 監督やコーチの命令には全面的に従うべき	2.36	2.33(.899)	2.46(.844)	-1.306(386)		2.35(.891)	2.37(.881)	0.265(386)	
17. ケガを隠してまでチームにつくすことはない	2.20	2.13(.888)	2.36(.889)	-2.249(387)		2.16(.929)	2.24(.844)	0.868(387)	
18. 技能が同じなら年上の人を選手とすべき	2.47	2.38(1.013)	2.72(.976)	-3.028(387)		2.50(1.057)	2.44(.958)	-0.555(378.949)	
19. メンバー間での上下関係は大切	1.72	1.74(.741)	1.69(.670)	0.609(387)		1.76(.730)	1.67(.710)	-1.208(387)	
20. 技術や勝敗にこだわらず気楽に楽しむべき	2.40	2.36(.911)	2.51(.921)	-1.52(387)		2.41(.933)	2.38(.895)	-0.35(387)	
21. 感情を表に出すのは慎むべき	2.55	2.54(1.077)	2.59(1.020)	-0.364(388)	*	2.56(1.044)	2.54(1.086)	-0.169(386)	

*:p<.05, **:p<.01, ***:p<.001

第5節 指導者および指導に関する項目

1) 指導者との信頼関係の構築

指導者に関する項目の中でもまず、指導者との間における信頼関係の構築について質問した(表7-5-1.参照)。全体の傾向として、指導者と信頼関係を構築することができたとした回答(「非常にそう思う」+「ややそう思う」)が84.6%であり、性別、競技レベル別でも差はみられず、部員が指導者との間に強固な信頼関係を構築することができていたと高く評価をしている結果がみられた。

表7-5-1. 指導者との信頼関係の構築

群分け	信頼関係			
	非常に そう思 う	ややそう 思う	あまりそう思 わない	全くそ う思わ ない
全体 (N=395)	48.1%	36.5%	11.1%	4.3%
男性 (N=289)	47.4%	38.1%	10.4%	4.2%
女性 (N=106)	50.0%	32.1%	13.2%	4.7%
全国大会未満 (N=173)	46.5%	38.8%	10.6%	4.1%
全国大会以上 (N=222)	49.3%	34.7%	11.6%	4.4%

性別： $X^2=1.485$ ，自由度3，有意確率N.S.
 競技レベル： $X^2=0.729$ ，自由度3，有意確率N.S.

2) 指導者の言動に対する敏感な対応

指導者の言動に対する敏感な対応として、練習中や試合中に指導者の目を気にしながらプレーしていたことに関する質問をした。その結果、全体の傾向として、「常に気にしていた」(22.3%)、「時々気にしていた」(46.7%)、と約 7 割の者が指導者の目を気にしながらプレーしていたと回答していた。性別と競技レベル別に着目した結果、性別間において 5% 水準で有意差が認められ、女性は指導者を気にしながらプレーしていた(「常に」+「時々」)と回答した割合が 79.3%と男性の 65.3%よりも 10%以上高く、女性部員が指導者を気にしながらプレーしている状況がみられた。

群分け	指導者の言動への反応			
	常に気にしていた	時々気にしていた	気にしたことはほとんどない	気にしたことは全くない
全体 (N=394)	22.3%	46.7%	18.6%	12.4%
男性 (N=288)	20.5%	44.8%	20.1%	14.6%
女性 (N=106)	27.4%	51.9%	14.2%	6.6%
全国大会未満 (N=170)	22.9%	47.6%	17.6%	11.8%
全国大会以上 (N=224)	21.9%	46.0%	19.2%	12.9%

性別：X²=7.940，自由度3，有意確率p<.05
 競技レベル：X²=0.340，自由度3，有意確率N.S.

3) 日常の学校生活と比較した運動部活動中の指導者の態度

日常の学校生活と比較した運動部活動中の指導者の態度について聞いたところ、全体的傾向としては、部員からみた運動部における指導者は、日常の学校生活よりも、厳しく、積極的で、感情的で、気難しい態度であると回答する傾向が強くなっていた(表7-5-3.参照)。結果について性別、競技レベル別にみたところ、性別で「1.厳しい or 優しい」と「4.気難しい or 気さく」の項目で有意差が認められた。「1.厳しい or 優しい」は、t(225.047)=3.365,p<.01 であり、「4.気難しい or 気さく」は、t(389)=2.655,p<.01 であった。結果について、女性の方が男性よりも、学校生活よりも指導者が厳しく、気難しい態度であると感じている結果がみられた。

質問項目	指導者の態度				有意確率	全国大会以上 (N=168)	全国大会未満 (N=224)	競技レベル t(df)	有意確率
	全体 (N=392)	男性 (N=287)	女性 (N=105)	性別 t(df)					
1. 厳しい(1)or優しい(5)	2.04	2.14(1.075)	1.78(.877)	3.365(225.047)	**	2.01(1.000)	2.08(1.086)	0.661(390)	
2. 積極的(1)or消極的(5)	1.92	1.96(.929)	1.82(1.007)	.1.316(390)		1.93(.968)	1.92(.931)	-.122(390)	
3. 感情的(1)or理性的(5)	2.12	2.16(1.013)	1.99(1.029)	1.463(388)		2.12(1.052)	2.11(.976)	-.127948(388)	
4. 気難しい(1)or気さく(5)	2.56	2.65(1.078)	2.32(1.079)	2.655(389)	**	2.64(1.079)	2.46(1.091)	-1.600(389)	
5. 近寄りやすい(1)or近寄りたくない(5)	3.04	3.02(1.299)	3.1(1.282)	-.480(390)		3.02(1.293)	3.07(1.297)	0.372(390)	

*:p<.05, **:p<.01, ***:p<.001

高校入学時と卒業時の指導者に対する存在意識の変化について着目した「非常にそう思う」を1点として、「ややそう思う」(2点)、「あまりそう思わない」(3点)、「全くそう思わない」(4点)としてその平均値を算出した。その結果、全体の傾向としては、高校入学時よりも卒業時の方が、部員は指導者を「親のような身近な存在」(高校入学時 2.82、高校卒業時 2.11)、「気軽に近寄りやすい存在」(高校入学時 2.89、高校卒業時 2.36)と感じるようになったという傾向がみられた。平均値の差について性別と競技レベル別にみると、性別では有意差は認められなかったが、競技レベルで別で「(高校入学時)絶対的な存在」は、 $t(328.066)=2.004, p<.05$ 、「(高校卒業時)絶対的な存在」は、 $t(370)=2.804, p<.01$ 、「(高校卒業時)有無を言わせない圧力を感じた」は、 $t(371)=2.111, p<.05$ でそれぞれ有意差が認められ、高校時に全国大会出場以上の高い競技レベルにあった部員は、全国大会未満の競技レベルの部員よりも、指導者を絶対的な存在であると認識している結果がみられた。

表7-5-4. 高校入学時と卒業時の指導者に対する存在意識の変化 (平均値)

質問項目 (1)非常にそう思う (4)全くそう思わない	指導者の存在意識変化							有意 確率	全国大会以上 (N=211)	全国大会未満 (N=162)	競技レベル t(df)	有意 確率
	全体 (N=373)	男性 (N=271)	女性 (N=102)	性別 t(df)								
(入学時) 親のような身近な存在	2.82	2.76(1.087)	2.98(.856)	-2.016(229.242)	2.78(1.037)	2.88(1.026)	.877(371)					
(卒業時) 親のような身近な存在	2.11	2.13(1.024)	2.04(1.134)	.764(371)	2.07(1.063)	2.16(1.045)	.854(371)					
(入学時) 絶対的な存在	2.05	2.07(1.025)	1.98(.985)	.762(371)	1.95(.965)	2.17(1.065)	2.004(328.066)	*				
(卒業時) 絶対的な存在	1.94	1.94(.939)	1.93(1.012)	.059(370)	1.81(.965)	2.09(.977)	2.804(370)	**				
(入学時) 有無を言わせない圧力を感じた	2.12	2.15(1.039)	2.04(1.004)	.968(371)	2.04(1.013)	2.23(1.043)	1.834(371)					
(卒業時) 有無を言わせない圧力を感じた	2.26	2.21(1.039)	2.37(1.107)	-1.29(371)	2.16(1.042)	2.39(1.070)	2.111(371)	*				
(入学時) あくまでも指導者	2.06	2.12(.927)	1.91(.891)	1.935(371)	2.06(.937)	2.06(.903)	.001(371)					
(卒業時) あくまでも指導者	2.08	2.13(.972)	1.94(.942)	1.711(371)	2.10(.999)	2.05(.924)	-.543(371)					
(入学時) 神様のような存在	3.01	3.01(1.095)	3.01(1.029)	.040(371)	2.96(1.103)	3.08(1.039)	1.051(371)					
(卒業時) 神様のような存在	3.01	3.04(1.090)	2.92(1.105)	.937(371)	2.93(1.115)	3.1(1.061)	1.502(371)					
(入学時) 気軽に近寄りやすい存在	2.89	2.83(.997)	3.04(.974)	-1.816(371)	2.87(.977)	2.91(1.018)	.445(371)					
(卒業時) 気軽に近寄りやすい存在	2.36	2.43(1.069)	2.19(1.051)	1.957(371)	2.87(1.091)	2.25(1.029)	-1.730(371)					

*: $p<.05$, **: $p<.01$, ***: $p<.001$

4) 指導者に対する尊敬意識

指導者に対する尊敬意識について聞いた結果、全体の傾向としては、現在も高校生当時も尊敬していたとした回答が 54.7%と最も高く、高校生当時は尊敬していなかったが、現在は尊敬しているとあわせると、89.2%の部員が現在、指導者を尊敬していると回答し、部員の指導者に対して尊敬していると回答する割合が高くなっている(表 7-5-5.参照)。本項目について、性別と競技レベル別で比較したが有意差は認められなかった。

表7-5-5. 指導者に対する尊敬意識

群分け	尊敬意識			
	現在・高校生 当時、尊敬	現在尊敬、 当時非尊敬	現在非尊敬、高 校生当時尊敬	現在・高校 生当時、非 尊敬
全体 (N=393)	54.7%	34.4%	3.5%	7.3%
男性 (N=287)	54.7%	33.8%	4.5%	7.0%
女性 (N=106)	54.7%	35.8%	0.9%	8.5%
全国大会未満 (N=168)	50.0%	39.9%	3.6%	6.5%
全国大会以上 (N=225)	58.2%	30.2%	3.6%	8.0%

性別： $X^2=3.132$ ，自由度3，有意確率N.S.
競技レベル： $X^2=4.706$ ，自由度3，有意確率N.S.

5) 指導者に対する意見のしやすさ

指導者に対する意見のしやすさについて聞いたところ、全体の傾向としては「はっきりとすることができた」と回答した割合は 29.5%であり、部員が指導者に対して意見することについていくらかは躊躇している様相がみられた（表 7-5-6.参照）。性別と競技レベル別では、性別間では 0.1%水準で有意差が認められた。女性で指導者にはっきりと意見を言うことができたとした回答は 17.0%と、男性の 34.1%と比較すると低く、言いづらいのと言えなかったとする項目は、男性が 14.3%であるのに対し、女性は 29.2%であった。この結果から、部員の中でも特に女性部員は指導者に対して意見をすることが難しいと感じる傾向が強いことが示唆された。

表7-5-6. 指導者に対する意見のしやすさ

群分け	意見のしやすさ			
	はっきり言うことができた	言いづらいが言うことができた	言うことはできただろうが言えなかった	言いづらいので言えなかった
全体 (N=393)	29.5%	30.3%	21.9%	18.3%
男性 (N=287)	34.1%	31.7%	19.9%	14.3%
女性 (N=106)	17.0%	26.4%	27.4%	29.2%
全国大会未満 (N=168)	28.6%	33.3%	20.2%	17.9%
全国大会以上 (N=225)	30.2%	28.0%	23.1%	18.7%

性別： $X^2=19.888$ ，自由度3，有意確率 $p<.001$
 競技レベル： $X^2=1.390$ ，自由度3，有意確率N. S.

6) 運動部に関する事項の決定方法（選手選考、練習内容、練習スケジュール）

運動部に関する決定方法について、選手選考、練習内容、練習スケジュールの決定がどのように行われているのかについて質問した。まず選手選考の決定方法については、全体の傾向としては、「すべて指導者一人で決定する」と回答した部員が 49.9%と半数を示していた（表 7-5-7.参照）。性別と競技レベル別では、競技レベル別において 5%水準で有意差が認められた。全国レベル大会出場以上の競技レベルの運動部では、すべて指導者一人で決定する割合が高くなっていた。

表7-5-7. 選手選考決定方法

群分け	選手選考			
	すべて指導者一人	指導者と副顧問、コーチ	指導者と副顧問、コーチ、部員	指導者と部員
全体 (N=381)	49.9%	33.0%	6.3%	10.8%
男性 (N=276)	46.4%	34.8%	6.2%	12.7%
女性 (N=105)	59.0%	28.6%	6.7%	5.7%
全国大会未満 (N=162)	47.5%	30.2%	6.2%	16.0%
全国大会以上 (N=219)	51.6%	35.2%	6.4%	6.8%

性別： $X^2=6.798$ ，自由度3，有意確率N. S.
 競技レベル： $X^2=8.320$ ，自由度3，有意確率 $p<.05$

選手選考と同様に、練習内容の決定方法では、「すべて指導者一人」(37.5%)、「指導者と副顧問、コーチ」(27.6%)と指導陣で決定する割合が約65%を占める(表7-5-8.参照)。この決定方法について競技レベル別にみると、5%水準で有意差が認められ、全国レベル大会未満の競技レベルでは約61%、全国レベル大会以上の競技レベルでは68.1%であり、選手選考と同様に、全国レベル大会以上の競技レベルでは指導者が決定に関与している割合が高くなっていた。

表7-5-8. 練習内容決定方法

群分け	練習内容			
	すべて指導者一人	指導者と副顧問、コーチ	指導者と副顧問、コーチ、部員	指導者と部員
全体 (N=381)	37.5%	27.6%	13.1%	21.8%
男性 (N=276)	33.7%	29.3%	14.9%	22.1%
女性 (N=105)	47.6%	22.9%	8.6%	21.0%
全国大会未満 (N=162)	39.5%	21.6%	11.1%	27.8%
全国大会以上 (N=219)	36.1%	32.0%	14.6%	17.4%

性別： $X^2=7.426$ ，自由度3，有意確率N. S.
 競技レベル： $X^2=9.434$ ，自由度3，有意確率 $p<.05$

選手選考および練習内容の決定と同様に、練習スケジュール決定方法においても、全体傾向としては、「すべて指導者一人で決定する」とした割合が54.3%と最も高く、部員が決定に関与しているとした回答は14.7%であった。本項目では、性別と競技レベルで有意差は認められなかった。

表7-5-9. 練習スケジュール決定方法

群分け	練習スケジュール			
	すべて指導者一人	指導者と副顧問、コーチ	指導者と副顧問、コーチ、部員	指導者と部員
全体 (N=381)	54.3%	31.0%	5.5%	9.2%
男性 (N=276)	50.7%	33.3%	6.2%	9.8%
女性 (N=105)	63.8%	24.8%	3.8%	7.6%
全国大会未満 (N=162)	56.2%	24.7%	7.4%	11.7%
全国大会以上 (N=219)	53.0%	35.6%	4.1%	7.3%

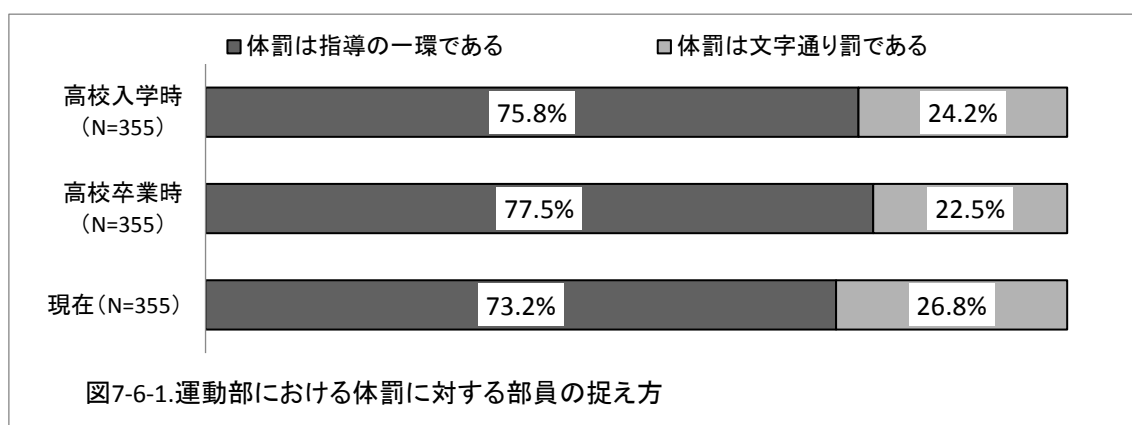
性別： $X^2=5.351$ ，自由度3，有意確率N. S.
 競技レベル： $X^2=7.585$ ，自由度3，有意確率N. S.

第6節 部員による体罰の捉え方と項目間の関係

ここまで部員に対する質問項目に関して、性別と競技レベル別に着目して検討を行ってきた。本節では、運動部における体罰に対する部員の捉え方に着目して、それぞれの項目との関係性について検討を行う。体罰に対する部員の捉え方とは、部員らが高校時（卒業時）において、運動部における指導者の体罰を、指導の一環と捉えているのか、それとも文字通り罰として捉えているのか、という視点によるものである。運動部内において指導者による体罰を指導の一環として捉えている部員と、罰として捉えている部員の差異について分析し、体罰を受容する部員の様相と集団特性について検討する。

1) 体罰の捉え方と高校時および現時点における部員の体罰の捉え方

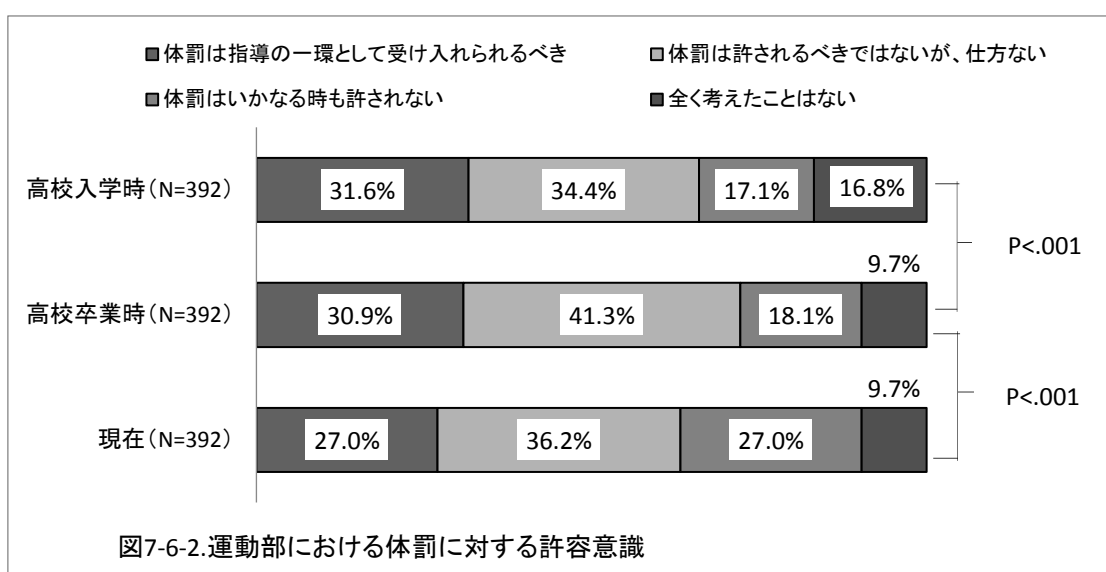
まず指導者からの体罰に対する捉え方に関し、高校入学時、高校卒業時、現在の各時点で着目した（図 7-6-1.参照）。部員に対し、指導者からの体罰について、「体罰は指導の一環である（「体罰は指導の一環」＋「どちらかといえば指導の一環）」として運動部指導の一部とする捉え方と、「体罰は文字通り罰である（「体罰は文字通り罰」＋「どちらかといえば文字通り罰）」として体罰を罰とする捉え方で質問を行った。その結果、指導者からの体罰を指導の一環として捉えている部員の割合は、高校入学時 75.8%、高校卒業時 77.5%、現在 73.2%という結果となり、多くの部員が高校入学時から現在に至るまで、指導者からの体罰は指導の一環であると捉えている現状が認められた。本節ではこの結果の中でも、運動部の活動を終えて間もない時期で、運動部の活動が体罰に対する考え方に影響を与えた時期であると考えられる高校卒業時点における体罰の捉え方に着目して検討を行う。



2) 高校時と現時点における体罰の捉え方

運動部での体罰に関して、高校入学時、高校卒業時、現在のそれぞれの時期ごとにおける部員の考え方について着目した（図 7-6-2.参照）。ここでの体罰に対する考え方とは、運動部での体罰についてどのように考えるかということ、を、「体罰は指導の一環として受け入

れられるべき」、「体罰は許されるべきではないが自分が選手として認められるためには仕方のないものである」、「体罰はいかなる時も許されるべきではない」、「全く考えたことはない」、の項目で質問を行った。その結果、運動部での体罰に対する考え方として、「体罰はいかなる時も許されない」とする、指導者からの体罰に対する否定的な考え方は、大学生となった現在では 27.0%であり、高校入学時（17.1%）、卒業時（18.1%）と比較すると高い割合であった。しかし、「体罰は指導の一環として受け入れられるべき」、「体罰は許されるべきではないが仕方ない」とする、運動部における指導者からの体罰を受け入れる考え方が、高校入学時 66.0%、高校卒業時 72.2%、現在 63.2%と高い割合を示しており、体罰を受容すべきものとして捉える意識が持続している傾向が看取された。



3) 高校時の体罰の捉え方からみた中学校時・高校時における被体罰経験

体罰の捉え方と中学校・高校における被体罰経験について結果を確認したところ、両群間で有意差は認められなかった（表 7-6-1.参照）。

群分け	被体罰経験			
	日常的に	数度	一度だけ	一度もない
(中学校) 指導の一環 (N=272)	11.8%	28.7%	2.6%	57.0%
(中学校) 文字通り罰 (N=80)	10.0%	23.8%	1.3%	65.0%
(高校) 指導の一環 (N=274)	12.0%	32.8%	6.2%	48.9%
(高校) 文字通り罰 (N=80)	12.5%	25.0%	3.8%	58.8%

中学校: $\chi^2 = 1.866$, 自由度3, 有意確率N.S.
 競技レベル: $\chi^2 = 3.072$, 自由度3, 有意確率N.S.

4) 体罰の捉え方と体罰の許容意識

高校卒業時点における体罰に対する許容意識について、体罰の捉え方によって検討したところ、0.1%水準の危険率で有意差が認められ、「すべて受け入れるべき」とする積極的な体罰の受容意識に関し、文字通り罰と捉えている部員は7.5%であったのに対し、指導の一環と捉えている部員は38.0%であり、体罰を指導の一環と捉えている部員ほど指導者からの体罰を受容する意識が強固である様相がみられた（表7-6-2.参照）。

群分け	体罰の許容意識			
	すべて受け入れるべき	許されるべきではないが仕方がない	いかなる時も許されない	全く考えたことはない
指導の一環 (N=274)	38.0%	43.1%	9.5%	9.5%
文字通り罰 (N=80)	7.5%	31.3%	50.0%	11.3%

X²=75.324, 自由度3, 有意確率p<.001

5) 部員の体罰の捉え方と運動部場面における指導と体罰の考え方

部員の体罰の捉え方に関して、運動部の活動中を想定した14項目の様々な状況を提示し、指導者から手を上げられた場合、それを指導の一環であると捉えるか、体罰であると捉えるかという視点から検討を行った。各項目について「指導の一環だと思う」（1点）、「やや指導の一環だと思う」（2点）、「やや体罰だと思う」（3点）、「体罰だと思う」（4点）として、それぞれ平均値を算出した。その結果を表しているのが表7-6-3である。

体罰の捉え方別にみると、すべての項目で0.1%水準の危険率で有意差が認められた。体罰を指導の一環と捉えている部員群と、体罰を文字通り罰として捉えている部員群がそれぞれ、指導者からの体罰を指導の一環と捉える傾向にある項目は、「1.自分が部活動を怠っていたとき」、「11.自分の礼儀やマナーが悪かったとき」、「12.練習に寝坊して遅刻したとき」であった。つまり部員は、これらのような状況で指導者から体罰を受けても、それは指導の一環として捉えやすい意識を有していることがみられた。これに対して、「6.自分は悪くないのに、チームが試合に負けたことで連帯責任としてとがめられたとき」、「7.プレーについて自分の技術以上のことを求められたとき」、「13.高い競技成績を残している指導者から指導されたとき」の項目では、前述の1、11、12の項目と比較すると指導の一環として捉える傾向は弱い。しかしながら、連帯責任を負わされた状況、自分の技術以上のプレーを求められた状況、競技実績が高い指導者による指導中といった、自身の態度に問題があるわけではなく、自身の力では回避できないような状況においてすら指導の一環と捉えている割合が一定程度いる点は看過できない。

表7-6-3. 部員（バレーボール）調査における体罰の捉え方

質問項目	平均 (N=350)	体罰は指導の一環 (N=270)	体罰は文字通り罰 (N=80)	t (df)	有意確率
1. 部活動を怠けていたとき	1.69	1.53 (.687)	2.25 (1.000)	-6.052 (101.989)	***
2. 不甲斐ないミスをしたとき	2.08	1.89 (.795)	2.70 (.906)	-7.195 (117.362)	***
3. 指導者の指示通りにできなかったとき	2.35	2.19 (.927)	2.87 (.882)	-5.812 (348)	***
4. 勝てる試合に負けたとき	2.16	1.98 (.894)	2.79 (.964)	-6.709 (121.939)	***
5. ポジション上の役割を果たせなかったとき	2.06	1.87 (.793)	2.71 (.936)	-7.206 (112.638)	***
6. 自分は悪くないのに連帯責任	2.43	2.23 (.986)	3.09 (.957)	-6.841 (349)	***
7. 自分の技術以上のことを求められたとき	2.46	2.27 (.950)	3.09 (.957)	-6.725 (349)	***
8. 自分の技術でできることをやらなかったとき	1.96	1.76 (.786)	2.64 (.917)	-7.722 (115.381)	***
9. 代表して責任を追及されたとき	2.13	1.93 (.906)	2.79 (.964)	-7.330 (349)	***
10. 指導者から怠慢と指摘されたとき	2.15	1.98 (.877)	2.73 (.900)	-6.654 (349)	***
11. 礼儀やマナーが悪かったとき	1.76	1.62 (.770)	2.25 (1.025)	-5.120 (106.649)	***
12. 練習に寝坊して遅刻したとき	1.91	1.76 (.859)	2.41 (1.044)	-5.017 (110.603)	***
13. 高い競技成績を残している指導者	2.41	2.24 (.969)	2.97 (.960)	-5.944 (348)	***
14. 自らを追い込もうとしないとき	2.10	1.91 (.822)	2.76 (.950)	-7.187 (114.329)	***

*:p<.05, **:p<.01, ***:p<.001

6) 体罰の捉え方と運動部における体罰の将来見通し

運動部における体罰の将来見通しについては、表 7-6-4 に示しているとおおり、両群間において有意差は認められず、将来の運動部における体罰について「減少はするがなくならない」とする回答の割合が最も高くみられた。

表7-6-4. 運動部における体罰の将来見通し

群分け	罰の将来見通し			
	なくなる	減少はするが なくならない	現状程度は 発生する	今より増 加する
指導の一環 (N=274)	23.4%	64.6%	11.7%	0.4%
文字通り罰 (N=79)	20.3%	65.8%	13.9%	0.0%

$\chi^2=1.034$, 自由度3, 有意確率N.S.

7) 体罰の捉え方と運動部の満足度

高校運動部に関する項目に対する部員の各満足度について「非常に満足」を1点、「やや満足」(2点)、「どちらでもない」(3点)、「やや不満足」(4点)、「非常に不満足」(5点)として平均値を算出し、体罰の捉え方別に平均値の差の検定を行った(表 7-6-5.参照)。その結果、「バレーボール部の活動全体」 $t(349)=-2.825, p<.01$ 、「指導者との関係」 $t(107.323)=-4.47, p<.001$ 、「指導方法」 $t(114.751)=-4.678, p<.001$ 、「先輩・後輩との関係」 $t(349)=-4.215, p<.001$ 、「体力・精神力の向上」 $t(349)=-2.649, p<.01$ 、「バレーボール技能向上」 $t(348)=-2.924, p<.01$ 、「バレーボールを楽しむこと」 $t(349)=-2.257, p<.05$ 、の項目において有意差が認められ、体罰を指導の一環として捉えている部員群の方が、高校時代の運動部の活動について有意に満足している結果がみられた。

表7-6-5. 運動部の満足度（平均値）

質問項目 (1)非常に満足 (5)非常に不満足	運動部満足度		t(df)	有意 確率
	指導の一環 (N=271)	文字通り罰 (N=80)		
1. バレー部の活動全体	1.62(.852)	1.94(1.023)	-2.825(349)	**
2. 競技成績	2.50(1.209)	2.74(1.177)	-1.576(348)	
3. 指導者との関係	1.91(.965)	2.58(1.236)	-4.47(107.323)	***
4. 指導方法	1.97(1.049)	2.69(1.239)	-4.678(114.751)	***
5. 同級生との関係	1.70(.996)	1.84(1.037)	-1.075(348)	
6. 先輩後輩との関係	1.65(.885)	2.15(1.057)	-4.215(349)	***
7. 体力精神力の向上	1.70(.872)	2.00(.981)	-2.649(349)	**
8. バレーボール技能向上	1.78(.948)	2.15(1.156)	-2.924(348)	**
9. バレーボールを楽しむこと	1.89(1.117)	2.21(1.155)	-2.257(349)	*

*:p<.05、**:p<.01、***:p<.001

8) 体罰の捉え方と部員のスポーツ観

体罰の捉え方の違いによる部員のスポーツ観について、それぞれの項目毎に「非常に賛成」を1点とし、「やや賛成」(2点)、「やや反対」(3点)、「非常に反対」(4点)として平均値を算出し、項目毎に平均値の差の検定を行った(表7-6-6)。その結果、「伝統やしきたりは大切に受け継ぐべき」 $t(346)=-3.718, p<.001$ 、「スポーツは『道』をきわめる手段」 $t(346)=-2.814, p<.01$ 、「自己を犠牲にしてもチームのために貢献すべき」 $t(346)=-2.865, p<.01$ 、「技術や体力よりも精神力が大切」 $t(346)=-2.613, p<.01$ 、「結果よりもそれまでの努力が大切」 $t(344)=-2.342, p<.05$ 「技能向上のためにきびしく鍛錬すべき」 $t(346)=-2.809, p<.01$ 、「相手を科学的に分析すべき」 $t(124.648)=-2.780, p<.01$ 、「スポーツは続けることに意義がある」 $t(111.072)=-2.664, p<.01$ 、「倒れるほど練習することが大切」 $t(141.74)=-1.990, p<.05$ 、「勝敗よりも全力をつくすことが大切」 $t(345)=-2.169, p<.05$ 、「監督やコーチの命令には全面的に従うべき」 $t(345)=-2.255, p<.05$ 、「メンバー間での上下関係は大切」 $t(346)=-2.521, p<.05$ 、の項目で有意差が認められた。したがって、指導者による体罰を指導の一環と捉えている部員ほど、スポーツに関して、伝統やしきたりを重視し、自己犠牲をいとわない、厳しく、倒れるほど練習を行い、鍛錬するべきといった禁欲的なスポーツ観を示す傾向にあることが推察された。

表7-6-6. スポーツ観 (平均値)

質問項目 (1)非常に賛成 (4)非常に反対	スポーツ観		t(df)	有意 確率
	指導の一環 (N=268)	文字通り罰 (N=80)		
1. 伝統やしきたりは大切に受け継ぐべき	1.65(.701)	1.99(.787)	-3.718(346)	***
2. スポーツの本質はゲームを楽しむこと	2.06(.832)	2.14(.823)	-0.735(346)	
3. スポーツは「道」をきわめる手段	1.55(.631)	1.79(.774)	-2.814(346)	**
4. 技術の優れている者が重視されるべき	2.09(.985)	2.11(886)	-0.217(346)	
5. 自己を犠牲にしてもチームのために貢献すべき	1.59(.711)	1.85(.765)	-2.865(346)	**
6. 勝負には勝たねばならない	1.57(.691)	1.68(.759)	-1.155(346)	
7. 技術や体力よりも精神力が大切	1.71(.686)	1.94(.735)	-2.613(346)	**
8. 結果よりもそれまでの努力が大切	1.81(.769)	2.05(.884)	-2.342(344)	*
9. 礼儀・作法を大切にすべき	1.31(.518)	1.44(.633)	-1.6(112.389)	
10. 技能向上のためにきびしく鍛錬すべき	1.54(.649)	1.78(.711)	-2.809(346)	**
11. いつでもやめられる気楽さをもつべき	2.71(1.06)	2.76(.937)	-0.362(344)	
12. 相手を科学的に分析すべき	1.71(.723)	1.98(.763)	-2.78(124.648)	**
13. スポーツは続けることに意義がある	1.47(.638)	1.73(.795)	-2.664(111.072)	**
14. 倒れるほど練習することが大切	2.56(.968)	2.78(.857)	-1.99(141.74)	*
15. 勝敗よりも全力をつくすことが大切	1.78(.812)	2.01(.849)	-2.196(345)	*
16. 監督やコーチの命令には全面的に従うべき	2.26(.862)	2.51(.900)	-2.255(345)	*
17. ケガを隠してまでチームにつくすことはない	2.19(.923)	2.18(.776)	0.135(346)	
18. 技能が同じなら年上の人を選手とすべき	2.48(1.011)	2.50(1.031)	-0.144(346)	
19. メンバー間での上下関係は大切	1.67(.728)	1.90(.704)	-2.521(346)	*
20. 技術や勝敗にこだわらず気楽に楽しむべき	2.40(.945)	2.49(.827)	-0.776(146.088)	
21. 感情を表に出すのは慎むべき	2.56(1.086)	2.59(1.002)	-0.189(345)	

*:p<.05、**:p<.01、***:p<.001

9) 体罰の捉え方と指導者との信頼関係

体罰の捉え方別に高校時の指導者との信頼関係について検討を行ったところ、0.1%水準で有意差が認められた(表7-6-7参照)。指導者との信頼関係が(「非常にそう思う」+「ややそう思う」と回答した割合は、指導の一環と捉えている群では90.6%であったのに対し、文字通り罰と捉えている群は67.6%であり、指導者からの体罰を指導の一環として捉えている部員ほど、指導者との間に強固な信頼関係を構築することができていると評価している傾向がみられた。

表7-6-7. 指導者との信頼関係の構築

群分け	信頼関係			
	非常にそ う思う	ややそ う思う	あまりそう 思わない	全くそう思 わない
指導の一環 (N=274)	54.2%	36.4%	7.6%	1.8%
文字通り罰 (N=80)	30.0%	37.5%	18.8%	13.8%

X²=34.582, 自由度3, 有意確率p<.001

10) 体罰の捉え方と指導者の言動に対する敏感な対応

体罰の捉え方別に、運動部の活動中における指導者の視線が気になるかという点について検討したところ、有意差は認められず体罰の捉え方に関わらず、指導者を気にしながら活動している様相がみられた（表 7-6-8.参照）。

群分け	指導者への反応			
	常に気にしていた	時々気にしていた	気にしたことはほとんどない	気にしたことは全くない
指導の一環 (N=275)	22.2%	43.3%	21.1%	13.5%
文字通り罰 (N=80)	17.5%	58.8%	13.8%	10.0%

$X^2=6.119$, 自由度3, 有意確率N. S.

11) 体罰の捉え方と日常の学校生活と比較した運動部指導時の指導者の態度

体罰の捉え方別に日常の学校生活と運動部における指導者の態度に関する各項目について比較した結果、両群間で統計的有意差は認められなかった（表 7-6-9.参照）。

質問項目	指導者の態度			t (df)	有意確率
	指導の一環 (N=268)	文字通り罰 (N=80)			
1. 厳しい(1)or優しい(5)	2.02(1.055)	2.1(1.063)	-0.582(352)		
2. 積極的(1)or消極的(5)	1.86(.945)	2.03(.914)	-1.342(352)		
3. 感情的(1)or理性的(5)	2.11(1.048)	2.16(.966)	-0.415(350)		
4. 気難しい(1)or気さく(5)	2.6(1.116)	2.44(1.022)	1.111(351)		
5. 近寄りやすい(1)or近寄りがない(5)	2.92(1.297)	3.35(1.294)	-2.59(352)		

*:p<.05、**:p<.01、***:p<.001

12) 体罰の捉え方と高校入学時と卒業時における指導者の存在認識の変化

部員の体罰の捉え方と高校入学時と卒業時における指導者の存在意識の変化について比較した（表 7-6-10.参照）。その結果、高校入学時と卒業時における「親のように身近な存在」と、高校卒業時の「絶対的な存在」、高校入学時と卒業時における「神様のような存在」、高校入学時と卒業時における「気軽に近寄りやすい」の項目において統計的有意差が認められた。それぞれの結果について、

高校入学時「親のように身近な存在」	t(163.832)=-2.861,p<.01
高校卒業時「親のように身近な存在」	t(117.243)=-4.116,p<.001
高校卒業時「絶対的な存在」	t(338)=-2.496,p<.05
高校入学時「神様のような存在」	t(339)=-2.093,p<.05
高校卒業時「神様のような存在」	t(151.964)=-,p<.05

高校入学時「気軽に近寄りやすい」 $t(328.066)=2.004, p<.05$

高校卒業時「気軽に近寄りやすい」 $t(328.066)=2.004, p<.05$

以上に示した結果がみられた。

これらの結果は、体罰を指導の一環として捉える群の方が指導者を親のような身近な存在、気軽に近寄りやすい存在と評価しつつ、その一方で絶対的な存在、神様のような存在として捉える傾向が強いことを示す結果といえよう。

表7-6-10. 高校入学時と卒業時の指導者に対する存在意識の変化（平均値）

質問項目 (1)非常にそう思う (4)全くそう思わない	指導者の存在意識変化		t(df)	有意 確率
	指導の一環 (N=268)	文字通り罰 (N=80)		
(入学時) 親のような身近な存在	2.73(1.082)	3.06(.837)	-2.861(163.832)	**
(卒業時) 親のような身近な存在	1.94(.991)	2.52(1.119)	-4.116(117.243)	***
(入学時) 絶対的な存在	2.01(.996)	2.13(1.090)	-0.881(339)	
(卒業時) 絶対的な存在	1.86(.936)	2.16(1.018)	-2.496(338)	*
(入学時) 有無を言わせない圧力を感じた	2.06(1.021)	2.25(1.056)	-1.426(339)	
(卒業時) 有無を言わせない圧力を感じた	2.24(1.057)	2.33(1.106)	-0.674(339)	
(入学時) あくまでも指導者	2.03(.930)	2.18(.917)	-1.233(339)	
(卒業時) あくまでも指導者	2.06(.979)	2.11(.906)	-0.459(339)	
(入学時) 神様のような存在	2.91(1.112)	3.2(.966)	-2.093(339)	*
(卒業時) 神様のような存在	2.87(1.133)	3.27(.943)	-3.082(151.964)	*
(入学時) 気軽に近寄りやすい存在	2.85(1.017)	3.13(.838)	-2.465(153.651)	*
(卒業時) 気軽に近寄りやすい存在	2.24(1.051)	2.71(1.040)	-3.452(339)	*

*:p<.05、**:p<.01、***:p<.001

次に体罰に対する捉え方別に、指導者に対する尊敬意識について、現在と高校生当時の時点における指導者への尊敬意識を検討したところ、0.1%水準で有意差が認められ、現在も高校生当時も指導者を尊敬していたとした回答の割合が、指導の一環と捉えている群では59.6%であり、文字通り罰と捉えている群が39.2%であったことと比較すると、体罰を指導の一環と捉えている群が、高校運動部時から指導者に対して強い尊敬意識を有している傾向が強いことを示すものといえよう。

表7-6-11. 指導者に対する尊敬意識

群分け	現在・高校生当時、尊敬	尊敬意識		現在・高校生当時、非尊敬
		現在尊敬、当時非尊敬	現在非尊敬、高校生当時尊敬	
指導の一環 (N=274)	59.6%	33.5%	2.2%	4.7%
文字通り罰 (N=80)	39.2%	36.7%	7.6%	16.5%

$\chi^2=21.623$, 自由度3, 有意確率 $p<.001$

13) 体罰の捉え方と指導者に対する意見のしやすさ

体罰に対する捉え方別に指導者に対する意見のしやすさについて比較したが、両群間で有意差は認められなかった。表 7-6-12.参照)。

群分け	意見のしやすさ			
	はっきり 言うこと ができた	言いづらい が言うこと ができた	言うことはで きたらうが 言えなかった	言いづらい ので言えな かった
指導の一環 (N=274)	30.3%	31.0%	21.5%	17.2%
文字通り罰 (N=80)	23.8%	27.5%	25.0%	23.8%

$X^2=2.953$, 自由度3, 有意確率N. S.

14) 体罰の捉え方と運動部における事項の決定方法

運動部に関する事項の決定方法について、体罰の捉え方別にみると、練習内容の決定に関しては5%水準で有意差が認められた(表 7-6-13.参照)。選手選考および練習スケジュールの決定について、有意差は認められなかった。練習内容の決定に関し、体罰を文字通り罰と捉えている部員の方が、指導者がすべて一人で決定しているものと認識している傾向が強くなっていた。

群分け	すべて指 導者一人	選手選考		
		指導者 と副顧 問、 コーチ	指導者と副 顧問、コー チ、部員	指導者と部 員
(選手選考) 指導の一環 (N=269)	49.1%	33.1%	7.4%	10.4%
(選手選考) 文字通り罰 (N=79)	55.7%	31.6%	3.8%	8.9%
(練習内容) 指導の一環 (N=269)	33.5%	29.7%	13.8%	23.0%
(練習内容) 文字通り罰 (N=79)	53.2%	19.0%	12.7%	15.2%
(練習スケジュール) 指導の一環 (N=269)	54.3%	30.5%	5.6%	9.7%
(練習スケジュール) 文字通り罰 (N=79)	57.0%	32.9%	5.1%	5.1%

選手選考 : $X^2=1.937$, 自由度3, 有意確率N. S.
 練習内容 : $X^2=10.667$, 自由度3, 有意確率 $p<.05$
 練習スケジュール : $X^2=1.726$, 自由度3, 有意確率N. S.

第7節 運動部員の体罰の捉え方と部員の集団特性

本章では、大学バレーボール部に所属する大学生を対象に質問紙調査を行い、高校時の被体罰経験と体罰の捉え方、指導者および指導に対する意識に着目して体罰の発生要因について検討した。特に体罰が受容される運動部内部の様相について、部員は指導の一環として受容されているのではないかという作業仮説を設定して分析を行った。高校時の運動部について、得られた主な結果は、以下の通りである。

1) 全体的傾向および、性別、競技レベル別、比較結果

- ① 高校バレーボール部における指導者からの体罰経験を有する部員の割合は 47.9%で、複数回体罰を受けたことがあるとした回答は 42.1%（「日常的に」11.6%、「数度」30.5%）であった。また男性よりも女性の方が被体罰経験率は高い。
- ② 運動部場面における体罰の捉え方に関し、全体の傾向として部員は指導者からの体罰を指導としてとらえる意識が強く、特に「自分が部活動を怠けていたとき」、「プレーについて自分の技術でできることをやらなかったとき」、「自分の礼儀やマナーが悪かったとき」場面において指導ととらえる傾向がみられた。
- ③ 運動部の満足度について、部員は全体として活動に満足しており、競技レベル別で高い競技レベルの部の方が競技成績と指導方法の点で満足している傾向が有意に高い。
- ④ 部員のスポーツ観について、伝統やしきたり、技術を重視すること、気楽さをもつこと、感情表出の抑制については男性で、努力や礼儀・作法の重視については女性で肯定する傾向がみられた。
- ⑤ 指導者との関係で、練習中や試合中に指導者の目を気にしている部員の割合は女性の方が有意に高く、指導者の態度を日常の学校生活と比較したときに、厳しい、気難しい態度であるように感じていることも女性の方が強く感じていた。指導者の存在意識について、全国大会以上の競技レベルの部員は、全国大会未満の競技レベルの部員よりも、高校入学時において指導者を「絶対的な存在」、「有無を言わせない圧力」を感じており、卒業時においても「絶対的な存在」という意識を強く有している。
- ⑥ 指導者に対する意見のしやすさでは、女性は男性よりも指導者に対して意見の言いづらさを感じていた。
- ⑦ 運動部に関する事項の決定方法では、「選手選考」、「練習内容」、「練習スケジュール」を「すべて指導者一人」で決定している割合が高く、競技レベル別でみると、全国大会以上の競技レベルの部員の方が、選手選考、練習内容の決定に関し、部員は関与していなかった。

2) 体罰の捉え方別にみた指導者および指導に対する意識

部員を体罰の捉え方によって、「指導の一環」と捉えている群と「文字通り罰」と捉えている群とに分け検討を行った主な結果は以下の通りである。

- ① 指導の一環群は、高校入学時 75.8%、高校卒業時 77.5%、現在 73.2%であり、多くの部員が高校入学時から現在に至るまで、指導者からの体罰は指導の一環であると捉えていた。
- ② 体罰の許容意識について、指導の一環群は 38.0%がすべて受け入れるべきと回答したが、文字通り罰群は 7.5%であり、指導の一環群の方が体罰を受容する意識が強固である。
- ③ 運動部の満足度について、指導の一環群は、文字通り罰群よりも、競技成績、指導方法の点で有意に高い満足度となっていた。
- ④ 指導者との信頼関係について、指導の一環群の 90.6%（「非常にそう思う」＋「ややそう思う」）が指導者と信頼を構築することができていたと評価し、文字通り罰群の 67.5%よりも有意に高い結果となった。
- ⑤ 指導者の存在意識について、「親のように身近な存在（高校入学時、卒業時）」、「絶対的な存在（高校卒業時）」、「神様のような存在（高校入学時、卒業時）」、「気軽に近寄りやすい（高校入学時、卒業時）」の項目で有意な差がみられ、指導の一環群の方がこれらの意識について、文字通り罰群よりも肯定的にとらえていた。
- ⑥ 指導者に対する尊敬意識において、指導の一環群は、「現在も高校生当時も尊敬している」と回答した割合が 59.6%であり、文字通り罰群の 39.2%よりも高く、指導者を尊敬する意識が強固であった。

3) 運動部空間における体罰の指導の一環化に関する考察

以上の結果から、まず高校バレーボール部員の 47.9%の者が被体罰経験を有しており概半数を占めることは特筆すべきである。また体罰の捉え方について、体罰が生起すると考えられる 14 項目すべての項目において手をあげられた場合、「指導の一環だと思う」「やや指導の一環だと思う」と回答する割合が高くなっていた。なかでも自分が怠けていたとき、自分の礼儀やマナーが悪かったとき、遅刻したときなど自らに非がある場合に体罰を指導の一環として捉えるのみならず、自分は悪くないのに連帯責任としてとがめられたとき、自分の技術以上を求められたときなど、自らの行動や態度に問題があるというよりも、他に問題があった場合、自身の力ではどうしようもない場合においてすら体罰を指導の一環と捉える傾向がみられたことは、体罰を運動部における指導の一部として捉える、体罰の指導の一環化を示す証左と注目される。

また、運動部における体罰の受容に関して、指導者からの体罰を罰としてではなく、運動部指導の一環として捉えている部員は全体の約 78%にのぼり、体罰を指導の一環と捉える者ほど、スポーツに対してきわめて禁欲的に全力を尽くすこと、指導者をはじめとする

上の者への従属的な態度を有していることが示唆され、そのうえで、指導者との間に信頼関係の構築が成立していること、指導者との関係に対する高い満足度が醸成されていることが推察された。このような運動部においては、運動部内での指導者を頂点とした明確な関係の成立が考えられ、その背景には、運動部指導および指導者に対して疑うことなく自ら進んですべてを正しいものと認識しやすい風土を有する部員らの集団特性があると考えられる。

第 8 章 高校バレーボール部指導者における体罰経験、指導および体罰に関する意識

第 6 章および第 7 章では分析枠組におけるミクロな視点として、運動部内部の部員と指導者との関係に着目しながら、部員に対して実施した調査結果をもとに検討を行った。

そこで本章では、高校バレーボール部指導者に対して実施した調査結果に着目し、分析枠組で提示した運動部内において、指導者の権限が強化され、指導者の指導が絶対的ですからすべてを受け入れることを当然とする認識や行動である「指導者の神格化」の成立に関して、指導者の部員に対する体罰実施経験の有無による指導者群の違いに着目し、運動部における体罰の実態と指導者の指導経験、スポーツ及び指導意識、部員との関係性を中心に規定要因を明らかにしながら検討を行うことを目的とする。

第 1 節 分析視点

次に、本章における分析視点を提示する。本章では、上記の内容の検討を目的としており、そのために「運動部における指導者による体罰実施経験の様相と指導者の基本的属性、指導者自身の被体罰経験、指導行動及び意識」、「指導者のスポーツ観と体罰実施経験」、「指導者自身の指導が絶対的ですからすべてを受け入れることを当然とする指導者の意識や行動と体罰実施経験」の 3 点を分析視点として検討を行う。

それぞれの分析視点について説明すると、「運動部における指導者による体罰実施経験の様相と指導者の基本的属性、指導経験及び指導意識」については、指導者の体罰経験の様相を明らかにし、その上で体罰経験の有無と指導者の年齢、運動部指導歴、指導意識や行動との関係性を検討する。

次に「指導者のスポーツ観と体罰実施経験」については、指導者のスポーツ観を構成する因子を明らかにした上で、体罰実施経験との関係について検討する。

これらの検討を踏まえた上で、「指導者自身の指導が絶対的ですからすべてを受け入れることを当然とする指導者の意識や行動と体罰実施経験」について検討する。先行研究でもみられたように、否定されるべき体罰が運動部内においては、それを受容する空間が成立している可能性が示唆されていた点（安田 1997、黄 2013）は看過できない。体罰の受容空間の醸成を検討していく場合、運動部空間が学校という限定空間のなかでさらに限定された空間に位置づくという二重の限定性を有すること、また運動部が教育的な営為として実施されること等を勘案すると、直接的な指導役割を担う指導者の影響は極めて大きいものと考えられる。なかでも高島（1984）は、日本的運動部の特質の一つとして指導者の強い指導者性の発揮と盲目的服従の秩序の成立に言及しており、指導者の権威化・絶対化、指導者の立場の強化によって、体罰が運動部での指導の一環であると捉えられてしまう空間が創りだされているのではないかと指摘している。

本研究では、この指導者の権威化・絶対化が体罰実施経験と深く関わっているのではないかという作業仮説を設定し、検討を進めていく。具体的には、指導者の行動レベルでは、部員に対して強く自らの指示通りにプレーすることに対する要求の有無を、意識レベルでは、運動部における自らの指示・命令に対する強い従事要求の有無を、それぞれ基準として体罰実施経験との関係性を検討する。

第2節 調査概要

1) 調査対象

本研究における調査対象は、2014年の全国高等学校総合体育大会バレーボール競技大会における各都道府県大会でベスト8以上の成績を残した男子、女子それぞれの高校バレーボール部の監督749名である。ただし、徳島県の男子大会ではベスト8ではなく、ベスト6の選抜であったため6校の指導者を対象とし、山梨県の男子大会においては、ベスト8に複数の高校からなる合同チームが1チーム進出していたため、今回は対象外とした。

2) 調査時期と方法

本調査は2015年6月1日から6月30日にかけて実施した。今回の調査対象者である749名の高校バレーボール部監督宛に質問紙を郵送し、回答をしてもらったうえで郵送により回収した。749部質問紙を郵送し、245部の有効回答を得た。回収率は32.7%であった。

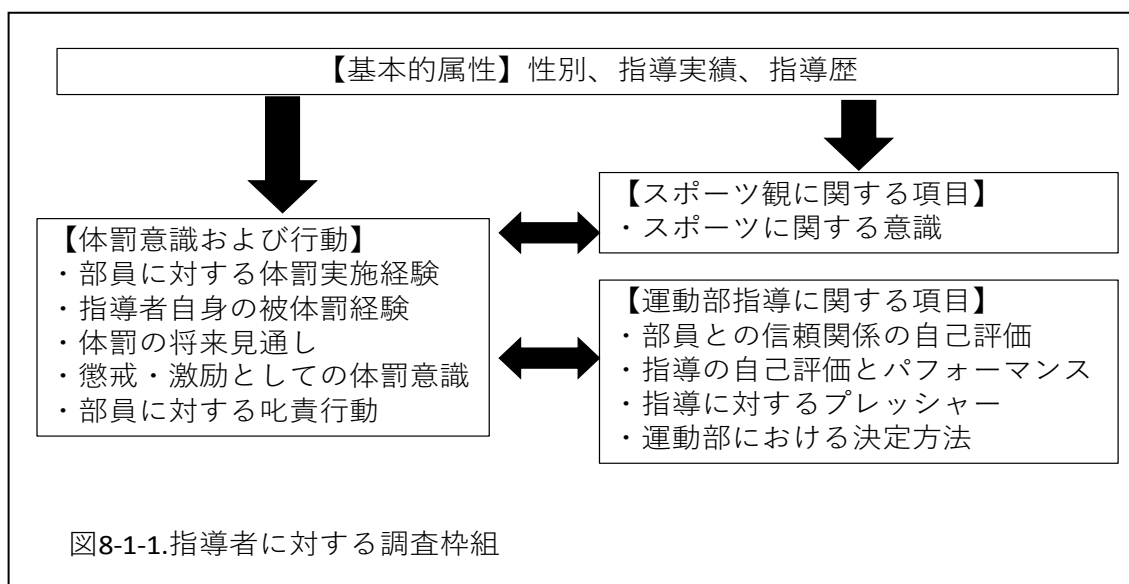
3) 調査項目および分析

本調査における主な調査項目は、性別、指導実績、指導歴などの基本的属性と、体罰意識および行動、スポーツ観に関する項目、運動部指導に関する項目である。体罰意識および行動については、部員に対する体罰実施経験、指導者自身の被体罰経験、部員に対する叱責行動等の点から質問を行った。運動部指導に関する項目については、部員との信頼関係の自己評価、指導に対するプレッシャー、運動部における決定方法等の点から質問を行った。

なお、体罰実施経験については、「体罰」という表現を直接的に調査用紙に用いることは、回答に対して躊躇させる恐れがあったことから「指導者となってから運動部場面において、部員にこれまでに手を上げたこと（頬や頭をたたくなど）があるか」という質問を設定し、「部員に手を上げた経験」として調査を行った。

調査項目に関して、部員に対する叱責行動は、運動部で指導者による叱責行動が生起すると考えられる11項目から構成されており、それぞれの場面において部員を「必ず叱る」、「叱ることが多い」、「あまり叱ることはない」、「叱ることはない」の4件法で質問した。スポーツ観に関する項目では、高校生サッカー競技者を対象として調査を行った松尾(2001)の尺度を援用した21項目から構成されており、それぞれのスポーツ観について、「非常に

賛成」、「やや賛成」、「やや反対」、「非常に反対」の4件法で質問した。本研究における統計分析にあたっては、SPSS Statistics 22を用いた。



4) 倫理的配慮

本研究での質問紙調査を実施するにあたっては、立教大学個人情報保護規程に即して実施し、調査対象者・団体等の匿名性に十分配慮し調査対象者の名誉やプライバシー等の人権を侵害することがないように心がけ、データ管理にあっても十分な管理体制をとって実施した。本調査の調査対象者である高校バレーボール部監督に対しては質問紙の郵送段階で、質問紙調査の目的・概要、対象者のプライバシーの保護、調査結果はすべて統計的に処理され、研究・論文作成目的以外の使用はなされないことを記述した調査依頼文を添付した。

第3節 調査結果および内容の考察

1) サンプル特性

本調査におけるサンプル特性について概観すると、表8-3-1に示すように、指導者が担当しているバレーボール部の性別区分は、男子バレーボール部、女子バレーボール部のそれぞれ約半数であり、指導者の性別は男性88.3%、女性11.7%と男性が約9割を占める。指導者の年齢は、40歳代(32.2%)が最も多く、ついで50歳代(29.4%)、30歳代(25.7%)となっている。指導者の高校バレーボール部における合計指導歴は、10年以上20年未満が33.5%、20年以上が43.6%と比較的長い指導歴を有する者が多い。また、現在指導を行っている学校における指導歴は、カテゴリー別にみると5年未満の割合が35.1%と最も多いものの、同一の学校で10年以上バレーボール部を指導している指導者は35.6%と約3分の

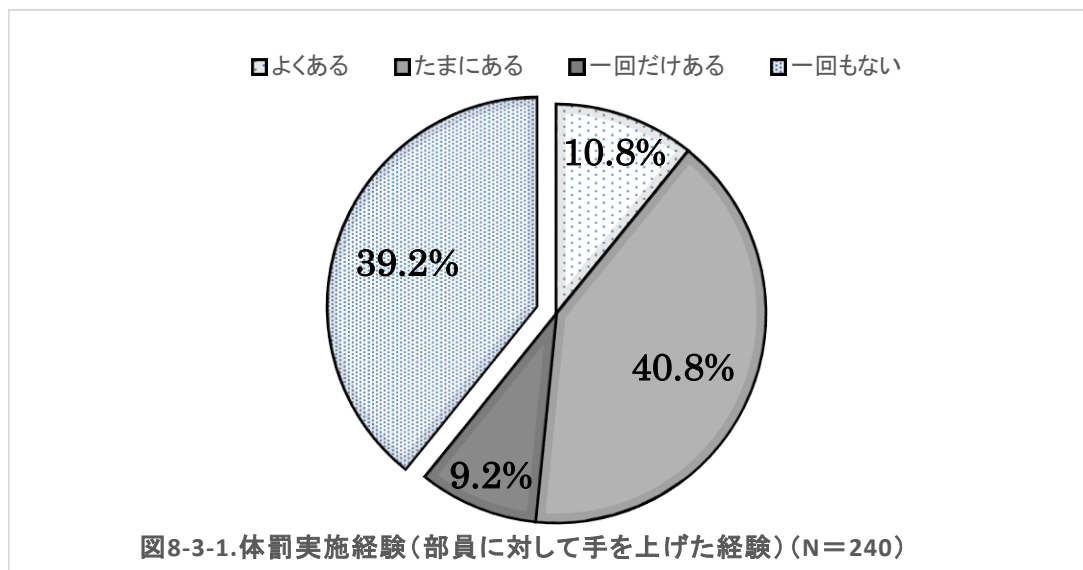
1 を占める。

		全体 (N=245)
担当競技	男子バレーボール部	51.2
	女子バレーボール部	48.8
性別	男性	88.3
	女性	11.7
年齢区分	20歳代	7.8
	30歳代	25.7
	40歳代	32.2
	50歳代	29.4
	60歳以上	4.9
高校バレーボール部の 合計指導歴	10年未満	22.9
	10年以上20年未満	33.5
	20年以上30年未満	26.1
現在指導している学校での バレーボール部指導歴	30年以上	17.5
	5年未満	35.1
	5年以上10年未満	29.4
	10年以上15年未満	13.5
	15年以上20年未満	8.2
	20年以上	13.9

2) 基本的属性と各項目間の比較検討

(1) 体罰実施経験

体罰実施経験について「指導者となってから運動部場面において、部員にこれまでに手を上げたこと（頬や頭をたたくなど）があるか」と質問したところ、「よくある」10.8%、「たまにある」40.8%、「一回だけある」9.2%と回答しており、「部員に手を上げた経験がある（「よくある」＋「たまにある」＋「一回だけある」）」の合計は、60.8%と6割を超える。この結果は高校バレーボール部指導者において、部員に対する体罰（手を上げる）実施経験者の割合が6割を超えることを示し、体罰の発生の現状を示すものといえる。また「よくある」、「たまにある」の合計値が51.6%と半数を越えている。この結果は、約半数の指導者は、特殊な機会や場面でのいうのではなく、日常的に体罰（手を上げる）実施経験を有していることを示す結果であり、特筆すべきと言えよう（図8-3-1参照）。ただしこの質問では、運動部において部員に手を上げた経験のみに関して質問を行い、部員に手を上げたことのある期間や時期、手を上げた行為の態様等については詳細な質問を行っていない。そのため本調査結果は、現状の高校バレーボール部における指導者による体罰状況を反映している数値ではなく、あくまで指導者による体罰実施の経験であることに留意する必要がある。



また表 8-3-2 から性別、指導実績、指導歴に着目すると、性別および指導歴では 0.1%、指導実績では 5%水準で、それぞれ統計的有意差が認められた。この結果から、男性であること、指導実績が高いこと、指導歴が長い指導者ほど、体罰実施経験率が高い結果がみられた。

表8-3-2. 運動部における体罰実施経験

群分け	体罰実施経験			
	よくある	たまにある	一回だけある	一回もない
全体 (N=245)	10.8%	40.8%	9.2%	39.2%
男性 (N=212)	11.8%	44.8%	8.0%	35.4%
女性 (N=28)	3.6%	10.7%	17.9%	67.9%
全国大会出場 (N=72)	19.4%	44.4%	8.3%	27.8%
全国大会不出場 (N=164)	7.3%	40.2%	9.1%	43.3%
10年未満 (N=55)	0.0%	12.7%	5.5%	81.8%
10年以上20年未満 (N=80)	7.5%	38.8%	13.8%	40.0%
20年以上30年未満 (N=62)	14.5%	56.5%	8.1%	21.0%
30年以上40年未満 (N=39)	25.6%	56.4%	7.7%	10.3%
40年以上 (N=4)	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%

性別： $\chi^2=77.973$, 自由度3, 有意確率 $p<.001$

(2) 指導者自身の高校時の被体罰経験

指導者自身の高校時の被体罰経験について検討したところ、表 8-3-3 に示す結果となり、全体傾向として 49.4%の指導者が被体罰経験を有していると回答していた。性別、指導実績、指導歴の項目間における有意差は認められなかった。

表8-3-3. 指導者自身の高校時における被体罰経験

群分け	被体罰経験			
	よくある	たまにある	一回だけある	一回もない
全体 (N=233)	9.9%	33.5%	6.0%	50.6%
男性 (N=205)	8.8%	36.1%	6.3%	48.8%
女性 (N=28)	17.9%	14.3%	3.6%	64.3%
全国大会出場 (N=70)	5.7%	42.9%	7.1%	44.3%
全国大会不出場 (N=159)	11.3%	30.2%	5.7%	52.8%
10年未満 (N=52)	7.7%	19.2%	5.8%	67.3%
10年以上20年未満 (N=81)	11.1%	38.3%	2.5%	48.1%
20年以上30年未満 (N=61)	9.8%	36.1%	8.2%	45.9%
30年以上40年未満 (N=37)	10.8%	40.5%	10.8%	37.8%
40年以上 (N=2)	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

性別： $\chi^2=7.041$ ，自由度3，有意確率N.S.
 指導実績： $\chi^2=4.762$ ，自由度3，有意確率N.S.
 指導歴： $\chi^2=14.761$ ，自由度3，有意確率N.S.

(3) 運動部における体罰の将来見通し

表 8-3-4 に示すように運動部における体罰の将来見通しについては、「減少はするがなくなる」と回答し、体罰の減少傾向を予測する指導者が 57.0%と最も多くみられ、ついで「なくなる」とした回答も 38.8%であり、指導者らが運動部における体罰問題は徐々に減少、もしくは根絶の方向へと向かうことを見通している結果がみられた。性別、指導実績、指導歴の項目間では有意差は認められなかった。

表8-3-4. 運動部における体罰の将来見通し

群分け	体罰の将来見通し			
	なくなる	減少はするがなくなる ならない	現状程度は発生する	今より増加する
全体 (N=240)	38.8%	57.0%	4.2%	0.0%
男性 (N=212)	38.7%	57.1%	4.2%	0.0%
女性 (N=28)	39.3%	57.1%	3.6%	0.0%
全国大会出場 (N=72)	36.1%	58.3%	5.6%	0.0%
全国大会不出場 (N=164)	40.2%	56.1%	3.7%	0.0%
10年未満 (N=55)	34.5%	63.6%	1.8%	0.0%
10年以上20年未満 (N=78)	32.1%	61.5%	6.4%	0.0%
20年以上30年未満 (N=64)	42.2%	53.1%	4.7%	0.0%
30年以上40年未満 (N=39)	48.7%	48.7%	2.6%	0.0%
40年以上 (N=4)	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%

性別： $\chi^2=0.029$ ，自由度2，有意確率N.S.
 指導実績： $\chi^2=0.688$ ，自由度2，有意確率N.S.
 指導歴： $\chi^2=14.761$ ，自由度2，有意確率N.S.

(4) 体罰に対する許容意識

指導者の体罰の意識について、懲戒的な意図をもつ体罰か、激励的な意図をもつ体罰かとする意図の違いによる体罰意識の差異に着目した。その結果を示しているのが表 8-3-5 および表 8-3-6 である。全体としては、「許容できる（「許容できる」＋「やや許容できる」）」と回答した割合は、懲戒としての体罰では 38.6%、激励としての体罰では 31.6%となっており、いずれの場合においても 3 割以上の指導者は体罰を許容できると回答していた。懲

戒的な意図をもつ体罰に関しては、指導実績において1%水準の危険率で有意差が認められ ($p<.05$)、全国大会出場以上の高い指導実績を有する指導者ほど、部員に対する懲戒としての体罰を許容する意識を有していることがみられた。激励としての体罰では性別間で有意差が認められ、男性ほど激励としての体罰を許容する意識を有している結果がみられた。

表8-3-5. 懲戒としての体罰に対する許容意識

群分け	懲戒体罰の許容意識			
	許容できる	やや許容できる	あまり許容できない	全く許容できない
全体 (N=243)	11.9%	26.7%	28.8%	32.5%
男性 (N=212)	13.4%	27.3%	27.8%	31.5%
女性 (N=28)	0.0%	22.2%	37.0%	40.7%
全国大会出場 (N=72)	23.0%	29.7%	25.7%	21.6%
全国大会不出場 (N=164)	7.3%	25.5%	29.7%	37.6%
10年未満 (N=55)	9.1%	10.9%	43.6%	36.4%
10年以上20年未満 (N=78)	13.6%	33.3%	27.2%	25.9%
20年以上30年未満 (N=64)	15.6%	25.0%	23.4%	35.9%
30年以上40年未満 (N=39)	7.7%	41.0%	20.5%	30.8%
40年以上 (N=4)	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%

性別： $X^2=5.205$ ，自由度3，有意確率N.S.
指導実績： $X^2=15.002$ ，自由度3，有意確率 $p<.01$
指導歴： $X^2=22.626$ ，自由度3，有意確率 $p<.05$

表8-3-6. 激励としての体罰に対する許容意識

群分け	激励体罰の許容意識			
	許容できる	やや許容できる	あまり許容できない	全く許容できない
全体 (N=244)	8.6%	23.0%	33.6%	34.8%
男性 (N=216)	9.7%	23.6%	30.6%	36.1%
女性 (N=28)	0.0%	17.9%	57.1%	25.0%
全国大会出場 (N=72)	14.9%	25.7%	29.7%	29.7%
全国大会不出場 (N=164)	6.0%	21.7%	34.9%	37.3%
10年未満 (N=55)	3.6%	12.7%	34.5%	49.1%
10年以上20年未満 (N=78)	7.3%	28.0%	32.9%	31.7%
20年以上30年未満 (N=64)	15.6%	23.4%	31.3%	29.7%
30年以上40年未満 (N=39)	7.7%	28.2%	38.5%	25.6%
40年以上 (N=4)	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%

性別： $X^2=9.172$ ，自由度3，有意確率 $p<.05$
指導実績： $X^2=6.193$ ，自由度3，有意確率N.S.
指導歴： $X^2=17.827$ ，自由度3，有意確率N.S.

(5) 部員に対する叱責行動

運動部における様々な場面において、部員に対する叱責の指導行動に関する質問を行った。その結果、全体としては、「1.部員が部活動を怠けていたとき」、「3.部員の礼儀やマナーが悪かったとき」等の項目において約9割の指導者が叱責を行うとした(表8-3-7および表8-3-8参照)。部員に対する叱責行動について、部員が部活動を怠けていたときや、部員の礼儀やマナーが悪かったとき等の生徒指導に関連する場面では、多くの指導者が叱責するとしていた。

表8-3-7. 部員に対する叱責行動（性別・指導実績）（「必ず叱る」＋「叱ることが多い」の合計）

質問項目	全体 (N=245)	部員への叱責				有意 確率
		男性 (N=214)	女性 (N=29)	全国大会 以上 (N=73)	全国大会 未満 (N=166)	
1. 部員が部活動を怠っていたとき	87.2%	85.9%	96.6%	87.7%	86.8%	
2. 部員が不甲斐ないミスをしたとき	62.6%	60.3%	79.3%	68.5%	60.2%	
3. 部員の礼儀やマナーが悪かったとき	95.1%	94.8%	96.6%	95.8%	94.6%	
4. 部員が練習に寝坊して遅刻したとき	72.1%	70.9%	81.4%	76.7%	69.3%	
5. 勝てる試合に負けたとき	52.7%	50.5%	68.9%	63.0%	48.2%	
6. 部員が役職上の役割を果たしていないとき	84.8%	84.6%	86.2%	89.3%	82.5%	
7. 部員がポジション上の役割を果たしていないとき	76.3%	75.1%	85.7%	85.0%	72.6%	
8. プレーについて部員の力量のできることをやらなかったとき	82.7%	81.8%	89.6%	91.8%	78.9%	
9. プレーについて自分の指示通りにできなかったとき	39.5%	40.2%	34.5%	45.2%	37.9%	
10. ある部員のミスが原因で試合に負けたときにその部員に対し	17.0%	18.0%	10.7%	27.4%	12.8%	**
11. 部員が自らを追い込もうとしないとき	54.7%	52.3%	72.4%	68.5%	48.8%	**

*:p<.05, **:p<.01, ***:p<.001

表8-3-8. 部員に対する叱責行動（指導歴）（「必ず叱る」＋「叱ることが多い」の合計）

質問項目	10年未満 (N=55)	部員への叱責				有意 確率
		10年以上20 年未満 (N=82)	20年以上30 年未満 (N=63)	30年以上40 年未満 (N=38)	40年以上 (N=4)	
1. 部員が部活動を怠っていたとき	83.6%	87.8%	90.5%	92.1%	25.0%	**
2. 部員が不甲斐ないミスをしたとき	48.2%	61.0%	69.8%	76.3%	50.0%	*
3. 部員の礼儀やマナーが悪かったとき	92.9%	93.9%	96.8%	100.0%	75.0%	*
4. 部員が練習に寝坊して遅刻したとき	73.2%	69.1%	74.6%	75.0%	50.0%	
5. 勝てる試合に負けたとき	44.7%	46.8%	65.0%	55.3%	25.0%	*
6. 部員が役職上の役割を果たしていないとき	71.4%	83.0%	96.9%	94.8%	25.0%	**
7. 部員がポジション上の役割を果たしていないとき	58.9%	80.3%	84.1%	83.8%	50.0%	
8. プレーについて部員の力量のできることをやらなかったとき	63.2%	85.3%	93.6%	89.5%	50.0%	**
9. プレーについて自分の指示通りにできなかったとき	17.9%	41.5%	55.8%	50.0%	25.0%	**
10. ある部員のミスが原因で試合に負けたときにその部員に対し	10.9%	18.3%	22.6%	15.8%	0.0%	
11. 部員が自らを追い込もうとしないとき	33.9%	54.8%	69.8%	63.1%	25.0%	**

*:p<.05, **:p<.01, ***:p<.001

(6) 指導者のスポーツ観

指導者のスポーツ観について独立した t 検定を行い、結果について検討を行った。その結果を示しているのが表 8-3-9、表 8-3-10 である。項目間で有意差が認められたのは、性別では、「技術や体力よりも精神力が大切」(t(241)=1.983,p<.05)、「いつでもやめられる気楽さをもつべき」(t(241)=-2.114,p<.05)、「技術や勝敗にこだわらず気楽に楽しむべき」(t(241)=-2.085,p<.05)であった。この結果から、男性指導者の方がより気楽さをもってスポーツに臨むことを意識し、女性指導者の方が精神力を重要視する傾向がみられた。

指導実績別では、「スポーツの本質はゲームを楽しむこと」(t(239)=-2.655,p<.05)、「スポーツは『道』をきわめる手段」(t(237)=2.006,p<.05)、「技術や体力よりも精神力が大切」(t(237)=2.605,p<.05)、「技術や勝敗にこだわらず気楽に楽しむべき」(t(237)=-2.786,p<.01)の項目で有意差が認められた。この結果から、ここ 3 年間で全国大会出場をしている高い指導実績を有する指導者ほど、スポーツにおける精神力の重視と「道」を究める手段としての意識が強く、結果を残すためにスポーツを行う意識が強いことが看取された。

表8-3-9. 指導者のスポーツ観（性別、指導実績）（平均値）

質問項目 (1)非常に賛成 (4)非常に反対	スポーツ観				有意 確率	全国大会以上 (N=76)	全国大会未満 (N=166)	指導実績 t(df)	有意 確率
	全体 (N=242)	男性 (N=213)	女性 (N=29)	性別 t(df)					
1. 伝統やしきたりは大切に受け継ぐべき	2.19	2.20(.688)	2.07(.704)	0.974(240)		2.12(.721)	2.21(.667)	0.882(237)	
2. スポーツの本質はゲームを楽しむこと	2.34	2.31(.803)	2.55(.783)	-1.515(242)		2.54(.831)	2.25(.780)	-2.655(239)	*
3. スポーツは「道」をきわめる手段	1.91	1.93(.741)	1.71(.659)	1.496(240)		1.77(.693)	1.98(.749)	2.006(237)	*
4. 技術の優れている者が重視されるべき	2.92	2.92(.885)	2.90(.976)	0.138(242)		2.85(1.002)	2.95(.847)	0.706(121.469)	
5. 自己を犠牲にしてもチームのために貢献すべき	1.96	1.95(.697)	2.07(.753)	-0.862(243)		1.89(.732)	1.99(.694)	0.975(239)	
6. 勝負には勝たねばならない	2.06	2.08(.764)	1.89(.658)	1.032(172)		1.91(.747)	2.11(.757)	1.533(169)	
7. 技術や体力よりも精神力が大切	2.29	2.32(.728)	2.03(.778)	1.983(241)	*	2.11(.751)	2.38(.727)	2.573(136.593)	*
8. 結果よりもそれまでの努力が大切	1.83	1.80(.716)	2.00(.756)	-1.370(242)		1.92(.772)	1.80(.698)	-1.167(238)	
9. 礼儀・作法を大切にすべき	1.46	1.45(.535)	1.52(.688)	-0.513(32.7)		1.47(.579)	1.46(.546)	-0.153(239)	
10. 技能向上のためにきびしく鍛錬すべき	1.87	1.89(.650)	1.72(.649)	1.313(242)		1.77(.673)	1.91(.640)	1.533(238)	
11. いつでもやめられる気楽さをもつべき	3.09	3.05(.798)	3.38(.775)	-2.114(241)	*	3.01(.929)	3.12(.747)	0.953(237)	
12. 相手を科学的に分析すべき	1.63	1.65(.593)	1.52(.634)	1.094(242)		1.55(.577)	1.66(.609)	1.297(238)	
13. スポーツは、続けることに意義がある	1.63	1.63(.641)	1.66(.670)	-0.200(243)		1.61(.658)	1.63(.634)	0.297(237)	
14. 倒れるほど練習することが大切	3.10	3.07(.763)	3.31(.660)	-1.615(241)		2.97(.875)	3.15(.692)	1.637(237)	
15. 勝敗よりも全力をつくすことが大切	1.88	1.87(.718)	1.96(.793)	-0.647(241)		1.92(.795)	1.86(.704)	-0.548(237)	
16. 監督やコーチの命令には全面的に従うべき	2.49	2.49(.709)	2.52(.634)	-0.225(243)		2.38(.716)	2.54(.692)	1.644(239)	
17. ケガを隠してまでチームにつくすことはない	2.14	2.14(.799)	2.07(.753)	0.479(242)		2.24(.904)	2.10(.740)	-1.226(118.528)	
18. 技能が同じなら年上の人を選手とすべき	2.38	2.37(.831)	2.41(.983)	-0.258(243)		2.51(.848)	2.32(.845)	-1.610(239)	
19. メンバー間での上下関係は大切	1.95	1.96(.625)	1.90(.900)	0.384(31.747)		2.07(.770)	1.91(.599)	-1.721(238)	
20. 技術や勝敗にこだわらず気楽に楽しむべき	2.91	2.88(.714)	3.18(.772)	-2.085(241)	*	3.11(.718)	2.83(.719)	-2.786(237)	**
21. 感情を表に出すのは慎むべき	3.20	3.18(.692)	3.34(.614)	-1.203(241)		3.12(.644)	3.23(.702)	1.098(237)	

*:p<.05, **:p<.01, ***:p<.001

指導歴別でみると、「スポーツは『道』をきわめる手段」(f(4,237)=3.307,p<.05)、「自己を犠牲にしてもチームのために貢献すべき」(f(4,240)=3.712,p<.01)、「技術や体力よりも精神力が大切」(f(4,238)=4.419,p<.01)、「結果よりもそれまでの努力が大切」(f(4,239)=2.721,p<.05)、「メンバー間での上下関係は大切」(f(4,239)=2.915,p<.05)の項目で有意差が認められた。指導歴が高くなるほど、「道」をきわめる手段および上下関係の重視、チームに対する貢献や精神力や努力をする過程の重視の意識を強く有している結果がみられた。

表8-3-10. 指導者のスポーツ観（平均値）

質問項目 (1)非常に賛成 (4)非常に反対	スポーツ観					指導歴 f(df)	有意 確率
	10年未満 (N=)	10年以上20 年未満 (N=213)	20年以上30 年未満 (N=29)	30年以上40 年未満	40年以上		
1. 伝統やしきたりは大切に受け継ぐべき	2.21(.680)	2.14(.647)	2.23(.711)	2.13(.767)	2.75(.500)	0.918(4,237)	
2. スポーツの本質はゲームを楽しむこと	2.52(.874)	2.2(.761)	2.44(.778)	2.21(.801)	2.5(.577)	1.965(4,239)	
3. スポーツは「道」をきわめる手段	2.06(.596)	1.85(.722)	1.86(.732)	1.79(.777)	3(1.414)	3.307(4,237)	*
4. 技術の優れている者が重視されるべき	2.86(.903)	2.94(.927)	2.83(.969)	3.13(.656)	2.75(.957)	0.808(4,239)	
5. 自己を犠牲にしてもチームのために貢献すべき	2.11(.824)	1.84(.593)	1.98(.604)	1.87(.767)	3(.816)	3.712(4,240)	**
6. 勝負には勝たねばならない	2.07(.818)	2.05(.773)	2.02(.608)	2.04(.808)	3(1.000)	1.213(4,169)	
7. 技術や体力よりも精神力が大切	2.41(.757)	2.28(.708)	2.24(.740)	2.08(.664)	3.5(.577)	4.149(4,238)	**
8. 結果よりもそれまでの努力が大切	1.96(.713)	1.89(.770)	1.67(.648)	1.69(.655)	2.5(1.000)	2.721(4,239)	*
9. 礼儀・作法を大切にすべき	1.5(.539)	1.43(.522)	1.45(.615)	1.44(.502)	1.75(.957)	0.436(4,240)	
10. 技能向上のためにきびしく鍛錬すべき	2.02(.674)	1.83(.628)	1.78(.678)	1.85(.587)	2.5(.577)	2.091(4,239)	
11. いつでもやめられる気楽さをもつべき	3.14(.773)	2.98(.816)	3.19(.827)	3.08(.807)	3(0.000)	0.749(4,238)	
12. 相手を科学的に分析すべき	1.73(.556)	1.65(.596)	1.6(.661)	1.49(.556)	1.75(.500)	1.054(4,239)	
13. スポーツは、続けることに意義がある	1.71(.624)	1.65(.655)	1.53(.616)	1.59(.677)	2.25(.500)	1.613(4,240)	
14. 倒れるほど練習することが大切	3.3(.630)	3.02(.785)	3.05(.750)	2.97(.822)	3.75(.500)	2.364(4,238)	
15. 勝敗よりも全力をつくすことが大切	1.93(.766)	1.87(.750)	1.84(.677)	1.87(.695)	2.25(.957)	0.368(4,238)	
16. 監督やコーチの命令には全面的に従うべき	2.64(.699)	2.54(.670)	2.31(.687)	2.46(.720)	2.5(1.000)	1.833(4,240)	
17. ケガを隠してまでチームにつくすことはない	2.07(.710)	2.15(.853)	2.17(.827)	2.18(.721)	1.75(.957)	0.393(4,239)	
18. 技能が同じなら年上の人を選手とすべき	2.32(.936)	2.46(.740)	2.41(.938)	2.21(.732)	2.5(1.291)	0.710(4,240)	
19. メンバー間での上下関係は大切	1.91(.611)	1.91(.571)	1.89(.693)	2.13(.767)	3(1.000)	2.915(4,239)	*
20. 技術や勝敗にこだわらず気楽に楽しむべき	2.85(.732)	2.86(.720)	3(.735)	3(.725)	2.5(.577)	0.904(4,238)	
21. 感情を表に出すのは慎むべき	3.2(.616)	3.2(.641)	3.27(.723)	3.08(.807)	3.5(.577)	0.669(4,238)	

*:p<.05, **:p<.01, ***:p<.001

(7) 部員との信頼関係に対する自己評価

運動部活動に関する項目として、部員との信頼関係の構築について着目した結果、全体

傾向として、「そう思う（「非常にそう思う」＋「ややそう思う」）」と回答した割合が 94.5% であり、指導者が運動部の活動を通し、部員との間に強固な信頼関係を構築することができていたと評価している結果がみられた（表 8-3-11.参照）。

群分け	非常にそう 思う	ややそう 思う	信頼関係	
			あまりそう 思わない	まったくそう 思わない
全体 (N=240)	36.3%	58.3%	5.4%	0.0%
男性 (N=211)	36.0%	58.8%	5.2%	0.0%
女性 (N=29)	37.9%	55.2%	6.9%	0.0%
全国大会出場 (N=74)	47.3%	50.0%	2.7%	0.0%
全国大会不出場 (N=162)	31.5%	61.7%	6.8%	0.0%
10年未満 (N=54)	27.8%	64.8%	7.4%	0.0%
10年以上20年未満 (N=82)	30.5%	61.0%	8.5%	0.0%
20年以上30年未満 (N=63)	38.1%	58.7%	3.2%	0.0%
30年以上40年未満 (N=38)	55.3%	44.7%	0.0%	0.0%
40年以上 (N=3)	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%

性別：X²=0.216，自由度2，有意確率N.S.
 指導実績：X²=6.231，自由度2，有意確率p<.05
 指導歴：X²=22.626，自由度8，有意確率N.S.

(8) 運動部外部（保護者、OBOG会、後援会）からのプレッシャー

運動部外部（保護者、OBOG会、後援会）からのプレッシャーについて着目した結果を示しているのが表 8-3-9 である。全体傾向としてプレッシャーを感じている（「非常に強く感じる」＋「やや強く感じる」）とした割合は 56.0% であり、半数以上の指導者が外部からのプレッシャーを感じていると回答していた。性別、指導実績別、指導歴別との間では有意差は認められなかった（表 8-3-12.参照）。

群分け	非常に強く 感じる	やや強く 感じる	外部からのプレッシャー	
			あまり 感じない	ほとんど 感じない
全体 (N=243)	18.1%	37.9%	28.0%	16.0%
男性 (N=211)	18.2%	37.4%	28.5%	15.9%
女性 (N=29)	17.2%	41.4%	24.1%	17.2%
全国大会出場 (N=74)	27.0%	36.5%	21.6%	14.9%
全国大会不出場 (N=165)	14.5%	38.2%	30.3%	17.0%
10年未満 (N=55)	18.2%	38.2%	25.5%	18.2%
10年以上20年未満 (N=82)	22.0%	45.1%	20.7%	12.2%
20年以上30年未満 (N=64)	15.6%	40.6%	28.1%	15.6%
30年以上40年未満 (N=38)	15.8%	21.1%	44.7%	18.4%
40年以上 (N=4)	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%

性別：X²=0.325，自由度3，有意確率N.S.
 指導実績：X²=5.895，自由度3，有意確率N.S.
 指導歴：X²=17.446，自由度12，有意確率N.S.

(9) 運動部における選手選考、練習内容、練習スケジュールの決定者

運動部における決定方法について着目した結果を示しているのが、表 8-3-13 (選手選考)、8-3-14 (練習内容)、8-3-15 (練習スケジュール) である。それぞれの項目の結果に関し、選手選考と練習スケジュールの決定方法ではすべて指導者一人で決定すると回答した割合が最も高く、運動部内における事項の決定について指導者一人で決定がなされやすい傾向が示されている。選手選考では指導実績で 5%水準の危険率で有意差が認められ、指導実績の高い指導者ほど指導者一人で決定しやすい傾向がみられた。

表8-3-13. 選手選考決定方法

群分け	すべて指導者一人	指導者と副顧問、コーチ	選手選考	
			指導者と副顧問、コーチ、部員	指導者と部員
全体 (N=241)	38.2%	32.8%	12.8%	16.2%
男性 (N=212)	37.3%	32.1%	14.2%	16.5%
女性 (N=29)	44.8%	37.9%	3.4%	13.8%
全国大会出場 (N=72)	41.7%	41.7%	11.1%	5.6%
全国大会不出場 (N=165)	35.8%	29.7%	13.3%	21.2%
10年未満 (N=54)	29.6%	35.2%	16.7%	18.5%
10年以上20年未満 (N=81)	42.0%	28.4%	16.0%	13.6%
20年以上30年未満 (N=64)	42.2%	35.9%	4.7%	17.2%
30年以上40年未満 (N=38)	31.6%	36.8%	13.2%	18.4%
40年以上 (N=4)	75.0%	0.0%	25.0%	0.0%

性別：X²=3.037, 自由度3, 有意確率N.S.
 指導実績：X²=10.283, 自由度3, 有意確率p<.05
 指導歴：X²=12.090, 自由度12, 有意確率N.S.

練習内容決定に関しても指導実績において 5%水準の危険率で有意差が認められ、選手選考と同様に、高い指導実績である指導者ほど、すべて一人で決定を行いやすい傾向がみられた。練習スケジュールについては群間における有意差は認められなかった。

表8-3-14. 練習内容決定方法

群分け	すべて指導者一人	指導者と副顧問、コーチ	選手選考	
			指導者と副顧問、コーチ、部員	指導者と部員
全体 (N=241)	28.5%	21.1%	17.8%	32.6%
男性 (N=212)	28.6%	20.7%	17.4%	33.3%
女性 (N=29)	27.6%	24.1%	20.7%	27.6%
全国大会出場 (N=72)	37.0%	24.7%	19.2%	19.2%
全国大会不出場 (N=164)	24.8%	19.4%	17.0%	38.8%
10年未満 (N=55)	13.0%	20.4%	25.9%	40.7%
10年以上20年未満 (N=78)	37.0%	16.0%	14.8%	32.1%
20年以上30年未満 (N=64)	28.1%	21.9%	17.2%	32.8%
30年以上40年未満 (N=39)	33.3%	30.8%	12.8%	23.1%
40年以上 (N=4)	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%

性別：X²=.573, 自由度3, 有意確率N.S.
 指導実績：X²=9.355, 自由度3, 有意確率p<.05
 指導歴：X²=15.098, 自由度12, 有意確率N.S.

表8-3-15. 練習スケジュール決定方法

群分け	選手選考			
	すべて指導者一人	指導者と副顧問、コーチ	指導者と副顧問、コーチ、部員	指導者と部員
全体 (N=241)	40.7%	26.1%	12.9%	20.3%
男性 (N=212)	40.1%	26.4%	13.7%	19.8%
女性 (N=29)	44.8%	37.9%	3.4%	13.8%
全国大会出場 (N=72)	48.6%	29.2%	12.5%	9.7%
全国大会不出場 (N=165)	37.6%	24.8%	13.3%	24.2%
10年未満 (N=55)	35.2%	31.5%	13.0%	20.4%
10年以上20年未満 (N=78)	43.2%	24.7%	9.9%	22.2%
20年以上30年未満 (N=64)	35.9%	25.0%	17.2%	21.9%
30年以上40年未満 (N=39)	44.7%	26.3%	13.2%	15.8%
40年以上 (N=4)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

性別： $\chi^2=1.338$, 自由度3, 有意確率N.S.
 指導実績： $\chi^2=7.205$, 自由度3, 有意確率N.S.
 指導歴： $\chi^2=9.656$, 自由度12, 有意確率N.S.

第4節 体罰に関する意識・行動

ここまで基本的属性で示した群間と各質問項目間における結果と傾向について検討してきた。そこで次に、指導者の体罰実施経験の有無に着目し、各質問項目間との関係性および、体罰実施に係る内容の検討を行う。

1) 体罰実施経験と指導者自身の被体罰経験

指導者自身の高校時における被体罰経験について、表8-3-16に示すとおり、1%水準の危険率で有意差が認められ、体罰実施経験を有する指導者ほど被体罰経験を有していた。体罰実施経験を有する指導者の57.9%が高校時に体罰を受けていたという結果は、鈴木(1986)が示唆したように指導者の被体罰経験が自らの体罰経験を引き起こしやすいという結果を示すものと言え、体罰を受けていた生徒が教員となり、再び自身が体罰実施者として体罰を行っている様相、つまり体罰の連鎖、あるいは再生産とも言うべき状況が看取される。

表8-3-16. 指導者自身の高校時における被体罰経験

群分け	被体罰経験			
	よくある	たまにある	一回だけある	一回もない
体罰実施経験あり (N=140)	11.4%	40.7%	5.7%	42.1%
体罰実施経験なし (N=89)	7.9%	20.2%	6.7%	65.2%

$\chi^2=13.403$, 自由度3, 有意確率 $p<.01$

2) 体罰実施経験からみた運動部における体罰の将来見通し

表 8-3-17 にみられるように、体罰の将来見通しでは両群間で有意差は認められず、体罰実施経験に関わらず、運動部における体罰は将来減少、根絶の方向へと向かうと考えている指導者が非常に多いことがみられる。

群分け	なくなる	体罰の将来見通し		
		減少はするがなくなるならない	現状程度は発生する	今より増加する
体罰実施経験あり (N=145)	40.0%	55.2%	4.8%	0.0%
体罰実施経験なし (N=92)	37.0%	59.8%	3.3%	0.0%

X² = .672, 自由度2, 有意確率N. S.

3) 体罰実施経験からみた体罰に対する許容意識

体罰に対する許容意識の差異に着目した。その結果を示しているのが、表 8-3-18 および表 8-3-19 である。両項目とも 0.1%水準の危険率で有意差が認められ、体罰実施経験を有する指導者ほど、体罰実施経験のない指導者よりも体罰を行うことに対する許容意識が強くなっている。

群分け	懲戒体罰の許容意識			
	許容できる	やや許容できる	あまり許容できない	全く許容できない
体罰実施経験あり (N=146)	17.1%	31.5%	26.0%	25.3%
体罰実施経験なし (N=93)	3.2%	19.4%	34.4%	43.0%

X² = 19.366, 自由度3, 有意確率p < .001

群分け	激励体罰の許容意識			
	許容できる	やや許容できる	あまり許容できない	全く許容できない
体罰実施経	12.3%	29.5%	34.9%	23.3%
体罰実施経	2.2%	12.9%	33.3%	51.6%

X² = 27.122, 自由度3, 有意確率p < .001

4) 体罰実施経験からみた部員に対する叱責行動

運動部の場面における、指導者から部員への叱責の結果に関して表 8-3-20 で示している。両群間で有意差が認められた項目は、「2.部員が不甲斐ないミスをしたとき」、「4.部員が練習に寝坊して遅刻したとき」、「5.勝てる試合に負けたとき」、「7.部員がポジション上の役割を果たしていないとき」、「9.プレーについて自分の指示通りにできなかったとき」、「11.部員が自らを追い込もうとしないとき」であった。いずれの項目においても、体罰実施経験を有する指導者がより叱責を行うと回答していた。これらの項目の中でも、「9.プレーに

ついて自分の指示通りにできなかったとき」は、指導者が部員を自身の意図通り動くことを求める叱責行動であり、運動部内における指導者の立場が強化、権威的になっていく様相が示唆される内容といえる。

表8-3-20. 部員への叱責意識（「必ず叱る」＋「叱ることが多い」の合計）

質問項目	部員への叱責										
	1. 部員が部活動を怠けていたとき	2. 部員が不甲斐ないミスをしたとき	3. 部員の礼儀やマナーが感かったとき	4. 部員が練習に寝坊して遅刻したとき	5. 勝てる試合に負けたとき	6. 部員が役職上の役割を果たしていないとき	7. 部員がポジション上の役割を果たしていないとき	8. プレーについて部員の力量でできなかったとき	9. プレーについて自分の指示通りにできなかったとき	10. ある部員のミスが原因で試合に負けたときにその部員に対し	11. 部員が自らを追い込もうとしたとき
体罰実施経験あり (N=146)	85.5%	68.0%	94.4%	72.6%	55.6%	87.5%	81.7%	87.5%	47.3%	20.9%	61.8%
体罰実施経験なし (N=93)	89.2%	53.2%	95.8%	72.3%	47.9%	79.8%	68.1%	74.5%	27.7%	9.8%	43.0%
χ^2 , 自由度, 有意確率	$\chi^2=1.015$, 自由度3, 有意確率N.S.	$\chi^2=9.687$, 自由度3, 有意確率p<.05	$\chi^2=2.409$, 自由度3, 有意確率N.S.	$\chi^2=9.927$, 自由度3, 有意確率p<.05	$\chi^2=10.189$, 自由度3, 有意確率p<.05	$\chi^2=3.710$, 自由度3, 有意確率N.S.	$\chi^2=10.612$, 自由度3, 有意確率p<.05	$\chi^2=6.845$, 自由度3, 有意確率N.S.	$\chi^2=9.856$, 自由度3, 有意確率p<.05	$\chi^2=7.243$, 自由度3, 有意確率N.S.	$\chi^2=8.267$, 自由度3, 有意確率p<.05

5) 体罰実施経験からみた指導者のスポーツ観

体罰実施経験の有無による指導者のスポーツ観について、独立したt検定の結果を示しているのが表8-3-21である。両群間で有意差が認められた項目は、「結果よりもそれまでの努力が大切」(t(237)=-2.244,P<.05)、「倒れるほど練習することが大切」(t(236)=-3.085,P<.01)、「監督やコーチの命令には全面的に従うべき」(t(238)=-3.316,P<.01)、「ケガを隠してまでチームにつくすことはない」(t(238)=2.320,P<.05)であった。「結果よりもそれまでの努力が大切」、「倒れるほど練習することが大切」、「監督やコーチの命令には全面的に従うべき」とのスポーツ観は、いずれも体罰実施経験を有する指導者が賛成とする意識が強く、特に体罰実施経験を有する指導者が「監督やコーチの命令には全面的に従うべき」とする意識を強く有していたことは、運動部内において自身の指示や命令に対する部員の従属を求めたものであり、体罰実施との間に強い関係性があるものと推察される。

表8-3-21. 指導者のスポーツ観（平均値）

質問項目 (1)非常に賛成 (4)非常に反対	スポーツ観			有意確率
	体罰実施経験あり (N=145)	体罰実施経験なし (N=93)	t (df)	
1. 伝統やしきたりは大切に受け継ぐべき	2.24 (.729)	2.12 (.623)	1.390 (217.449)	
2. スポーツの本質はゲームを楽しむこと	2.30 (.764)	2.40 (.849)	-.911 (237)	
3. スポーツは「道」をきわめる手段	1.87 (.795)	1.95 (.645)	-.773 (224.659)	
4. 技術の優れている者が重視されるべき	2.96 (.886)	2.88 (.907)	0.651 (237)	
5. 自己を犠牲にしてもチームのために貢献すべき	1.95 (.647)	1.97 (.796)	-.171 (238)	
6. 勝負には勝たねばならない	2.05 (.742)	2.09 (.779)	-.360 (168)	
7. 技術や体力よりも精神力が大切	2.29 (.747)	2.28 (.739)	.153 (236)	
8. 結果よりもそれまでの努力が大切	1.74 (.695)	1.96 (.747)	-2.244 (237)	*
9. 礼儀・作法を大切にすべき	1.47 (.565)	1.45 (.541)	.258 (238)	
10. 技能向上のためにきびしく鍛錬すべき	1.85 (.649)	1.93 (.660)	-.893 (237)	
11. いつでもやめられる気楽さをもつべき	3.04 (.810)	3.17 (.757)	-1.228 (236)	
12. 相手を科学的に分析すべき	1.61 (.603)	1.66 (.597)	-.576 (237)	
13. スポーツは、続けることに意義がある	1.63 (.685)	1.65 (.581)	-.228 (220.568)	
14. 倒れるほど練習することが大切	2.97 (.784)	3.28 (.678)	-3.085 (236)	**
15. 勝敗よりも全力をつくすことが大切	1.83 (.701)	1.95 (.771)	-1.225 (236)	
16. 監督やコーチの命令には全面的に従うべき	2.36 (.663)	2.66 (.696)	-3.316 (238)	**
17. ケガを隠してまでチームにつくすことはない	2.23 (.788)	1.99 (.755)	2.320 (237)	*
18. 技能が同じなら年上の人を選手とすべき	2.38 (.857)	2.36 (.841)	.194 (238)	
19. メンバー間での上下関係は大切	1.94 (.685)	1.97 (.630)	-.265 (237)	
20. 技術や勝敗にこだわらず気楽に楽しむべき	2.88 (.722)	2.96 (.706)	-.817 (236)	
21. 感情を表に出すのは慎むべき	3.19 (.712)	3.20 (.649)	-.084 (236)	

*:p<.05, **:p<.01, ***:p<.001

6) 体罰実施経験からみた部員との信頼関係に対する自己評価

体罰実施経験からみた部員との信頼関係に対する自己評価についてみると、表 8-3-22 で示すように、両群間で有意差は認められず、両群も部員との関係について高い自己評価を下していた。この結果は、体罰実施経験の有無にかかわらず、大半の指導者において部員との信頼関係が構築できているという意識を反映した結果といえよう。

群分け	信頼関係			
	非常にそ う思う	ややそ う思う	あまりそ う思わない	まったくそ う思わない
体罰実施経験あり (N=143)	37.1%	58.7%	4.2%	0.0%
体罰実施経験なし (N=93)	33.3%	59.1%	7.5%	0.0%

$X^2=1.357$, 自由度3, 有意確率N.S.

7) 体罰実施経験からみた運動部外部（保護者、OBOG 会、後援会）からのプレッシャー
保護者、OBOG 会、後援会等の外部からのプレッシャーに関しては、表 8-3-23 で示すように、両群間で有意差は認められなかった。

群分け	外部からのプレッシャー			
	非常に強 く感じる	やや強 く感じる	あまり感 じない	ほとん ど感じ ない
体罰実施経験あり (N=145)	18.6%	38.6%	26.9%	15.9%
体罰実施経験なし (N=94)	18.1%	36.2%	29.8%	16.0%

$X^2=.270$, 自由度3, 有意確率N.S.

8) 体罰実施経験からみた運動部における選手先行、練習内容、練習スケジュールの決定者
運動部における決定方法に関し、選手選考、練習内容、練習スケジュールの各項目の結果を示しているのが、表 8-3-24、8-3-25、8-3-26 である。体罰実施経験の有無との間における差について、選手選考と練習内容では 5%水準の危険率で有意差が認められた。両項目とも体罰実施経験ありの指導者は、すべて一人で決定していた割合が、選手選考 44.1%、練習内容 34.9%であり、これは体罰実施経験なしの指導者が選手選考 27.2%、練習内容 16.3%と比較すると高い割合を示していた。この結果は、体罰実施経験を有する指導者の方が体罰実施経験のない指導者よりも、選手選考および練習内容において、自らで決定する傾向強いことを示す結果といえよう。

表8-3-24. 選手選考決定方法

群分け	すべて指 導者一人	選手選考		
		指導者と 副顧問、 コーチ	指導者と副 顧問、コー チ、部員	指導者と部員
体罰実施経験あり (N=145)	44.1%	28.3%	13.8%	13.8%
体罰実施経験なし (N=92)	27.2%	40.2%	12.0%	20.7%

$\chi^2=8.507$, 自由度3, 有意確率 $p<.05$

表8-3-25. 練習内容決定方法

群分け	すべて指 導者一人	選手選考		
		指導者と 副顧問、 コーチ	指導者と副 顧問、コー チ、部員	指導者と部員
体罰実施経験あり (N=146)	34.9%	19.2%	15.8%	30.1%
体罰実施経験なし (N=92)	16.3%	23.9%	21.7%	38.0%

$\chi^2=9.846$, 自由度3, 有意確率 $p<.05$

表8-3-26. 練習スケジュール決定方法

群分け	すべて指 導者一人	選手選考		
		指導者と 副顧問、 コーチ	指導者と副 顧問、コー チ、部員	指導者と部員
体罰実施経験あり (N=145)	44.8%	22.1%	13.8%	19.3%
体罰実施経験なし (N=92)	33.7%	32.6%	10.9%	22.8%

$\chi^2=4.829$, 自由度3, 有意確率N.S.

9) 指導者のスポーツ観と体罰経験

(1) 指導者のスポーツ観に関する探索的因子分析

本調査における高校バレーボール部指導者のスポーツ観を問うため、各項目に対し、「1.非常に賛成、2.やや賛成、3.やや反対、4.非常に反対」の4件法で質問を行った。そこで、まず指導者のスポーツ観に関する因子構造を把握するために主因子法バリマックス回転による探索的因子分析を行った。因子数に関しては、初期の固有値が1.0以上の因子を採用し、回転後の因子行列の因子負荷量が0.30未満については除外した。

表8-3-24.高校バレーボール指導者のスポーツ観に関する探索的因子分析の結果								
項目	因子負荷量							因子抽出後の共通性
	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	
F1 遊戯志向 ($\alpha = .637$)								
スポーツは技術や勝敗にこだわらず気軽に楽しむべきである	.798							.696
スポーツの本質は勝敗よりもゲームを楽しむことにある	.636							.542
スポーツは、いつでもやめられる気軽さをもって行うべきだ	.549							.404
F2 礼節志向 ($\alpha = .579$)								
スポーツでは、礼儀・作法を大切にすべきである		.896						.884
スポーツ技能の向上のためにきびしく鍛錬すべきである		.425						.489
F3 過程志向 ($\alpha = .626$)								
スポーツでは、勝敗よりも全力をつくすことが大切である			.747					.625
スポーツでは、結果よりもそれまでの努力が大切である			.711					.534
F4 修行志向 ($\alpha = .459$)								
スポーツでは、倒れるほど練習をすることが大切である				.597				.400
自分のケガを隠してまでチームのためにつくすことはない				.463				.240
自己を犠牲にしても、チームのために貢献すべきである				.402				.309
スポーツでは技術や体力よりもまず精神力を大切にすべきである				.339				.310
F5 部活「道」志向 ($\alpha = .490$)								
部においてメンバー間での上下関係は大切である					.463			.236
スポーツは、続けることに意義がある					.382			.302
スポーツは「道」(人間修養)をきわめる手段である					.347			.351
F6 伝統志向 ($\alpha = .323$)								
部の伝統行事や「しきたり」は大切に受け継ぐべきである						.595		.480
勝負には勝たねばならない						.410		.445
技能レベルが同じなら年上の人を選手とすべきである						.400		.308
F7 合理志向 ($\alpha = .290$)								
試合では、相手の技術や戦術を科学的に分析すべきである							.396	.339
年令が上というよりも技術の優れている者が、部内で重視されるべきである							.368	.156
スポーツの場面では、喜びや悔しさなどの感情を表に出すのは慎むべきだ							.355	.221
固有値	3.712	2.074	1.666	1.396	1.277	1.053	1.025	
因子寄与率 (%)	8.626	6.918	6.559	6.217	4.854	4.263	3.915	
累積寄与率 (%)	8.626	15.543	22.102	28.319	33.173	37.436	41.351	

その結果、7 因子 20 項目が抽出された (表 8-3-24)。本分析における標本妥当性の測度は 0.710 であり、累積寄与率は 41.351%であった。なお、第 4 因子における「自分のケガを隠してまでチームのためにつくすことはない」および、第 7 因子における「スポーツの場面では、喜びや悔しさなどの感情を表に出すのは慎むべきだ」の 2 項目に関しては、項目を逆転させ分析を実施した。

抽出された 7 つの因子についてそれぞれの内容を検討すると、第 1 因子では、「勝敗にこだわらず気楽に楽しむべき」、「勝敗よりもゲームを楽しむこと」といった、勝敗にこだわらず、遊戯性を持ちスポーツを楽しむ志向がみられたため、「遊戯志向」とした。第 2 因子では、「礼儀・作法を大切にすべき」、「技能向上のためにきびしく鍛錬すべき」という礼儀や鍛錬といったキーワードから「礼節志向」とした。第 3 因子では、「勝敗よりも全力をつくすことが大切」、「結果よりもそれまでの努力が大切」といった、結果にとらわれず、その過程を重視するキーワードから「過程志向」とした。第 4 因子では、「倒れるほど練習することが大切」、「自己を犠牲にしても、チームのために貢献すべき」、「精神力を大切にすべき」といった、精神を鍛え厳しい練習に耐えることを重視するキーワードから「修行志向」とした。第 5 因子では、「上下関係は大切」、「スポーツは『道』(人間修養)をきわめる手段」といった、上下関係を重視し、部活動を一つの道としてきわめるものというキーワードから「部活『道』志向」とした。第 6 因子では、「伝統行事や『しきたり』は大切に

受け継ぐべき」、「年上の人を選手とすべき」といった伝統や先輩を敬うことを重要するキーワードから「伝統志向」とした。第7因子では、「相手の技術や戦術を科学的に分析すべき」、「技術の優れている者が、部内で重視されるべき」といった、チーム力向上のために、合理的な判断を下すキーワードから「合理志向」とした。

(2) 各因子と指導者の体罰実施経験

因子分析の結果として得られた各因子と、指導者の体罰実施経験の有無との関係について検討するため、体罰実施経験と因子分析の結果得られた各因子の因子得点についてt検定を行った(表8-3-25.参照)。その結果、第4因子である「修行志向」において統計的な有意差が認められた($p<.01$)。この結果は、精神を鍛え厳しい練習に耐えることを重視する、「修行志向」のスポーツ観と体罰実施との関係性の強さを示すものと言えよう。

	体罰実施経験あり	体罰実施経験なし	t値
F1:遊戯志向	-0.008	-0.018	-0.073
F2:礼節志向	0.071	-0.109	-1.212
F3:過程志向	-0.088	0.115	1.465
F4:修行志向	-0.136	0.207	2.714**
F5:部活「道」志向	-0.014	0.015	0.264
F6:伝統志向	0.089	-0.117	-1.721
F7:合理志向	-0.018	0.03	0.431

**: $p<.01$

10) 体罰実施経験と体罰実施に係る指導者の意識および行動

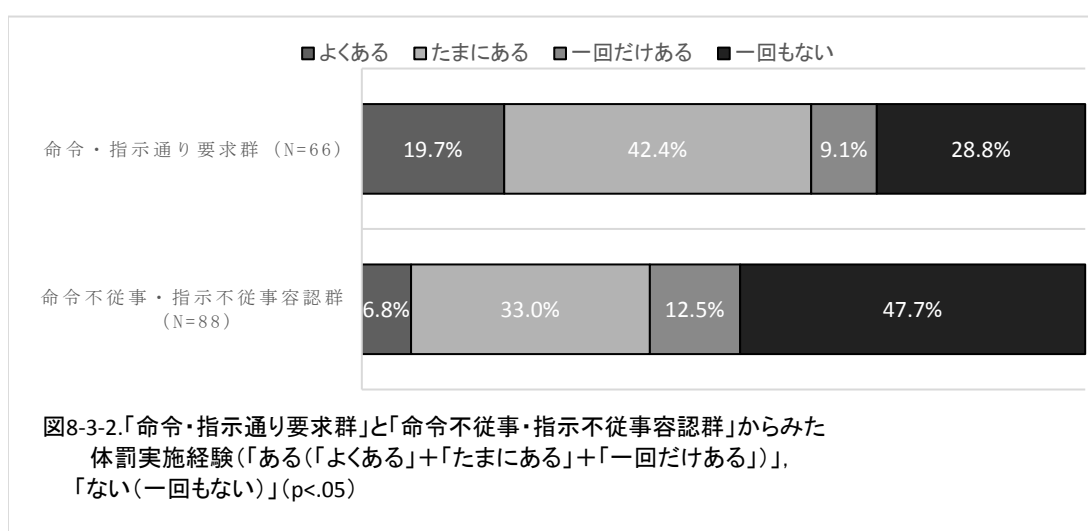
ここでは、運動部内における指導者の権威化・絶対化と体罰実施経験の関係を検討する。指導の権威化・絶対化を検討するにあたっては、前述したように指導者の行動レベルと意識レベルで検討することとし、指導者の行動レベルでは、部員に対して、強く自らの指示通りにプレーすることに対する要求の有無を、意識レベルでは、運動部における自らの指示・命令に対する強い従事要求の有無を基準として体罰経験との関係性を検討する。

具体的な分析においては、指導者の行動レベルでは、「部員がプレーについて指導者の指示通りできなかったとき」に、部員を「叱る群(「必ず叱る」+「叱ることが多い」)」と、「叱らない群(「あまり叱ることはない」+「叱ることはない」)」とに分け、意識レベルでは、「監督やコーチの命令には部員は全面的に従うべきだ」とい考え方に関して、「賛成群(「非常に賛成」+「やや賛成」)」と、「反対群(「やや反対」+「非常に反対」)」とに分類した。

その上で、2つの項目のクロス集計を行い、「叱る群」・「賛成群」、すなわち「部員がプレーについて、指導者の指示通りできなかったときに叱り、監督やコーチの命令には部員は全面的に従うべきという考え方に賛成」する群を「命令・指示通り要求群」とした。

これに対して、「叱らない群」・「反対群」、すなわち「部員がプレーについて指導者の指示通りできなかったときに叱らず、監督やコーチの命令には部員は全面的に従うべきという考え方に反対」する群を「命令不従事・指示不従事容認群」として、2つの群をカテゴリー化して、体罰実施経験との比較検討を行った。

これらの2群間で体罰実施経験を比較検討した結果を示したものが図8-3-2である。その結果、5%水準の危険率で有意差が認められ、「命令・指示通り要求群」の体罰実施経験率は71.2%であり、「命令不従事・指示不従事容認群」では、52.3%と「命令・指示通り要求群」で体罰実施率が有意に高くなっている。この結果は、指導の権威化や絶対的な指導意識・行動が体罰実施経験の背後にあることを示唆する結果として注目される。



次に「部員がプレーについて、指導者の指示通りできなかったときに叱り、監督やコーチの命令には部員は全面的に従うべきという考え方に賛成」する「命令・指示通り要求群」の指導者はどのような特徴を有する指導者なのかについて検討する。

表8-3-26は、2群と指導者の指導歴や指導実績等に関する特徴との間における分析結果を示している。その結果、過去3年間の競技指導実績では、1%水準の危険率で有意差が認められ、全国大会出場をした割合は、「命令・指示通り要求群」では41.8%、「命令不従事・指示不従事容認群」では20.2%となっており、「命令・指示通り要求群」の指導者で高い指導実績を残している傾向がみられた。また表8-3-27および表8-3-28に示すように、部内での指導者の立場と指導意識・行動という点から練習内容の決定方法と指導する上で、自らの考えに引き寄せた指導と部員の考えに寄り添った指導のどちらをするかという点から比較したところ、0.1~1%水準の危険率で有意差が認められた。

群分け	指導歴					指導実績	
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上	全国大会出場	全国大会不出場
命令・指示通り要求群(N=67)	14.9%	34.3%	29.9%	20.9%	1.5%	41.8%	58.2%
命令不従事・指示不従事容認群(N=90)	32.2%	30.0%	18.9%	18.9%	2.2%	20.2%	79.8%

指導歴: $\chi^2=6.888$ 自由度3 有意確立N.S. 指導実績: $\chi^2=8.55$ 自由度1 有意確率 $p<.01$

表8-3-27.「命令・指示通り要求群」、「命令不従事・指示不従事容認群」からみた練習内容決定方法				
群分け	練習内容決定方法			
	すべて自分一人で決定する	副顧問やコーチと話し合っ て決定する	副顧問やコーチに加えて部員も 含めて決定する	自分と部員と で話し合っ て決定する
命令・指示通り要求群(N=67)	44.8%	22.4%	7.5%	25.4%
命令不従事・指示不従事容認群(N=90)	19.3%	14.8%	28.4%	37.5%
練習内容決定方法: $\chi^2=19.709$ 自由度3 有意確率 $p<.001$				

表8-3-28.「命令・指示通り要求群」、「命令不従事・指示不従事容認群」からみた指導意識				
群分け	実際の指導行動			
	部員の考えに 寄り添った指 導をしている	やや部員の考 えに寄り添っ た指導をして いる	やや自分の考 えに引き寄せ た指導をして いる	自分の考えに 引き寄せた指 導をしている
命令・指示通り要求群(N=67)	13.4%	38.8%	25.4%	22.4%
命令不従事・指示不従事容認群(N=90)	39.1%	29.9%	21.8%	9.2%
指導意識: $\chi^2=14.422$ 自由度3 有意確率 $p<.01$				

つまり、練習内容の決定方法については、「命令・指示通り要求群」の指導者ほど、自身の一存で決定の判断を行っている傾向がみられ、指導意識に関しては、「命令・指示通り要求群」の指導者は、部員の考えに寄り添った指導というよりも、自身の考えに基づいた指導に部員を引き寄せて指導を行っている指導意識を有している傾向が強くなっているのである。

前述したように先行研究において、否定されるべき体罰が、運動部内においては、それを受容する空間が成立している可能性が示唆されていた点(安田 1997、黄 2013)に着目し、本研究では、体罰の受容空間の醸成を検討する上で、直接的な指導役割を担う指導者の指導意識・行動が影響しており、なかでも指導者の権威化・絶対化、指導者の立場の強化によって、体罰が運動部での指導の一環であると捉えられてしまう空間が創りだされているのではないかという仮説を設定して検討を行った。その結果、行動レベルとして部員に対して強く自らの指示通りにプレーすることに対する要求をし、意識レベルでは、運動部における自らの命令・指示に部員が従うことに是認を与える指導者(「命令・指示通り容認群」)が体罰実施経験の割合が有意に高いなど、指導者の自らの指導の絶対性が体罰実施経験の背後にあることが示唆された。また「命令・指示通り要求群」の指導者が自らの考えに引き寄せた指導を行う傾向が強いこと、また練習内容の決定方法についても自分一人で決定する傾向が強いことが示された。この結果は「命令・指示通り要求群」が自らの指導の絶対性を有する指導者の特徴を示す証左として把握することができよう。また「命令・指示

通り要求群」でより高い競技指導実績を有している割合が高いことから、指導の絶対性を生み出す背景に、高い競技指導実績があるものと推察される。

これらの結果から、高い競技指導実績に支えられた運動部指導は絶対的ですから受け入れることを当然とする意識や行動、すなわち指導の権威化、絶対化が、体罰を受容する空間、あるいは指導の一環としての体罰を捉える空間を醸成する要因となっているものと推察されるのである。

第5節 指導者の神格化と体罰

本章では、2014年の高校バレーボール部男子・女子それぞれの各都道府県大会ベスト8以上の指導者を対象に質問紙調査を行い、高校バレーボール部における体罰の実態と指導者の指導経験、スポーツ及び指導意識、部員との関係性を中心に規定要因を明らかにするとともに運動部指導者において自らの指導を絶対視する認識と体罰の関係性について検討することを目的として行った。調査結果に関し、運動部における指導者による体罰実施経験の様相と指導者の基本的属性、指導経験及び指導意識、スポーツ観との関係から体罰実施経験の規定要因を検討した。

調査枠組に基づいた本章の主な結果は、以下の通りである。

1) 体罰実施の規定要因

- ① 指導者全体の約61%が体罰実施経験（手を上げた経験）を有しており、なかでも「よくある」、「たまにある」の合計値が約52%と半数を越えるなど、日常的に体罰（手を上げる）実施経験を有している割合が高い。
- ② 男性で年代が高く、指導歴が長く、競技指導実績が高い指導者ほど、また指導者自身、被体罰経験を有する者ほど、部員に対する体罰実施経験を有する割合が有意に高くなっている。
- ③ 指導者の体罰の意識について、激励としての体罰よりも懲戒としての体罰は許容できるとする意識が強く、指導実績が高く指導歴の長い、また体罰実施経験を有する指導者ほど肯定する意識が強くみられた。
- ④ 部員に対する叱責行動に関し、部員が部活動を怠っていたときや、部員の礼儀やマナーが悪かったとき等の生徒指導に関連する場面では、多くの指導者が叱責するとしていた。これに対して、部員が不甲斐ないミスをしたとき、勝てる試合に負けたとき、部員がポジション上の役割を果たしていないとき、プレーについて自分の指示通りにできなかったとき等の運動部特有にみられる場面では、体罰実施経験の有無により差がみられ、体罰実施経験を有する指導者ほど叱責行動を行うと回答していた。
- ⑤ 指導者のスポーツ観に関し、技術や体力よりも精神力が大切、いつでもやめられる気楽さをもつべき、技術や勝敗にこだわらず気楽に楽しむべき等の、スポーツを楽しむという価値について、性別や指導実績において差が認められた。体罰実施経験の有無

では、結果よりもそれまでの努力が大切、倒れるほど練習することが大切、監督やコーチの命令には全面的に従うべき等の項目で有意差が認められた。

- ⑥ 部員との信頼関係に関して、90%以上の指導者が部員との間に信頼関係を構築することができていたと自己評価しており、運動部の活動を通じた部員との関係性を肯定的に捉えていた。
- ⑦ 保護者、OBOG 会、後援会等の運動部外部からのプレッシャーに関しては、指導者群の違いによって有意差はみられず、指導者の半数程度は、外部からのプレッシャーを感じていた。
- ⑧ 運動部に関する事項の決定方法について、選手選考や練習内容の決定で指導実績および体罰実施経験の有無の違いによって有意差がみとめられ、指導実績が高い指導者、体罰実施経験を有する指導者ほど各事項の決定に関し、自分一人で決定する傾向がみられた。

2) 指導者の神格化

次に、指導者の権威化・絶対化、指導者の立場の強化によって、体罰を許容する空間が成立しているのではないかという仮説を設定し、「部員がプレーについて、指導者の指示通りできなかつたときに叱り、監督やコーチの命令には部員は全面的に従うべきという考え方に賛成」する群を「命令・指示通り要求群」として、「部員がプレーについて指導者の指示通りできなかつたときに叱らず、監督やコーチの命令には部員は全面的に従うべきという考え方に反対」する群を「命令不従事・指示不従事容認群」として、体罰実施経験との比較検討を行った。その結果は、以下の通りである。

- ① 「命令不従事・指示不従事容認群」と比較して「命令・指示通り要求群」の体罰実施経験率が有意に高くなっており、指導の権威化や絶対的な指導意識・行動が体罰実施経験の背後にあることが示唆された。
- ② 「命令・指示通り要求群」の指導者において競技指導実績が高く、自らの考えに引き寄せた指導を行う傾向が強いこと、また練習内容の決定方法についても自分一人で決定する傾向が強いことが示された。
- ③ これらの結果から、高い競技指導実績に支えられた運動部指導は絶対的ですべてを受け入れることを当然とする意識や行動、すなわち指導の権威化、絶対化が、体罰を受容する空間、指導の一環としての体罰を捉える空間を醸成する要因となっているものと推察された。

以上の結果から、指導者自身の豊富な指導歴や指導実績を背景として、運動部内での自らの指導に対して強い正当性をもたせ、指導者自身を部内においては神格化するような傾向を看取することができる。これを換言すると、運動部内における指導者の立場の強化といえる状況が惹起しており、このことが指導者の正当性の強化を促す要因として機能し、

部内において「指導者の神格化」ともいうべき状態となった結果、部員に対し体罰を引き起こしているものとも考えられる。

第9章 運動部における体罰発生の要因検討

本章ではここまでの研究結果をもとに、研究目的として提示した、体罰が受容される運動部の構造、および運動部における体罰の発生要因について考察する（図 2-5-1、2-5-2 参照）。そこでまず本章の構成枠組（図 9-1）を提示したうえで検討する。

本論では運動部における体罰問題に関し、分析枠組で提示したマクロな視点から、運動部外部から影響を与える存在として、研究 1、研究 2、研究 3 において司法界と教育界における懲戒と体罰の判断基準の揺らぎについて検討した。そこで第 1 節では体罰問題に対する判断基準の揺らぎの影響に着目する。

次に分析枠組で提示したミクロな視点から、運動部内部で体罰発生に関与する部員と指導者の関係について研究 4 および研究 5 において検討した。この結果に関し、第 2 節では運動部において指導者による体罰が指導の一環として捉えられる様相を、体罰の指導の一環化として着目する。第 3 節では体罰実施に関する、運動部における指導者の神格化と、指導者に親の様な親密さを感じる、身内化の様相について着目する。第 4 節では体罰の指導の一環化と指導者の神格化の背景として、部員と指導者が抱える不安と、部員の保護者らの運動部への深い関与について検討する。最後に第 5 節では、研究全体の結論としての、体罰が受容される運動部の構造、および運動部における体罰発生の要因を明らかにする。

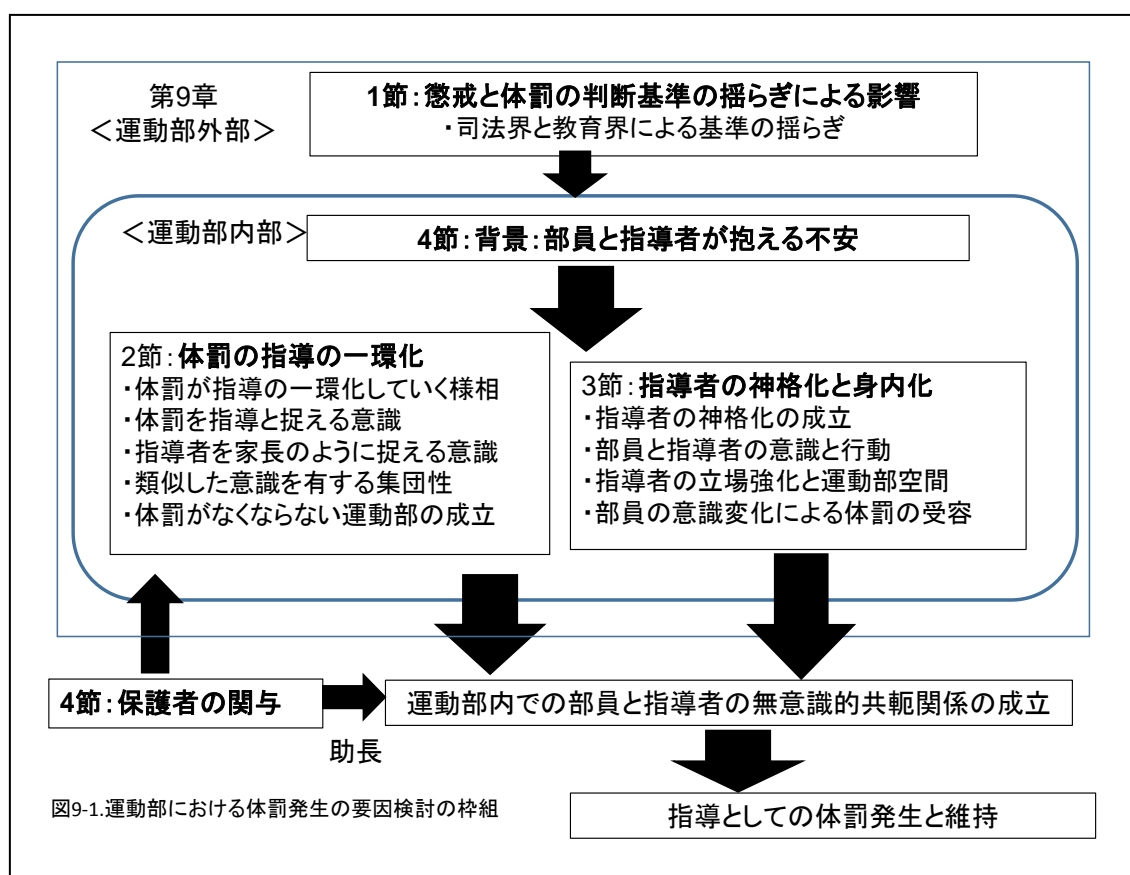
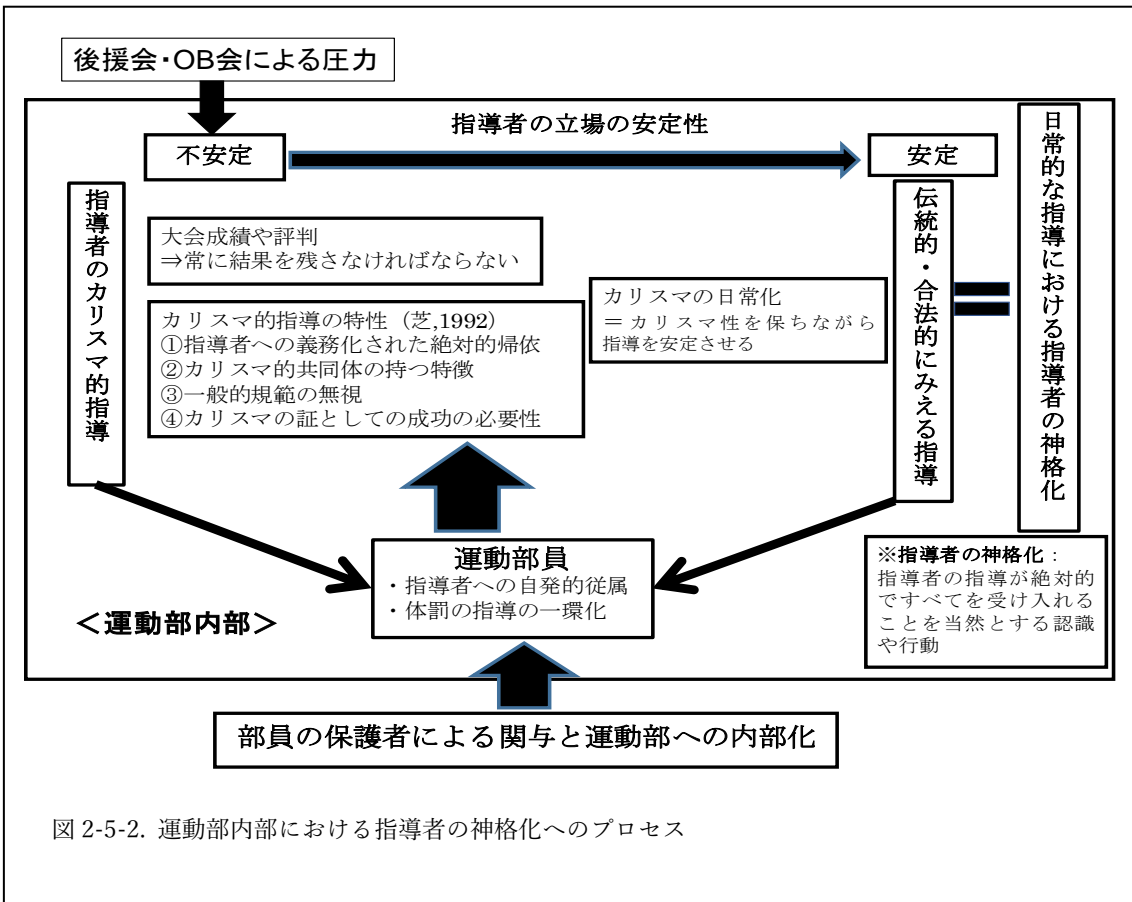
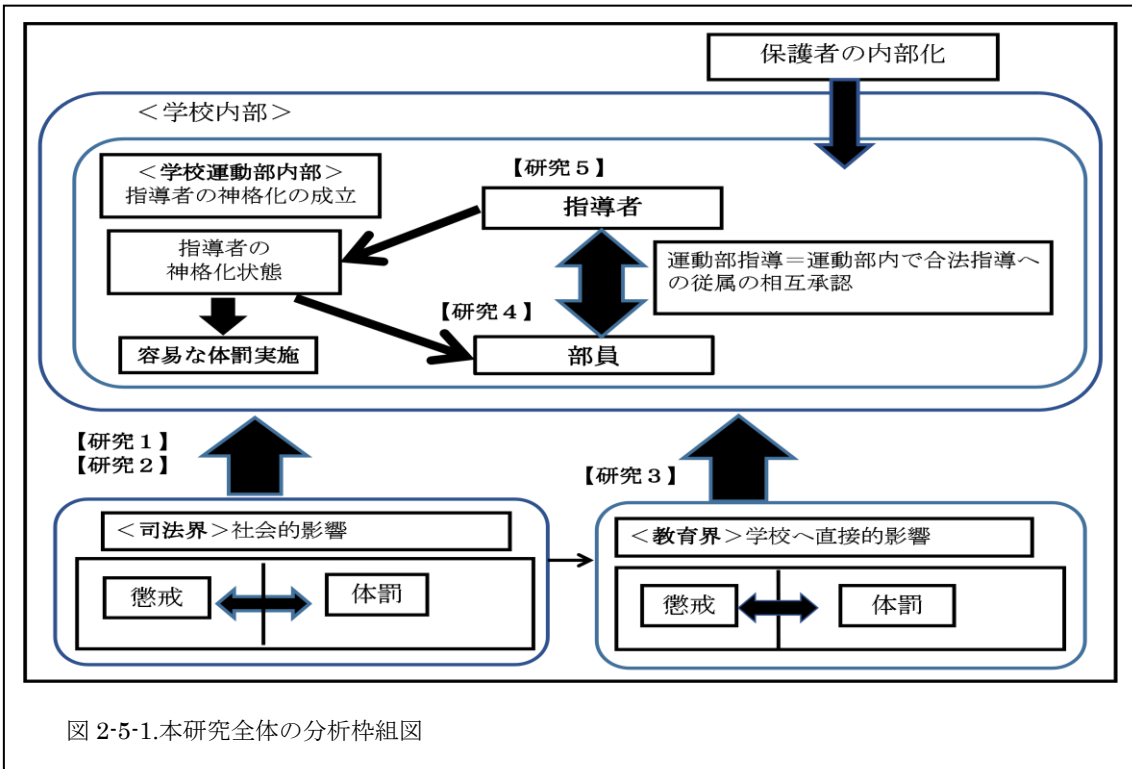


図9-1.運動部における体罰発生の要因検討の枠組



第1節 運動部外部における懲戒と体罰の判断基準の揺らぎによる影響

本研究における分析枠組でのマクロな視点として、運動部の外部から運動部内部での体罰に対して、社会的にきわめて強い影響を与える、司法界判断としての体罰に関する裁判例、および学校教育に対して直接的な影響を与える教育界判断としての体罰に関する通知・通達に着目した。

体罰問題に関して社会的影響が最も大きい司法界判断である裁判例を検討した結果、教員による有形力の行使の判断に関し、1955年に体罰禁止に関する判決が提示されて以降、1981年に事実上体罰を容認する判決が、1990年には再度体罰が禁止される判決が、2009年には再度禁止が一部覆された判決が提示され、学校教育法で教員に認められた懲戒行為と、禁止されている体罰行為について、懲戒と体罰の判断基準の揺らぎとも言うべき様相が看取された。教員の生徒に対する有形力の行使に関して学校教育法に基づき、裁判所は体罰を認めないという立場を保持しながらも、懲戒行為としての有形力の行使を認める判決や、一律に禁止とするのではなく、それぞれの状況判断を行う必要があるという判決が提示されていた。以上にみられる、体罰の判断基準に関する司法界判断の揺らぎについて、判例中心主義を取っており、本来判断基準の揺らぎがみられることが多くはない司法界でこのような揺らぎの現象が発生しているのは注目すべき関心事と言えるだろう。

次に、体罰に関する裁判の中でも、運動部に関する体罰が問題視された裁判結果に着目し、裁判の中における原告と被告の証言と、裁判の中で事実として扱われた状況から、運動部における体罰の特徴と発生要因について検討した。その結果として、指導者が生徒との間に十分な信頼関係を結ぶことができているという過信と、自らの指導に生徒が納得しているという誤認をした「指導者有利に歪められた信頼関係」、運動部の指導実績や指導歴によって、部内で指導者が絶対的な存在となり、体罰であると考えられる暴力行為も、部内では指導の一環であるとしてしまう「運動部内における指導者の絶対的立場」、スポーツ指導を行う上で、暴力を指導の一環として行うことを常識であると認識してしまう「練習の一環としての体罰の容認」の3点が運動部における体罰発生の要因であることが示唆された。

最後に、学校教育における体罰に関し、直接的な影響を与える教育界の立場から、懲戒と体罰の判断基準の揺らぎについて検討するために、学校教育を監督する文部科学省を中心に提示されてきた関連する法令と、通知・通達の歴史的変遷、および司法との相互の関連について検討した。その結果、教育界は体罰禁止の立場を保持する姿勢を見せる一方で、司法界判断として重要な意義を持つと考えられる裁判の判決が出されたことと連動するように、ほぼ同時期において、文部科学省は判決に対する見解や、体罰に関する通知・通達を提示していた。この提示の中では懲戒と体罰に関する具体的な教員の行為や、体罰の対象となる児童生徒への対応など、時代によって差異がみられる細かなガイドラインを示し

ていた。これらの検討を通して司法界と教育界が連動しながら体罰問題での懲戒と体罰との間での揺れ動きに関与していることが示唆された。

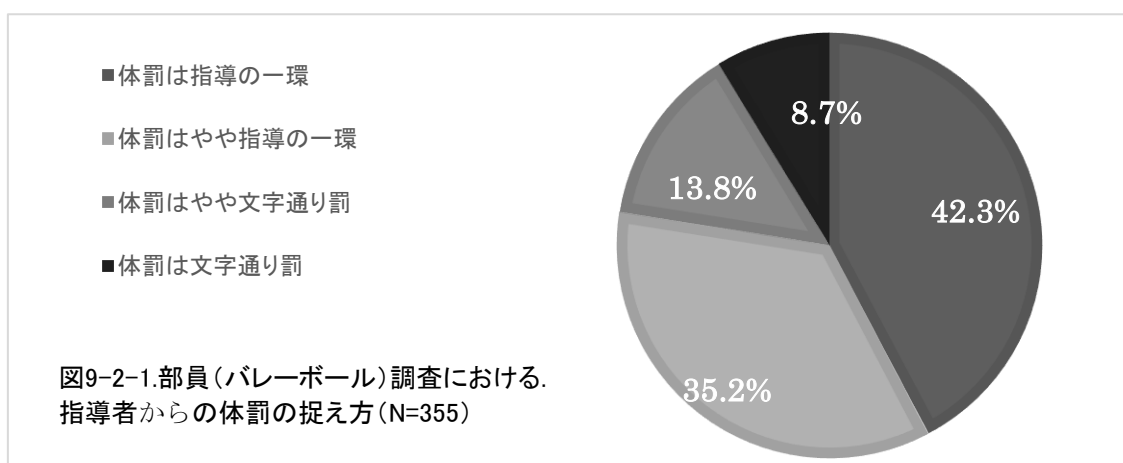
以上の結果から、運動部外部から運動部内部における体罰に対する影響に関しては、学校教育法で禁止されている学校教育内での体罰行為は、行為そのものは条文に示されているように禁止されている一方で、具体的な判断基準については厳密な規定はなされておらず、かつ判断基準の揺らぎがみられること、学校教育現場の教員によって判断が委ねられていることから、教員による体罰の余地を残してしまっているといえる。運動部外部におけるこれらの動向が体罰発生の一因となっているものと推察される。

第2節 運動部内における体罰の指導の一環化

次に、運動部内部における体罰発生の要因について検討する。運動部内部への視点は、本研究における分析枠組でのミクロな視点として提示した、運動部内部での指導者による体罰を指導の一環として受容してしまう部員と指導者の意識や、そのような状況を生み出す関係性、および部員と指導者を取り巻く運動部の環境である。

本節では、運動部内部において、指導者による体罰を指導の一環として捉え受容していく様相を体罰の指導の一環化として捉え、その内容について把握するものとする。そこで指導者による体罰を指導と捉える部員の意識の強さ、部員と指導者が類似した意識を有する集団特性に着目しながら、運動部において体罰が指導の一環化していく様相について明らかにする。

まず部員が体罰を指導の一環として捉えている意識の強さを確認する（図9-2-1参照）。大学バレーボール部員を対象として実施した調査結果にみられるように、高校卒業時点において、指導者による体罰を指導の一環として捉えている部員は、全体の77.5%と高い割合を示しており、指導者の体罰を指導と捉えている意識の強さが看取され、この意識が運動部内における体罰の指導の一環化に関する様相を示しているといえる。



体罰を指導の一環として捉える意識と同様に、大学バレーボール部員に対する調査結果に基づき、運動部で発生すると考えられる場面において体罰を受けた場合の捉え方に着目すると、体罰を指導の一環と捉える部員群は提示したすべての場面について、体罰を指導として捉え受容している様相が看取された。特に、「6.自分は悪くないのに連帯責任を負わされたとき」や、「7.自分の技術以上のことを求められたとき」など、部員の力では対応することが難しい場面においても体罰を指導として捉え受容していることは特筆すべきことであるといえ、部員の運動部内における体罰の指導の一環化が定着しているものと考えられる。そして、体罰の指導の一環化が、運動部における体罰発生の要因の一つであり、体罰の日常化、および体罰の連鎖に関与しているものと考えられる。

表7-6-3. 部員（バレーボール）調査における体罰の捉え方

質問項目	平均 (N=350)	体罰は指導の一環 (N=270)	体罰は文字通り罰 (N=80)	t(df)	有意確率
1. 部活動を怠けていたとき	1.69	1.53(.687)	2.25(1.000)	-6.052(101.989)	***
2. 不甲斐ないミスをしたとき	2.08	1.89(.795)	2.70(.906)	-7.195(117.362)	***
3. 指導者の指示通りにできなかったとき	2.35	2.19(.927)	2.87(.882)	-5.812(348)	***
4. 勝てる試合に負けたとき	2.16	1.98(.894)	2.79(.964)	-6.709(121.939)	***
5. ポジション上の役割を果たせなかったとき	2.06	1.87(.793)	2.71(.936)	-7.206(112.638)	***
6. 自分は悪くないのに連帯責任	2.43	2.23(.986)	3.09(.957)	-6.841(349)	***
7. 自分の技術以上のことを求められたとき	2.46	2.27(.950)	3.09(.957)	-6.725(349)	***
8. 自分の技術でできることをやらなかったとき	1.96	1.76(.786)	2.64(.917)	-7.722(115.381)	***
9. 代表して責任を追及されたとき	2.13	1.93(.906)	2.79(.964)	-7.330(349)	***
10. 指導者から怠慢と指摘されたとき	2.15	1.98(.877)	2.73(.900)	-6.654(349)	***
11. 礼儀やマナーが悪かったとき	1.76	1.62(.770)	2.25(1.025)	-5.120(106.649)	***
12. 練習に寝坊して遅刻したとき	1.91	1.76(.859)	2.41(1.044)	-5.017(110.603)	***
13. 高い競技成績を残している指導者	2.41	2.24(.969)	2.97(.960)	-5.944(348)	***
14. 自らを追い込もうとしないとき	2.10	1.91(.822)	2.76(.950)	-7.187(114.329)	***

*:p<.05, **:p<.01, ***:p<.001

そこで次に、運動部において指導者からの体罰を指導の一環として捉え受容する、体罰の指導の一環化に関し、部員と指導者の関係性とスポーツ観、また部員の抱えている不安に着目してその関係性について検討する（図 9-2-1.参照）。部員の抱えている不安については第 4 節で検討することとし、ここでは部員と指導者の関係性と運動部内の集団特性から体罰の指導の一環化について検討する。具体的には、部員と指導者の関係性について、両者の関係性の評価と、部員側からの運動部活動の満足感に着目し、運動部内の集団特性については、集団特性に深く関与し、その基盤となる両者のスポーツ観に着目して検討する。

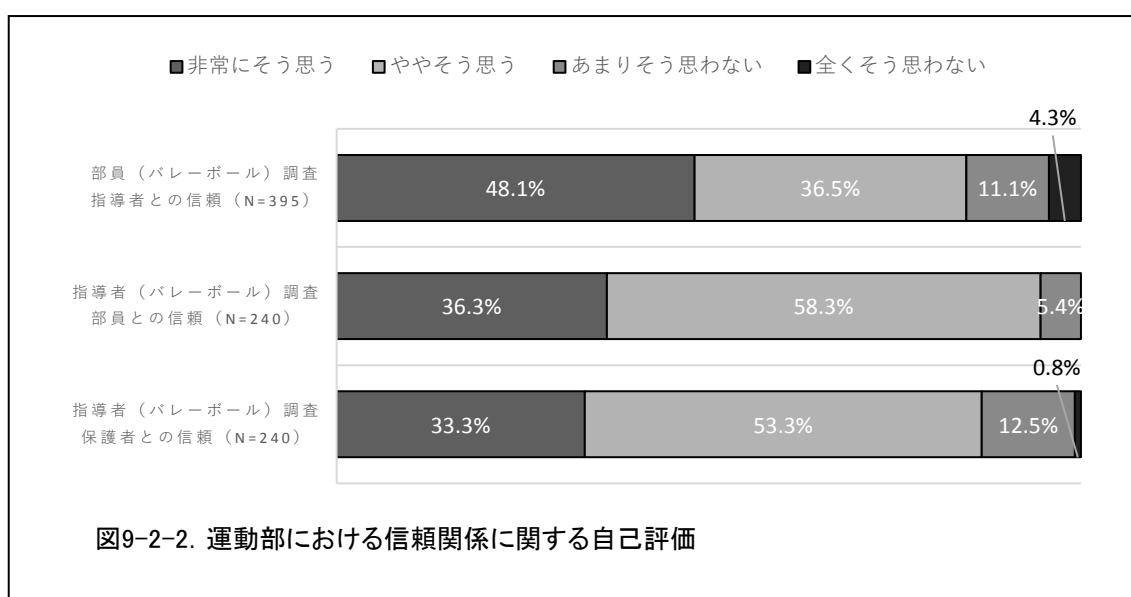
まず、部員と指導者の関係性に関し、両者の間における信頼関係の自己評価に着目した。調査内の質問項目で、部員に対しては指導者との信頼関係について、指導者に対しては部員と部員の保護者との信頼関係の自己評価を質問した（図 9-2-2.参照）。

その結果、部員と指導者の間における信頼関係の構築について、「非常にそう思う」と「ややそう思う」とする肯定的な回答の合計に着目すると、指導者との信頼関係の部員による自己評価は 84.6%、部員との信頼関係の指導者による自己評価は、94.6%、保護者との信頼

関係の指導者による自己評価は 86.6%となり、運動部当事者である部員と指導者は、相互に信頼関係を築くことができていると評価している結果がみられた。特に注目すべきは、部員との信頼関係の自己評価では、部員と信頼関係を「全く築くことができていなかった」と回答した割合は 0%であり、部員との信頼関係について、今回調査したケースでは非常に多くの指導者が肯定的に捉えている結果がみられた。さらに、指導者は部員の保護者とも信頼関係を構築できていたと評価した割合が 86.6%であり、高い割合で信頼関係の構築ができていたと評価する結果がみられた。

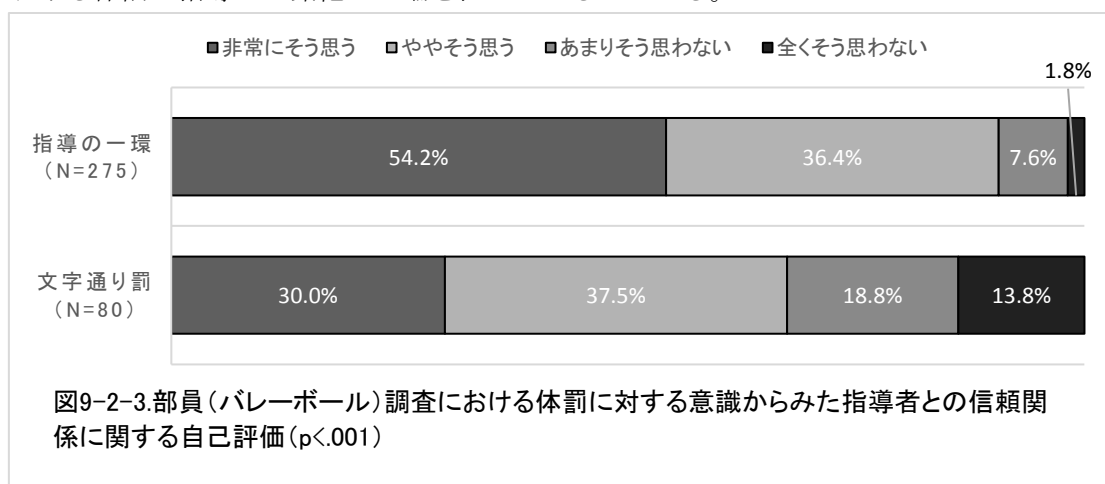
次に部員の結果に着目すると、指導者との信頼関係を築くことができていることについて「非常にそう思う」と回答した割合が 48.1%であり、指導者に対する部員との信頼関係における「非常にそう思う」の 36.3%を上回っており、指導者との信頼関係について非常に強固な信頼関係を築くことができていると評価する部員が多くみられる結果となった。しかし一方で、指導者との信頼関係について、指導者では 0%であった「全く思わない」とした回答が部員では 4.3%みられ、「あまりそう思わない」とあわせると、15.4%の部員は指導者との間に信頼関係を築くことができなかつたと評価していた。指導者は部員と信頼関係を築くことができていなかったとした回答は 5.4%しかなく、両者の結果について差異が認められた。

以上の結果から、運動部における信頼関係の構築について、指導者は部員およびその保護者との間に信頼関係を築くことができていると自己評価しており、多くの部員は指導者に対して全幅の信頼ともいえる強固な信頼関係を築くことができていると考えている様相がみられた。その一方で、指導者では非常に少数であった、信頼関係を築くことができなかったとした評価が部員では一定数おり、指導者の認識とは異なる結果がみられた。

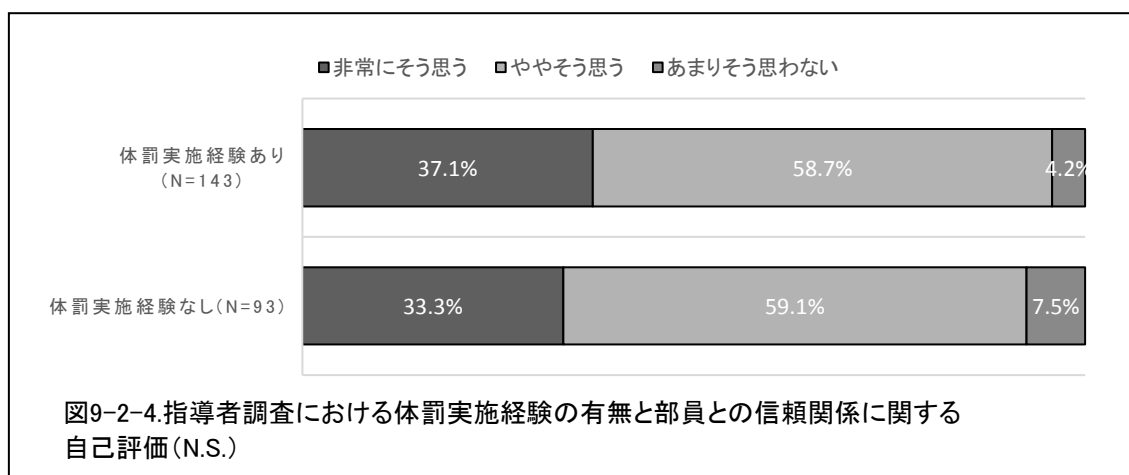


次に、部員と指導者をそれぞれ群分けし、信頼関係の結果について改めて検討した。部員については体罰の捉え方に着目し、体罰を指導の一環として捉えている群と、体罰を文字通り罰として捉えている群とに分け、指導者は体罰実施経験の有無に着目した。

部員の結果では、両群間において0.1%水準で有意差が認められた(図9-2-3.参照)。体罰は指導の一環と捉えている部員群は、90.6%（「非常にそう思う」+「ややそう思う」の合計）が指導者との間に信頼関係を築くことができていると評価しており、体罰は文字通り罰と捉えている部員群は67.5%であったことと比較すると大きく上回る結果がみられた。この結果は、体罰は指導の一環と捉えている部員は、運動部の活動を通し、指導者との間に強固な信頼関係を構築することができていると評価し、指導者の行う指導のすべてを受容する意識が、体罰を文字通り罰と捉えている部員よりも強固であることを示唆するものといえる。この指導者の行うことをすべて受容しようとする意識の強さが、運動部内部における体罰の指導の一環化の一端を担っているといえる。

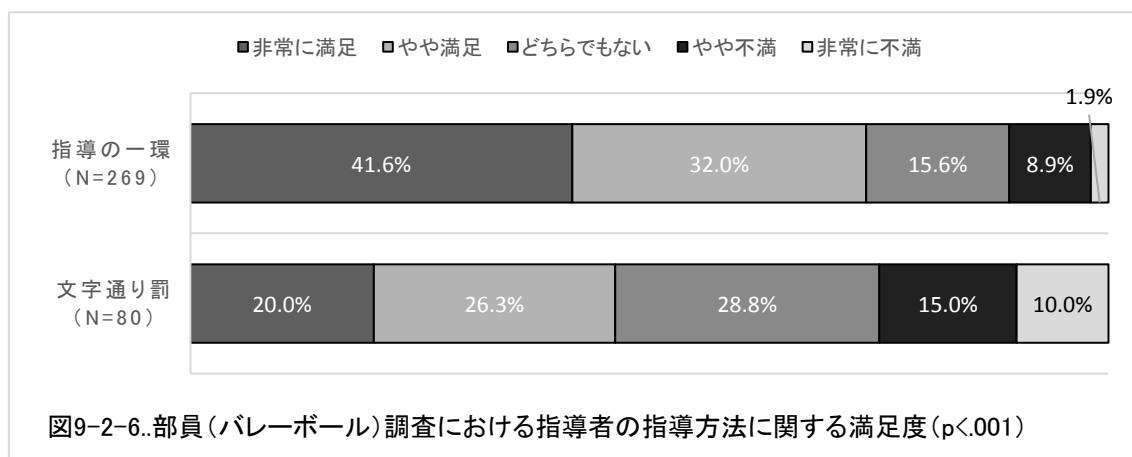
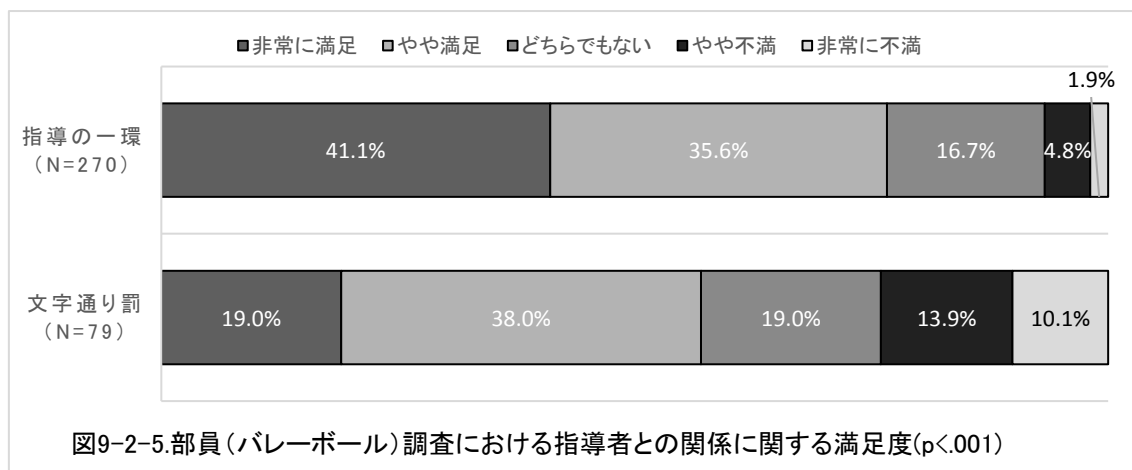


次に、指導者の体罰実施経験の有無と部員との信頼関係の構築に着目したところ、両群間で有意差は認められなかった(図9-2-4.参照)。これは、指導者全体の90%以上が部員との間に信頼関係を構築することができていたと評価していることから大きな差異が認められなかったものと考えられる。



次に指導者との信頼関係以外で、両者の関係性を検討するために、部員に対して実施した運動部活動における満足度の調査結果、なかでも指導者との関係に関連する項目として、指導者との関係に関する満足度、および運動部の指導方法に関する満足度について、体罰の捉え方の違いで検討を行った（図9-2-5、図9-2-6参照）。

その結果、いずれの項目とも0.1%水準で有意差が認められた。体罰を指導の一環と捉えている部員群は、指導者との関係に関しては、76.7%（「非常に満足」＋「やや満足」の合計）が満足と回答しており、指導方法に関しては、73.6%が満足と回答していた。一方、体罰は文字通り罰と捉えている部員群は、指導者との関係について満足と回答した割合は57.0%で、指導方法に関して満足と回答した割合は46.3%であった。両者を比較すると、体罰を指導の一環であると捉えている部員群は、指導者およびその指導方法に対する満足度が、体罰を文字通り罰と捉えている部員群よりも高い結果がみられた。この結果は、運動部の活動において指導者とその指導について受容する意識を示すものであり、体罰の指導の一環化との関連でいえば、部員と指導者の間における信頼関係の構築だけではなく、指導者とその運動部指導を受容する部員の意識の強さと体罰を指導の一環として捉え受容する態度が密接に関連していることを示すものといえよう。



ここまで体罰の指導の一環化について部員と指導者の関係性に着目し検討を行ってきた。次に、部員と指導者のスポーツ観に着目する。運動部における体罰を指導として捉え受容する様相について、部員と指導者のスポーツ観が類似した傾向を示している場合、運動部内において暗黙の了解が得られることが考えられ、体罰の指導の一環化の一因となることが考えられる。

そこで、部員と指導者に共通の項目で質問したスポーツ観の結果に着目した。部員は体罰の捉え方の差異により、指導者は体罰実施経験の有無により、それぞれ 2 群に分け、スポーツ観の平均を算出した。

回答結果に着目すると、いずれのスポーツ観の項目についても、それぞれの群が概ね同様の回答傾向を示していることがみられ、部員と指導者が類似したスポーツ観を有していることがみられた。スポーツ観の一致は、運動部へ臨む態度や考え方に影響を与えるものであると考えられ、部員と指導者が類似したスポーツ観を有しているという結果は、運動部空間内における暗黙のうちの意識の共有を行いやすいことが考えられる。

結果全体に着目したときに、部員と指導者のそれぞれの群による回答の平均が 1 点台を示している項目、つまり回答者の多くが共通して肯定的な意識を有している項目について列挙すると、

- 「③スポーツは『道』をきわめる手段」
- 「⑤自己を犠牲にしてもチームのために貢献すべき」
- 「⑨礼儀・作法を大切にすべき」
- 「⑩技能向上のためにきびしく鍛錬すべき」
- 「⑫相手を科学的に分析すべき」
- 「⑬スポーツは、続けることに意義がある」
- 「⑭メンバー間での上下関係は大切」

の 7 項目が該当した。

これらの項目について特徴を検討すると、「③スポーツは『道』をきわめる手段」、「⑤自己を犠牲にしてもチームのために貢献すべき」、「⑩技能向上のためにきびしく鍛錬すべき」、「⑬スポーツは、続けることに意義がある」のスポーツ観からは、部員と指導者が、スポーツを楽しむというよりも、チームのために尽くす意識を持ち、離脱することを許さない、きわめて厳格な態度で臨むことを求める意識を共通して有していることが看取される。

次に、「⑨礼儀・作法を大切にすべき」、「⑭メンバー間での上下関係は大切」のスポーツ観からは、スポーツ集団内での上下関係と礼儀・作法つまり、運動部内における先輩・後輩関係や部員と指導者間、部員間における礼儀正しさを部員と指導者が共通して重要視している意識を有していることがみられた。

最後に、「⑫相手を科学的に分析すべき」は項目の通り、試合に勝利するために、科学的な分析を取り入れる意識が強いことがみられた。この項目については、部員（「体罰は指導の一環」1.71、「体罰は文字通り罰」1.98）よりも、指導者（「体罰実施経験あり」1.61、「体

罰実施経験なし」1.66)の方が賛成への意識が強いことがみられ、実際に指導を行っている指導者の方が、スポーツ科学を取り入れた指導を行う必要性があることを意識しているといえる。

次に、回答の平均が2.5を超え、両者とも共通して否定的な意識を有している項目として、「⑩いつでもやめられる気楽さをもつべき」、「⑭倒れるほど練習することが大切」、「⑳感情を表に出すのは慎むべき」が挙げられた。この結果の中でも、「⑩いつでもやめられる気楽さをもつべき」というスポーツ観に対して否定的な結果となったことは、両者ともに厳格な態度で部活動に臨むことを求めている意識が強いことと関連しているといえる。

ここまで体罰の指導の一環化に関し、部員と指導者のスポーツ観に着目して検討した。部員と指導者に共通し、強く有していたスポーツ観から、部員と指導者は、運動部空間内において、スポーツを楽しむというよりも、チームのために尽くし、厳格な態度で臨むことを求める意識および、運動部内での部員と指導者間での上下関係における礼儀正しさを重要視する意識を暗黙のうちに共有していた。これらの禁欲的かつ鍛練的な運動部に対する態度が、体罰を指導の一環と認識し、受け入れることを当然のこととする意識を生起させ、またそれに対して疑問を持たないことに関連しているものといえる。

表9-2-2. スポーツ観の各群における回答の平均値

質問項目	部員 (体罰は指導の一環)	部員 (体罰は文字通り罰)	有意確率 (部員)	体罰実施経験あり (N=145)	体罰実施経験なし (N=93)	有意確率 (指導者)
伝統やしきたりは大切に受け継ぐべき	1.65 (.701)	1.99 (.787)		2.24 (.729)	2.12 (.623)	
スポーツの本質はゲームを楽しむこと	2.06 (.832)	2.14 (.823)		2.30 (.764)	2.40 (.849)	
スポーツは「道」をきわめる手段	1.55 (.631)	1.79 (.774)		1.87 (.795)	1.95 (.645)	
技術の優れている者が重視されるべき	2.09 (.985)	2.11 (.886)		2.96 (.886)	2.88 (.907)	
自己を犠牲にしてもチームのために貢献すべき	1.59 (.711)	1.85 (.765)		1.95 (.647)	1.97 (.796)	
勝負には勝たねばならない	1.57 (.691)	1.68 (.759)		2.05 (.742)	2.09 (.779)	
技術や体力よりも精神力が大切	1.71 (.686)	1.94 (.735)		2.29 (.747)	2.28 (.739)	
結果よりもそれまでの努力が大切	1.81 (.769)	2.05 (.884)		1.74 (.695)	1.96 (.747)	*
礼儀・作法を大切にすべき	1.31 (.518)	1.44 (.633)		1.47 (.565)	1.45 (.541)	
技能向上のためにきびしく鍛練すべき	1.54 (.649)	1.78 (.711)		1.85 (.649)	1.93 (.660)	
いつでもやめられる気楽さをもつべき	2.71 (1.06)	2.76 (.937)		3.04 (.810)	3.17 (.757)	
相手を科学的に分析すべき	1.71 (.723)	1.98 (.763)		1.61 (.603)	1.66 (.597)	
スポーツは、続けることに意義がある	1.47 (.638)	1.73 (.795)		1.63 (.685)	1.65 (.581)	
倒れるほど練習することが大切	2.56 (.968)	2.78 (.857)		2.97 (.784)	3.28 (.678)	**
勝敗よりも全力をつくすことが大切	1.78 (.812)	2.01 (.849)		1.83 (.701)	1.95 (.771)	
監督やコーチの命令には全面的に従うべき	2.26 (.862)	2.51 (.900)		2.36 (.663)	2.66 (.696)	**
ケガを隠してまでチームにつくすことはない	2.19 (.923)	2.18 (.776)		2.23 (.788)	1.99 (.755)	*
技能が同じなら年上の人を選手とすべき	2.48 (1.011)	2.5 (1.031)		2.38 (.857)	2.36 (.841)	
メンバー間での上下関係は大切	1.67 (.728)	1.9 (.704)		1.94 (.685)	1.97 (.630)	
技術や勝敗にこだわらず気楽に楽しむべき	2.4 (.945)	2.49 (.827)		2.88 (.722)	2.96 (.706)	
感情を表に出すのは慎むべき	2.56 (1.086)	2.59 (1.002)		3.19 (.712)	3.20 (.649)	

本節では、運動部内における体罰の指導の一環化と関連して、指導者による体罰を指導として捉え受容する様相について検討してきた。具体的には、部員と指導者の信頼関係の構築や指導への満足度といった点からみた両者の関係性と、集団特性とも深く関連するスポーツ観に着目し、運動部において体罰の発生要因について検討した。

その結果、部員と指導者の双方に信頼関係の構築に対する評価の高さと、部員側からみた指導者および指導方法への満足度の高さを看取することができた。スポーツ観では、ス

スポーツを楽しむというよりも、チームのために尽くし、厳格な態度で臨むことを求める意識および、運動部内での部員と指導者間での上下関係における礼儀正しさを重要視するきわめて禁欲的かつ鍛練的な意識を有していた。以上にみられた部員と指導者の間の高い肯定的な関係性と、厳しい態度で運動部に臨むことを当然とする意識が、運動部において体罰が発生する一因として関連しているものと推察される。

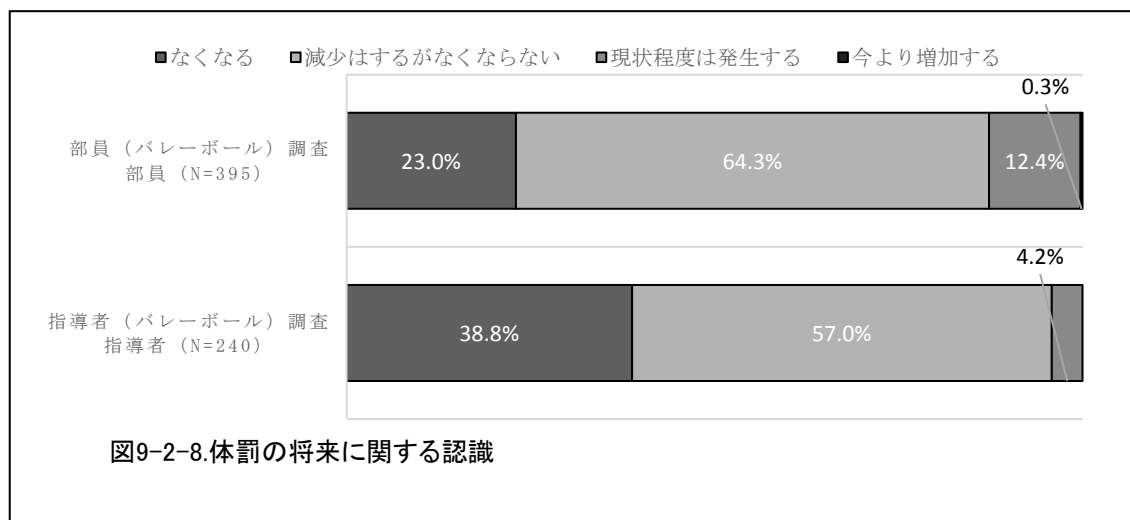
最後に運動部における体罰の指導の一環化に関連して、運動部における体罰の連鎖について言及する。運動部において体罰が指導の一環と捉えられ受容される様相についてここまでみてきたが、体罰が指導と捉えられるだけでなく、連鎖していく可能性について、体罰の将来に関する意識の結果からみてみたい。

部員と指導者に対し、運動部における体罰の将来的な見通しについて質問を行った。その結果、指導者の回答では、将来的に運動部における体罰は「なくなる」とした回答が 38.8%と 4 割近くを占めており、「現状程度は発生する」は 4.2%、「今より増加する」は 0%という結果となり、将来の運動部における体罰について、現在指導を行っている指導者は、減少もしくは根絶の方向へと向かっていると見通している傾向にあることがみられた（図 9-2-8.参照）。この結果は、2012 年に発生した桜宮高校バスケットボール部での体罰問題に伴い、体罰に対して厳格な対応を求める社会の要求があったこと、第 5 章で扱ったように、文部科学省から立て続けに体罰に関する通知・通達が提示されたこと、同事件の運動部指導者に対して、異例ともいえる直接の刑事罰が下されたことが影響しているものと考えられる。また指導者への調査結果から、体罰の将来に関して、「社会的に受け入れられないから」、「体罰のない指導が当たり前になっている」等の回答にみられる、体罰は指導現場では認められないとする意見や、「体罰を受けず知らずして指導者になった方はしないと思います」の回答にみられる、そもそも体罰を受けずに育った子どもが指導者となっていくと、その結果として体罰という行為そのものが行われなくなるだろうとする意見がみられた。

しかし部員の結果をみると、「なくなる」とした回答は 23.0%で、指導者の 38.8%よりも低い結果となり、「現状程度は発生する」12.4%、「今より増加する」0.3%という、運動部における体罰は減少の方向へ向かっていかないと考えている部員も一定程度みられた。体罰の将来に関する部員の意見として、「伝統的に強い学校の指導に多々体罰があるから」、「体罰を親が認めてでも強いチームに入れる人はいる」等の回答にみられる、強豪校の運動部において体罰は伝統的なもので存在することが当然と考える意見や、親が体罰を是認しているという意見がみられた。また部員の回答からは、「指導の一環だと思うから」とする回答もみられ、体罰の指導の一環化が定着している様相も結果からみられた。

以上の結果にみられる通り、体罰の将来という視点で部員と指導者をみると、指導者は根絶に向かった体罰の減少傾向の意識を有していたが、今後運動部指導を担っていくことになる世代である部員らは、運動部での体罰について、根絶することはなく今後も発生するであろうという意識を有しており、個別の記述にみられたように、減少はするだろうがなくなるはずがない、という体罰の根絶に対してきわめて否定的な意見を有している結果

がみられた。大学体育会で競技を行っている部員がこのような意識を有していることは、部員らが指導者となった時における体罰の発生、つまり体罰の連鎖が発生するものと推察される。



第3節 指導者の神格化と身内化の成立

次に運動部内部における体罰発生の要因に関連した内容として、運動部内部における指導者の神格化と身内化の成立に着目する。分析枠組で提示した、運動部内部での日常的な指導における指導者の神格化の成立に関して、ここでは指導者の神格化を指導者の指導が絶対的であり、すべてを受け入れることを当然とする意識や行動として把握し、運動部内部において指導者の神格化を醸成する空間性が成立する様相と、その背景となる要因について、部員と指導者の意識と行動、指導者の立場強化と運動部空間、部員の意識変化による体罰の受容の視点に着目しながら検討を行う。また部員と指導者の関係に関連して、部員は指導者を畏怖の対象として捉える一方で、親の様な親密さを感じていること、すなわち「身内化」が、運動部指導における体罰に関係していることについても検討する。

まず、運動部指導者に対して実施した調査結果について論じた第8章において、指導者の神格化に関し、運動部内部における指導者の意識と行動に着目し、「部員がプレーについて、指導者の指示通りできなかつたときに叱り、監督やコーチの命令には部員は全面的に従うべきという考え方に賛成」する群を「命令・指示通り要求群」、「部員がプレーについて指導者の指示通りできなかつたときに叱らず、監督やコーチの命令には部員は全面的に従うべきという考え方に反対」する群を「命令不従事・指示不従事容認群」として両群に着目して分析を行った。その結果、「命令・指示通り要求群」の指導者による運動部指導は絶対的ですので受け入れることを当然とする意識や行動、すなわち指導の権威化、絶対化が、体罰を受容する空間、指導の一環としての体罰を捉える空間を醸成する要因となっている

ことが導出された。

運動部指導に関する意識と行動について大学バレーボール部員に着目したところ、本章第1節における体罰の指導の一環化に関する内容から、体罰を指導として捉える意識を有している部員は、運動部における様々な場面における指導者からの体罰を指導として捉え受容する行動を示していた。また、指導者に従うべきとする意識についても、体罰は指導の一環と捉えている部員群の方が、体罰を文字通り捉えている部員群よりも、指導者に全面的に従うべきとする意識が強いという結果がみられた。

次に、指導者の神格化の成立と関連して、指導者の立場の強化と運動部の空間性に着目する。運動部内における指導者の立場の強化が、体罰発生と関連していることについてはこれまでに論じてきた。ここでは指導者の立場と権限の強さおよび、その認識について運動部に関する事項の決定方法について、部員と指導者のそれぞれの結果に着目しながら検討する(図9-3-1参照)。運動部における、「選手選考」、「練習内容」、「スケジュール」にみられる、運動部の活動において求められる事項に関する決定方法について質問を行ったところ、それぞれの項目の結果について、指導者が「すべて指導者一人で」決定しているとした回答の割合に着目すると、

「選手選考」	: 部員 (バレーボール) 調査 49.9%	指導者 (バレーボール) 調査 38.2%
「練習内容」	: 部員 (バレーボール) 調査 37.5%	指導者 (バレーボール) 調査 28.5%
「スケジュール」	: 部員 (バレーボール) 調査 54.3%	指導者 (バレーボール) 調査 40.7%

という結果となり、いずれの項目に関しても、指導者よりも部員の方が「指導者一人で」決定していると捉えている結果がみられた。

次に、「指導者と副顧問やコーチに部員も加えて」および「指導者と部員の話し合いで」の項目にみられる、運動部での決定事項に関して、部員の意見を取り入れているとした割合の合計に着目すると、

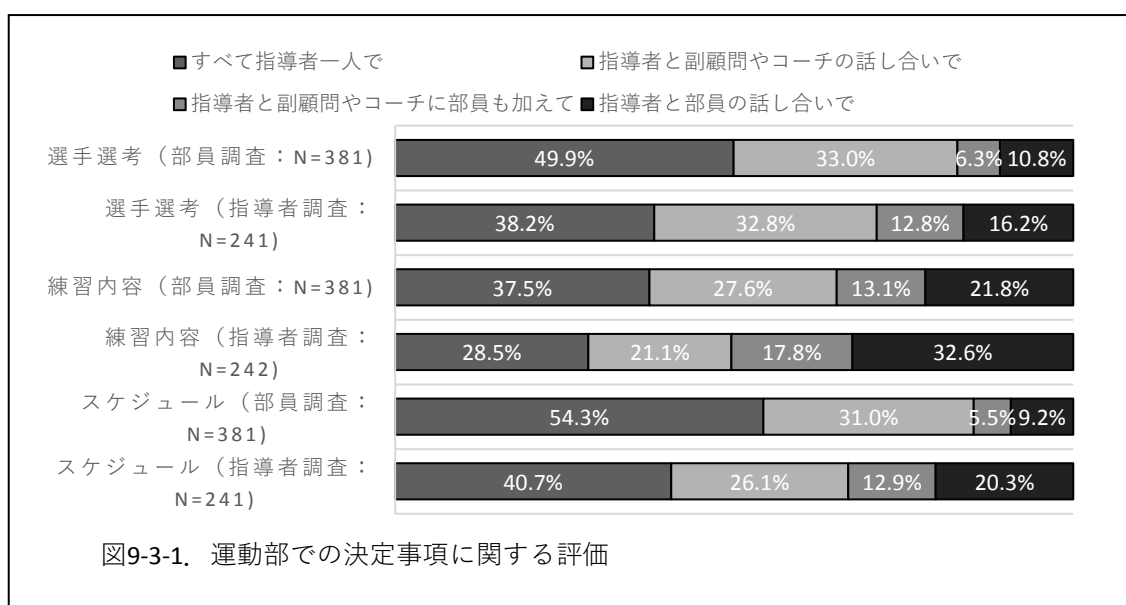
「選手選考」	: 部員 (バレーボール) 調査 17.1%	指導者 (バレーボール) 調査 29.0%
「練習内容」	: 部員 (バレーボール) 調査 34.9%	指導者 (バレーボール) 調査 50.4%
「スケジュール」	: 部員 (バレーボール) 調査 14.7%	指導者 (バレーボール) 調査 33.2%

という結果となり、いずれの項目に関しても、部員よりも指導者の方が部員の意見を取り入れていると回答しているという結果となった。

以上の結果に関して、同一の学校における調査ではないことに留意する必要があるが、運動部における事項の決定方法について、すべて指導者が一人で決定していると回答した割合は部員の方が高く、部員の意見を取り入れているとした回答の割合は指導者の方が高い結果がみられた。これは指導者が認識している以上に部員は、運動部内の決定権限は指導者一人が有していると認識しており、指導者が認識しているほど部員は、運動部に関する意思決定の機会が与えられていないという、運動部内における事項の決定方法に関して、部員と指導者との間に認識の差異(ズレ)が認められるということである。

選手選考に関しては、部員自身がレギュラーや非レギュラーといった選抜の直接的な対

象であるため、指導者が部員の意見を取り入れるのは難しいといえる。しかし、練習内容や運動部のスケジュールといった項目に関しては、選手選考ほど部員の意見を取り入れることに問題があるとは考え難く、決定に部員が関与する余地はあるものと考えられる。しかし現状では、運動部における決定事項に関しては、指導者ばかりの意見が色濃く反映されており、部員の意見は反映されるのが難しい状況にあることがみられた。この結果から、運動部内における権限という点から検討すると、指導者の認識とは裏腹に運動部内での指導者の権限は強化された状態にあるといえよう。



運動部の空間性について、第6章の結果における部員の被体罰経験の有無から、被体罰経験者ほど運動部空間は、「理不尽なことがまかり通る」、「常識が通用しない」、「閉鎖的な空間に感じる」、「気が抜けない」、「強い緊張を伴う」、「隔離された」空間であると回答している割合が有意に高くなっていた。また、運動部空間における指導者の言動や態度に対しては、他の学校生活場面と比較して「厳しい言動」、「偉そうな態度」、「絶対的な存在」、「近寄り難い」、「有無を言わせない圧力を感じる」と回答している割合が被体罰経験者ほど高くなっていた。これらの結果は、指導者の権限・立場の強化と体罰の誘発のしやすさに関連しているものと推察される。

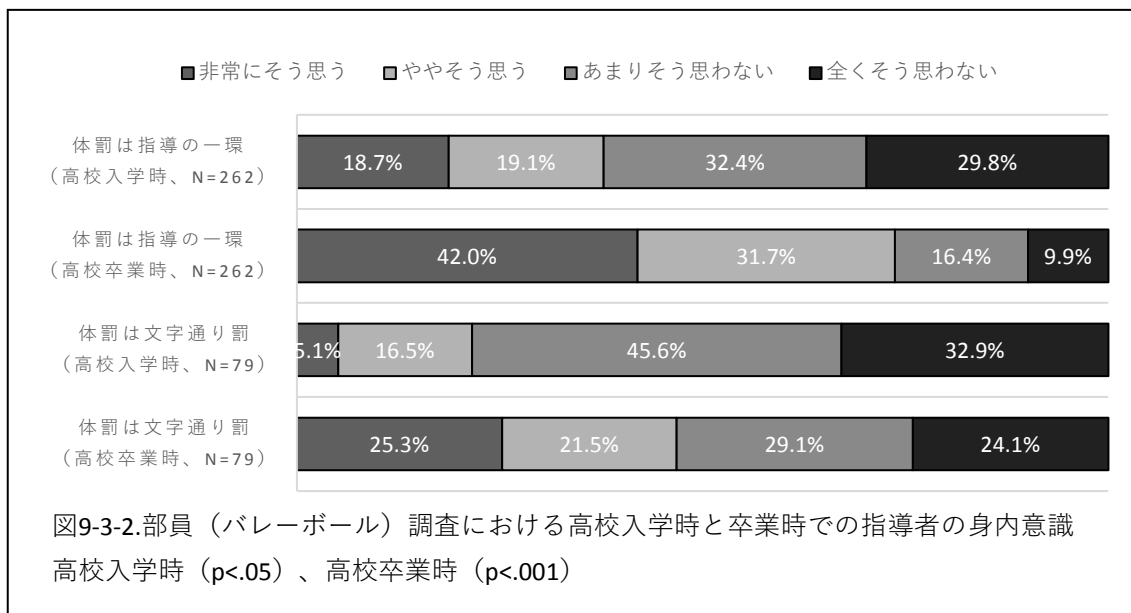
以上にみられる、指導者に対する運動部内における決定権限の集中と、指導者の立場の強化、およびそれらを許容する運動部空間の成立は、体罰に関する運動部空間の神格化に寄与するとともに、運動部における体罰発生の一因であると考えることができよう。

ここまで運動部における指導者の神格化の成立に着目してきたが、部員がなぜこのような様相を許容するのかという点について疑問が残る。この理由として、指導者の立場の強化によって反抗する余地がないことも一因であると考えられるが、部員の意識変化による

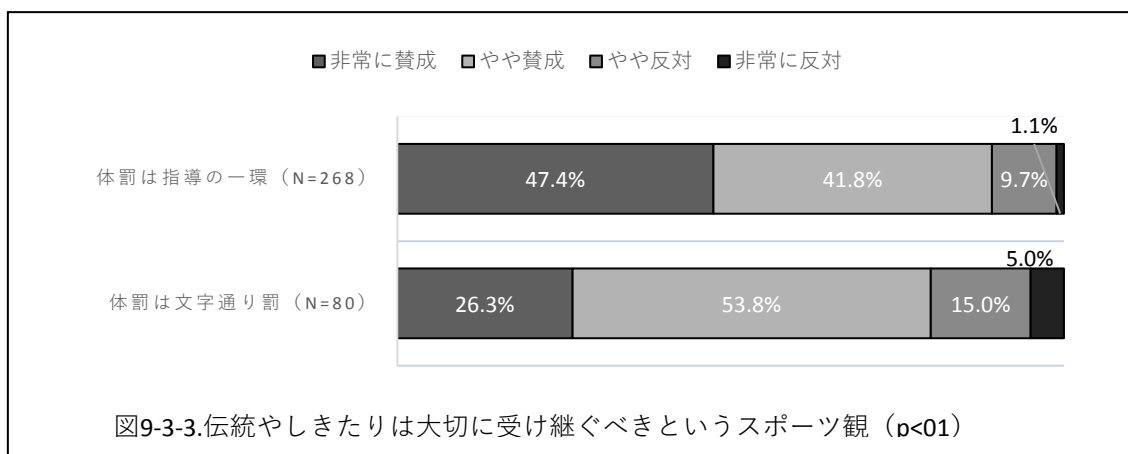
体罰の受容も関係しているものと考えられる。そこで、運動部内において指導者の神格化の一端を担う部員の意識変化と体罰受容について、指導の安定に向かう様相と指導者の身内化という意識から検討する。

本論における分析枠組において、指導者が指導実績を残すことによって、カリスマ的指導者と評価され、その指導者による指導行動がカリスマ的指導とされることについて言及した。このカリスマ的指導の段階において、指導者はカリスマ性を保つために、常に大会成績を残し、結果を残さなければならぬため立場が不安定である。この不安定な立場からの脱却を目指し、伝統的・合法的にみえる指導への移行を目指すために、カリスマ性を保ちながら指導を安定化させる営みが考えられる。この指導実績に依拠した指導から、自身の指導の慣習化、つまり自身の指導を伝統的なものとし、従属させることが考えられる。この指導体制は、伝統的支配の形式に基づくことで、集団の長である者の権威に対する孝悌恭順の意識としての関係性である。つまりこの関係性において従属する者は、ウェーバー（1960）が伝統的支配について指摘するように、没主観的な強制的なる従属の態度を求められるのではなく、家長たる立場の者との人格的な関係に基づく自発的な従属を示すものである。これを運動部内における部員と指導者との関係で考察すると、部員は当初、指導者の指導実績を評価し指導に従うが、活動を継続して行う中で、指導者を所属する運動部の長として、身内化ともいふべき親密さを感じ、部員自ら指導者の指導を受容する態度を示すことが考えられる。またここで伝統を重視する意識も指導体制の安定化に寄与しているものと考えられる。この指導者の身内化ともいえる内容について、運動部内における指導者の身内意識と、運動部の伝統に関する意識を調査結果から検討する。

運動部内における指導者の身内意識について、部員を体罰の捉え方で群を分け、高校入学時と卒業時において、運動部指導者を親のように身近な存在に感じていたかどうかということに着目した。その結果、高校入学時には指導者を身近な存在と捉えていた（「非常にそう思う」＋「ややそう思う」）部員は、体罰を指導の一環と捉えていた群 47.8%、文字通り罰と捉えていた群 21.6%であったが、高校卒業時には両群とも指導者を身近な存在と捉えている割合が、73.7%（指導の一環）、46.8%（文字通り罰）と増加しており、運動部の活動を通じて、指導者を単に指導実績のあるだけでなく、身内のように身近な存在として捉え、自発的に指導者に従う行動に寄与していることが推察できる。またその傾向は体罰を指導の一環と捉えていた群で顕著である（図 9-3-2.参照）。



次に運動部の伝統に関する意識に着目した結果、伝統やしきたりを大切に受け継ぐべきとするスポーツ観は、体罰を指導の一環と捉えている部員群の方が有意に高い結果がみられた（図9-3-3.参照）。



以上の結果から、体罰を指導の一環と捉えている部員群は、体罰を文字通り罰と捉えている部員群よりも、運動部内における指導者による伝統的・合法的指導というべき指導行動を自発的に受容する意識を強固に有していることが看取された。この結果は運動部内における指導者の指導体制の安定化に寄与するものと推察される。

運動部空間内において日常的な指導者の神格化が成立し、指導としての体罰が行われながらも部員らがそれを受容することには、ここまでの内容に加えて、部員らの運動部空間

の捉え方と運動部に対する満足度が関連しているものと考えられる。第 6 章でも明らかに
なったように、部員らは被体罰経験の有無に関わらず、運動部空間を「自分の居場所」、「仲
間意識を強く感じる場所」、「皆を身内であると感じる場所」と肯定的に捉えていた。

つまり、運動部員は運動部の活動を通して、指導者による指導としての体罰を受けなが
らも、指導者を一方では絶対的ですから受け入れることを当然とする畏怖の対象として
捉えつつ、また一方で身内のように感じ、自発的に従う態度を示す対象と捉えていること
が推察される。

第 4 節 運動部内における体罰を指導の一環として捉える背景

ここまで運動部における体罰の発生要因に関し、体罰を指導の一環と捉え受容する体罰
の指導の一環化の様相と、運動部内における指導者の神格化と身内化の成立について論じ
てきた。そこで次に、運動部内における指導の一環化、および指導者の神格化と身内化が
成立する背景について、部員と指導者および保護者のそれぞれに着目して検討する。

具体的には運動部における勝利への希求、運動部当事者である部員と指導者がそれぞれ
抱えている不安の様相、運動部外部における保護者が運動部の活動に対して深く関与する
様相という点から論じる。

1) 運動部における勝利への希求

運動部当事者および保護者について個別に検討する前に、まず運動部の活動における勝
利と運動部内の不安定さに関して論じる。

運動部の活動は、高等学校学習指導要領における部活動の項において、「生徒の自主的、
自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、
学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、
教育課程との関連が図られるよう留意すること」（文部科学省、2009、p.78）とされ、スポ
ーツに親しむことによって児童・生徒の成長に寄与するとされている。

しかし、現状の運動部の活動をみると、スポーツに親しむことよりも競技力の向上およ
び、大会で勝利することが重視されているといえる。多くのスポーツ競技において、全国
大会に出場することが非常に重視されているように、より上位の大会への出場を目指すた
めに勝利し続けることが多くの運動部における目標とされ、勝利を求めることが重要とさ
れている。特に強豪とされる運動部において、部員と指導者は常に勝利を求める意識を有
していることが考えられる。しかし、部員と指導者が常に勝利を求める意識を有してい
る一方で、勝利し続けることは難しく、非常に不安定である。以上の内容にみられる、運動
部内において部員と指導者が恒常的な勝利を希求する一方で、勝利の不安定さを抱えざる
を得なことが運動部における体罰に関する様相の背景となっていることが考えられる。こ
の勝利へ希求を踏まえたうえで、運動部内における部員と指導者のそれぞれが抱えている

不安について論じる。

2) 部員が抱える不安—部員が指導者に依拠しようとする様相—

部員のスポーツ観に関する結果の中で、部員はスポーツの実力を重視しながらも、精神力という見た目では分からない部分を同時に重要視していることが看取された。この点について、部員が指導者による体罰を受容し、指導者に追従する態度をとることに関し、運動部内において部員が抱える不安という点に着目する。部員がスポーツに関して実力主義の意識を有しながらも、一方で精神力を重視していた点と、部員が指導者および指導に対して追従する態度に関して、運動部内における部員の抱える不安と、その不安を取り除く存在である指導者という点について、スポーツ科学の進展と不安という点から検討する。

まずスポーツとはゲームの進行や勝敗について不確定性を常態とするものであり、科学的な理屈が覆される場面が多々みられるものであると考えることができる。スポーツの場面では、選手やチームがいくら科学的なトレーニングを積んでいても常に予期できないアクシデントが発生しうるものであり、スポーツ空間はそのような場として成立している。この予期できないアクシデントの発生とは、人が依拠していた科学に基づく因果関係が保証されなくなる事態の発生であるといえる。そのためスポーツの場面においては、選手が科学に基づく結論だけに依拠することができなくなった結果、その代わりとなる科学的に説明できない存在に対する依拠の意識が強まることが考えられる。スポーツ科学の進展により、練習内容や試合内での戦略が科学的に解析され、合理的になればなるほど他の選手やチームも同様に合理的になっていく。つまり科学の発達に伴い、スポーツに関する事象が合理的になり、どのチームも科学的エビデンスに従い、同様のトレーニングを行うようになればなるほど、結果については科学的要素を越えて、不確定要素が大きくなるというジレンマが発生するのである。このような状況において選手は、科学だけに依拠することはできず、科学に基づかない依拠すべき存在を求めようになり、このことがスポーツ選手にとってジンクスやルーティン、精神力等が重要視されることが考えられる。特に集団スポーツでは、個々人の集合体であるチームによる競技であるため、個人スポーツよりもさらに不確定要素は強くなり、予期できないアクシデントがより発生しやすくなっているといえる。

この不確定要素が大きくなることは、運動部に当てはめ考えると、部員にとって、指導者により統一的に出される指示や命令は非常に強い影響力を帯び、指導者の存在感が非常に増大していくことを示すことになる。ここまでの結果から、部員はスポーツの場面で精神力という見た目では分からない部分を重要視していた。運動部に参加しているときの部員の年齢は、皆未成年であり精神的には成熟しきれていない。そうでありながら、強豪校の部員は運動部内においてレギュラー、非レギュラーの争いに常にさらされ、さらに調査結果にみられたとおり、指導者によってレギュラーが決められやすい環境に置かれており、常に不安とプレッシャーを感じていることが考えられる。このような状況において部員に

とって運動部で確実な安心を得ることができることの一つに、指導者との信頼関係の構築と身内化を挙げることができる。つまり、「自分のことを指導者は考えてくれている、思ってくれている」という信頼や依拠を求める気持ちが発生した時に、盲目的に何かに従属することで不安定が解消されるのである。この部員が指導者を自然と求めてしまう意識が、指導者による体罰を指導として受容することに関連するものと考えられる。

また部員の抱える不安に関し、第1節で論じた指導者との間における信頼関係構築の高い自己評価は、部員にとって指導者との信頼関係を構築することは、運動部内における自らの不安を取り除き安心を得る行為であるともいえ、運動部において指導者とその指導に依拠しようとしていることを示していることが推察される。この点から運動部内における体罰を考察すると、部員が指導者による体罰を受けることは、指導者による指導の中でも他の部員以上に特別な指導を受けている、特別な期待をかけられていると誤認することが考えられる。

以上の結果、たとえ運動部の外部で体罰の発生が問題視され、体罰が不適切な行為であるという指摘が生じたとしても、部員にとっては運動部内で指導者と構築した信頼関係は絶対的なものであり、外部の声を聞き入れることはない。またそのような状況は予期できないアクシデントが常に生じるスポーツ空間であるからこそ成立しやすいといえるだろう。

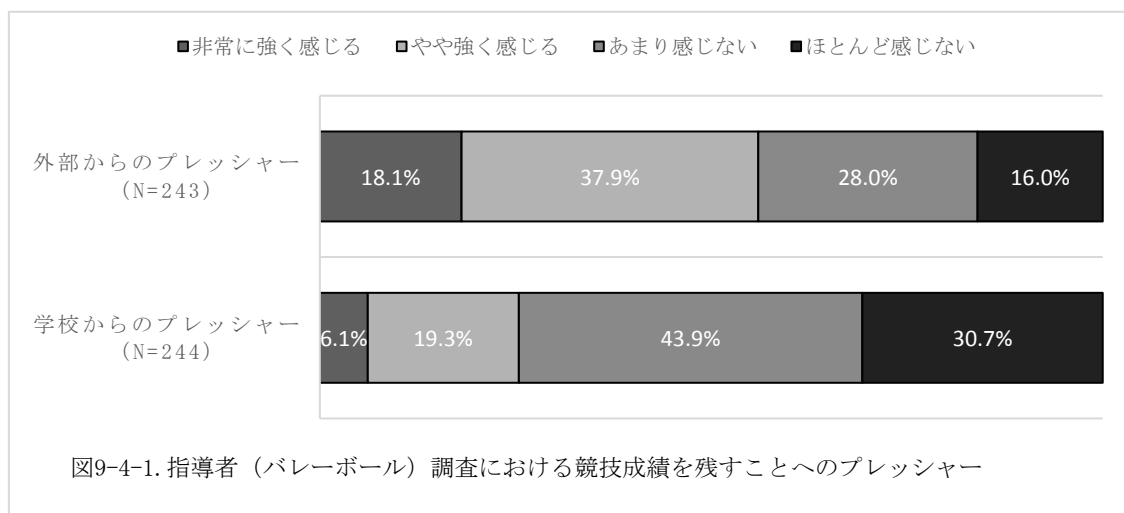
3) 指導者が抱える不安—外部からの勝利への希求

運動部内部において部員が抱える不安について指導者に対する依拠という視点から検討したが、指導者も部員と同様に、運動部内部で不安を抱えていることが考えられる。この指導者が抱える不安について、運動部外部からの勝利への希求という点から検討する。

本研究の分析枠組で提示したように、運動部内において指導者は、部の指導実績を残すことで、スポーツ指導に関するカリスマ指導者として評価されるようになる。このことは運動部指導者として、運動部内における権威の強化と、立場を強固にすることができる最も効果的な方法であるといえる。しかし、運動部指導者のカリスマとしての権威と立場を保つためには、常に大会で成績を残し続けることが求められ、それは指導者にとって非常に不安定な立場であるといえる。この運動部指導者としての立場をさらに不安定にする存在として、運動部外部からのプレッシャー、具体的には保護者、後援会、OB会等の組織と、学校内の他の教員らによる、部の勝利への希求を挙げることができる。

そこで指導者の不安に関し、学校内外からのプレッシャーという点から検討した(図9-4-1.参照)。指導者に対して実施した調査結果の中で、指導者が感じている競技成績を残すことへのプレッシャーについて指導者全体での結果をみると、学校側からのプレッシャーについて、プレッシャーを感じている(「非常に強く感じる」+「やや強く感じる」の合計)とした回答は、25.4%であり、外部(保護者、後援会、OB会)からのプレッシャーでは、56.0%と半数以上という結果となった。学校からのプレッシャーを抱えている指導者の割合はあまり高くはないが、保護者、後援会、OB会等の外部からのプレッシャーについては50%

以上の指導者が強いプレッシャーを感じていると回答していた。



この結果に加えて、指導者に対する調査結果において、運動部における勝利への希求に関する自由記述がみられた。例えば、「周囲が勝利することに対して一番賞賛されている風潮がこの日本にはまだ根強く残っている」、「勝利を目的としてしまうと、目的を必ず達成しなければ評価されないの、達成するための手段として暴力が用いられてしまう」、「結果を求められるなどのプレッシャーが強い場合や、指導者の勝たせたいという思いが一方的に強い場合に体罰が発生しやすくなると思う」等の記述にみられるように、運動部において勝利を過剰に求めることが体罰実施に向かいやすい様相や、勝利という結果を求められるプレッシャーと体罰との関係について指摘されている。

運動部指導者は、運動部内において部員との間に強固な信頼関係を構築し、自身の立場を強化しながら安定化に努めている。この指導者の立場を不安定にする存在として、保護者、後援会、OB会等の運動部外部からのプレッシャーと学校内部からのプレッシャーに着目した。その結果、学校内からのプレッシャーを感じている指導者の割合は 25.4%と四分の一程度であったが、運動部外部からのプレッシャーは 56.0%と半数以上が感じており、彼らの運動部、および指導者に対する勝利への希求が指導者を不安に陥らせている 1 つの要因になっていると考えられる。

4) 保護者の運動部への深い関与

ここまで運動部内における体罰を指導の一環として捉える背景に、運動部外からの影響として、部員の保護者の存在を考慮することができる。指導者の不安でも言及したように、運動部外部（保護者、後援会、OB会）からのプレッシャーを感じている指導者は多い。そこで、運動部内部と保護者の関係について、保護者の運動部への深い関与という視点から検討を行う。保護者の運動部への深い関与とは、本来運動部の外部に位置する部員の保護者が、運動部のサポート活動を通じて、運動部内部への関与、また運動部内部での活動の

助長を促すことである。

運動部における体罰に関する部員の保護者の反応に関して先行事例をみると、運動部指導における体罰について、部員の保護者らは批判するよりもそれを許容しており、体罰問題が表面化し、指導者である教員が処分されるような状況となると、保護者らが積極的になり指導者を守ろうとする動きを示していることが以下の通りにみられた。

「桜宮高バスケット部員と保護者、卒業生ら約 1100 人が大阪市教委に 12 日、顧問教諭の処分に際し、『適切な判断を求める』とする嘆願書を出していたことがわかった」（朝日新聞、2013 年 2 月 14 日、朝刊、39）

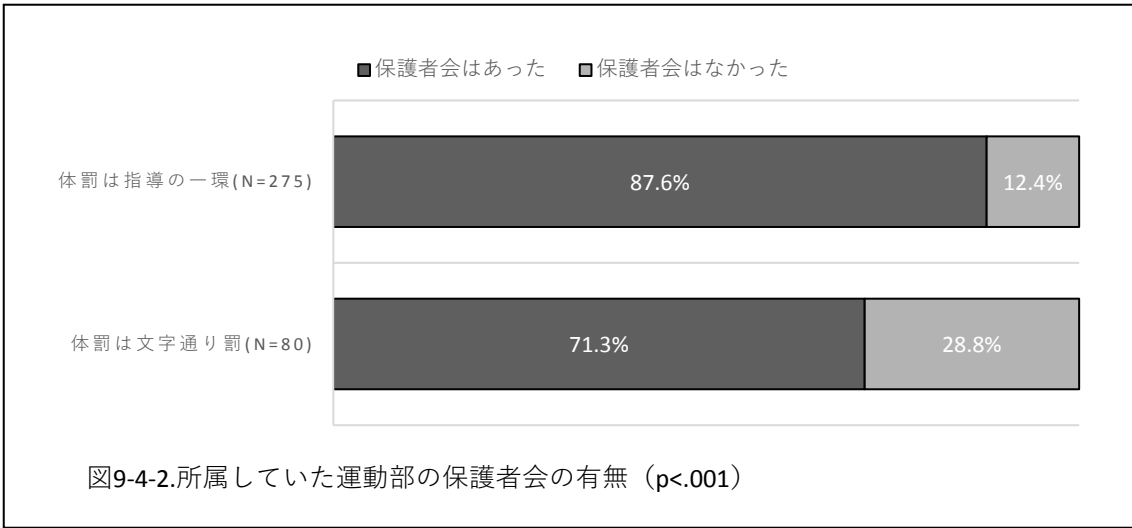
「保護者や卒業生らの一部が渡辺教諭の指導継続を求める署名活動を展開した」（朝日新聞、2013 年 3 月 14 日、朝刊、35）

「同校によると、卒業生や保護者らからは、寛大な措置を求める約 1 万人分の署名が寄せられた。」（読売新聞、2013 年 10 月 1 日、朝刊、33）

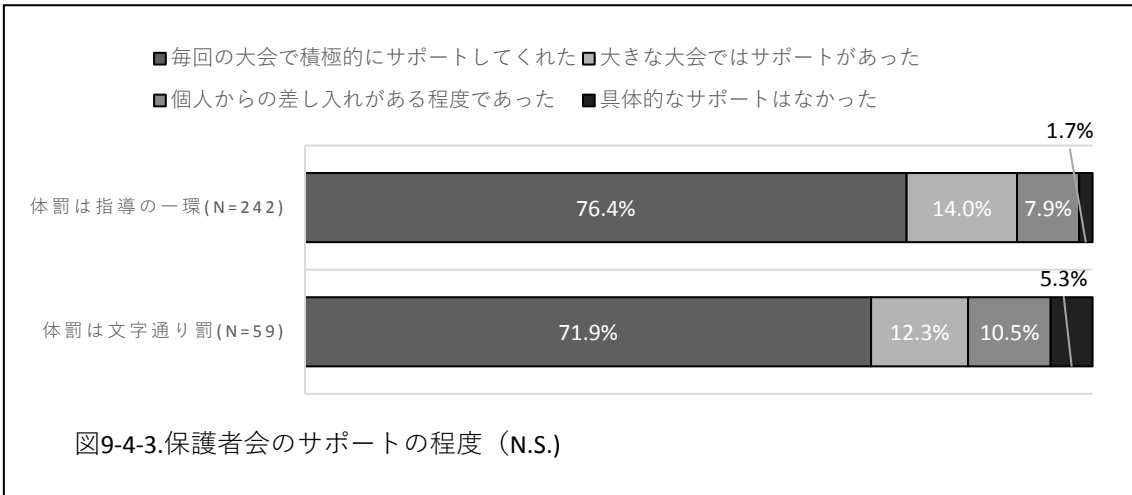
以上にみられる体罰に対する反応からも、指導者による体罰を伴う指導について、本来運動部外部にいる保護者が承認している様相が看取される。このことも保護者が運動部に対して深く関与していることが推察される。そこで以下では保護者による運動部のサポートおよび関与の拡大に着目しながら検討する。

本研究では、大学バレーボール部員に対する調査の中で、保護者に関連する質問を行い、その結果に基づいており、保護者の直接的な意見ではないことに留意する必要があるものの、部員が運動部における保護者との関わりと指導者への信頼等に対してどのように評価しているのかという点から検討することは一定の有効性を持つものといえよう。

まず部員の所属していた運動部における保護者会の存在の有無について質問を行った（図 9-4-2.参照）。その結果、体罰は指導の一環と捉えている部員群が所属していた運動部の 87.6%において運動部の活動をサポートする保護者会が存在しており、体罰を文字通り罰と捉えている部員群の所属していた運動部での保護者会と比較すると 0.1%水準で有意差が認められ、体罰を指導の一環と捉えている部員の保護者らは、子どもの所属している運動部の活動に対して、より積極的なサポートを行っている体制が整っていた状況が看取された。これは運動部の活動に対する積極的な参画の姿勢を示すもので、運動部への深い関与の一端を示すものといえよう。

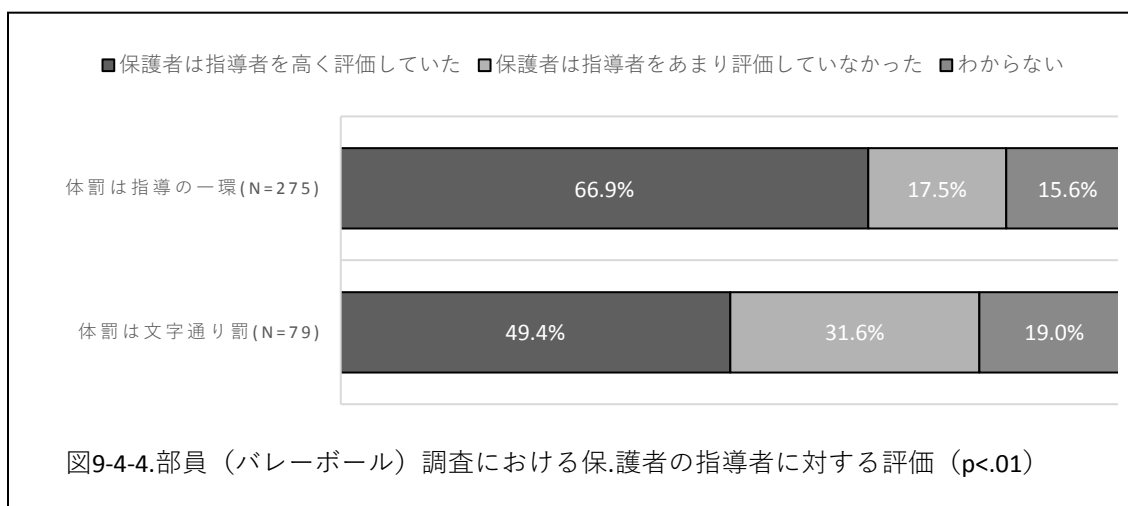


次に、保護者会の運動部に対するサポートの程度について着目して検討を行った(図9-4-3.参照)。その結果、保護者会のサポートの程度については、部員の体罰の捉え方に関する群間において有意差は認められなかった。部員の体罰の捉え方に関わらず、毎回の大会ごとに保護者会による積極的なサポートが行われているとの回答が70%を越えており、部員の保護者らが運動部の活動に対して積極的なサポートを行っており、運動部の外部に位置する保護者が運動部当事者であるかのように活動に対して積極的な関与を示している様相が明らかとなった。



最後に保護者による指導者への評価について質問を行ったところ、体罰を指導の一環と捉えている部員群の保護者の66.9%が指導者を高く評価しており、体罰を文字通り罰として捉えている部員群の保護者で指導者を高く評価しているとした回答は49.4%であり、ま

た評価していなかったとした割合は 17.5%（指導の一環群）、31.6%（文字通り罰群）であり、両群間で有意差（ $p<.01$ ）が認められた（図 9-4-4.参照）。この結果から体罰は指導の一環と捉えている部員の保護者は、指導者とその指導方法に対する肯定的な意識が強く、部員と同様に指導者の指導に対して積極的な受容の意識を有しているものと推察される。



ここまで運動部外からの保護者の深い関与として、指導者が抱える不安を引き出す対象としての保護者という存在に着目して検討を行った。その結果、運動部内における体罰の指導の一環化を受容する意識の強い部員の保護者らは、運動部を支える保護者会としての強い結束、大会ごとの手厚いサポートによって、運動部当事者ではない立場にありながらも、運動部の活動へ深く関与している様相がみられた。また、これらの保護者は指導者を高く評価しており、指導者およびその指導行動を肯定していることが考えられる。

このような保護者の運動部に対する関与、および運動部指導者を肯定する態度が運動部内における体罰の指導の一環化と指導者の神格化を支える一背景であると推察される。保護者のこのような態度の背景には、高橋（2013）が指摘しているように、運動部における保護者の関与について、親の意見として全国に出るといふ子どもの願いをかなえてあげたいとする意識や羨としての体罰の容認意識が関与しているものと考えられる。

第5節 運動部における体罰発生の要因

本章では、ここまでの研究結果をもとに、研究目的として提示した、体罰が受容される運動部の構造、および運動部における体罰の発生要因について考察を行った。その結果について、全体の要因関連図を示したものが図 9-5-1 である。

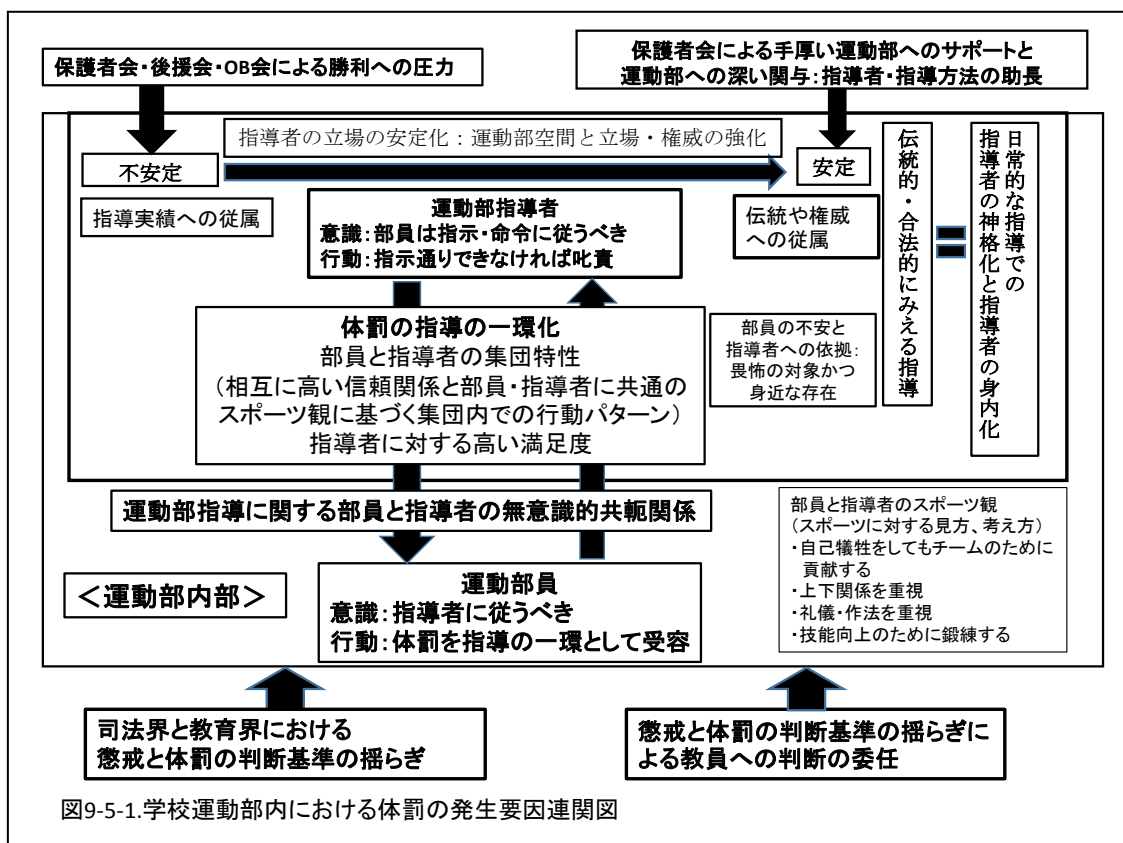


図9-5-1. 学校運動部内における体罰の発生要因連関図

以下に本論の結論として、この図に基づいて結果の考察と運動部における体罰発生の要因について検討する。

まず運動部外部から運動部内部における体罰に対する影響として、社会的影響の大きい司法界と、学校教育に対する直接的な影響を与える教育界について、学校教育法で定められた懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという視点から着目した。その結果、学校教育法で禁止されている学校教育内での体罰行為は、行為そのものは条文に示されているように禁止されているものの、具体的な判断基準については厳密な規定はなされていない。そのため、司法における判断について教員の懲戒が許容される範囲と体罰との間で判断基準の揺らぎがみられ、教育界も体罰禁止の態度は一貫して示しているものの、体罰に関する司法判断が出されるのとはほぼ同時期に、既定の範囲に関して細かな内容の検討が行われていた。本来であれば大きな変動が生起することがあまりみられない、司法界と教育界において懲戒と体罰の判断基準の揺らぎがみられること、学校教育現場の教員によって判断が委ねられていることが、学校教育内における体罰の余地を残してしまっているといえる。以上にみられる運動部外部における動向が体罰発生の一因となっていると推察することができる。

次に運動部内部に着目したときに、運動部指導における体罰の発生に関して、運動部における指導者からの体罰を指導の一環として捉え受容する態度を示す、体罰の指導の一環化と、指導者の指導が絶対的ですからすべてを受け入れることを当然とする意識や行動に導く、

指導者の神格化が、運動部空間内で成立していることが関与しているのではないかという点について検討を行った。

まず、運動部内における体罰の指導の一環化について、集団特性、なかでも部員と指導者の信頼関係や指導への満足度といった点からみた両者の関係性と、部員、指導者双方のスポーツ観に基づく集団内での行動パターンに着目し、体罰の発生要因について検討した。その結果、部員と指導者の関係性では、部員と指導者の双方に信頼関係の構築に対する評価の高さと、部員側からみた指導者および指導方法への満足度の高さを確認することができ、他者からの影響を受けづらい、部員と指導者の強固な関係性を看取することができた。また、部員および指導者に共通するスポーツ観として、スポーツを楽しむというよりも、チームのために尽くし、厳格な態度で臨むことを求める意識および、運動部内の部員と指導者との間での上下関係における礼儀正しさを重要視するきわめて禁欲的、かつ鍛練的な意識を、体罰を指導の一環として捉え受容する部員および、体罰実施経験のある指導者の双方が強く有し、運動部内における暗黙のうちの意識の共有が成立していた。これらの部員と指導者の間の高い肯定的な関係性と、厳しい態度で運動部に臨むことを当然とする意識が、運動部における体罰の指導の一環化を成立させ、運動部において体罰が発生する一因となっているものと推察された。

次に、運動部内における指導者の神格化に関し、運動部内の体罰実施に係る、部員の指導者に従うべきとする意識と指導者による指導行動を指導として捉え受容する行動および、指導者の自身の指示・命令に従うべきとする意識と自身の指示通りに部員が行動できなければ叱責するという行動の両者の意識と行動、および運動部内における指導者の立場と権限の強化が指導者の神格化と強く関連しているものと推察された。また、指導者の指導行動と立場に関して、指導実績に基づいた不安定な性格であるカリスマ的指導から、指導者を運動部の長として身内意識を感じ、指導者自身の権威と慣習への従属意識に基づいた安定的な性格である伝統的・合法的指導体制に着目した。その結果、体罰を指導の一環と捉えている部員群は、運動部内における伝統的・合法的指導を自発的に受容する意識を有しており、運動部内での指導者による指導体制を安定させ、日常的な指導者の神格化を受容する態度を示していた。この日常的な指導者の神格化と深く関わる要因として、運動部員が運動部の活動を通じ、指導としての体罰を受けながらも、指導者を絶対的ですから受け入れることを当然とする畏怖の対象として捉えつつ、身内のように感じ自発的に従う、運動部指導者の身内化ともいべき様相が成立しているものと考えられた。

さらに、運動部内における体罰の指導の一環化や、指導者の神格化および身内化が成立する背景として、運動部における勝利への希求と、部員と指導者の抱える不安や保護者の運動部への深い関与という点から検討した。本来運動部は学習指導要領に基づくと、スポーツに親しむことで児童・生徒の成長に寄与する、自主的・自発的な活動とされている。しかし、現在の、特に競技レベルの高い運動部では勝利を求める意識が非常に強固になっているといえる。この勝利への希求意識に加え、部員は運動部内におけるレギュラーを巡

る立場や運動部内の様々な決定権限を有する指導者との関係に不安を覚え、その不安から指導者へ依拠しようとするのが、体罰の指導の一環化や指導者の神格化の背景となるものと考えられる。また指導者は運動部外部からの勝利への希求に関するプレッシャーを感じ、不安を抱えており、自身の権威と立場を強化し、部員を従属させる安定的な指導体制への移行を目指すものと考えられた。加えて、運動部外部にいる部員の保護者は、指導者および運動部の活動を高く評価し、積極的な運動部のサポートを行う姿勢を示すことで部活動への関わりを深める、体罰の指導の一環化や指導の神格化に加担する結果になっているものと推察される。

以上の内容が、運動部内における部員と指導者との間に無意識的な共軛関係を成立させ、運動部指導における体罰を引き起こす基本的関係や、それに基づき成立している運動部空間に疑問を生じさせることなく、継続させることに寄与しているものと推察できる。そしてこの継続性が指導としての体罰の発生と維持、ひいては運動部における体罰の連鎖に関与しているものと考えられる。以上が運動部における体罰発生の主な要因となっているものと考えられる。

結語 スポーツ界の課題と今後の研究課題

本章では、本論における結語として、本研究の概要と結論について論じたうえで、本論で論じてきた運動部における体罰問題に対するスポーツ界の課題と、今後の研究課題について論じる。

第1節 本研究の概要と結論

本研究の目的は、運動部における体罰問題の発生に関して、体罰問題を取り巻く状況について、運動部外部からは司法判断である裁判結果、裁判例、教育判断である学校教育の通知・通達に関する分析、および運動部内部における部員と指導者に対して実施した調査結果から、学校運動部の集団特性、指導者の指導態度・意識・行動、指導者と部員との関係性等の分析を通して、体罰が受容される運動部の構造、および運動部における体罰の発生要因について明らかにすることであった。そこで本研究の結論として導出された、運動部における体罰発生の要因について以下に論じる。

まず運動部における体罰問題を取り巻く状況として運動部外部に着目した。運動部外部から運動部での体罰に対する影響として、社会的影響力の強い司法界と、学校教育に対して直接影響を与える教育界について、懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという視点から検討した。その結果、体罰は禁止されているものの、具体的な判断基準については厳密な規定はされておらず、戦後の判例でも懲戒と体罰の判断基準に揺らぎがみられた。教育界も学校教育法における体罰禁止に基づき、体罰を禁止する態度は一貫して示していたものの、懲戒と体罰の判断基準がみられる司法判断が出されるのとほぼ同時期に、懲戒と体罰の基準に関して細かな内容の検討が示されていた。本来であれば判断基準について大きな変動はあまりみられることのない、司法界と教育界において判断基準の揺らぎがみられること、実際には学校教育現場の教員によって判断が委ねられていることが、学校教育内における体罰の余地を残してしまっているといえる。以上にみられる運動部外部における動向が体罰発生の一因となっていることが示唆された。

次に運動部内部に着目した。運動部内部における部員と指導者の関係について、運動部における指導者からの体罰を指導の一環として捉え、受容する態度を示す、体罰の指導の一環化と、指導者の指導が絶対的ですから受け入れることを当然とする意識や行動をする、指導者の神格化の成立について検討した。体罰の指導の一環化に関しては、部員と指導者の信頼関係にみられる両者の関係性と、部員と指導者のスポーツ観に基づく集団内での行動パターンに着目した。結果として、部員と指導者が相互に高い信頼関係があると評価しており、部員からみた指導者、指導方法への高い満足度が確認され、運動部当事者ではない他者からの影響を受けづらい、部員と指導者の間の強固な関係性が看取された。

部員と指導者のスポーツの見方、考え方であるスポーツ観に着目した結果、自己犠牲をしてもチームのために貢献し、厳格な態度で臨むことを求める意識、運動部内での上下関係、礼儀・作法を重要視するきわめて禁欲的かつ鍛練的なスポーツ観を、体罰を指導の一環として捉えている部員および、体罰実施経験を有する指導者が強く有しており、運動部内における暗黙のうちの意識の共有が成立していた。これらの部員と指導者の間の高い肯定的な関係性と、厳しい態度で運動部に臨むことを当然とする意識が、運動部における体罰の指導の一環化を成立させ、運動部において体罰が発生する一因となっていることが示唆された。

指導者の神格化に関し、運動部内における指導者の立場と権限の強化に加え、①部員の指導者に従うべきとする意識と、指導者による指導行動を指導であると捉え受容する行動、および②指導者の自身の指示・命令に従うべきとする意識と、自身の指示通りに部員が行動できなければ叱責するという行動、この部員と指導者の双方の意識と行動が指導者の神格化に関連しているものと推察された。

運動部内における指導者の指導と立場に関して、ウェーバーの支配の諸類型を参考として、指導者が、指導実績に基づいた不安定な性格であるカリスマ的指導から、指導者を運動部の長として身内意識を感じさせ、指導者自身の権威と慣習への従属意識に基づいた安定的な性格である伝統的・合法的指導体制へと移行させることに着目した。この支配体制の移行に関し、体罰を指導の一環と捉えている部員群は、運動部内における伝統的・合法的指導を自発的に受容する意識を有しており、運動部内での指導者による指導体制を安定させ、日常的な指導者の神格化を受容する態度を示していた。この日常的な指導者の神格化と深く関わる要因として、運動部員が運動部の活動を通じ、指導としての体罰を受けながらも、指導者を絶対的ですから受け入れることを当然とする畏怖の対象として捉えつつ、身内のように感じ自発的に従う、運動部指導者の身内化ともいべき様相が成立しているものと考えられた。

以上にみられた運動部内における体罰の指導の一環化や、指導者の神格化および身内化が成立する背景について、運動部における勝利への希求と、部員と指導者が抱える不安と保護者の運動部への深い関与という点から検討した。競技レベルの高い運動部では勝利を求める意識が非常に強固になっており、勝利を希求する意識に加え、部員は運動部内におけるレギュラーを巡る立場や運動部内の様々な決定権限を有する指導者との関係に不安を覚え、その不安から指導者へ依拠しようとするのが、体罰の指導の一環化や指導者の神格化の背景となるものと考えられる。指導者は、運動部外部からの勝利への希求に関するプレッシャーを感じ、不安を抱えており、自身の権威と立場を強化し、部員を従属させる安定的な指導体制への移行を目指すものと考えられた。加えて、運動部外部にいる部員の保護者は、指導者および運動部の活動を高く評価し、積極的な運動部のサポートを行う姿勢を示すことで部活動への関わりを深め、体罰の指導の一環化や指導の神格化に加担する結果になっているものと推察される。

以上の内容が、運動部内における部員と指導者との間に無意識的な共軛関係を成立させ、運動部指導における関係と、成立している運動部空間に疑問を生じさせることなく、継続させることに寄与しているものと推察できる。そしてこの継続性が指導としての体罰の発生と維持、そして運動部における連鎖に関与しているものと考えられる。以上が運動部における体罰発生の主な要因となっているものと考えられる。

以上が本研究の結論として導出された、運動部における体罰発生の要因であると考えられるが、次に本研究結果と先行研究の指摘にみられた内容について検討する。

まず、これまでの運動部における体罰問題に関して体育学的視点からの検討と、法学的視点からの検討の双方を総合した形での検討がなされていないことを指摘した。この点に関し、本研究では運動部外部と内部という視点から、スポーツ的現象と法学的現象の双方が体罰発生に関与しているということを明らかにし、運動部における体罰に関する裁判に特に注目して、裁判内で語られた内容から、体罰発生に関する要因を検討したことからも、双方を総合した形での検討を行ったといえる。

次に、体育学的視点における実証的アプローチによる先行研究では、その多くが部員を対象に調査を行ったもので、運動部において体罰が生起する様相に関し、部員と指導者の双方を対象とした調査結果に基づいて検討されていないこと、および理論的な体罰発生の要因を把握して検討された研究が多くはみられないことを指摘した。この点に関し、本研究では双方への調査を意識した内容で、部員と指導者に対して調査を行い、運動部における体罰発生について両者の関係性や、運動部内での意識や行動の動向について検討した。特に、指導者に対する全国的な規模での調査の基づいた研究は先行研究でもほとんどみられない内容であるといえる。

最後に、先行研究では、運動部における体罰問題に関して、部員と指導者の関係性や運動部が有する集団特性等の構造的な問題として十分に捉えられていないことおよび、理論的検討を踏まえた実証的研究はほとんどなされていないことを指摘した。運動部における体罰に関して、集団特性に着目した指摘では、体罰は運動部内における規律や秩序を維持するために、反抗することができない部員と指導者の絶対的な上下関係に基づいて発生することが指摘されていた。これらの指摘について本研究結果を踏まえると、運動部内における部員と指導者らの強固な関係や、通常の学校教育空間からの閉鎖性、部員と指導者らの間に成立している絶対的な上下関係の成立は、研究結果からも確認された。しかし、運動部内における部員と指導者の関係性は、絶対的な上下関係である一方で、部員は親の様な身近さを指導者に身内化として感じており、先行研究にみられた、軍隊的な隷属、封建的な関係に基づいた一方的な行為であるという指摘とは異なる関係性をみることができたといえる。また、体罰が運動部内の秩序維持のための行為であるという指摘について、本研究の結果からは、運動部内において部員と指導者がともに勝利を強く希求しており、部員はその中でも常に立場の不安を覚え、指導者は結果を残すことに関する不安を覚えていた。

このような運動部においては、体罰行為は単なる秩序維持の手段ではなく、部員と指導者の無意識的な共軛関係を成立させる行為であると捉えることができる。

また体罰の発生に関して、菊（2013）が指摘した、「暴言や暴力が教育的だからという名目のもとで『罰』として正当化されやすく、その指導的威圧の『過剰』性が『過剰』な愛着を生み出す（その逆もある）ようなチーム単位の共同体的で強い相互依存関係が成立しています。そこでは、弱い立場の被指導者としての生徒が、むしろ愛着とともに暴力を受容するという共軛関係を成立させてしまうこともあります」（菊、2013、p.47）という指摘に関し、部員と指導者の勝利への希求を背景として、両者がそれぞれ抱えている不安の存在は、勝利のために相互に依存する関係性および、共軛関係と捉えることができると考えられる。しかし、運動部の体罰に関して部員は、愛着とともに暴力を受容しているのではなく、受容という感覚を越え、指導者による体罰を暴力とさえ感じておらず、指導者による指導の一環として位置づけ、捉えている様相が看取された。この内容は、運動部における体罰発生の要因について、本研究の結果の中でも重要な要因であるといえよう。この運動部という構造の内部において、部員と指導者は運動部指導に関する無意識的な共軛関係にあると考えられ、この構造が運動部での体罰が発生し続ける要因であると考えられる。

第2節 運動部での体罰をこえてスポーツ界の課題

本論の問題の所在で論じたとおり、運動部での体罰問題について、部員と指導者らの個人的資質や当事者間の関係性だけに問題の所在を求めるだけでは運動部における体罰の根絶は困難であるといえる。ここでは今後の運動部における体罰問題だけではなく、スポーツ界における課題として体罰のないスポーツ界はあり得るか、体罰のないスポーツ界のために何ができるのかということについて論じる。

先述した通り、部活動は日本の青少年スポーツの中心的存在である。これまでに長い年月を掛け行われている日本のひとつの文化ともいえるであろう。しかし学校部活動は、学校とスポーツが結びついていることで体罰問題以外でも指摘されている多くの問題がブラックボックス化してしまい、一般社会に顕在化することなく続いてきた。桜宮高校バスケットボール部事件も、世論の高まりがなければ指導者である教員の軽微な処分済まされていたかもしれない。しかし、当該事件は明るみに出ることになり、運動部で発生する体罰問題の深刻さが表面化した。そして社会的な影響がきわめて大きい事件となり、スポーツ界も本腰を入れて体罰問題に取り組む姿勢を見ることができるようになった。日本体育協会をはじめとして、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟および日本中学校体育連盟 5 団体が「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を行ったのは、我が国におけるスポーツ界におけるスポーツと暴力の問題に関し、象徴的な出来事であるといえるだろう。特に同宣言の指導者の項では、

「指導者は、スポーツが人間にとって貴重な文化であることを認識するとともに、暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であり、全ての人々の基本的権利であるスポーツを行う機会自体を奪うことを自覚する。」

「指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が図れないことを認識し、暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。」

(以上、日本体育協会他、2013、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」)

とされているように、スポーツ指導中の暴力行為について厳しい批判がなされている。また、今回の事件を契機にトップアスリートも体罰の根絶を主張するようになった。このような方向性をみるに、スポーツ指導の場面から暴力、体罰は排除されていくよう考えることはできる。

しかし、果たしてこのような宣言だけで本当に体罰はなくなっていくのだろうか。今までがそうであったように、体罰根絶の気運が高まっている状況においても、実際の現場では体罰が行われ、暗黙のうちに許容させられている問題となってしまうっており、トップスポーツ界であってもそれは同様に行われてきた。実際に2013年の宣言後も毎月のように体罰問題の発生を確認することができる。スポーツと暴力に関する宣言を出す以外にも体罰の根絶には行うべきことがあると考える。この点について、阿江(2014)は、スポーツ界における暴力に関し、競技スポーツと教育を明確に区別すること、暴力を用いないで競技力を向上させるトレーニングに関する知識の学習を行うこと、部活動の効果の再認識を行うことを提言している。また、今回の調査結果でもみられたように、今後運動部指導を担っていく現役の大学生部員らが、体罰はなくならず今後も発生するだろうという意識を有している状況がみられた。この結果からも、運動部における体罰問題について継続的な調査・研究が求められる。

本論で論じてきたように、運動部における体罰問題は、運動部員と指導者との関係における問題のみならず、学校教育の中における運動部という空間を学校教育から見え難い飛び地として閉鎖空間化としてしまっていることが問題の要因の一つである。体罰を運動部の現場からなくすためには、運動部空間が閉鎖空間とならないような仕組みが必要になってくる。そこで問題となってくるのが、運動部指導に関する客観的な基準が存在していないことであるといえよう。体罰の指導の一環化にみられるように、指導であることと体罰であること、暴力と激励、暴力と練習等を切り分けることに関してはその客観化が求められる。また、運動部空間を当該部員と指導者だけの関係性が成立する閉鎖的な空間から開放的空間へと導くために、部活動の評価システムの導入も考えられるであろう。具体的には、第三者による部活動に関する相談窓口や認証評価機関等の設置、もしくは指導者がその部活動中で絶対的な存在になりすぎないように、指導の様子を公開する研究運動部として校外への開放を行うことや、定期的に学校以外の、例えば地域クラブのような場所へ指

導に向かうような指導者の権威の絶対化を抑制する機能も必要となってくると考えられる。このような仕組みを設けることで運動部内において体罰が受容される空間が成立することを難しくする状況を作り出していくことが重要であると考えられる。この点について多々納（1998）は、運動部での問題について、「今日的スポーツ状況に対応するためには、それに関わる全ての要因、例えば、指導理念と方法・内容、部活の目標や形態、さらに施設・組織・行事、等々の抜本的な変革と再編成が不可避となっている。」（多々納 p.25）と指摘し、抜本的な変革を主張している。このような状況が全国的に普及していくことで、体罰のない運動部、体罰のないスポーツ界を目指すことは可能なのではないだろうか。

第3節 本研究の限界と今後の研究課題

最後に本研究における限界と、運動部における体罰問題に関する課題について論じ、本論の結びとしたい。

本研究における限界として、今回提示した体罰を受容する運動部の構造および、体罰発生の要因は、主にバレーボール競技のしかも高い競技レベルにある選手や指導者を対象としたものであり、きわめて限定的な範囲における運動部の構造問題といえる。この点については引き続き継続的な研究を行い、いかに一般化した形で論を展開することができるかが、教育現場へ還元する形での研究になると考えられる。また、今回部員と指導者の双方に量的調査を実施し、その結果に基づいて検討を行った。この点について、量的調査の結果について得られた、運動部において体罰が発生する様相について、研究倫理に抵触しないよう留意しながら、質的調査を行い、運動部の現場が、指導と体罰についてどのように捉えているのか、ということについても検討を行う必要がある。

他の今後の課題としては、運動部外部から体罰問題に対して影響を与える要因として、裁判例及び通知・通達に着目したが、懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという点に関して、本研究で着目した代表的な裁判例以外にも存在している裁判についても、詳細に検討することが求められる。特に、1981年判決から1990年判決にかけての時期は、懲戒と体罰の判断基準が大きく揺らいだ時期といえ、この時期に出された裁判例についてはさらに詳細に検討を行う余地が残っていると考えられる。また、運動部における体罰に関する裁判に関しては、今回の調査では、判例データベース上の限定的な範囲における結果にみられる内容であることから、今後さらに、運動部における判例を扱った書籍も調査対象に加え、詳細な検討を進める必要がある。また、学校外のスポーツクラブにおける指導者による体罰といった、運動部での体罰以外の判例についても整理し、運動部での体罰とを比較することによって、運動部での体罰に特徴的にみられる内容についてもさらに分析を進める必要がある。また、今後類似したケースの裁判が発生する可能性は高く、継続的な研究を行う必要があるといえる。また、運動部における体罰問題に関し、裁判まで達したケースは多くはなく、今後事件として表面化しなかったケースについて研究を行うことが、体罰発

生の要因について明らかにすることができるであろう。また、裁判内容の検討を行うにあたり、部員間のいじめが問題視されたケースもみられた。本研究ではいじめについては研究の範囲に含めていなかったため、対象としなかったが、今回の研究で挙げた判例の中でも数件は、部員間のいじめが争点となった裁判として提起され、その中で指導者による体罰が認められたものも存在する。このように、運動部では、指導者の体罰と部員間のいじめの問題が並立的に起きている可能性があり、今後運動部内部の体罰・暴力問題を検討する上で考慮する必要があるだろう。

次に、運動部内部から体罰問題に対して影響を与える要因として、今回はバレーボール競技に着目して検討を行ったが、特に第 6 章で着目した競技種目ごとの検討において、陸上競技部やサッカー部は、バレーボール部とは異なる構造や意識を有しているようにみられたが、バスケットボール部や柔道部においては類似した回答結果が認められた。このような競技特性を視野に入れた研究は、各競技における適切な運動部指導へのアプローチとして求められるものであるといえよう。

部員に対する調査における対象者の範囲について、本研究ではこれまでも現在も高い競技レベルでスポーツ活動を行っている部員を対象としてきたが、例えば大学生でも、体育会組織の運動部に入らずに、スポーツ系のサークルに所属して、スポーツ活動を行っている学生に調査を行うことで、運動部の抱える問題点が指摘される可能性もある。特に、高校まで高い競技レベルで活動を行いながら、大学では体育会運動部に所属せずに、サークル活動で競技を行っている大学生の体罰や、運動部への考え方を問うことは、運動部の持つ集団特性がさらに明らかにすることができるものと考えられる。

今回、本研究の内容に含めなかった点では、学生の進路と体罰問題というものが考えられる。この点について、「暴力的指導が学校スポーツから消えない背景の一つを『進学がからむ負の連鎖』と指摘する」、「だから暴力があっても、『子どもたちの進路のため』と説明されると、親は何も言えない。むしろ、発覚しないよう保護者たちが壁となって学校や指導者を守ろうとするようになる。子どもたちだって何も言えなくなる」（朝日新聞、2013、24）といった指摘や、「残念ながら、勝利を求め暴力を行使する指導者を擁護する人たちもいる。駅伝の強豪校、愛知県立豊川工業高校で陸上部顧問の暴力が発覚した際は、指導の継続を求める署名が 3 万 8000 人分も集まった。全国大会での実績が、スポーツ推薦制度を採用している大学への進学であることが背景にある。」（毎日新聞、2013、5）という指摘も存在する。運動部の指導者によって生徒の進路に影響が与えられるということは、学校内部における部活動という範囲を超えた問題になってくる。この点についても検討を進めていきたい。

また、体罰問題が表面化した際に、「欧米の指導者はスポーツ指導の場面で体罰を行うことはありえない」、「海外で選手に体罰をしたら裁判沙汰になる」といったことはマスメディアを中心に指摘されることが多い。この点からも青少年期のスポーツ活動に関する国際比較研究が求められるであろう。当然、日本の運動部というシステムと、海外のスポーツ

クラブでの活動を一概に比較することは難しいが、選手と指導者のスポーツ観を中心に研究を進めることは、スポーツに対する考え方やスポーツの価値という点で検討する必要があると考えられる。また、海外のスポーツ指導における体罰の実態や、選手のスポーツ場面での暴力の捉え方について検討することで、より運動部で体罰を受容する構造の特徴を明らかにすることができるのではないかと考える。以上のような点と日本の体罰の現状とを比較研究することで、日本の運動部が持つ特徴や特殊性を明らかにすることができるのではないかと考える。これらの点について、今後の課題とし、体罰問題を検討していく中での調査対象としていきたいと考える。

以上を本研究の限界と今後の課題として提示し、結びとする。

引用参考文献一覧

- ・アーロン・ミラー (2013) 「体罰—教育的対策から社会問題へ、そして問題の周縁のへの変移」『若者問題の社会学—視線と射程』ロジャー・グッドマン編著, 井本由紀編集監修, トゥーツカ・トイボネン編集, 西川美樹翻訳. 明石書店: 154-180.
- ・A ミラー (1983) 『魂の殺人 親は子どもに何をしたか』山下公子訳. 新曜社: 117-131.
- ・阿江美恵子 (1986) 「集団凝集性と集団志向の関係, および集団凝集性の試合成績への効果」体育学研究, 29(4): 315-323.
- ・阿江美恵子 (1987) 「スポーツ集団の凝集性に関する文献的研究」体育学研究, 32(2): 117-125.
- ・阿江美恵子 (1990) 「スポーツ指導者の暴力的行為について」東京女子体育大学紀要, 25: 9-16.
- ・阿江美恵子 (1996) 「指導者の体罰行動についての評価」日本体育学会大会号, 47: 220.
- ・阿江美恵子 (1997) 「運動部活動と体罰—指導行動にみられる心理学的問題—」日本体育学会大会号, 48: 71.
- ・阿江美恵子 (2000) 「運動部指導者の暴力的行動の影響: 社会的影響過程の視点から」体育学研究, 45: 89-103.
- ・阿江美恵子 (2013) 「暴力的な指導に耐えてきた学生たちにきいてみたら」体育科教育, 61(11): 30-33.
- ・阿江美恵子 (2013) 「ジェンダーと体罰の関係—女子体育系大学運動部の実態把握より—」体育の科学, 63(10): 782-785.
- ・阿江美恵子 (2013) 「運動部活動のめざすもの」保健体育ジャーナル, (99): 3-4.
- ・阿江美恵子 (2014) 「運動部活動における体罰が子どもに及ぼす影響」体育科教育学研究, 30(1): 63-67.
- ・赤坂真二 (2014) 「叱るための技術を学ぶ前に子どもと信頼関係を築くべき」総合教育技術, 68(10): 26-29.
- ・秋本信孝 (1988) 「教育としての原点を大切に」体育科教育, 36(3): 45-48.
- ・天笠茂 (2007) 「学校評価をめぐる今日的課題」第 25 回教育研究公開シンポジウム これからの学校評価を考える: 14-24.
- ・安藤房治・小菅ゆみ (1994) 「学校における体罰に関する一考察: 教育学部生の体罰体験と体罰意識調査をもとに」弘前大学教育学部紀要, 72: 69-89.
- ・安藤博 (1986) 『『体罰批判』裁判の提起しているもの--新たな水戸 5 中事件の本質』季刊教育法, (62): 91-97.
- ・安藤博 (1996) 「体罰の現在-今日的課題を考える」季刊教育法, 106: 4-11.
- ・安藤博 (2009) 「判例研究 熊本県天草市公立小学校『体罰』事件最高裁判決」季刊教育法, (162): 98-103.

- ・ 兄井彰・永里健・竹内奏太・長嶺健・須崎康臣 (2014) 「将来教員を志望する大学生の体罰に関する意識調査」 福岡教育大学紀要, 63 第 5 分冊 : 95-101.
- ・ 青木邦男 (1990) 「高校運動部員の退部を思いとどまる理由と部活動継続に影響する要因」 体育の科学, 40(1) : 65-70.
- ・ 青柳健隆・岡浩一郎 (2014) 「運動部活動への外部指導者の活用方策」 体育の科学, 64(4) : 256-261.
- ・ 荒井貞光 (1984) 「スポーツ集団の空間構成に関する社会学的考察—『コートの中』『コートの外』概念に着目して—」 体育学研究, 29(1) : 1-13.
- ・ 有地亨 (1978) 「親の懲戒権と教師の懲戒権」 季刊教育法, (27) : 82-90.
- ・ 有元健 (2014) 『『体罰』試論』 日本研究のフロンティア : 19-37.
- ・ 有信実 (1986) 『『運動部活動』をめぐって』 体育科教育, 34 (5) : 40-42.
- ・ 浅田隆夫 (1964) 「運動部、特に高校運動部の現状と問題」 体育の科学, 14(11) : 635-638.
- ・ 朝日新聞 (1996) 「体罰一切禁止を確認 生徒側が勝訴 東京地裁、慰謝料支払いを命令」 1996 年 9 月 17 日夕刊 : 15.
- ・ 朝日新聞 (2008) 「天草市が上告へ PTSD 訴訟」 2008 年 3 月 8 日朝刊 : 31.
- ・ 朝日新聞 (2013) 「桜宮高バスケ部暴行判決 (要旨)」 2013 年 9 月 26 日夕刊 : 11.
- ・ 朝日新聞 (2013) 「部活中の暴力、批判 遺族『負の連鎖を変えて』 桜宮バスケ部元顧問に有罪」 2013 年 9 月 26 日夕刊 : 11.
- ・ 朝日新聞 (2013) 「暴力指導有罪 再発の温床なくさなねば」 2013 年 9 月 27 日朝刊 : 12.
- ・ 朝日新聞 (2013) 「親と学校の負のスクラム解消を」 2013 年 10 月 2 日朝刊 : 24.
- ・ 朝日新聞 (2015) 「元監督の部員暴行有罪判決」 2015 年 10 月 22 日朝刊 : 36.
- ・ 朝日新聞 (2017) 「埼玉栄バスケ部、体罰の監督退職 練習中、女子部員 3 人に」 2017 年 7 月 1 日朝刊 : 23.
- ・ 朝日新聞 (2017) 「バレー部顧問が男子部員に体罰 富山工業高」 2017 年 7 月 29 日朝刊 : 29.
- ・ 朝日新聞 (2017) 「部活指導で体罰、教諭を減給処分 神戸市教委」 2017 年 8 月 25 日朝刊 : 25.
- ・ 朝日新聞 (2017) 「八戸西高野球部、体罰で監督謹慎 練習試合中に部員蹴る」 2017 年 9 月 14 日朝刊 : 25.
- ・ 千葉正士 (2001) 『スポーツ法学序説』 信山社.
- ・ 土井隆義 (2014) 「今日の学校における暴力問題 : いじめと体罰を巡って」 教育展望, 60(5) : 11-15.
- ・ 海老原修 (2013) 「暴力と愛のムチ～気合を刻む～」 体育の科学, 63(10) : 766-769.
- ・ 海老原修 (2017) 「社会資本としての運動部活動—子どもの数が減り、教員の時間的負担が増える—」 体育の科学, 67(1) : 2-6.

- ・エミリー・バゼロン (2013) 「体罰文化が消えない理由」 *Newsweek*, 28 (16) : 53-55.
- ・江森一郎 (2013) 『新装版体罰の社会史』 新曜社.
- ・江森一郎 (2013) 『『体罰の社会史』の視点から』 体育科教育, 61(11) : 10-13.
- ・エンターテインメントロイヤーズネットワーク編 (2015) 『スポーツ法務の最前線—ビジネスと法の統合』 民事法研究会.
- ・Friedrich Markus (2014) 「Juristische Aspekte Koperlicher Zuchtigung」 (「体罰の法的観点」) 曾根純也翻訳, 大阪体育大学紀要, (45) : 65-76.
- ・藤森和美 (2013) 「だからこそ指導者は”アンダーコントロールトレーニング”を」 体育科教育, 61(11) : 46-49.
- ・藤田昌士 (1988) 「運動部活動の批判と創造」 体育科教育, 36(3) : 10-13.
- ・藤田主一・市川優一郎・福場久美子 (2016) 「学校現場における保健体育教員の体罰に関する態度の研究」 応用心理学研究, 41(3) : 290-298.
- ・藤田勉・蛭原正貴 (2014) 「動機づけ雰囲気に基づく高校の運動部活動で体罰をする指導者の行動特性：大学生を対象とした回顧的アプローチ」 鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要, 23 : 61-66.
- ・深澤敦・伊與田賢 (1997) 「新聞記事にみる部活動の事故事例と問題」 学校体育, 50(7) : 52-55.
- ・福田みのり (2014) 「教員の体罰に関する一考察」 山口福祉文化大学研究紀要, 8 : 119-125.
- ・福岡孝純 (1987) 「職業としてのスポーツ指導者論」 体育科教育, 38(13) : 22-25.
- ・学校体育編集部 (1986) 「いじめ・体罰の実態—文部省・法務省調査より」 学校体育, 39 (8) : 60-66.
- ・萩原卓也 (2016) 「汗は嘘をつかない」 月刊みんぱく, 40 (4) : 7.
- ・浜田幸絵 (2015) 「スポーツ」 『レジャー・スタディーズ』 渡辺潤編. 世界思想社 : 148-162.
- ・濱嶋朗ら編 (2005) 『社会学小辞典』 有斐閣.
- ・花城清紀 (2015) 「大学の競技スポーツチームにおけるマネジメント」 高松大学研究紀要, 62・63 : 77-100.
- ・半田勝久 (2015) 「教育法の展開と課題—体罰」 『新訂版ガイドブック教育法』 姉崎洋一・荒牧重人ら. 三省堂 : 174-178.
- ・長谷川悦示 (1997) 「コーチとしての体育教師に期待すること」 学校体育, 50(7) : 48-51.
- ・長谷川悦示 (2001) 「子どもが評価する体育教師の指導力—授業の勢いを創造する—」 体育科教育, 49(8) : 18-21.
- ・長谷川誠 (2016) 「学校運動部活動における『体罰』問題に関する研究：体罰を肯定する意識に注目して」 神戸松蔭女子学院大学研究紀要人間科学部篇, 5 : 21-34.
- ・秦政春 (1987) 「学校社会の規範状況に関する調査研究(II)：体罰・校則に対する教師の意識を中心に」 日本教育社会学会大会発表要旨集録, 39 : 99-100.
- ・早崎元彦 (2009) 『体罰はいかに処分されたか—行政文書における体罰と処分の研究—』

法律文化社.

- ・林一夫（2016）「体罰に係る大学生の経験と意見—授業アンケート結果に基づく—」明星大学研究紀要教育学部，6：111-121.
- ・林正義（1980）「部活動こそ非行化の歯止め」体育科教育，28(2)：42-43.
- ・林壮一（2013）「日本の部活はどこへ行く？」中央公論，128（4）：160-165.
- ・日比野弘（1994）「勝利を目指す練習と指導—早大ラグビー部を中心として—」スポーツ法学会年報，1：82-97.
- ・日比野朔郎（1959）「運動部集団について—集団の構造—」体育学研究，4(1)：193.
- ・日野克博・大友智・細越淳二（2014）「学校教育における運動部活動と体罰を問う」体育科教育学研究，30(1)：49-50.
- ・東川安雄（2007）「部活が『いじめ』の温床となるとき」体育科教育，55(4)：34-37.
- ・平井祐太（2013）「体罰実態調査の在り方を考える—桜宮高校体罰事案から学ぶもの—」立法と調査，347：102-111.
- ・廣木道心（2013）「暴れる子どもを目の前にして」月刊生徒指導，43(8)：21-24.
- ・菱村幸彦（2014）「体罰で教員を刑事告発」内外教育，6319：19.
- ・星野直之・辻秀一（2000）「部活指導者のための健康管理」体育科教育，48（16）：48-53.
- ・星野直之（2013）「今こそ『子どもが主人公のスポーツ部活』の再生を」2013 子ども白書特集いのちの輝きを守るために：170-171.
- ・星野豊（2004）「懲戒解雇相当事由と通常解雇相当事由との関係」月刊高校教育，37(7)：62-67.
- ・星野豊（2008）「悪魔と天使の法学入門 体罰の是非」月刊高校教育，41（11）：98-99.
- ・星野豊（2009）「悪魔と天使の法学入門 『体罰の是非』再論」月刊高校教育，42（12）：92-93.
- ・兵頭寛（1986）「運動部活動の見直しを」学校体育，39（10）：70-71.
- ・今津孝次郎（1997）『『体罰は必要だ』—隠された大人の自己愛と支配欲』『教育言説をどう読むか 教育を語ることばのしくみとはたらき』今津孝次郎・樋田大二郎編. 新曜社：233-258.
- ・今橋盛勝（1978）「体罰の教育法的検討」季刊教育法，(27)：109-129.
- ・今橋盛勝・安藤博編（1983）『教育と体罰 水戸五中事件裁判記録』三省堂.
- ・今橋盛勝・安藤博（1986）「追いつめられた教師の体罰と学校組織の人権感覚—『岐陽高校体罰事件』裁判・水戸地裁判決について（上）」季刊教育法，63：127-137.
- ・今橋盛勝（1988）「部活動の教育法的検討」体育科教育，36(3)：30-33.
- ・今橋盛勝（1990）「体罰批判、父母・生徒の評価と教師の名誉-新『水戸五中事件』東京高裁判決の意味」季刊教育法，81：75-82.
- ・今村浩明（1987）「体育教師の体罰」学校体育，40（1）：74-75.
- ・今村修・大塚章代（1996）「高校の運動部活動における指導者の暴力的行為に関する研究」

- 日本体育学会大会号, 47 : 570.
- ・ 稲田俊司・西本智久・大野和美 (1996) 「学習者の側からみた学習条件に関する研究～バレーボール授業の場合～」高知大学教育学部研究報告, 第1部 (52) : 119-128.
 - ・ 飯野守・小熊伸一 (1999) 「生徒に対する教師の懲戒権の研究—中学校を中心として—」研究紀要, 43 : 103-110.
 - ・ 池田瑠里・高橋和之・大門芳之・柴田雅貴・湯澤芳貴・畑攻 (2006) 「チームスポーツ系運動部におけるモラルの縦断的研究」日本女子体育大学紀要, 36 : 1-10.
 - ・ 池田知隆 (2013) 「学校再生は『自治』の復権から—大阪・桜宮高校の体罰問題から考える」季論, 21 (20) : 137-150.
 - ・ 稲垣智則 (2014) 「教師が『ダークサイド』におちるとき」月刊生徒指導, 44(2) : 33-37.
 - ・ 井上俊・菊幸一編著 (2012) 『よくわかるスポーツ文化論』ミネルヴァ書房.
 - ・ 入澤充 (1996) 「スポーツ部活動と在学契約の問題—スポーツ権理論の理解を深めるために—」スポーツ法学会年報, 3 : 138-147.
 - ・ 入澤充 (2015) 「スポーツ活動中体罰のスポーツ法・教育法的分析」日本教育法学会年報, 44 : 104-113.
 - ・ 石川正士 (2013) 「スポーツ部活動から体罰・暴力をなくす共同を」教育 812, 105-110.
 - ・ 石川正士 (2013) 「スポーツ活動・部活動から体罰暴力をなくす共同を」2013 子ども白書 特集いのちの輝きを守るために : 110-111.
 - ・ 石川泰成 (2014) 「体罰に係わる実態把握の結果等について」体育科教育学研究, 30 (1) : 51-56.
 - ・ 石村広明・田里千代 (2017) 「スポーツ集団における体罰についての一考察—野球部とカルト宗教集団との類似性を手掛かりに—」天理大学学报 245 : 61-74.
 - ・ 石坂友司 (2014) 「特集のねらい」スポーツ社会学研究, 22(1) : 3-6.
 - ・ 伊藤堯 (1974) 「体育指導時における事故とその法的責任」体育の科学, 24(2) : 101-104.
 - ・ 伊藤堯 (1983) 「判例からみた海のスポーツの指導者の責任—海における水泳指導と指導者の注意義務—」体育の科学, 33 : 430-433.
 - ・ 岩井八郎 (2003) 「経験の連鎖—JGSS-2000/2001による『体罰』に対する意識の分析—」JGSSで見た日本人の意識と行動: 日本版 General Social Surveys 研究論文集, 2: 113-125.
 - ・ 岩井八郎 (2007) 「儀礼としての体罰—JGSSによる『体罰』に対する意識の計量分析—」日本教育社会学会大会発表要旨集録, 59 : 277-278.
 - ・ 岩井八郎 (2010) 「容認される『親による体罰』—JGSS-2008による『体罰』に対する意識の分析—」日本版総合的社会調査共同研究拠点研究論文集, 10 : 49-59.
 - ・ 岩本俊郎 (1989) 「教育における体罰の問題 (1)」季刊教育法, 77 : 100-104.
 - ・ 岩本俊郎 (1989) 「教育における体罰の問題 (2)」季刊教育法, 78 : 94-104.
 - ・ 岩本俊郎 (1990) 「『善意からの体罰』は親の誤解-『子どものため』なら殴れない-"EPOCH" 設立の理念」季刊教育法, 79 : 37-45.

- ・岩崎政孝（2001）「子どもの心身の尊厳（その1）体罰と懲戒」『教育判例ガイド』有斐閣：108-140.
- ・影山健（1979）「運動部活動見直し論」体育科教育，27(6)：6-8.
- ・影山健（1991）「体育教師の常識とは何か」体育科教育，35(11)：19-21.
- ・解説教育六法編集委員会（2015）『解説教育六法平成27年版』三省堂.
- ・柿沼昌芳（2003）『生徒をめぐる権利と責任の法的検討』学事出版.
- ・柿沼昌芳（2009）「部活動での『体罰』は認められるのか？」月刊生徒指導，39(10)：28-31.
- ・柿沼昌芳（2010）「学校の日常が法の裁きを受けるとき(169)最高裁『体罰』判決を観る」月刊生徒指導，40(1)：76-79.
- ・亀山佳明（2015）「体罰問題の研究—桜宮高校バスケットボール事件を中心に—」龍谷大学社会学部共生社会研究センター2014年度プロジェクト研究研究成果報告書，3-34.
- ・神谷和宏（2013）「体罰によらない子どもの意欲の育て方：年度始めに知ってほしいコーチング」月刊生徒指導，43(4)：30-33頁.
- ・神谷和宏（2014）「部活指導でどう声をかけるか?：～コーチングを使った体罰を伴わない叱り方・イメージトレーニング～」月刊生徒指導，44(2)：28-32.
- ・神谷拓（2013）「運動部活動の体罰問題を考える三冊」人間と教育，78：130-133.
- ・神谷拓（2013）「体罰を是認する二つの『鎖』」教育，812：83-86.
- ・神谷拓（2014）「運動部活動の制度史と今後の展望」体育科教育学研究，30（1）：75-80.
- ・神谷拓（2015）『運動部活動の教育学入門—歴史とダイアログ』大修館書店.
- ・神谷拓・菊幸一（2015）「体罰・暴力の根絶に向けた運動部活動教育の内容と条件整備—教師の専門性と運動部活動指導の関係に注目して—」体育学研究，60(Report)：R12_1-R12_16.
- ・金柘栄佳・日野克博（2009）「愛媛県における運動部活動の指導者に対する意識調査—顧問と外部指導者の意識の違いに焦点をあてて」愛媛大学教育実践センター紀要，27：121-129.
- ・金崎良三（1984）「体育教師の意識はどう変わらなければならないか」体育科教育，32（11）：20-22.
- ・加野芳正（2014）「近代の学校教育制度と暴力-『体罰』と『いじめ』を中心に-」スポーツ社会学研究，22(1)：7-20.
- ・加野芳正（2015）「デュルケームの体罰論に関する考察」『龍谷大学社会学部共生社会研究センター2014年度プロジェクト研究研究成果報告書』龍谷大学社会学部共生社会研究センター：67-80.
- ・唐木國彦（1984）「いま、クラブ活動で何が問題か」体育科教育，32（13）：14-16.
- ・笠次良爾（2014）「運動部活動中の事故とその防止対策」体育の科学，64(4)：262-267.
- ・樫永真佐夫（2016）『一石四鳥のスポーツ』の会」月刊みんぱく，40（4）：8.

- ・片山紀子 (2013)「アメリカ合衆国における合法的な体罰とその衰退」*体育科教育*, 61(11): 14-17.
- ・片山紀子 (2015)「アメリカに見る規律形成の今日的動向—体罰をめぐる議論を通じて—」*京都教育大学紀要*, 126: 13-24.
- ・加藤誠之・山田優美子・船越克真 (2016)『『体罰を考える講演会』逐語録』高知大学教育学部研究報告, 76: 157-171.
- ・桂充弘 (2013)「はじめに 本書のねらい」『スポーツ界の不思議』かもがわブックレット: 2-3.
- ・河内祥子・植村善太郎 (2014)「教職員の法的知識がリスク認知に及ぼす影響—新規採用教職員への調査を中心として—」*スクール・コンプライアンス研究*, 2: 81-92.
- ・河合務 (2016)「教育的愛情と子ども観」*地域教育学研究*, 8(1): 58-64.
- ・川戸湧也・岡田弘隆・増地克之・小野卓志 (2017)「柔道指導現場における『体罰』・『ハラスメント』ならびに『ドメスティックバイオレンス』の実態調査: 大学生柔道選手を対象として」*武道学研究*, 49-(3): 183-191.
- ・川村光 (2009)「1970-80年代の学校の『荒れ』を経験した中学校教師のライフヒストリー—教師文化における権威性への注目—」*教育社会学研究*, 85: 5-23.
- ・川西正志・北村尚浩・成田好・松本房子・古元鈴代・久保等・吉田義博・西正義 (2007)「鹿児島県における高校運動部活動の外部指導者に関する調査」*生涯スポーツ実践研究年報*, 6: 33-41.
- ・川野弘之・呉昭和・山根正弘 (2013)「スポーツ指導の現場で」*季論*, 21 (20): 151-157.
- ・川谷茂樹 (2013)「スポーツと『練習』—目的論的考察」*体育の科学*, 63(10): 786-790.
- ・木原健太郎 (1977)「遊びと学習を区別するもの」*体育科教育*, 25(2): 2-5.
- ・菊幸一・多々納秀雄・小谷寛二 (1989)「所謂『スポーツ』概念の再検討(12)—メタ・コミュニケーションとしての『儀礼』と『遊び』の関係とスポーツの意味」*日本体育学会大会号*, (40A): 132.
- ・菊幸一 (2001)「体育と暴力」杉本厚夫編『体育教育を学ぶ人のために』世界思想社: pp. 104-122.
- ・菊幸一 (2001)「どこへ行く運動部活動」*学校体育*, 54(1): 15-17.
- ・菊幸一 (2009)「学校運動部活動が抱える諸問題と生涯スポーツ」*季刊教育法*, 162: 12-19.
- ・菊幸一 (2013)「スポーツと暴力の関係・歴史—スポーツは極めて暴力的だった! ?」『スポーツにおける真の勝利 暴力に頼らない指導』編集代表菅原哲朗・望月浩一郎, エイデル研究所: 41-47.
- ・菊幸一 (2013)「体罰の問題点と課題」『体罰ゼロの学校づくり』編著本村清人・三好仁司, ぎょうせい: 23-33.
- ・菊幸一 (2013)「体育・スポーツと暴力—体育指導者は暴力『問題』とどう向き合うべき

- かー」保健体育ジャーナル, (99) : 1-2.
- ・菊幸一 (2017) 「8 章 スポーツと暴力の倫理学」『よくわかるスポーツ倫理学』編著友添秀則, ミネルヴァ書房 : 110-121.
 - ・喜多明人 (1988) 「体罰に関する調査ノート」立正大学文学部論叢, 87 : 25-45.
 - ・北森義明 (1984) 「コーチ力と教育力とはどう違うのか」体育科教育, 32 (10) : 21-23.
 - ・北森義明 (1987) 「勝つためのリーダー学」体育科教育, 38(13) : 14-16.
 - ・北森義明 (1990) 「運動部活動の光と影」体育科教育, 38(9) : 21-23.
 - ・小林一久 (1985) 「体罰と体育の指導」学校体育, 38 (14) : 80-81.
 - ・小林貴幸 (2016) 「師弟を結ぶもの、分かちもの—台湾の空手社会」月刊みんぱく, 40 (4) : 5.
 - ・小林剛・松川徹 (1986) 「体罰の実態に関する調査研究」福井大学教育学部紀要, IV (教育学) : 71-89.
 - ・国土将平 (2014) 「からだの発達と運動部活動」体育の科学, 64(4) : 231-236.
 - ・国立教育政策研究所 (2003) 「現代のしつけの実態と特質」第 21 回教育研究公開シンポジウム これからの『しつけ』を考える : 58-67.
 - ・小丸超 (2015) 「戸塚ヨットスクール論—体罰で人間は変わるのか」『龍谷大学社会学部共生社会研究センター2014 年度プロジェクト研究研究成果報告書』龍谷大学社会学部共生社会研究センター : 97-108.
 - ・近藤義忠 (1988) 「これからの社会と部活動のあり方」学校体育, 41(11) : 14-21.
 - ・近藤良享 (2012) 「運動部活動」『スポーツ倫理』不昧堂出版 : 70-106.
 - ・近藤良享 (2013) 「2 つの刑事事件—スポーツ場面の体罰・暴力を根絶しよう」体育科教育, 61(11) : 9.
 - ・小谷寛二 (1986) 「体育教師と体罰」体育科教育, 34 (9) : 66-67.
 - ・小谷寛二・多々納秀雄 (1991) 「スポーツ集団にみられる日本的価値意識の再検討」水産大学校研究報告, 39 (2・3) : 119-131.
 - ・小谷寛二 (1992) 「スポーツ部活の法律問題」体育科教育, 40 (10) : 28-31.
 - ・小谷寛二 (2015) 「なぜ、体罰はやまないのか—裁判判例考察の立場から—」『龍谷大学社会学部共生社会研究センター2014 年度プロジェクト研究研究成果報告書』龍谷大学社会学部共生社会研究センター : 53-66.
 - ・黄順姫 (2013) 「社会的・文化的体罰の日本・韓国の比較—体罰禁止後の対策・代案はあるのか—」体育の科学, 63(10) : 797-805.
 - ・小柳克彦 (1984) 「高校におけるクラブ活動の必要性—生涯スポーツにつなぐテニス部活動」体育科教育, 32 (13) : 44-45.
 - ・窪田暁 (2016) 「共同体を支えるもの」月刊みんぱく, 40 (4) : 6.
 - ・窪田眞二・小川友次 (2015) 『平成 27 年版教育法規便覧』学陽書房.
 - ・熊谷文枝 (1984) 「暴力と教育—その理論的考察」教育社会学研究, 39 : 32-42.

- ・熊谷正（1992）「よみがえれ！スポーツ部活」体育科教育， 40（10）：43-45.
- ・熊安貴美江（2015）「ハラスメント・暴力・スポーツーセクシュアル・ハラスメントの可視化がめざすものー」現代スポーツ評論， 33：60-72.
- ・蔵田重雄（2002）「外部指導者導入、成功への道」体育科教育， 50(12)：46-49.
- ・栗田充治(1988)「体罰といじめ: 亜細亜大学生の調査」亜細亜大学教養部紀要, 38: 112-120.
- ・厨義弘（1986）「クラブ・部活動の指導をめぐる」日本体育学会大会号， 37A：19.
- ・黒後洋・山田博子（2016）「栃木県におけるスポーツ指導者派遣事業の現状と課題について」宇都宮大学教育学部教育実践紀要， 2：107-112.
- ・黒澤寛己・横山勝彦（2016）「運動部活動の指導と評価に関する一考察—『体育科教育』の視点からの政策提言—」同志社スポーツ健康科学， 8：14-22.
- ・黒須充編著（2007）『総合型地域スポーツクラブの時代1 部活とクラブの協働』創文企画.
- ・楠本恭久・立谷泰久・三村覚・岩本陽子（1998）「体育専攻学生の体罰意識に関する基礎的研究：被体罰経験の調査から」日本体育大学紀要， 28 卷 1 号：7-15.
- ・教育法令研究会（2010）『図表でわかる教育法令第2次改定版』学陽書房.
- ・毎日新聞（2013）「桜宮高体罰判決 暴力と決別する契機に」2013 年 9 月 27 日朝刊：5.
- ・前島康男（1985）「大学生の体罰体験・意識に関する調査研究—熊本県下 3 大学の学生に即して—」日本教育学会大会研究発表要項， 44：52.
- ・牧柁名（1984）「体罰をめぐる学校の内と外」季刊教育法， 50：95-101.
- ・牧柁名・林量俣・今橋盛勝・寺崎弘昭（1992）『懲戒・体罰の法制と実態』学陽書房.
- ・丸山啓史（2016）「宿題と学校における体罰との関連」京都教育大学教育実践研究紀要， 16：165-171.
- ・正森真由美（2013）『「桜宮高校から体罰をなくし、改革をすすめる会」が始動 主人公は生徒・教員・保護者！』女性のひろば， (410)：41-43.
- ・増田靖弘（1984）「日本的スポーツ事情と部活動」体育科教育， 32（13）：26-29.
- ・益子俊志・廣瀬かほる（2014）「ラグビー指導者の体罰・パワーハラスメントの現状について：埼玉県ラグビー指導者の体罰・パワハラ意識調査よ」日本体育学会大会号， (65)：250.
- ・舛本直文（2001）「学校運動部論—「部活」はどのような身体文化を再生産してきた文化装置なのか—」杉本厚夫編『体育教育を学ぶ人のために』世界思想社：pp. 262-280.
- ・的地修（1988）「高校スポーツと精神主義」体育の科学， 38：258-260.
- ・松田太希（2016）「運動部活動における体罰の意味論」体育学研究， 61：407-420.
- ・松田太希（2016）「教師は暴力的存在である—体罰の淵源を見据えて—」広島大学大学院教育学研究科紀要， 第一部 65：35-41.
- ・松田泰定（1986）「体罰と体育教師」学校体育， 39（8）：29-34.
- ・松永裕二（2017）「PTA 会員への体罰根絶のための講演活動—アクティブ・ラーニングの

- 試行とその成果—」西南学院大学人間科学論集 12 (2) : 111-145.
- ・松浪稔 (2015) 「体罰の起源を探る 日本の教育制度と体罰」『スポーツ学の射程』黎明書房 : 50-60.
 - ・松岡律 (2013) 「教職課程学生の体験にみる体罰容認論の再生産プロセス—ディベートとインタビューの分析—」人権 21 調査と研究, (226) : 31-37.
 - ・松尾哲矢 (2001) 「スポーツ競技者養成の《場》とハビトゥス形成 : 学校運動部と民間スポーツクラブの着目して」体育学研究, 46 (6) : 569-586.
 - ・松尾哲矢 (2014) 「運動部員がもつ志向の多様化—学校文化からみた運動部の限界と新たな可能性—」体育の科学, 64(4) : 242-247.
 - ・松瀬学 (2013) 「地域ぐるみのサポート体制構築へ—運動部活動のビジネス展開が意味するもの—」現代スポーツ評論, 28 : 93-100.
 - ・マックス・ウェーバー (1960) 『支配の社会学Ⅰ』世良晃志郎訳, 創文出版.
 - ・マックス・ウェーバー (1960) 『支配の社会学Ⅱ』世良晃志郎訳, 創文出版.
 - ・三木英正 (2013) 「現場からみた運動部活動—運動部のフィールドワーカー—」現代スポーツ評論, 28 : 84-92.
 - ・耳塚寛明・中西祐子 (1995) 「学校文化と進路選択」『文化の社会学—実践と再生産のメカニズム』有信堂高文社 : 98-123.
 - ・南真木人 (2016) 「自ら判断する個人の集合—山岳部」月刊みんぱく, 40 (4) : 9.
 - ・三浦弓杖 (1990) 「運動が罰となる時」学校体育, 43(12) : 34-35.
 - ・宮坂敏一・田原卓・福場久美子・藤田主一 (2016) 「体育専攻学生の体罰認識度に関する研究—苦痛の因子構造及びその条件設定との関連性—」日本体育大学紀要, 45(2) : 119-129.
 - ・宮田和信 (1994) 「体育専攻学生の体罰意識」鹿屋体育大学学術研究紀要, 11 : 219-230.
 - ・宮内健二 (2013) 「体罰等の根絶及び運動部活動の教育的な意義、効果を高めるための『運動部活動での指導のガイドライン』について」Synapse, 25 : 12-18.
 - ・溝口紀子 (2016) 「黒帯のムラ社会—白線黒帯にみる男と女の境界線」月刊みんぱく, 40 (4) : 4.
 - ・水島和則 (1995) 「文化的再生産と社会変動—構造—行為関係からの再構成—」『文化の社会学—実践と再生産のメカニズム』有信堂高文社 : 186-213.
 - ・水田嘉美 (2013) 「部活動でなぜ体罰が起きるのか」教育, 812 : 87-95.
 - ・水谷智彦 (2016) 「生徒への罰からみる教師像の成立と変容—明治初期の『学校管理法書』に着目して—」教育社会学研究, 98 : 177-195.
 - ・水内宏 (2000) 「学校教育における『運動部活動』の意義」体育科教育, 48 (9) : 18-21.
 - ・望月浩一郎 (2013) 「スポーツでの暴力をなくすための競技団体の課題」『スポーツにおける真の勝利—暴力に頼らない指導』編集代表菅原哲朗・望月浩一郎, エイデル研究所 22-29.
 - ・望月浩一郎・友添秀則・清水論 (2015) 「座談会 日本のスポーツ・インテグリティは

- 危機的状況か」現代スポーツ評論, 32 : 18-41.
- ・最上嘉子 (1996) 「学校現場における体罰をめぐる」教育心理学年報, 35 : 147-156.
 - ・文部科学省 (1998) 『我が国の文教政策第 I 部第 3 章第 2 節 3 運動部活動の充実』.
 - ・文部科学省 (2007) 『問題行動を起こす児童生徒に対する指導について』.
 - ・文部科学省 (2010) 『文部科学白書』.
 - ・文部科学省 (2010) 中学校学習指導要領. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/news/youryou/chu/sou.htm (参照日 2013 年 7 月 10 日).
 - ・文部科学省 (2013) 『体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について』.
 - ・文部科学省 (2013) 『体罰根絶に向けた取組の徹底について』.
 - ・文部科学省 (2013) 『体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について』.
 - ・文部省初等中等教育局地方課 (1981) 「中学生の体罰に係る昭和五六年四月一日の東京高裁判決について」教育委員会月報, 33 (3) : 21-26.
 - ・文部省初等中等教育局中学校教育課 (1981) 「校内暴力事件等の調査結果の概要」教育委員会月報, 33 (3) : 35-40.
 - ・文部省 (1998) 『我が国の文教施策 心と体の健康とスポーツ』大蔵省印刷局.
 - ・森浩寿 (2014) 「ガバナンスからみたスポーツ指導における暴力行為防止の取組み」『入門スポーツガバナンス』笹川スポーツ財団編 91-105 : 東洋経済新報社.
 - ・森浩寿 (2017) 「運動部活動の法的根拠—学校教育法とスポーツ基本法の関係—」体育の科学, 67(1) : 12-16.
 - ・森薫 (1988) 「勝利至上主義を排して」体育科教育, 36(3) : 34-38.
 - ・森克己他 (2015) 「我が国におけるスポーツ指導者による子どもに対する虐待及び体罰の現状と子ども保護制度の必要性」鹿屋体育大学学術研究紀要, 50 : 17-24.
 - ・森川貞夫 (1988) 「期待される部活の指導者像」体育科教育, 36(3) : 21-23.
 - ・森川貞夫 (1989) 「スポーツ『部活』と体育教師」体育科教育, 37(8) : 27-29.
 - ・森川貞夫・遠藤節昭編 (1989) 『必携スポーツ部活動ハンドブック』大修館書店.
 - ・森川貞夫 (2013) 「日本の集団主義と学校運動部—不祥事の温床としての運動部を問う—」現代スポーツ評論, 28 : 75-83.
 - ・森川貞夫・中塚義実・溝口紀子 (2013) 「座談会 体罰・暴力問題の本質を問う」体育科教育, 61(11) : 18-29.
 - ・森恭・伊藤豊彦・豊田一成・遠藤俊郎 (1990) 「コーチの社会的勢力の基盤と機能」体育学研究, 34 : 305-316.
 - ・森司朗 (2000) 「子どもの意欲とスポーツ指導」体育科教育, 48 (9) : 42-45.
 - ・森田浩之 (2009) 『メディアスポーツ解体 <見えない権力>をあぶり出す』日本放送出版協会.
 - ・森田啓之 (2015) 「スポーツ指導における体罰の問題を考える」児童心, 69(2) : 244-251.
 - ・森田洋司・清永賢二 (1994) 『新訂版 いじめ 教室の病い』金子書房.

- ・ 森田ゆり (2003) 『しつけと体罰—子どもの内なる力を育てる道すじ』 童話館出版.
- ・ 森敏生編 (2009) 『中村敏雄著作集 4 部活・クラブ編』 創文企画.
- ・ 森敏生 (2013) 「文科省『運動部活動での指導のガイドライン』の実効性を問う」 体育科教育, 61(11) : 34-37.
- ・ 本村清人 (2001) 「運動部活動における外部指導者数の現状等について」 体育科教育, 49(15) : 74-76.
- ・ 本村清人 (2002) 「なぜ、外部指導者なのか」 体育科教育, 50(12) : 42-45.
- ・ 村上光朗 (2007) 「暴力の社会学」 『新説教育社会学』 112-130.
- ・ 村上義雄・中川明・保坂展人編 (1986) 『体罰と子どもの人権』 有斐閣.
- ・ 村本宗太郎 (2013) 「学校教育における体罰に関する基礎的研究—体罰に関する判例の動向と教育界の動きに着目して—」 立教大学コミュニティ福祉学研究科紀要, 11 : 125-136.
- ・ 村本宗太郎 (2013) 「学校運動部活動における体罰の発生構造に関する基礎的研究—体罰と懲戒の判断基準の揺らぎに着目して—」 立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科修士論文
- ・ 村本宗太郎 (2014) 「学校運動部において練習と暴力とを切りわけるもの」 立教大学コミュニティ福祉学研究科紀要, 13 : 87-97.
- ・ 村本宗太郎 (2016) 「学校運動部活動時の『体罰』判例にみる体罰の特徴とその要因に関する研究」, 日本スポーツ法学会年報, 23 : 136-161.
- ・ 村本宗太郎・松尾哲矢 (2016) 「大学運動部員における高校期の被体罰経験と運動部空間の特性に関する研究」, 立教大学コミュニティ福祉研究所紀要, 4 : 125-136.
- ・ 村瀬浩二・安倍久貴 (2010) 「中学校体育授業において教師に望まれる行動」 体育学研究, 55 : 379-392.
- ・ 室井至大 (1988) 「民主的な人間関係をつくる—ソフトボール部の指導をとおして」 体育科教育, 36(3) : 49-52.
- ・ 武藤泰明 (2013) 「体育・スポーツにみるガバナンスとコンプライアンス」 体育の科学, 63(10) : 770-774.
- ・ 永井順国 (1986) 「体罰と体育教師」 体育の科学, 36(4) : 255-259.
- ・ 永井洋一 (2013) 「暴力的な指導は競技力を高めない」 体育科教育, 61(11) : 42-45.
- ・ 長野仁志 (2013) 「生徒指導と『体罰』」 季論, 21 (20) : 158-168.
- ・ 長尾英彦 (2010) 「『体罰』概念の混迷」 中京法学, 44 卷 3・4 号 : 185-206.
- ・ 永岡秀一 (2011) 「部活動などの教育活動と体罰問題」 Sportsmedicine, 23(6) : 36-38.
- ・ 永島惇正 (1988) 「岐路に立つ部活」 学校体育, 41(11) : 74-75.
- ・ 永谷稔・伏見明洋 (2011) 「学校運動部活動の系譜と今後のあり方に関する研究—江別市内における指導者調査から」 北翔大学生涯スポーツ学部研究紀要, 2 : 51-62.
- ・ 中房敏朗 (2014) 「体罰の歴史的背景」 大阪体育大学紀要, (45) : 199-207.
- ・ 中村浩爾 (2002) 「青少年スポーツのあり方と倫理のルール化の進展」 スポーツ法学会年

- 報, 9 : 26-42.
- ・中村哲也 (2013) 「戦後日本における運動部活動と学校教育」現代スポーツ評論, 28 : 121-129.
 - ・中村哲也 (2017) 「運動部における体罰の構造と対応策」教育, 856 : 43-50.
 - ・中村豊・五百住満 (2014) 「紙上事例研究 そのとき、どう動いたか(ケース 5)部活動時体罰寸前の危機的状況」月刊生徒指導, 44(9) : 46-49.
 - ・中西匠 (2000) 「開かれた部活動を実現するには一堺市の合同部活を例に一」体育科教育, 48(6) : 32-35.
 - ・中野敏男 (1986) 「『カリスマ』と『物象化』—ウェーバーにおける『支配の正当性』概念の基底—」倫理学年報, 35 : 123-139.
 - ・中塚義実 (2001) 「スポーツの側から学校運動部を見直そう！」月刊体育科教育, 2001年6月号 : 66-69.
 - ・中塚義実 (2002) 「補欠ゼロ・引退なしのサッカー部—DUOリーグの実践から—」月刊体育科教育, 2002年4月号 : 52-56.
 - ・中塚義実 (2006) 「生徒が企画・運営するスポーツイベント」月刊体育科教育, 2006年5月号 : 56-60.
 - ・中内敏夫 (1995) 「『愛の鞭』の心性史」『社会規範—タブーと褒章』藤原書店 : 247-317.
 - ・中澤篤史 (2011) 「なぜ教師は運動部活動へ積極的にかわり続けるのか : 指導上の困難に対する意味づけ方に関する社会学的研究」体育学研究, 56 : 373-390.
 - ・中澤篤史 (2014) 『運動部活動の戦後と現在 なぜスポーツは学校教育に結び付けられるのか』青弓社.
 - ・中澤篤史 (2014) 「運動部活動の歴史的変遷と『社会的意義』」体育の科学, 64(4) : 226-230.
 - ・中澤篤史 (2016) 「スポーツと子ども—戦後体育学／教育学は運動部活動に何を期待したのか—」体育の科学, 66(5) : 331-334.
 - ・中澤篤史 (2017) 「新しい学習指導要領でこれからの運動部活動はどう変わるか」体育科教育 65 (8) : 52-55.
 - ・南部さおり・富田幸博 (2016) 「愛知県立刈谷工業高校野球部体罰自死事件の死亡見舞金支給に関する日本スポーツ振興センターの決定」日本体育大学紀要, 46(1) : 59-65.
 - ・鳴影通 (1986) 「いじめと体育教師」体育の科学, 36(4) : 281-283.
 - ・NHK取材班+今橋盛勝 (1986) 『体罰』日本放送出版協会.
 - ・日本教育協会 (2013) 「懲戒処分を受けた教員は 860 人 うち体罰によるものは 126 人を占める : 文科省の人事行政調査の結果(2)」国内動向, (1270) : 8-11.
 - ・日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟 (2013) 『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について. <http://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2947> (参照日 2013 年 12 月 3 日).
 - ・日本体育協会指導者育成専門委員会 (2014) 『学校運動部活動指導者の実態に関する調査

報告書』日本体育協会.

- ・西垣完彦 (1985) 「クラブ活動の未来像—未来のクラブ活動の創造は教師の自己変革で」
体育科教育, 33(3) : 46-49.
- ・西島央・藤田武志・矢野博之・中澤篤史・熊谷信司 (2008) 「組織編制から見た中学校運動部活動の実態と課題—東京都・静岡県・新潟県の顧問教師への質問紙調査をもとに—」
日本教育社会学会大会発表要旨集録, (60) : 219-222.
- ・西島央・矢野博之 (2009) 「部活動の学習指導要領上の位置付けと歴史的変遷」月刊生徒指導, 39 (10) : 6-10.
- ・西島央 (2017) 「燃れた部活動を織り直すために—制度と実態の観点から—」
体育の科学, 67(1) : 17-21.
- ・西山哲郎 (2014) 「体罰容認論を支えるものを日本の身体教育文化から考える」
スポーツ社会学研究, 22(1) : 51-60.
- ・丹羽劭昭・竹村昭・東山千鶴子 (1965) 「運動部の構造と部員の態度についての追跡的研究 (1)」
学校体育, 18(3) : 108-111.
- ・丹羽劭昭・竹村昭・東山千鶴子 (1965) 「運動部の構造と部員の態度についての追跡的研究 (2)」
学校体育, 18(4) : 105-109.
- ・丹羽劭昭 (1965) 「運動クラブに関する研究法」『学校体育増刊教師のための保健・体育科教育法』 : 164-174.
- ・丹羽劭昭 (1977) 「体育授業と人間関係」
体育の科学, 27(3) : 156-159.
- ・丹羽劭昭 (1986) 「現代の学校がかかえている諸問題と学校体育」
学校体育, 39 (8) : 12-20.
- ・野口芳宏 (2013) 「教育の目的を再確認し、教師と保護者が価値観を共有すべき」
総合教育技術, 68(9) : 22-25.
- ・野地照樹・吉田武男 (1996) 「スポーツ系の部活動における体罰の諸相とその背景に関する予備的考察」
高知大学教育学部研究報告, 第1部 (52) : 129-138.
- ・野地照樹・吉田武男 (1996) 「大学生から見たスポーツ系の部活動における体罰の実態」
高知大学教育学部研究報告, 1部 52 : 139-145.
- ・野地照樹・吉田武男 (1998) 「サッカーにおける体罰の実態—大学生選手へのアンケート調査を手がかりにして—」
高知大学教育学部研究報告, 第1部 (55) 127-132.
- ・野村一夫 (1998) 『社会学感覚』文化書房博文社.
- ・野中日文 (2000) 『武道 日本人の行動学』創言社.
- ・ノルベルト・エリアス (1995) 「スポーツと暴力に関する論文」大平章訳『スポーツと文明化：興奮の探求』
法政大学出版局, pp. 217-252.
- ・野崎武司 (2008) 「運動部活動の未来を図を描く」
体育科教育, 56(7) : 28-31.
- ・小原紘 (2013) 「あの光景を思い出すたびよみがえる恐怖心—私の被体罰経験」
教育, 812 : 79-82.
- ・小笠原正 (2014) 「スポーツ指導者の法的責任—判例を中心として」『体育・部活のリスク

- マネジメント』小笠原正・諏訪伸夫編. 信山社：166-179.
- ・小椋博（2015）「部活動—交換—体罰」『龍谷大学社会学部共生社会研究センター2014年度プロジェクト研究研究成果報告書』龍谷大学社会学部共生社会研究センター：35-52.
 - ・岡浩一郎（2014）「あらためて運動部活動について考える」*体育の科学*, 64(4)：222-225.
 - ・岡本大典（2013）「体罰はなぜなくなるのか？どうすればいいのか？」『スポーツ界の不思議』かもがわブックレット：4-6.
 - ・岡本大典・桂充弘（2013）「判例から見た体罰の定義とその罰則」森川貞夫編『日本のスポーツ界は暴力を克服できるか』かもがわ出版：33-47.
 - ・岡崎助一（1991）「運動部活動はどこへ行くか」*体育科教育*, 39(9)：24-26.
 - ・岡崎勝博（2002）「みんなの声③もしも運動部活動がなくなったら3つの教育的価値が低下する」*体育科教育*, 50(13)：48-49.
 - ・岡崎勝博・小林康隆（2014）「『体罰問題批判』を批評する」*大阪体育大学紀要*, (45)：177-198.
 - ・奥村隆（2001）『エリアス・暴力への問い』勁草書房.
 - ・奥村隆（2014）「『スポーツする身体』と『教える/学ぶ身体』の交わる場所—学校運動部における『体罰』をめぐって—」*スポーツ社会学研究*, 22(1)：35-50.
 - ・奥村隆（2017）『社会はどこにあるか：根源性の社会学』ミネルヴァ書房.
 - ・尾見康博（2014）「指導者からの体罰を肯定する若者たち—一部活にとどまらない体罰の『効果』—」*日本教育心理学会総会発表論文集*, (56)：771.
 - ・大橋美勝（1992）「生活文化としてのスポーツ部活」*体育科教育*, 40(10)：18-21.
 - ・大鋸順（1985）「少年スポーツクラブに及ぼすおとなの功罪—地域のクラブをめぐって—」*学校体育*, 38(7)：46-51.
 - ・大峰光博・友添秀則（2014）「野球部における指導者の勝利追求への責任に関する一考察」*体育・スポーツ哲学研究*, 36(2)：73-82.
 - ・大峰光博（2016）「運動部活動における生徒の体罰需要の問題性：エーリッヒ・フロムの権威論を手掛かりとして」*体育学研究*, 61：629-637.
 - ・大森俊夫（2016）「日本の運動部指導の在り方について」*國學院大學人間開発学研究*, 7：229-243.
 - ・大澤清二・田嶋八千代・磯辺啓二郎・田神一美・渡邊正樹編（2004）『学校保健・健康教育用語辞典』大修館書店.
 - ・大澤真幸ら編（2012）『現代社会学事典』弘文堂
 - ・大嶽真人・伊佐野龍司・橋口泰一・古賀初（2015）「体罰根絶に向けて—指導者を取り巻く環境からの検討—」*体育学研究*, 60(Report)：R9_1-R9_8.
 - ・大海由佳（2013）「女子柔道と体罰」2013 子ども白書特集いのちの輝きを守るために：105.
 - ・大八木淳史 2013 「体罰でスポーツ技術が向上することはありえない」*総合教育技術*,

68(1) : 60-63.

- ・織奥信男 (1984) 「生涯スポーツにつなぐ部活動のあり方を探る」 体育科教育, 32 (11) : 36-38.
- ・ポール・レクター (2000) 『『外部指導者』として思うこと』 体育科教育, 48 (9) : 38-40.
- ・庄形篤 (2013) 「運動部活動における体罰受容のメカニズム—A 高等学校女子ハンドボール部の事例—」 スポーツ人類学研究, 15 : 97-122.
- ・佐伯憲義 (1988) 「虚報の暴力」 法学セミナー増刊 総合特集シリーズ, (39) : 454-459.
- ・佐伯聰夫 (1988) 「転機に立つ運動部活動」 体育科教育, 36(3) : 18-20.
- ・佐伯聰夫 (1997) 「運動部活動の光と影—混迷の状況に潜む問題の核心を問う—」 学校体育, 50(7) : 14-16.
- ・佐伯年詩雄 (2006) 『これからの体育を学ぶ人のために』 世界思想社.
- ・齋藤雅英・依田充代・波多腰克晃・亀山有希 (2016) 「3か国の体育系大学生における体罰の比較—日本、韓国、イタリアを対象として—」 日本体育大学紀要, 45(2) : 93-103.
- ・坂本秀夫 (1996) 「なぜ、体罰はなくならないか」 季刊教育法, 106 : 12-17.
- ・産経ニュース (2013) 【衝撃事件の核心】 元顧問体罰『起訴』、迷う検察幹部を絶句させた” ビデオの中身”.
http://sankei.jp.msn.com/west/west_affairs/news/130713/waf13071312000018-n1.htm
(参照日 2013年11月19日)
- ・坂本拓弥 (2011) 「運動部活動における身体性・体罰の継続性に着目して-」 体育・スポーツ哲学研究, 33(2) : 63-73.
- ・坂本拓弥 (2013) 『『体育教師らしさ』を担う身体文化の形成過程：体育教師の身体論序説』 体育学研究, 58(2) : 505-521.
- ・坂本拓弥 (2015) 「体罰・暴力容認の一つの背景とその変容可能性」 体育学研究, 60(Report) : R3_1-R3_8.
- ・坂田仰 (2015) 『『体罰』容認の承諾書』 内外教育, 6414 : 19.
- ・坂田仰 (2016) 『『部活動指導と体罰』再考』 内外教育, 6487 : 27.
- ・坂田仰 (2016) 「後を絶たない激高型体罰」 内外教育, 6533 : 19.
- ・坂田信弘 (2016) 「ほめるのは基本ができてからまずは叱ることからはじめる」 総合教育技術, 68(12) : 33-35.
- ・佐久間正夫 (2016) 「琉球大学教育学部生の『体罰』に対する意識について」 琉球大学教育学部紀要, 89 : 125-137.
- ・佐久間正夫 (2017) 「本学教育学研究科の改革に伴う新設授業科目の実践報告：『学校教育の理論と実践 I』を中心に」 高度教職実践専攻（教職大学院）紀要 1 : 187-199.
- ・作野誠一 (2011) 「学校運動部のジレンマ—スポーツクラブとの共存は可能か—」 現代スポーツ評論, 24 : 63-75.
- ・作野誠一 (2013) 「少子化時代と運動部活動」 現代スポーツ評論, 28 : 48-59.

- ・作野誠一・石井十郎・川崎登志喜・川邊保孝・嶋崎雅規・清水紀宏・鈴木美沙都・関尾潤・高岡敦史・浪越一喜・藤井和彦・柳沢和雄（2015）「体罰・暴力根絶最終報告書」
体育学研究, 60(Report) : R8_1-R8_37.
- ・笹井宏益（2003）「現代のしつけの実態と特質—『家庭の教育力再生に関する調査研究』の結果から—」第21回教育研究公開シンポジウム これからの『しつけ』を考える:12-26.
- ・佐々木万丈（2015）「女子高校生スポーツ競技者への指導者による体罰の実態」スポーツとジェンダー研究, 13 : 6-23.
- ・佐々木茂（1952）「体育指導者の検討」体育の科学, 2（1）: 7-10.
- ・佐々木吉蔵（1973）「運動部活動の効用とその限界」体育の科学, 23(3) : 134-137.
- ・佐藤克己（1962）「運動クラブ集団の研究—全国高校バレーボール大会参加校の実態を中心として—」体育の科学, 12（12）: 647-650.
- ・佐藤和兄（1951）「社会集団としての『チーム』（1）」学校体育, 4(11) : 51-53.
- ・佐藤和兄（1952）「社会集団としての『チーム』（2）」学校体育, 5(2) : 35-39.
- ・佐藤通輔（1984）「教育としての高校野球を考える—練習のグラウンドから」体育科教育, 32（13）: 42-43.
- ・佐藤通輔（1988）「部活動を人間教育の場に」体育科教育, 36（5）: 47-49.
- ・佐藤豊（2013）「学校運動部活動の教育的意義を再考する」現代スポーツ評論, 28 : 60-74.
- ・澤井和彦（2014）「運動部活動への参加が成人後の運動・スポーツ活動に与える影響—『運動習慣の持ち越し』は存在するか?」体育の科学, 64(4) : 248-255.
- ・関根正美（2013）「体罰の温床・勝利至上主義とフェアプレイの狭間」体育科教育, 61(11) : 38-41.
- ・関朋昭（2015）「学校運動部活動の教育的意義を再考する」体罰問題に関する管理論的一考察—部活動運営に困難を極めた中学校や体罰があった高等学校の事例から— 北海道体育学研究, 50 : 69-79.
- ・関喜比古（2009）「問われている部活動の在り方～新学習指導要領における部活動の位置づけ～」立法と調査, 294 : 51-59.
- ・瀬戸邦弘（2016）「体育会という日本文化を考える」月刊みんぱく, 40（4）: 2-3.
- ・芝健介（1992）「ヒトラーの支配をめぐる—カリスマ性の問題に関する研究覚書—」史論, 45 : 21-34.
- ・島公介（2013）「教師をめざす大学生の体罰・いじめへの意識」教育, 812 : 96-101.
- ・島本好平（2014）「青少年のこころと運動部活動」体育の科学, 64(4) : 237-241.
- ・嶋崎政男（2013）「体罰を整理する」月刊生徒指導, 43(8) : 18-20 頁.
- ・清水貴幸（2014）「教員を目指す大学生の体罰に対する意識調査—体罰の根絶に向けて—」京都教育大学大学院連合教職実践研究科年報, 3 : 56-65.
- ・下村哲夫（1992）「懲戒と『体罰の禁止』」『新・教育課程の法律学』学研 : 153-174.
- ・城丸章夫（1980）『体育と人格形成』青木書店.

- ・曾根純也（2016）「スポーツ指導における価値論的考察—暴力・体罰の根絶に向けて—」大阪体育大学紀要, 47 : 1-17.
- ・園山和夫（1988）「部活動の現状と運動競技の基準と変遷」学校体育, 41(11) : 67-72.
- ・スポーツ庁（2017）運動部活動の現状について.
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2017/08/17/1386194_02.pdf.（参照日 2018 年 1 月 5 日）
- ・菅野正（1991）「伝統とカリスマ—ウェーバー支配社会学の方法的一視点—」社会学研究, 57 : 1-22.
- ・菅野正（1958）「支配の構造—組織とカリスマ—」文化, 22（3） : 13-29.
- ・杉本厚夫（2013）「混迷する学校運動部—学校と地域の狭間で—」現代スポーツ評論, 28 : 36-47.
- ・杉山茂（1990）「日本スポーツの原風景～『部』活動に『遊び半分』は求められぬのか～」体育科教育, 38(9) : 10-11.
- ・杉山哲司（2013）「攻撃行動を生み出すメカニズム」体育の科学, 63(10) : 791-796.
- ・杉山洋一（1997）「生徒指導主事の体罰意識に関する調査研究」東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要, 16 : 99-116.
- ・スポーツ・青少年局体育参事官付（2013）「運動部活動での体罰の根絶に向けて ～運動部活動での指導のガイドラインの作成～」教育委員会月報, 65（4） : 30-44.
- ・鈴木明哲（2014）「日本スポーツ界における暴力指導への『自己反省』—体育・スポーツ史研究と教員養成の観点から—」スポーツ社会学研究, 22(1) : 21-34.
- ・鈴木秀人（1986）「新しい運動部の在り方を求めて」体育科教育, 34（1） : 41.
- ・鈴木裕輔（2013）「体罰問題に係わる者が念頭に置かなければならない『体罰が起きる構造』」体育科教育, 61（6） : 68-69.
- ・橘陽臣（1983）「部活動を安全に行うポイントは何か」体育科教育, 31(8) : 50-51.
- ・橘陽臣（1984）「教育の一環としての部活動のあり方をあらためて考える」体育科教育, 32（13） : 50-51.
- ・田原淳子（2017）「UNESCO の体育・身体活動・スポーツ国際憲章からみた運動部活動の運動部活動の課題」体育の科学, 67(1) : 7-11.
- ・田嶋八千代（2014）「社会の動向 『体罰根絶』にむけた取組について：体罰の実態調査、運動部活動での指導のガイドラインをもとに」日本健康相談活動学会誌, 9(1) : 71-74.
- ・高田典衛（1986）「いじめ・体罰・体育教師」体育の科学, 36(4) : 252-254.
- ・高橋長浩（1992）「中学校部活動指導者の勝利志向に関する調査研究：部活動に対する価値志向を基準とするクラスター分析を通して」日本体育学会大会号, (43A) : 140.
- ・高橋豪仁・久米田恵（2008）「学校運動部活動における体罰に関する調査研究」教育実践総合センター研究紀要, 17 : 161-170.
- ・高橋豪仁（2013）「体罰問題からのスポーツ再考 逸脱＝過剰同調としての体罰」教育

- と医学, 61(8) : 652-659.
- ・高旗正人 (2002)「逸脱と生徒指導」教育社会学研究, 70 : 75-87.
 - ・高峰修 (2013)「青少年にみる組織的スポーツへの参加動機の動向」青少年のスポーツライフ・データ, 2013 : 18-25.
 - ・高峰修 (2014)「暴力を伴うスポーツ指導の経験と意識」スポーツライフ・データ 2014—スポーツライフに関する調査報告書 : 39-43.
 - ・高峰修・武長理栄・蛭原修 (2016)「高校運動部活動において指導者や上級生から受ける暴力・暴言経験のリスク分析」体育学研究, 61 : 755-771.
 - ・高島稔 (1984)「『運動クラブ』に期待されるもの—『運動クラブ』のこれまでとこれから」体育科教育, 32 (13) : 20-22.
 - ・高山千代 (2000)「動部活動指導者の現状と問題点 (小中高校の比較とまとめ) :—バスケットボール部指導者への調査をもとに—」新潟青陵女子短期大学研究報告, 30 : 37-56.
 - ・高山千代 (2000)「運動部活動指導者の現状と問題点—高等学校バスケットボール部指導者への調査をもとに—」新潟青陵女子短期大学研究報告, 27 : 93-105.
 - ・武笠康雄 (1975)「学校運動部と日本社会—運動部の教育的意義、体質などをめぐって—」学校体育, 28(14) : 37-41.
 - ・竹村昭・花田敬一・丹羽劭昭・福田美津子 (1963)「運動部集団とパーソナリティの関係についての研究—集団規範の生成過程からみた運動部集団の機能的分析—」体育学研究, 8(1) : 243.
 - ・竹村昭・丹羽劭昭 (1965)「運動部集団とパーソナリティの関係について (I) —運動部集団の構造と機能の分析—」体育学研究, 9(2) : 9-17.
 - ・竹村昭・丹羽劭昭 (1965)「運動部集団とパーソナリティの関係—規範生成過程からみた運動部の構造と機能との追跡的研究—」体育学研究, 10(1) : 115.
 - ・竹村昭・丹羽劭昭 (1967)「運動部のモラルの研究 (1) —モラル調査の作成—」体育学研究, 12(2) : 77-83.
 - ・竹村昭・丹羽劭昭 (1966)「運動部集団とパーソナリティの関係について (II) —運動部集団の規範生成構造と態度形成—」体育学研究, 11(1) : 1-8.
 - ・竹村昭 (1980)「運動部集団の構造と機能」体育の科学, 30(10) : 731-735.
 - ・竹村直樹 (2015)「修復的儀礼としての体罰」『龍谷大学社会学部共生社会研究センター 2014 年度プロジェクト研究研究成果報告書』龍谷大学社会学部共生社会研究センター : 81-96.
 - ・竹ノ下祐二 (2013)「大型人類猿における暴力的行動」体育の科学, 63(10) : 806-809.
 - ・玉木正之 (2013)『スポーツ 体罰 東京オリンピック』NHK 出版.
 - ・田巻竜介 (2017)「15 年度に体罰 890 件を処分」内外教育, 6554 : 10.
 - ・為末大 (2017)「スポーツにおける体罰の背景—根絶に向けて取り組めること」心理学ワールド, 77 : 17-20.

- ・田中富広（1996）『『体罰』はなくなる』季刊教育法，106：24-27.
- ・谷釜了正・福場久美子・宇部弘子・鈴木悠介・深見将志・市川優一郎・軽部幸浩・藤田主一（2016）「日本体育大学における体罰経験の実態と変容—学年による比較分析—」日本体育大学紀要，46(1)：77-90.
- ・谷釜了正・福場久美子ほか（2016）「日本体育大学における体罰排除教育の効果—卒業年次生の分析—」日本体育大学紀要，46(1)：91-104.
- ・谷釜了正・福場久美子ほか（2016）「日本体育大学における体罰排除教育の取り組み—軽暖的な視点に基づいて—」日本体育大学紀要，45(2)：141-150.
- ・谷釜了正・福場久美子ほか（2017）「日本体育大学における体罰排除教育の取り組み：運動部活動の種類と所属状況の比較」日本体育大学紀要 46(2)：189-218.
- ・谷口輝世子（2016）「部活の週休2日は可能か」体育科教育，64(9)：72.
- ・多々納秀雄（1992）「スポーツ部活と体育教師」体育科教育，40(6)：24-26.
- ・寺崎弘昭（2013）「許される体罰はあるのか？—学校体罰禁止の歴史から考える」2013 子ども白書特集いのちの輝きを守るために：25-29.
- ・寺崎弘昭（2013）「イギリスにおける体罰の歴史」教育と医学，61(8)：660-666.
- ・富江英俊（2008）「中学校・高等学校の運動部活動における体罰」埼玉学園大学紀要 人間学部篇，8：221-227.
- ・富江英俊（2009）「体罰に関する意識と運動部活動経験との関連—体育教師志望者を対象とした調査—」日本女子体育大学紀要，39：69-77.
- ・友添秀則（2013）「友添秀則 早稲田大学スポーツ科学学術院長インタビュー（特集 教員の運動部活動での指導力をどう育み、高めるか）」Synapse，25：5-11.
- ・友添秀則（2013）「学校運動部の課題とは何か—混迷する学校運動部をめぐって」現代スポーツ評論，28：8-18.
- ・友添秀則（2014）「運動部活動の指導ガイドライン」体育の科学，64(4)：268-272.
- ・友添秀則（2015）「スポーツの正義を保つために—スポーツのインテグリティを求めて—」現代スポーツ評論，32：8-17.
- ・頓所千佳（2011）「虐待・体罰は繰り返されるのか—教職課程履修者に対するアンケートの調査分析—」関係性の教育学，10(1)：115-120.
- ・東京都教育委員会（2013）都内公立学校における体罰の実態把握について（最終報告）. <http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2013/05/DATA/20n5n801.pdf>, (参照日 2016年4月14日).
- ・東原文郎・アーロンミラー（2013）「体罰と暴力—文化人類学と<体育会系就職>論からみた体罰考—」体育の科学，63(10)：775-781.
- ・辻口信良（2017）『平和学としてのスポーツ法入門』民事法研究会.
- ・辻秀一（2000）「こんなことを言ったり、やったりしていないか」体育科教育，48(9)：46-49.

- ・内田宏明 (2013) 「なぜ、体罰はいけないのか」 教育と医学, 61(8) : 644-651.
- ・内田良 (2015) 『教育という病』 光文社.
- ・上野創 (2009) 「『体罰とは』揺れる教師 『一律に決まらぬ』 熊本・天草のPTSD訴訟で最高裁判決」、『朝日新聞』、夕刊、2009年4月28日、12面.
- ・上杉正幸 (1990) 「スポーツ価値意識のパターンとその規定要因に関する研究」昭和62・63・平成元年度科学研究費補助金(一般研究C) 研究成果報告書.
- ・梅垣明美 (2006) 「運動部の事件簿」現代スポーツ評論, 14 : 158-165.
- ・梅垣明美 (2014) 「体罰問題を考える—暴力によらない指導の検討—」大阪体育大学紀要, (45) : 209-216.
- ・梅村和伸 (2008) 「学校の部活動こそがスポーツ人口の裾野を広げる」体育科教育, 56(1) : 44-47.
- ・梅村和伸・友添秀則・清水諭 (2013) 「運動部活動を考える」現代スポーツ評論, 28 : 19-35.
- ・梅野正信・采女博文 (2002) 「事例研究 教育管理職のための法常識講座(第7回)生徒に對抗される『体罰』」季刊教育法, 132 : 41-46.
- ・梅野正信・向和典・上猶寛 (2005) 「事例研究 教育管理職のための法常識講座(第21回) 体罰関係訴訟判決に学ぶ」季刊教育法, 146 : 64-69.
- ・梅野正信 (2007) 「事例研究 教育管理職のための法常識講座(第27回)体罰問題の判決に学ぶ教員研修資料」季刊教育法, 152 : 40-47.
- ・梅野正信 (2008) 「殴打(体罰)等の直後の児童生徒に対する衝撃緩和措置を検討するための教員研修資料」季刊教育法, (158) : 52-57.
- ・梅野正信 (2013) 「教育管理職のための法常識講座(第51回)運動部活動における『体罰』を確認し管理職の適切な対応を検討するための教員研修資料」季刊教育法, 176 : 70-76.
- ・梅野正信 (2013) 「教育管理職のための法常識講座(第54回)体罰直後の自殺を予見し対応する必要性を共通認識とするための教員研修資料」季刊教育法, 179 : 86-91.
- ・梅澤秋久 (2014) 「運動部活動における勝利追求主義とケア思想-桜宮高校の体罰事件とサッカーU17日本代表『96 ジャパン』に着目して-」横浜国立大学教育学会研究論集= Journal of YNUSE, 1 : 71-81.
- ・糸野豊 (1988) 「体育・スポーツ指導者に期待されるもの」体育の科学, 38 : 492-496.
- ・内海和雄 (1992) 「がんばれ! スポーツ部活」体育科教育, 40 (10) : 22-24.
- ・内海和雄 (1996) 「スポーツ部活行政の現状と課題」一橋論叢, 116 (2) : 287-309.
- ・内海和雄 (1998) 『部活動改革—生徒主体への道』 不昧堂出版.
- ・内海和雄 (2002) 「英国の部活動再興策に学ぶ—『学校スポーツコーディネーター』制度から」体育科教育, 50(5) : 48-51.
- ・内海和雄 (2013) 「スポーツと『体罰』」季論, 21 (20) : 117-136.

- ・宇都宮京子（1995）『行為と自省性』をめぐる理論の系譜』『文化の社会学—実践と再生産のメカニズム』有信堂高文社：161-185.
- ・和田修二（1978）「教育と体罰」季刊教育法，（27）：91-100.
- ・若林繁太（1981）「非行防止と学校体育」体育科教育，29(13)：44-46.
- ・渡邊彰（2004）『運動部活動の実態に関する調査研究』報告書について（その1）」体育科教育，52(12)：76-77.
- ・渡邊彰（2004）『運動部活動の実態に関する調査研究』報告書について（その2）」体育科教育，52(13)：75-77.
- ・渡辺雅之（2014）「スポーツにおける体罰の根源とは何かと問われて考え続けなければならないこと」東京学芸大学研究紀要，52：1-2.
- ・渡辺融（2006）「日本の大学スポーツ小史」現代スポーツ評論，14：128-135.
- ・ウォルシュ・ステイブン（2013）『我慢』と『頑張る』はスポーツや教育に必要なか』Newsweek，28（13）：82.
- ・薬師丸正二郎（2009）「体罰と懲戒：その限界と判断基準」立教女学院短期大学紀要，41：157-168.
- ・山田兼尚・西東桂子・坂本純子・吉田和文・笹生宏益（2003）「これからの『しつけ』を考える」第21回教育研究公開シンポジウム これからの『しつけ』を考える：28-55.
- ・山口順子（1989）「スポーツ・体育における攻撃性と暴力行為」日本体育学会大会号，(40B)：449.
- ・山口泰雄（1988）「生涯スポーツからみた部活動のあり方」学校体育，41(11)：28-34.
- ・山口裕市（1988）「運動部活動、いま何が問題か」体育科教育，36(3)：14-17.
- ・山川勝久（2017）「体罰防止をめざした教員養成とその課題—『教職論』の授業実践を通して—」東海大学課程資格教育センター論集15：127-139.
- ・山本宏樹（2016）「体罰を科学する」理大科学フォーラム，2016(5)：34-39.
- ・山本清洋（1986）「いじめ・校内暴力と学校体育」学校体育，39（8）：22-28.
- ・山本孔一・塩原正長・西村信紀・一柳昇・小牟礼育夫（2010）「スポーツ指導者のモラルに関する事例研究(5)-体育社会学を受講する学生へのインタビューをもとに-」環太平洋大学研究紀要，3：111-117.
- ・山本修司（2015）「校内に中核となる組織をつくり全職員で役割を分担すべき」総合教育技術，68(11)：30-32.
- ・山本徳郎（2013）「部活問題をめぐって—柔道死から考えたこと—」現代スポーツ評論，28：101-108.
- ・山下和彦（1999）「運動部指導者の指導理念」日本体育学会大会号，(50)：569.
- ・山吉剛（1978）「教師の懲戒権・体罰をめぐる判例の動向」季刊教育法，(27)：101-108.
- ・安田勉（1999）「体罰体験とその意識：大学生の意識調査から」青森県立保健大学紀要，1(2)：151-162.

- ・ 依田節夫（1986）『『体罰＝体育教師』の構図を排す』体育科教育, 34（5）：33-37.
- ・ 横田誠仁（2013）「子どもの『最善の利益』を考えたスポーツ文化を」教育, 812：102-104.
- ・ 読売新聞（2009）「教師、小2の胸元つかみ壁に 最高裁、体罰認定せず 逆転判決」2009年4月28日夕刊：1.
- ・ 読売新聞（2009）『『体罰』訴訟逆転判決 最高裁『指導の範囲』原告側『教育とは思えぬ』』2009年4月29日朝刊：2.
- ・ 読売新聞（2013）「体罰で処分の教員 年400人 学校現場、容認の風潮なお」2013年1月8日夕刊：8.
- ・ 読売新聞（2015）「体罰 遠い根絶」2015年12月26日朝刊：34.
- ・ 吉本均（1984）「教師の指導力とは何か」体育科教育, 32（10）：10-13.
- ・ 油布佐和子（1993）「教師の職業パーソナリティー強権的善意の社会的基盤」『学校文化の社会学』福村出版：176-193.
- ・ 湯沢満男（1986）『『生活指導』をめぐって』体育科教育, 34（5）：37-39.
- ・ 関子浩二（2015）「体罰・暴力根絶のためのコーチング学からのアプローチ」体育学研究, 60(Report)：R10_1-R10_14.

参考資料 1：学校運動部活動における活動状況及び体罰に関する調査

立教大学大学院コミュニティ福祉学研究所

博士課程前期課程 村本宗太郎

教授 松尾哲矢

お願い

本調査は、大学生を対象として学校運動部活動における体罰に対する意識を調査し、今後の体罰問題について考えていくための資料とすることを目的として実施されるものです。得られた結果は全て統計的に処理され、個人が特定されることは決してありません。皆様にご迷惑をおかけすることは一切ございませんので、ありのままをお答えください。ご多忙中、恐縮ですがご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

【本調査における体罰の定義】

本調査では「体罰」という語を多く使用しています。本調査における「体罰」とは以下のような行為がそれに該当すると考えてお答えください。

【体罰】：指導者から部員（学校生徒）に対しての行為の中で、

- (1) 身体に対する侵害を内容とする行為（殴る、蹴る、ペンを投げつける等）
- (2) 肉体的苦痛を与えるような行為（正座・直立不動等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる、トイレに行かせない、食事をとらせない等）

の (1) (2) のいずれか、もしくは両方に該当する行為。

参考：「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（文部科学省 2013 年）

【回答の仕方】

設問ごとに、いずれかあてはまる番号に○印をつけてください。また（ ）がある質問に関しては記述での回答をお願い致します。回答の記入もれにご注意ください。

- 1) 性別 1. 男性 2. 女性
- 2) 学年 1. 1年生 2. 2年生 3. 3年生 4. 4年生
- 3) 学部 1. 体育・スポーツ関係学部・学科
2. それ以外の学部・学科（学部名： _____ 学部）
- 4) 入試形態（それぞれ番号に1つ○印）
 - ①高校入試 1. 一般 2. スポーツ推薦 3. その他
 - ②大学入試 1. 一般（センター利用入試を含む）
2. スポーツ推薦（AO入試・自由選抜入試を含む）
3. その他（指定校入試を含む）

5) 高校設置主体 (1つ○印)

1. 国立・公立高等学校 2. 私立高等学校 3. その他 ()

6) 競技経歴 (各学校であなたが中心的に行っていた競技種目について、それぞれの□の中に一つ番号を記入してください。例：小学校から大学まで一貫して野球をしていた場合＝□の中は全て1を記入する。)

1. 野球 (軟式・準硬式を含む) 2. バスケットボール 3. バレーボール 4. サッカー
5. 剣道 6. 柔道 7. 陸上競技 8. 水泳 9. テニス (軟式を含む) 10. ラグビー 11. 卓球
12. その他 13. 所属なし

①小学校… ②中学校… ③高等学校… ④大学…

7) 競技レベル (それぞれの□の中に番号を記入してください)

1. 大会出場経験なし 2. 市町村レベル大会出場 3. 都道府県レベル大会出場
4. 国内ブロック大会出場 5. 全国大会レベル大会出場 6. 国際レベル大会出場

①小学校… ②中学校… ③高等学校… ④大学…

8) 活動拠点 (それぞれの□の中に番号を記入してください)

1. 学校運動部 2. 民間スポーツクラブ(クラブチーム)
3. 地域のスポーツクラブ(スポーツ少年団等) 4. その他

①小学校… ②中学校… ③高等学校… ④大学…

9) 指導者の所属先 (それぞれの□の中に番号を記入してください。指導者が複数いた場合、最も中心的な指導者の方についてお答えください。)

1. 学校の教員 2. 学校の職員 3. 外部の指導者

①小学校… ②中学校… ③高等学校… ④大学…

10) 活動拠点である学校運動部やスポーツクラブの活動中に指導者から体罰を受けたことはありますか。それぞれの□の中に番号を記入してください。

1. 日常的に受けていた
2. 数度受けたことがある
3. 一度だけ受けたことがある
4. 受けたことはない

①小学校… ②中学校… ③高等学校… ④大学…

11) 学校運動部の活動中にあなたが受けたことのある体罰で、あなた自身が最も嫌だと感じたものについて、体罰を受けた時期とその具体的な状況や内容についてお答えください。

()

12) 指導者から体罰を受けた時にどのような気持ちになりましたか。あてはまる番号全てに○印をつけてお答えください。

1. 嫌な気持ちになった
2. 指導者を嫌いになった
3. 部活動をやめたくなくなった
4. 指導者に対して反発心がわいた
5. 耐えようと思った
6. 仕方がないことだと思った
7. 気合が入った
8. 体罰を受けたことに驚いた
9. 何も思わなかった
10. またかと思った
11. 頑張ろうと思った
12. その他 ()

13) 部活動中の体罰は将来なくなると思えますか。1 つに○印をつけ、その理由についてもお答えください。

1. なくなる
2. 減少はするがなくなるらない
3. 現状程度は発生する
4. 今より増加する理由 ()

14) 今思い返してみても体罰を受けたことを現在どのように評価していますか。体罰を受けたことのない方は、

体罰を受けたことがあると仮定してお考えください。(1 つに○印)

1. 愛のムチとして、自分を高めるきっかけを与えてくれたと思う。
2. 愛のムチであったとは思いますが、やはり納得できない。
3. 今思い返しても許し難いが、自分のためになったと思う。
4. 今思い返しても許し難いし、何ら自分のためになったとは思わない。
5. その他 ()
6. 分からない

18) 高校運動部の指導者の態度や言動に委縮（いしゆく）して部活動を辞めたいと思ったことはありますか。

(1つに○印)

1. いつもあった 2. 数度あった 3. 一度だけあった 4. 全くなかった

19) 高校運動部の指導者に対して、部活動の練習内容や日程などについて自分（生徒）たちの意見を言うことが出来る雰囲気になりましたか。(1つに○印)

1. はっきり言うことができた
2. 言いづらいが意見を言うことはできた
3. 言うことはできただろうが言えなかった
4. 言いづらいので意見を言うことはできなかった

20) あなたは高校運動部活動中の以下のような状況で指導者から殴られたりするなど体罰を受けた場合、許容することはできますか。それぞれの状況ごとにあてはまる番号1つに○印をつけてください。

許容 やや許容 あまり許容 全く許容
できる できる できない できない

- | | |
|--|---------------------|
| 1.自分が部活動を怠けていたとき | 1.....2.....3.....4 |
| 2.自分が不甲斐ないミスをしたとき | 1.....2.....3.....4 |
| 3.プレーについて指導者の指示通りにできなかったとき | 1.....2.....3.....4 |
| 4.試合に負けたとき | 1.....2.....3.....4 |
| 5.自分の責任で試合に負けたとき | 1.....2.....3.....4 |
| 6.自分は悪くないのに、チームが試合に負けたことで連帯責任としてとがめられたとき | 1.....2.....3.....4 |
| 7.プレーについて自分の技術以上のことを求められたとき | 1.....2.....3.....4 |
| 8.プレーについて自分の技術でできることをやらなかったとき | 1.....2.....3.....4 |
| 9.チームを代表して責任を追及されたとき | 1.....2.....3.....4 |
| 10.指導者から怠慢であると指摘されたとき | 1.....2.....3.....4 |
| 11.自分の礼儀やマナーが悪かったとき | 1.....2.....3.....4 |
| 12.練習に寝坊して遅刻したとき | 1.....2.....3.....4 |
| 13.高い競技成績を残している指導者から指導されていたとき | 1.....2.....3.....4 |

21) あなたは高校時代に所属していた運動部活動における練習場面や空間（部室を除く）について、どのような感覚を持っていましたか。それぞれの項目ごとにあてはまる番号 1 つに○印をつけてください。

「日常の学校生活の空間（授業やホームルーム等の部活動以外の場面）よりも
運動部活動中の練習場面や空間の方が…」

非常に やや あまりそう 全くそう
 そう思う そう思う 思わない 思わない

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1.自分の居場所である | 1.....2.....3.....4 |
| 2.ほっとする場所だ | 1.....2.....3.....4 |
| 3.仲間意識を強く感じる場所だ | 1.....2.....3.....4 |
| 4.皆を身内であると感じる場所だ | 1.....2.....3.....4 |
| 5.上下関係を強く感じる場所だ | 1.....2.....3.....4 |
| 6.何をしても許される | 1.....2.....3.....4 |
| 7.理不尽なことがまかり通る | 1.....2.....3.....4 |
| 8.常識が通用しない | 1.....2.....3.....4 |
| 9.誰もが平等な感覚がある | 1.....2.....3.....4 |
| 10.強い者が評価される場所だ | 1.....2.....3.....4 |
| 11.閉鎖的な空間に感じる | 1.....2.....3.....4 |
| 12.開放的な空間に感じる | 1.....2.....3.....4 |
| 13.ありのままの自分になれる | 1.....2.....3.....4 |
| 14.生きていると実感できる空間だ | 1.....2.....3.....4 |
| 15.気が抜けない場所だ | 1.....2.....3.....4 |
| 16.強い緊張を伴う場所だ | 1.....2.....3.....4 |
| 17.神聖な空間だ | 1.....2.....3.....4 |
| 18.仲間外れにされたら終わりだと思う空間だ | 1.....2.....3.....4 |
| 19.隔離（かくり）された空間だ | 1.....2.....3.....4 |
| 20.外からの目が入らない空間だ | 1.....2.....3.....4 |

22) あなたが実際にスポーツをしている時の感情や気分について以下の意見についてお聞きします。それぞれの項目ごとにあてはまる番号に○印をつけてお答えください。

「日常生活と比べてスポーツをしている時の方が…」

非常に やや あまりそう 全くそう
 そう思う そう思う 思わない 思わない

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1)高揚した気分になる。 | 1.....2.....3.....4 |
| (2)積極的になる。 | 1.....2.....3.....4 |
| (3)攻撃的になる。 | 1.....2.....3.....4 |
| (4)解放的な気分になる。 | 1.....2.....3.....4 |
| (5)感情的になる。 | 1.....2.....3.....4 |

23) スポーツにおいて、次のうち最も重要だと思うものはどれですか。(1つに○印)

1. 全力をつくすこと 2. 勝利をつかむこと 3. フェアにプレーすること 4. 活動を楽しむこと

24) ここに2つのスポーツのやり方があります。あなたの考えに近いものを1つ選んで下の番号に○印をつけてください。

- ① 自分の力を伸ばすために、厳しい練習をして自分を鍛えようとするやり方
② 今の自分の力に合わせて、気軽にスポーツをしようとするやり方。

1. ①に近い 2. どちらかといえば①に近い 3. どちらかといえば②に近い 4. ②に近い

25) ここに2つのスポーツのやり方があります。あなたの考えに近いものを1つ選んで下の番号に○印をつけてください。

- ①スポーツは、ゲームの楽しさや身体を動かす楽しさ、全力を尽くす充実感、勝利のよろこびなど、スポーツそのものの面白さを味わうことが大切である。
②スポーツは、単に楽しさ、充実感、よろこびを味わうだけでなく、何かの目的(例えば健康増進、人間形成、仲間づくり)を持って行うことが大切である。

1. ①に近い 2. どちらかといえば①に近い 3. どちらかといえば②に近い 4. ②に近い

【貴重なお時間をいただき調査に対してのご協力、本当にありがとうございました】

6) 競技経歴 (各学校の運動部活動であなたが中心的に行っていた競技種目について、それぞれの□の中に1つ番号を記入してください。例：中学校から高等学校まで一貫してバレーボールをしていた場合=□の中は両方1を記入する。)

- 1.バレーボール 2.野球 3.バスケットボール 4.サッカー 5.剣道 6.柔道
7.陸上競技 8.水泳 9.テニス(軟式を含む) 10.ラグビー 11.卓球 12.その他
13.学校運動部活動以外 14.所属なし

①中学校… ②高等学校…

7) 競技レベル (それぞれの□の中に1つ番号を記入してください)

- 1.大会出場経験なし 2.市町村レベル大会出場 3.都道府県レベル大会出場
4.国内ブロック大会出場 5.全国大会レベル大会出場 6.国際レベル大会出場

①中学校… ②高等学校… ③大学…

8) 指導者の所属先 (それぞれ□の中に1つ番号を記入してください。指導者が複数いた場合、最も中心的な指導者の方についてお答えください。)

- 1.学校の教員 2.学校の職員 3.外部指導者 4.その他 5.学校運動部に所属していなかった

①中学校… ②高等学校… ③大学…

9) 活動拠点である学校運動部の活動中に指導者からあなた自身が体罰を受けたことはありますか。それぞれの□の中に1つ番号を記入してください。

1. 日常的に受けていた 2. 数度受けたことがある
3. 一度だけ受けたことがある 4. 受けたことはない
5. 学校運動部には所属していなかった

①中学校… ②高等学校…

10) 部活動中の体罰は将来なくなると思われますか。1つに○印をつけ、その理由についてお答えください。

1. なくなる 2. 減少はするがなくなるしない 3. 現状程度は発生する 4. 今より増加する理由 ()

11) 今思い返してみて体罰を受けたことを以下のそれぞれの時期でどのように評価していますか。それぞれの () にあてはまる番号を 1 つご記入ください。体罰を受けたことのない方は、体罰を受けたことがあると仮定してお考えください。

1. 愛のムチとして、自分を高めるきっかけを与えてくれたと思う
2. 愛のムチであったとは思いますが、やはり納得できない
3. 今思い返しても許し難いが、自分のためになったと思う
4. 今思い返しても許し難いし、何ら自分のためになったとは思わない

①高校入学当時 () ②高校卒業当時 () ③現在 ()

【以下では、高校時代に所属していたバレーボール部についてお答えください。指導者が複数いた場合、最も中心的な指導者の方についてお答えください。高校時代にバレーボール部に所属していなかった方は 32) へお進みください。】

12) あなたの高校バレー部の競技歴としてあてはまるもの 1 つに○印をつけてください。

1. チームとしての引退時期まで所属していた
2. 引退以前に途中退部した

13) 高校バレー部の指導者は 3 年間同じ指導者でしたか。(1 つに○印)

1. 1 年から 3 年まで同じ指導者であった
2. 途中で指導者が交代した
3. その他 ()

14) あなたにとって高校生活における部活動はどのような活動でしたか。(1 つに○印)

1. 授業やホームルームと同じような学校生活の一部の活動だった
2. 授業やホームルームとは異なる学校生活の中でも特別な活動だった
3. あまり考えたことはなかった

15) あなたはバレー部で指導者から受ける体罰についてどのように思いますか。高校生当時と現在とに分けてそれぞれの () にあてはまる番号を 1 つご記入ください。

1. 部活動中の体罰は、指導の一環である
2. 部活動中の体罰は、どちらかといえば指導の一環である
3. 部活動中の体罰は、どちらかといえば文字通り罰である
4. 部活動中の体罰は、文字通り罰である

①高校入学当時 () ②高校卒業当時 () ③現在 ()

16) 高校バレー部の指導者の態度や言動が理由で部活動を辞めたいと思ったことはありませんか。(1 つに○印)

1. いつもあった
2. 数度あった
3. 一度だけあった
4. 全くなかった

17) 高校バレー部の指導者と部員との間に信頼関係を築くことができていたと思いますか。

1. 非常にそう思う 2. ややそう思う 3. あまりそう思わない 4. 全くそう思わない

18) 高校時代に所属していたバレー部の練習内容や、指導者自身の人柄などについて、高校入学前・入部する前から知っていましたか。(それぞれ1つに○印)

①練習内容

1. よく知っていた 2. やや知っていた 3. あまり知らなかった 4. 全く知らなかった

②指導者自身

1. よく知っていた 2. やや知っていた 3. あまり知らなかった 4. 全く知らなかった

19) 高校バレー部の練習中や試合中に指導者の目を気にしながらプレーしたことがありますか。(1つに○印)

1. 常に指導者の目を気にしながらプレーしていた
2. 時々指導者の目を気にしながらプレーしていた
3. 指導者の目を気にしながらプレーしていたことはほとんどない
4. 指導者の目を気にしながらプレーしていたことは全くない

20) 高校バレー部の指導者について、部活動中と日常の学校生活(授業やホームルーム等の部活動以外の場面)とを比べてどのような違いを感じましたか。それぞれの項目ごとにあてはまる番号に○印をつけてください。

「日常の学校生活よりも運動部活動中の方が…」

aだと ややa どちらとも ややb bだと

思う だと思う いえない だと思う 思う

- ①a 厳しい言動であった 1……2……3……4……5 b 優しい言動であった
②a 積極的に臨んでいた 1……2……3……4……5 b 消極的に臨んでいた
③a 感情的だった 1……2……3……4……5 b 理性的だった
④a 気難しかった 1……2……3……4……5 b 気さくだった
⑤a 近寄りやすかった 1……2……3……4……5 b 近寄りがたかった

21) あなたは高校入学当時と高校卒業当時とで、バレー部の指導者についてどのように感じていましたか。それぞれあてはまる数字をご記入ください。

非常に やや あまりそう 全くそう 高校 高校
そう思う そう思う 思わない 思わない 入学当時 卒業当時

- ①親のような身近な存在である 1……2……3……4 () ()
②絶対的な存在である 1……2……3……4 () ()
③有無を言わせない圧力を感じる 1……2……3……4 () ()

- ④あくまでも一指導者である 1…………2…………3…………4 () ()
- ⑤神様のような存在である 1…………2…………3…………4 () ()
- ⑥気軽に近寄りやすい存在である 1…………2…………3…………4 () ()

22) 高校バレー部の指導者を現在どのようにとらえていますか。

また、部活動に参加していた高校生当時はどのようにとらえていましたか。

1. 現在、指導者のことを尊敬しているし、高校生当時も尊敬していた
2. 現在、指導者のことを尊敬しているが、高校生当時は尊敬していなかった
3. 現在、指導者のことを尊敬していないが、高校生当時は尊敬していた
4. 現在、指導者のことを尊敬していないし、高校生当時も尊敬していなかった

23) あなたの保護者の方は高校時代、バレー部の指導者をどのように評価していましたか。

1. 保護者は、高校バレー部の指導者を高く評価していた
2. 保護者は、高校バレー部の指導者をあまり評価していなかった
3. わからない

24) あなたの所属していた高校バレー部では、保護者会はありましたか。(1つに○印)

1. 保護者会があった
2. 保護者会はなかった

24)-1 24) で「保護者会があった」と回答した方のみお答えください。

保護者会はどの程度、バレー部をサポートしてくれていましたか。(1つに○印)

1. 毎回の大会や試合の送迎や差し入れなどを保護者会として積極的にサポートしてくれた
2. 大きな大会では送迎や差し入れなどを保護者会としてサポートしてくれた
3. いつもではなく、大きな大会で保護者個人からの差し入れがある程度であった
4. ほとんど具体的なサポートはなかった

25) 高校バレー部の指導者に対して、部活動の練習内容や日程などについて自分(部員)たちの意見を言うことができましたか。(1つに○印)

1. はっきり言うことができた
2. 言いづらいが意見を言うことはできた
3. 言うことはできただろうが言えなかった
4. 言いづらいので意見を言うことはできなかった

26) あなたが所属していた高校バレー部では、選手選考、指導方法、練習スケジュールと
 いった、部の決定事項に関して、どのように決定がされておりましたか。以下の場合で()
 にそれぞれ番号をお書きください。

1. すべて指導者が一人で決定していた
2. 指導者が副顧問やコーチと話し合っただけで決定していた
3. 指導者が副顧問やコーチに加えて部員も含めて決定していた
4. 指導者と部員とが話し合っただけで決定していた

①選手選考 () ②練習内容 () ③練習スケジュール ()

27) 運動部指導に対する考え方が2つあります。あなたの高校バレー部時代の指導を振り返って、高校生当時のあなたが考えていた指導の理想と、指導の現実とに分けてそれぞれ近いものを1つ選んで()に番号を記入してください。

- ①指導者が、部員たちの考えていること、やろうとしていることに寄り添って指導する
- ②指導者が、指導者自身が考えていること、やろうとしていることに引き寄せて指導する

1. ①に近い 2. どちらかといえば①に近い 3. どちらかといえば②に近い 4. ②に近い
 理想 () 現実 ()

28) 高校時代所属していたバレー部における練習場面や空間について、どのような位置づけや意識を持っていましたか。それぞれの項目(1~15)ごとに、高校入学当時と、高校卒業当時とに分けて、あてはまる番号を記入してください。

「日常の学校生活の空間(授業やホームルーム等の部活動以外の場面)よりも
 運動部活動中の練習場面や空間の方が…」

	非常に そう思う	やや そう思う	あまりそう 思わない	全くそう 思わない	高校 入学当時	高校 卒業当時
1.自分の居場所である	1	2	3	4	()	()
2.ほっとする場所だ	1	2	3	4	()	()
3.仲間という意識を強く感じる場所だ	1	2	3	4	()	()
4.皆を身内であると感じる場所だ	1	2	3	4	()	()
5.上下関係を強く感じる場所だ	1	2	3	4	()	()
6.誰もが平等な感覚がある	1	2	3	4	()	()
7.強い者が評価される場所だ	1	2	3	4	()	()
8.閉鎖的な空間を感じる	1	2	3	4	()	()
9.開放的な空間を感じる	1	2	3	4	()	()
10.ありのままの自分になることができる	1	2	3	4	()	()
11.生きていくと実感できる空間だ	1	2	3	4	()	()

- | | | |
|---------------|------------------|---------|
| 12.気が抜けない場所だ | 1…………2…………3…………4 | () () |
| 13.強い緊張を伴う場所だ | 1…………2…………3…………4 | () () |
| 14.神聖な空間だ | 1…………2…………3…………4 | () () |
| 15.隔離された空間だ | 1…………2…………3…………4 | () () |

29) 運動部での体罰についてどのように考えますか。時期ごとに番号を記入してください。

1. 体罰は指導の一環として、すべて受け入れるべきだと思う
2. 体罰は許されるべきでないが自分が選手として認められるためには仕方のないものである
3. 体罰はいかなる時も許されるべきではない
4. 全く考えたことはない

①高校入学当時 () ②高校卒業当時 () ③現在 ()

30) あなたは高校バレー部の活動中における以下のような状況で、指導者から手を上げられた場合、それは指導の一環であると思いますか。それとも体罰であると思いますか。それぞれの状況ごとにあてはまる番号1つに○印をつけてください。

	やや指導の			
	指導の一環	一環だと	やや体罰	体罰
	だと思う	思う	だと思う	だと思う
1.自分が部活動を怠けていたとき	1…………2…………3…………4			
2.自分が不甲斐ないミスをしたとき	1…………2…………3…………4			
3.プレーについて指導者の指示通りにできなかったとき	1…………2…………3…………4			
4.勝てる試合に負けたとき	1…………2…………3…………4			
5.自分がポジション上の役割を果たせなかったとき	1…………2…………3…………4			
6.自分は悪くないのに、チームが試合に負けたことで 連帯責任としてとがめられたとき	1…………2…………3…………4			
7.プレーについて自分の技術以上のことを求められたとき	1…………2…………3…………4			
8.プレーについて自分の技術でできることをやらなかったとき	1…………2…………3…………4			
9.チームを代表して責任を追及されたとき	1…………2…………3…………4			
10.指導者から怠慢であると指摘されたとき	1…………2…………3…………4			
11.自分の礼儀やマナーが悪かったとき	1…………2…………3…………4			
12.練習に寝坊して遅刻したとき	1…………2…………3…………4			
13.高い競技成績を残している指導者から指導されたとき	1…………2…………3…………4			
14.練習や試合で自らを追い込もうとしなかったとき	1…………2…………3…………4			

31) 高校バレー部を振り返って以下の内容についてあなたはどのように感じていますか。
(番号それぞれ1つに○印)

	どちら				
	非常に満足	やや満足	でもない	やや不満	非常に不満
1. バレー部の活動全体を振り返って	1	2	3	4	5
2. 部の競技成績	1	2	3	4	5
3. 指導者との関係	1	2	3	4	5
4. 指導者の指導方法	1	2	3	4	5
5. 同級生の部員との関係	1	2	3	4	5
6. 先輩後輩の部員との関係	1	2	3	4	5
7. 自分の体力・精神力の向上	1	2	3	4	5
8. バレーボール技能の向上	1	2	3	4	5
9. バレーボールを楽しむこと	1	2	3	4	5

32) 以下には、スポーツに関する様々な意見が書かれています。それぞれの項目ごとに、あなたの考えを、「1.非常に賛成」から「4.非常に反対」までの中から選び、それぞれの番号に○印をつけてください。

	非常に 賛成	やや 賛成	やや 反対	非常に 反対
(1) 部の伝統行事や「しきたり」は大切に受け継ぐべきである	1	2	3	4
(2) スポーツの本質は勝敗よりもゲームを楽しむことにある	1	2	3	4
(3) スポーツは「道」(人間修養)をきわめる手段である	1	2	3	4
(4) 年令が上というよりも技術の優れている者が、部内で重視されるべきである	1	2	3	4
(5) 自己を犠牲にしても、チームのために貢献すべきである	1	2	3	4
(6) 勝負には勝たねばならない	1	2	3	4
(7) スポーツでは技術や体力よりもまず精神力を大切にすべきである	1	2	3	4
(8) スポーツでは、結果よりもそれまでの努力が大切である	1	2	3	4
(9) スポーツでは、礼儀・作法を大切にすべきである	1	2	3	4
(10) スポーツ技能の向上のためにきびしく鍛錬すべきである	1	2	3	4
(11) スポーツは、いつでもやめられる気楽さをもって行うべきだ	1	2	3	4
(12) 試合では、相手の技術や戦術を科学的に分析すべきである	1	2	3	4
(13) スポーツは、続けることに意義がある	1	2	3	4
(14) スポーツでは、倒れるほど練習することが大切である	1	2	3	4

- (15) スポーツでは、勝敗よりも全力をつくすことが大切である 1……2……3……4
- (16) 監督やコーチの命令には部員は全面的に従うべきだ 1……2……3……4
- (17) 自分のケガなどを隠してまでチームのためにつくすことは
ない 1……2……3……4
- (18) 技能レベルが同じなら年上の人を選手とすべきである 1……2……3……4
- (19) 部において部員間での上下関係は大切である 1……2……3……4
- (20) スポーツは技術や勝敗にこだわらず気軽に楽しむべきである 1……2……3……4
- (21) スポーツの場面では、喜びや悔しさなどの感情を表に出す
のは慎むべきだ 1……2……3……4

33) スポーツにおいて、次のうちあなたが最も重要だと思うものはどれですか。

(1つに○印)

- | | |
|----------------|-------------|
| 1. 全力をつくすこと | 2. 勝利をつかむこと |
| 3. フェアにプレーすること | 4. 活動を楽しむこと |

【貴重なお時間をいただき調査に対してのご協力、本当にありがとうございました】

参考資料 3：学校運動部活動における指導意識及び指導活動に関する調査

立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科

博士課程後期課程村本宗太郎

教授 松尾哲矢

【お願い】

本調査は、高校運動部の指導者を対象として学校運動部活動における指導意識及び指導活動を調査し、今後の部活動問題について考えていくための資料とすることを目的として実施されるものです。得られた結果は統計的に処理され、個人が特定されることは決してありません。皆様にご迷惑をおかけすることは一切ございませんので、ありのままをお答えください。ご多忙中、恐縮ですがご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

【本調査における体罰の定義】

本調査における「体罰」とは以下のような行為がそれに該当すると考えてお答えください。

【体罰】：指導者から部員（学校生徒）に対しての行為の中で、

- (1) 身体に対する侵害を内容とする行為（殴る、蹴る、ペンを投げつける等）
- (2) 肉体的苦痛を与えるような行為（正座・直立不動等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる、トイレに行かせない、食事をとらせない等）

の(1)(2)のいずれか、もしくは両方に該当する行為。

参考：「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」

（文部科学省 2013 年）

【回答の仕方】

設問ごとに、いずれかあてはまる番号に○印をつけてください。また（ ）がある質問に関しては記述での回答をお願い致します。回答の記入もれにご注意ください。

1) 担当競技 1. 男子バレーボール 2. 女子バレーボール

2) 性別 1. 男性 2. 女性

3) 年齢 () 歳

4) 高校バレーボール指導歴

合計バレーボール指導歴 () 年 現在の学校でのバレーボール指導歴 () 年

5) 勤務形態 (1つに○印)

1. 教諭 (教科 :) 2. 常勤講師 (教科 :)

3. 非常勤講師 (教科 :) 4. 学校の事務職員

5. 部活動専任監督 6. その他 ()

12) 今思い返してみても体罰を受けたことを現在どのように評価していますか。体罰を受けたことのない方は、自身が体罰を受けた場合どのように考えるかと仮定してお考えください。(1つに○印)

1. 愛のムチとして、自分を高めるきっかけを与えてくれたと思う
2. 愛のムチであったとは思いますが、やはり納得はしていない
3. 今思い返しても許し難いが、自分のためになったと思う
4. 今思い返しても許し難いし、何ら自分のためになったとは思わない
5. その他 ()
6. 分からない

13) あなたが指導者になってから運動部活動場面で部員にこれまでに手を上げたこと(頬や頭をたたくなど)はありますか。(1つに○印)

1. よくある
2. たまにある
3. 一回だけある
4. 一回もない

14) 現在指導している部員と、その保護者との信頼関係ができていますか。

生徒と保護者のそれぞれについて () の中に当てはまる数字を記入してください。

1. 非常にそう思う
 2. ややそう思う
 3. あまりそう思わない
 4. 全くそう思わない
- ①生徒 () ②保護者 ()

15) 日常の学校生活(授業やホームルーム等の部活動以外の場面)と部活動での指導中とを比べてご自身の態度はどのような違いがあると思いますか。それぞれの項目ごとにあてはまる番号に○印をつけてください。

「日常の学校生活よりも運動部活動中の方が…」

aだと ややa どちらとも ややb bだと
思う だと思う いえない だと思う 思う

- | | | |
|-----------------------|-----------------------|--------------------|
| 1. a 厳しい言動である | 1…………2…………3…………4…………5 | b 優しい言動である |
| 2. a 積極的に臨んでいる | 1…………2…………3…………4…………5 | b 消極的に臨んでいる |
| 3. a 感情的になる | 1…………2…………3…………4…………5 | b 理性的になる |
| 4. a 気難しくなりやすい | 1…………2…………3…………4…………5 | b 気さくになりやすい |
| 5. a 部員は近寄りやすい
と思う | 1…………2…………3…………4…………5 | b 部員は近寄りがたい
と思う |

16) 運動部指導に対する考え方が2つあります。あなたの指導について、現実と理想に分けてそれぞれ近いものを1つ選んで()に番号を記入してください。

- | |
|--|
| ①指導者が、部員たちの考えていること、やろうとしていることに寄り添って指導する |
| ②指導者が、指導者自身が考えていること、やろうとしていることに引き寄せて指導する |

1. ①に近い 2. どちらかといえば①に近い 3. どちらかといえば②に近い 4. ②に近い
現実：() 理想：()

17) あなたは、選手選考、指導方法、練習スケジュールといった運動部の中での決定事項に関して、どのように決定をしていますか。以下の場合で()に番号をお書きください。

1. すべて自分一人で決定する
2. 副顧問やコーチと話し合って決定する
3. 副顧問やコーチに加えて部員も含めて決定する
4. 自分と部員とで話し合って決定する

① 選手選考 () ② 練習内容 () ③ 練習スケジュール ()

18) 競技成績を残すことに関して、①外部(保護者、後援会、OB会)、②学校側(校長等)からのプレッシャーを感じることがありますか。それぞれの場合について()に番号をお書きください。

1. 非常に強く感じる
 2. やや強く感じる
 3. あまり感じない
 4. ほとんど感じない
- ①外部から() ②学校側から()

19) あなたはご自身のこれまでの運動部指導者としての指導実績についてどのように自己評価していますか。(1つに○印)

1. これまでの自らの指導実績を評価していて、今の状況で満足している
2. これまでの自らの指導実績を評価しているが、もっと上を目指したいと思う
3. これまでの自らの指導実績をあまり評価していないが、今の状況で満足している
4. これまでの自らの指導実績を評価しておらず、もっと上を目指したいと思う

20) 今後の指導の見通しについてお聞きします。現在行っている指導法を続けた場合、指導している運動部のパフォーマンスを高めることはできると思いますか。(1つに○印)

1. 今の指導法のままで、パフォーマンスを高め上に行くことができると思う
2. 今の指導法のままでも一定程度はパフォーマンスを高め上に行くことができると思う
3. 今の指導法のままでは頑張らないと上に行くことは難しいと思う
4. 今の指導法のままでは上に行くことは難しいと思う

21) 現在担当している運動部の部員は、運動部における練習場面や空間について、どのような位置づけや意識を有していると思いますか。それぞれの項目（1～15）ごとにあてはまる番号1つに○印をつけてください。

「部員は、日常の学校生活の空間（授業やホームルーム等の部活動以外の場面）よりも運動部活動中の練習場面や空間の方が…」

非常に やや あまりそう 全くそう
 そう思う そう思う 思わない 思わない

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1.自分の居場所である | 1…………2…………3…………4 |
| 2.ほっとする場所だ | 1…………2…………3…………4 |
| 3.仲間という意識を強く感じる場所だ | 1…………2…………3…………4 |
| 4.皆を身内であると感じる場所だ | 1…………2…………3…………4 |
| 5.上下関係を強く感じる場所だ | 1…………2…………3…………4 |
| 6.誰もが平等な感覚がある | 1…………2…………3…………4 |
| 7.強い者が評価される場所だ | 1…………2…………3…………4 |
| 8.閉鎖的な空間に感じる | 1…………2…………3…………4 |
| 9.開放的な空間に感じる | 1…………2…………3…………4 |
| 10.ありのままの自分になることができる | 1…………2…………3…………4 |
| 11.生きていると実感できる空間だ | 1…………2…………3…………4 |
| 12.気が抜けない場所だ | 1…………2…………3…………4 |
| 13.強い緊張を伴う場所だ | 1…………2…………3…………4 |
| 14.神聖な空間だ | 1…………2…………3…………4 |
| 15.隔離された空間だ | 1…………2…………3…………4 |

22) 部活動はあなたにとってどのような位置づけにありますか。（1つに○印）

1. 部活動はあくまでも一つの学校業務である
2. 部活動は一つの学校業務だが、やりがいを感じる特別な業務である
3. あまり考えたことはない

23) あなたが現在指導している運動部では、伝統的に伝わる独自の練習方法や独自のしきたり（ユニフォーム贈呈式など）はありますか。（1つに○印）

1. 伝統的に伝わる独自の練習方法と独自のしきたりの双方がある
2. 伝統的に伝わる独自の練習方法はあるが、独自のしきたりはない
3. 伝統的に伝わる独自の練習方法はないが、独自のしきたりはある
4. 伝統的に伝わる独自の練習方法と独自のしきたりについて特別なものはない

24) 指導意識について、2つの考え方があります。あなたの考えに近いものを1つ選んで下の番号に○印をつけてください。

- ①部活動を通じた教育的価値（人格形成、協調性、責任感等）の達成を図る
- ②部活動で競技の楽しさを味あわせ、技能や競技力の向上を図る

1. ①に近い 2. どちらかといえば①に近い 3. どちらかといえば②に近い 4. ②に近い

25) 以下のような部活動の場面で部員を叱責することはありますか。それぞれの場面ごとにあてはまる番号1つに○印をつけてください。

	必ず叱る	叱ることが多い	あまり叱ることはない	叱ることはない
1. 部員が部活動を怠けていたとき	1	2	3	4
2. 部員が不甲斐ないミスをしたとき	1	2	3	4
3. 部員の礼儀やマナーが悪かったとき	1	2	3	4
4. 部員が練習に寝坊して遅刻したとき	1	2	3	4
5. 勝てる試合に負けたとき	1	2	3	4
6. 部員が役職上の役割を果たしていないとき	1	2	3	4
7. 部員がポジション上の役割を果たしていないとき	1	2	3	4
8. プレーについて部員の力量でできることをやらなかったとき	1	2	3	4
9. プレーについて自分の指示通りにできなかったとき	1	2	3	4
10. ある部員のミスが原因で試合に負けたときにその部員に対して	1	2	3	4
11. 部員が自らを追い込もうとしないとき	1	2	3	4

26) あなたが指導しているチームが勝てる相手に対して不甲斐ない負けを喫した時、どのような方法で部員に対して反省を促したことがありますか。今までに行ったことがあるものについてすべてに○印をつけてください。

- 1. 正座やランニング等を課すことによって反省の契機とした
- 2. 皆の前で反省点を述べさせることで反省の契機とした
- 3. 反省文等を書かせることによって反省の契機とした
- 4. 説諭や説教によって反省を促した
- 5. その他 ()

27) あなたは部活中に部員に対し、ワンマンレシーブのような特定の部員だけを指定した個別練習をどの程度行っていますか。(1つに○印)

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1. ほぼ毎日のように行っている | 2. 月に数回程度行っている |
| 3. 年間で数回程度行っている | 4. この1年間で一回も行ったことはない |

27-1) 問 27 で 1~3 のいずれかを回答された方にお聞きします。あなたは特定の部員に対する個別練習に対してどのような目的をもって行っていますか。(あてはまるものすべてに○印)

1. 精神的な強さを鍛錬するため
2. 練習で部員を追い込むことで部員の心理的な限界を越えさせるため
3. 部員が試合中に無意識的に身体が反応しやすくするため
4. 部員の怠慢な態度やプレーについて戒めさせるため
5. 部員に自らを極限的に追い込むことの重要性を伝えるため
6. 運動部全体の士気を高めるため
7. その他 ()

28) あなたは特定の部員に対する個別練習をするとき、以下にあるような同意・説明をしていますか。項目ごとにあてはまるもの1つに○印をつけてください。

	毎回	たまに	あまり	すること
	している	している	しない	はない
1. 個別練習を受ける部員に対しての練習に参加するかという同意	1	2	3	4
2. 個別練習を受ける部員を指名した理由の説明	1	2	3	4
3. 行う個別練習の練習内容の説明	1	2	3	4
4. どの程度の時間で個別練習を行うかという練習時間の説明	1	2	3	4

29) 当日の練習について、部員に対して練習内容の目的や時間について説明をしていますか。(1つに○印)

1. ほぼすべての練習内容の目的や時間について説明をしている
2. 半分くらいの練習内容の目的や時間について説明をしている
3. 特別に行う練習内容の目的や時間について説明をする程度である
4. 練習内容の目的や時間について説明はほとんどしない

30) あなたは特定の部員に対する個別練習を行う際、どのタイミングで個別練習を止める契機とすることが多いですか。(1つに○印)

1. 部員が自身の心理的限界まで追い込んだと見ることができた時
2. あなた(指導者)自身が思い描いた成果が得られたと思った時
3. 部員の動きから、部員の身体的限界に近づいたと思われた時
4. 周りの部員がもう十分ではないかと思っているとあなたが感じた時

31) 部活動中に手を上げてしまった(頬や頭をたたくなど)以下の指導者の事例についてあなたはどの程度許容できますか。それぞれの事例ごとに○印をつけてください。

- (1) 部員が問題行動を起こした場合に懲戒として手を上げてしまった事例について
1. 許容できる 2. やや許容できる 3. あまり許容できない 4. まったく許容できない
- (2) 練習や試合において無気力な態度でまわりの選手に迷惑をかけたり、部員自身で自らの限界を乗り越えようとしないうこと等に対する激励として手を上げてしまった事例について
1. 許容できる 2. やや許容できる 3. あまり許容できない 4. まったく許容できない

32) 以下には、スポーツに関連する様々な意見が書かれています。それぞれの項目ごとに、あなたの考えを、「1.非常に賛成」から「4.非常に反対」までの中から選び、それぞれの番号に○印をつけてください。

	非常に 賛成	やや 賛成	やや 反対	非常に 反対
(1) 部の伝統行事や「しきたり」は大切に受け継ぐべきである	1	2	3	4
(2) スポーツの本質は勝敗よりもゲームを楽しむことにある	1	2	3	4
(3) スポーツは「道」(人間修養)をきわめる手段である	1	2	3	4
(4) 年令が上というよりも技術の優れている者が、部内で重視されるべきである	1	2	3	4
(5) 自己を犠牲にしても、チームのために貢献すべきである	1	2	3	4
(6) 勝負には勝たねばならない	1	2	3	4
(7) スポーツでは技術や体力よりもまず精神力を大切にすべきである	1	2	3	4
(8) スポーツでは、結果よりもそれまでの努力が大切である	1	2	3	4
(9) スポーツでは、礼儀・作法を大切にすべきである	1	2	3	4
(10) スポーツ技能の向上のためにきびしく鍛錬すべきである	1	2	3	4
(11) スポーツは、いつでもやめられる気楽さをもって行うべきだ	1	2	3	4

- | | |
|--|------------|
| (12) 試合では、相手の技術や戦術を科学的に分析すべきである | 1……2……3……4 |
| (13) スポーツは、続けることに意義がある | 1……2……3……4 |
| (14) スポーツでは、倒れるほど練習することが大切である | 1……2……3……4 |
| (15) スポーツでは、勝敗よりも全力をつくすことが大切である | 1……2……3……4 |
| (16) 監督やコーチの命令にはメンバーは全面的に従うべきだ | 1……2……3……4 |
| (17) 自分のケガなどを隠してまでチームのためにつくすことはない | 1……2……3……4 |
| (18) 技能レベルが同じなら年上の人を選手とすべきである | 1……2……3……4 |
| (19) 部においてメンバー間での上下関係は大切である | 1……2……3……4 |
| (20) スポーツは技術や勝敗にこだわらず気軽に楽しむべきである | 1……2……3……4 |
| (21) スポーツの場面では、喜びや悔しさなどの感情を表に出すのは慎むべきだ | 1……2……3……4 |

33) スポーツにおいて、次のうちあなたが最も重要だと思うものはどれですか。

(1つに○印)

- | | |
|----------------|-------------|
| 1. 全力をつくすこと | 2. 勝利をつかむこと |
| 3. フェアにプレーすること | 4. 活動を楽しむこと |

34) 日本のスポーツ指導場面においてどうして暴力がなくなるのか、また暴力をなくすためにはどうすればよいのか、ということについて日頃考えておられることをご自由にお書きください。

大変お忙しい中、調査にご協力賜りましてありがとうございました。

謝辞

本論文を作成するにあたり、非常に多くの方々に御世話になりました。お世話になりましたすべての方へ、ここに深く感謝の意を表します。

まずは研究活動に限らず、様々な面でご指導と激励を賜りました立教大学コミュニティ福祉学部 松尾哲矢教授に深謝の意を表します。まともに文章を書くこともできない私に、前期課程、後期課程を合わせて6年もの間、ご指導を賜りましたこと、感謝の念にたえません。作業が遅く、同じようなミスを繰り返す私の指導は辛抱の一言では到底収まりきらない程だったかと存じますが、松尾先生のもとで大学院生としての研究生生活を送ることができたこと、本当に幸福な時間であったと思います。研究者として先生の様になることは難しくとも、教育者としては先生の様になりたいと存じております。

副指導教員の濁川孝志教授、大石和男教授につきましても多大なるご指導を賜りました。余裕をもって論文作成をすることができず、いつも慌ただしい中での論文指導の依頼でしたが、ご丁寧な指導を賜りましたこと、深く御礼申し上げます。

外部指導教員としてご指導を賜りました筑波大学体育系 菊幸一教授には、大変ご多忙のところ、お時間を頂きご指導を賜りましたこと、深謝いたします。

英語や統計等々、弱点だらけの私にご指導を賜りました先生方、コミュニティ福祉学研究科の先生方、所属している学会大会で私の発表に対してご指摘、ご指導を賜りました先生方にもあわせて御礼申し上げます。

研究活動を進めるうえでは、体罰という非常にセンシティブなテーマの調査に協力していただいた全国の高校バレーボール部指導者の先生方、大学バレーボール部の指導者および学生の皆様にも感謝しております。

大学院生としての生活では、コミュニティ福祉学研究科前期課程での同級生、後期課程となつてからの後輩ら、いずれも劣らぬ個性豊かな同窓生との出会いに恵まれ、様々な面で刺激を受けました。とても全員の名前は挙げきれませんが、一人だけ名前を挙げるとすれば、前期課程、後期課程の公私いずれでもお世話になった中山健二郎くんには特に感謝しています。今後ともよろしく願います。また、松尾研究室の同級生、後輩たちが各自の課題に対して全力で頑張っている姿は常に私の励みとなっていました。いつまでも互いに高め合うことができる研究室生でありましょう。

最後になりましたが、大学院でスポーツを学問として修める機会を私に与えてくれ、ありとあらゆる場面で私を応援してくれ、温かく見守り続けてくれた家族の父 和久、祖父 清、祖母 良子には深く感謝しております。その中でも特に、時に大学教員として、時に研究者として、時に母親として、私を導いてくれた母 淳子には感謝してもしきれません。両親の血を濃く受け継いだマイペースな息子ではありますが、今後少しずつ親孝行をすることができればと思います。

ここに、お世話になりましたすべての方へ重ねて深い謝意を表し、本論文の謝辞といたします。今後ともご指導ご鞭撻の程、何卒よろしく願ひ申し上げます。